

鹿兒島県史料集 (52)

通 昭 録 (一)

鹿兒島県立図書館

## 刊行のことば

鹿児島県史料集第五十二集としてここに「通昭録（一）」を刊行いたします。

「通昭録」は、江戸時代後期 得能通昭（享保十四年生 寛政元年没）が郡奉行や勸農使として務める傍ら収集したものを江戸在勤中にまとめたものです。内容は、鹿児島藩主の編年記・薩摩藩及び公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆等を含みます。

今回は、八十余巻のうち総目録及び巻之一から巻之八までを刊行することといたしました。本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、都城島津邸本を参考に、九州大学名誉教授の安藤保氏及び志學館大学名誉教授の清水勝氏によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

清水氏におかれましては、一月に御逝去され、本史料集の執筆が最後の仕事となりました。御冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、長期間にわたる両氏の御苦勞に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

平成二十五年三月

鹿児島県立図書館長

原 口 泉

目次

解題	.....	i
例言	.....	vii
目錄	.....	1
通昭錄卷之一	.....	23
還塞劄記卷之一	.....	23
通昭錄卷之二	.....	40
還塞劄記卷之二	.....	40
通昭錄卷之三	.....	57
編年記稿卷之一	.....	57
通昭錄卷之四	.....	73
編年記稿卷之二	.....	73
通昭錄卷之五	.....	89
譚藪筆錄卷之一	.....	89
通昭錄卷之六	.....	102
譚藪筆錄卷之二	.....	102
通昭錄卷之七	.....	118
鑒察使答問抄	.....	118
上	.....	118
通昭錄卷之八	.....	143
鑒察使答問抄	.....	143
下	.....	143

## 解題

「鹿児島県史料集」第五十二集として、鹿児島県立図書館蔵『通昭録』を底本に翻刻・刊行し、今後順次、行っていくこととした。

なお、一般の翻刻は『通昭録惣目録』及び巻一・二の『還塞劄記』一・二を清水勝委員が、巻三・四『編年記稿』・巻五・六『譚藪筆録』七・八、巻七・八『監察使便問答抄』上・下・雑部を安藤保委員が当たった。

鹿児島県立図書館蔵『通昭録』は、越智(得能)通昭による随筆である。本来八十卷四十冊の随筆とある。所在は、鹿児島県立図書館本(場合により県本と略記)のほか、その原本になったと思われる書が都城市立都城島津邸本に在り(場合により都本と略記)、別に東京大学史料編纂所蔵本がある、今回から、都城島津邸本を参考に、順次、県立図書館本を復刻出版する。県立図書館本『通昭録』については、平成十年平凡社刊行『日本歴史地名体系47鹿児島県の地名』にうまく纏められているので引用すると、「自序によると官退の暇に興味に任せて菜録したものを編纂したものとあり、寛政元年八月記すとある。一般に成立年は安永九年(1780)年とされるが疑問。鹿児島藩主の編年記・薩摩および公儀の法令・故実・室鳩巢などの漢学の説、番町皿屋敷の由来などの話、和歌・和文・随筆など種々の内容を含む。特に七・八巻の『監察使問答抄』は、島津重豪のために作られた回答書を目付方であった通昭が熟覧記憶し書き留めたものといひ、史料の少ない鹿児島城下などについての貴重な記述がある。」としている。なお、県立図書館本『通昭録惣目録』の一丁表「通昭録分類惣目録」(の

序)には「安永庚子(安永九年)季秋越智通昭題す」とあり、『通昭録』巻一の「還塞劄記序」末尾には「寛政改元戊辰秋八月得能通昭謹志す」とあり、元号年と干支の不一致があり、これについては後述したい。扱、県立図書館本は、もと八十巻だが現在は四十二冊あり、巻十八・三十六・五十六・五十九・六十・七十七・七十八の七巻分の欠本がある。外形は二十六糎×十九糎、装丁は和装黒色表裏紙扉、題簽は、白地紙に、「通昭録惣目録」(十九糎×五・四糎)、本編では「通昭録 卷之一／卷二」の如き十七糎×四・五糎の、書き題簽である。目録も本編とも各丁表・裏を十三行に割った罫線紙を用い、この罫線紙は印刷により、柱刻には「鹿児島県」と見えている。ただ、初めこの用紙を原稿用紙として転写したと思われる、頭注部分が断ち切られていて読めない箇所がある。目録の見返しには墨付無く、一丁表に「通昭録分類惣目録」とあり、目録の序文がある。この本文右隅に隸書角印「鹿児島県図書之印章」がある。目録は五十三丁表まで、裏及び裏扉見返しには墨付はない。本編『通昭録』の表紙見返しには墨付無く、一丁表に「通昭録卷之一／還塞劄記序」が裏一行迄続いている。目録と同じく一丁表本文右下に「鹿児島県図書之印章」がみえる。二丁より本文に入り、これを本文の一丁と数えて三二丁で巻之一を終える。三二丁表より巻二に入り六十二丁裏までで巻二を終え、裏扉見返しに「明治十三年謄写全部四十冊内十八三十六巻原本欠」とある。ということは、明治十三年に謄写した「原本」なるものが、得能大助転写の、今の都城図書館本か、その後の写本かは分からないが、其時は二巻不足したものが、何時の間にかさらに五巻紛失したことになる。

なお、都城本の目録は和装、二十六・七糎×十九・三糎、題簽は

白地十八・九種×三・六種の貼紙に「通昭録／目録」とあり、表扉見返しには墨付は見られない。次の一丁表には本来左隅に寄せて内題「通昭録目録」とだけ書付けてあつたのであるが、その右側空白部に得能大助から榎本新九郎宛の書翰をそのまま、「写」と題してうつしている。この裏は墨付なく、次の一丁表・裏に「通昭録分類惣目録」と題する一文がある。県立図書館本と略同文である。その三丁目から目録であるので、ここから枚数を数えると、六十三丁あり、六十三丁目の裏には墨付がない。また、裏扉見返しにも墨付はない。次に、本書第一冊は、書形は目録と同一だが、中題簽で、もと十五・五種×三・四種あつた貼り跡が残り、微かに「還塞劄記／一・二」と読める。表扉の裏打紙が剥がれ、その表に「還塞劄記／一・二・糾合済」と見え、さらに左に寄せて、大きく『通昭録／

卷之一・二』とある。だから、これが全体の内題として書かれ、後で「還塞劄記／一・二・糾合済」の文字が付加されたと考える。だが、「糾合済」とはいえ、いい加減としかいいようがない。確かに、脱文は行間と余白に補遺されているが、卷一の十九項目二十七丁表に「焼火のことし焼く所ハ一箇の薪也昇る所の気は天を蔽ふ朱子曰天包地其氣無不通」を重ねて写しているが、ただし二度目には「天包地」三字を脱しているのである。「糾合済」が如何に安易な糾合によつたかがわかる。この内題の裏に墨付は見られない。次の一枚表一行目に。また内題「通昭録卷之一」とあり、二行目に「還塞劄記序」と題して目録本文があるが、県立図書館本と著しく異なるのは序本文の末尾年が、「寛政改元戊辰」なのに対して、都城本の方は、「寛延改元辰」である。次の第二丁目にもう一度内題「還塞劄記卷之一」と筆記し、(二)より、四十五丁表迄三十一項目を載せ

る。四十五丁裏は「還塞劄記卷之一終」とだけあり、四十六丁表には「通昭録卷之一／還塞劄記二」と見え、二十七項目が八十九丁裏三行迄掲載され、末尾に「還塞劄記卷之二終」とある。裏扉見返しには墨付は見られない。

『通昭録』著者について

『通昭録』著者については、『鹿兒島大百科』より、越智通昭(おちみちあき)。又、得能通昭(とくのうみちあき)について、要約して紹介すると次の如し。「通昭は享保十四年(1729)寛政元年(1789)、七十七歳没、鹿兒島に生まれ、左平次と称した。幼少より広く和漢の書を耽読し、和歌にも堪能であつた。長じて郡奉行となり、農業を奨励した。江戸在勤中『通昭録』四十一卷、『寓舎隨筆』二巻を撰した。また、他に島津氏の先祖に筆を起し、第二十四代重年に至るまでの薩摩藩の歴史を『西藩野史』二十二巻に纏めた」としている。

鹿兒島県立図書館蔵「通昭録」(以下県本『通昭録』という)を翻刻・出版することとなつた。東京大学歴史史料編纂所にも一本あるが、今回の出版に当たっては都城島津邸本(『目録』と『還塞劄記』の注では都本と略記)を対比した。なお、『目録』は県本・都城本のほか、同じく県立図書館本中に池田俊彦(鹿兒島の著名な歴史研究家)蔵書印による)が多分自分の必要のために「目録」とともに『談叢筆録』を筆写した内題二丁を含む全三四七丁の一冊が存している。この「目録」も対比した。

『通昭録』の成立年は「通昭録分類惣目録」序中に安永庚子季秋越智通昭題す」とあり安永9年(1780、作者五十二歳)の九月に目録が成つたことになる。目録の成立年は池田俊彦による目録の

写本『通昭録目録』及び都城本の序も同文である。ところが、『通昭録』巻一の『還塞劄記』巻之一序文末尾には「寛政改元戊辰秋八月得能通昭謹志す」と見える。一体、本文が目録の後に成ることはあり得ないし、寛政元年（1789）は己酉で干支の誤りかと思われる。が、通常干支を誤ることはないから、戊辰が正しいと考えると、「寛延元年」（1748）である。そこで、都城本『還塞劄記』序文末尾をみると、「寛延改元辰種八月得能通昭謹志す」とあり、この年で納得できるような内容ある文を書けるとは思いにくい。それどころか、『還塞劄記』本文は、巻一、三十一項目、巻二、二十七項目、合計五十八項目で成る随筆（『日本随筆大成』に見られるような江戸時代独自の意味の「随筆」＝「雑記」の意）であるが、中に長年の積学の成果と考えられる記述と、弟子と思われる人物（本文中「客」と見える）に質問を受けて的確な回答を天地人三才の何れにも広く亘って答えている点はとて二十歳そこそこの通昭とは考えられない。それは、講会・講習の中に『漢書』司馬相如伝・「揚雄伝」、『吳越春秋』、『孝経』、『論語』「学而篇」・「子罕篇」・「顔淵篇」、『中庸』「費隱章」・「鬼神章」、『孟子』「公孫丑章句下」・「告子章句下」などは、『朱子』の集注本で読み、『伝灯録』、『日本記』等の国史類はもとより『富士記』、『羅山文集』、『通鑑綱目』、『唐書』「太宗紀」、『老子』、『列子』、『神仙伝』、『五雜俎』「妙内篇」、『太極図説』、軍記類、宋明小説、野史・小説等にも広がりを見せ、宋学を分かり易く解こうとしていると見える。『十八史略』や『高僧伝』・『本朝高僧伝』等、又、その他の野史を含む雑書類にもその知識は広く及んでおり、基本的に宋学に立って門下を指導しようとしていると見える。『還塞劄記』巻上第二十八項に通昭が老病を養生

している記述が見え、児童と雑書を読む件りがあるから、とても、若い儒学生のものとは考えられない。又、通昭が、巻下第十六項に「人物の德行気節見聞」を十余巻の草稿に認めたと言うと、弟子がその添削などの手伝いを申し出ている。これも通昭が学者として相当な年齢でもあることをあらわしている。このように、解せない点が多々見えるなかに、明白に巻上第三十項に、「予、鳩巢先生に聞いて曰（中略）客大に悦んで曰、国法を論して、鳩巢、弘毅二先生の高論を聞く事を得たり」と見えていることを考えると怪しげな疑問は氷解する。室鳩巢は享保十九年（1734）に没しているから、享保十四年に生まれた通昭は数え年六歳でしかない。ある程度の学識に達した通昭が、鳩巢に教えを乞おうとしても、それは不可能であったのである。とすると、將軍吉宗の侍講にまで成り、荻生徂徠と並ぶ大学者と考えられた鳩巢の名を出して、通昭に権威付けをしたかった人物がおり、これが、かなり『還塞劄記』はもとより、『通昭録』をそれらしく書き換えたと考えるのが自然であろう。それは誰かといえば、通昭の孫得能大助であろう。というのは、都城本『通昭録』の「目録」内題部分に得能大助から榎本新九郎宛書簡の写しがあるからである。榎本新九郎は『文化朋党録』に見られるように、評定所の一員として「御裁許方見習榎本新九郎」と見えている人物で、都城島津家の書物方でも務めたのであろうか。その「写」一文によれば、榎本氏からの書翰を受けたので、「通昭録。三拾九冊一箱差上申し」上げるが、「愚祖父編集仕置外二扣連無」く、これまでも「一切差出さ」なかつたので「先方様えも被聞召上御考を以御取扱被成下度偏奉冀候」とあり、別に一冊手許に留め置いているともあり、都合四〇冊であったと思われるが、榎本氏を仲介者として、

都城島津家に献上したものであるといえる。つまり得能大助が献上用にはじめて筆写したのが、都城本であるといえる。この文が事実なら、『通昭録』が広まっていたのは、得能大助の写本の筆写がそのもとだといえよう。つまり得能大助が祖父通昭の文をかなり手直したとわかる。ここに都城本『通昭録』をかなり精査する必要が出てくると考えられる。

さらに、これについて付言すると、巻五・六の序を考えるに、第一番目の呉幸中の和文序があり、「寛延庚午の年夏五月」に成っている。寛延庚午は寛延三年（一七五〇年）、通昭二十二歳である。次いで第二の和文序が徳田盛章により、与えられている。著述の年月はない。次いで通昭自身による第三の和文序「譚藪筆録」がある。これも筆記年は記していないが「予弱冠にして精義齋に入り弘毅先生に見え」とあり、「弱冠」を本来の意に取れば二十歳であり、そうでなくとも、若くして弘毅先生の下で学問を学びはじめたという意味だから、諸書を通覧して「箚記」し、書冊をなし、序を乞うたのは、江戸時代の通例として、出版の意図があつてのことであろうから、通昭が二十二歳の若者であるとすると、とても信じられない。又、この自序末尾には「箚記する理由は）説語の意に適合するあれは退て是を箚記す、年を経て巻をなす、固り世に銜ひ人に示すへきにあらねは文の巧拙を顧みず、談行の世に亡ひん事を悲しミ、後に語り伝へまほしく、己か遺亡に備んと欲するのミ、半夜灯前毫を家塾の南窓下に染むるものならし、／越智通昭」とある。如何に老成している体でも二十二歳の若者の書いた文ではないであろう。また家塾を開き、子弟を教育しているとすとなおさらであろう。さらに第四の和文序（第二の自序）「譚藪筆録跋」があり、その末

尾には「宝曆年中得能通昭云尔」とある。宝曆は元年（一七五二）〜十四年（一七六四）、六月二日改元して明和元年）だから、通昭二十三歳〜三十六歳であり、終わりを取つても、若すぎるようである。こうして安永九年（一七八〇年）に目録が成つたとし、本文はそれ以前に成立していなければならないから、『通昭録』の成立年は都城本『通昭録』巻一の『還塞箚記』巻之一序文の末尾には「寛政改元戊辰秋八月得能通昭謹志す」と見えていたが、得能大助の学力・力量不足を勘案して、同じく改元の辰年を考えるに、安永元年壬辰（一七七二年）の成立ではなかったのか。そうすると、通昭は四十四歳であり、かなりな秀才であれば、大著があつても不思議ではあるまい。

そこで、目録と巻一の翻刻に当たつて述べておかなければならぬことがある。先ず、目録は『通昭録』の本文全冊が編成されて後、書かれたはずだということである。この目録の特徴は、全体を三十四の部類に分け、例えば「一」の「天文」部は二十一項目を各巻より引き出せるようにしているのである。これは第三者たる我等には甚だ引きにくい。そこで、この目録は作つた作者、即ち、通昭自身だけのために編集したかと推量される。又、本来の記述は、「一、天文 二、地理」のように記されていて、都城本（当然県立図書館本も）朱書きである。そうして、「姓名、廿九」（即ち「廿九、姓名」）が、「著述、三十四」（最終項目）の次に置かれていてるのは、得能大助が書写するとき、飛ばしたのを、後で加えたと分かる。これだけでも、得能大助が急いで筆写したことがわかるようである。『通昭録』全体の巻数は、県立図書館本『通昭録』『還塞箚記』巻下裏扉見返しの書付けに、「明治十三年謄写全

部四十冊内十八・三十六巻原本欠」とあったが、現在はさらに巻五十六・五十九・六十・七十七・七十八の合計七巻が欠本となっている。原本は元々四十冊であり、得能大助が初めて謄写した。その原本の所在は、今は不明であるが、現在の『通昭録』は、何れも得能大助筆写本をもとにしていると考えられる。

### 還塞劄記

そこで、「還塞劄記」を県立図書館と都城島津邸本を比較すると都城本は誤読、誤写や、誤字を訂正したのは数えるまでもなく多いが、気になるのは、頭注五の内、一箇所を写していないことと、脱字して行間あるいは、欄外に補っている点である。『通昭録』中の「還塞劄記」は、章段巻一は三十一項目、巻二は二十七項目の随筆であり、県立図書館本は巻一・二通して六十二丁、都城市立図書館本は八十九丁で成っているが、その両方を簡略に示したい。

頭注は県立図書館本では、巻一の第一項のみ、巻二の第五項・八項・十三項・十五項、合計五箇所だが、都城本では、第八項目の頭注がなく、四箇所分しか見られない。都城本に巻二第八項目の頭注が見られないことから、県立図書館本が都城本或いはその写本の系統によるのではないかとの疑問も生じなくはないが、県立図書館本五箇所頭注も、極初歩的な辞書（他の古辞書類も多く刊本で出ていたが中でも、例えば、江戸時代よく用いられた『康熙字典』『字彙』、大広益会本『玉篇』など）で引き出せる内容である。通昭には出版に意図があったらうから、或いは都城本の頭注や読仮名・捨仮名は啓蒙的な目的で付けた可能性もなしとはしない。ただ、大

学者であつた通昭自身が自らの著書に頭注を記す必要があつたとは思えないから、都城本の四頭注は得能大助が記し、その後転写の何処かで、巻二第八項の頭注が加わつたと考えるべきであろう。漢文の訓点に迷いと誤読が多いのも大助が訓点を入れようとしたからである。とすると、都城本から見られる初歩的な読仮名や漢字の上または下に付けられた捨仮名は得能大助によるものかと考えて良いであろう。また、一方に「異与」と「直諫」（巻一の第三項）を論じながら、同じ巻一の三十項では「国法を論」ずる議論を「鳩巢先生・弘毅先生」の名を出して、「足下もこの議論を止めよ」などといったのは、相矛盾しており、通昭の説とは思われない。又、廃仏毀釈の論理も国法を蔑ろにするものではないだろうか。このような疑いは『還塞劄記』巻一・二の随所に指摘できる。そこで、『通昭録』首巻に『還塞劄記』を置いたのは、通昭の孫大助が己れの所信を祖父の名を借りて入れ込む為であつたかも知れない。つまり、得能大助は己れの所信を紛れ込ますために『通昭録』を直接榎本新九郎に貸し与えるわけにいかず、態々筆写して与えざるを得なかつたと推定される。

次に、脱字・脱文について述べると、都城本には極端に多い。巻一には、五字以内の脱字が十八箇所、五字以上は、十五項の二十字・二十項の三百三十一字・同じ二十項内の十三字・二十一項の七十二字・同じ二十一項内の六字・二十六項の十九字の計二十四箇所もの脱字箇所をみる。さすがに三百三十一字の脱字箇所は欄外余白にびつしりと書込まれ、行間には書いていない。巻二では、五字以内の脱字二十箇所が見られる。別に都城本巻一の第十九項では三十三字分同文を筆写しながら、抹消していない。こんな不細工な



転写は、大量の転写を要する嫁入本でも有得ない。何故こんなことが起こったかと考えると、得能大助が、これら転写時、巻一から転写していきこうとしたとき、極めて取り急いだからと推定される。とは言え、得能大助は、先祖をより際立たせたい一心から、越智通昭を室鳩巢に面会した話を作りだして入れ込んだといえる。そうして、県立図書館本で解読しにくい文字が多く存するのは、実は、謄写に当たった図書館員の責任ではなく、大助の転写時に起因すると考えられる。とはいえ、一瞥目録を概観しても分かるが、幾分大助によって内容的な変化があつたにしても、『還塞劄記』巻一・二を覗くだけでも、『通昭録』は、江戸時代の大名家・薩摩藩を含む、特有の社会的・文化的・歴史的な諸般の内容を示している。だから、今後大いに読まれ、研究するに値するであろう。又、越智通昭が、『通昭録』を編纂するに当たって、巻頭に『還塞劄記』を選んだのだから、『通昭録』全体を俯瞰するときは、通昭の思い入れを考慮せねばなるまい。又廃仏毀釈理論を繰返し主張するのは、時代の最先端を行くものであつたらう。ただ、室鳩巢の「生理(道理)」の説に依るように言うが、鳩巢にはそのような激越な発想はない。それは、よく読まれた民衆用の仮名書き教訓書『六論衍義大意』(享保七年刊)、体験を交えて五常に分けた啓蒙書(隨筆)『駿台雑話』(寛延三年刊)などを見るだけで十分であろう。

仮名遣は、僧契沖が出て、定家仮名遣の間違いが指摘され、明和年間に揖取魚彦が『古言梯』(明和二年加藤宇万伎序・賀茂真淵跋)が出版されて以降、古仮名(後世言う歴史的仮名遣)が普及していたが、『通昭録』筆者は古仮名の知識に無縁であつたかと思われ、漢学者の常とはいえ、極めて興味深い。初めて転写した得能大助も

同様であつたらう。異体字(代用文字・略字等)には、兼承、傘、傘、座、座、座、隔、瑠、齋、齋、遠、充、充、飯、飯、貞、貞、貌、灵、靈などが見られる。又、通常使用された、仮名づより・漢文訓点のEトモなども多用されている。別に、巻一の二十項には袁都(エンヅ)豌豆などの貴重な当時の方言(日用語)もみえる。

### 編年記稿

本書は、藩の歴史についてほとんど知るものがない現状に鑑み、童蒙の子弟に読ませるための編年史作成を志し、その前段階として、古老の日瀝・私記の類いから主要事項を抜抄して編年したものである。本書を基にした編年史成立が意図されていたことは、「他日、余力を待て編年史を成さんと欲するのミ」とあることにより明らかである。

本書は、貞享四年七月、第三代藩主綱貴の家督継承に始まり、五代藩主継豊期の延享元年に終わる。藩主の動向を中心に、藩内外の事項をも適宜採録した略編年史である。

### 譚藪筆録

寛延三年五月付の序を持つ本書は、薩摩藩の藩主や家臣などを中心にした逸話集である。これと同系統の編纂物としては、島津忠良(日新)から七代藩主重年までの逸話を集成した『薩藩先公遺徳』、藩主・家臣などの逸話を集成した『薩藩旧伝集』・『雑事奇談集』があり、大正七年、鹿児島県立図書館所蔵文献を採録した『舊薩藩奇

『譚日記集』も同じである。

本書で採録されている人物は、島津氏では二代藩主光久（寛陽廟）・光久の長男であるが襲封前に死去する綱久（泰清廟）・三代藩主綱貴（大玄廟）・四代藩主吉貴（浄国廟）・六代藩主宗信（慈徳廟）を主とし、他に島津忠良・義弘もわずかであるが取り上げられている。家臣では山田昌巖・伊集院幸侃・東郷重位・長寿院盛淳等々、文人等では如竹・文之・惺窩・沢庵などであり、また、朝鮮人日官や西田町の町人についての逸話も含む。

どの人物のどの逸話を採録するかにより、何を後世に伝えようとしたのか編者の意図が窺われるのであり、それを探るのも逸話集の面白味である。

### 監察使答問抄

本書の成立事情については、本書の前書きにより知るうる。以下の通りである。

宝暦五年六月十六日、七代藩主重年が死去し、八代重豪が跡を襲った。幼年者の襲封であったことから、幕府は国目付として京極兵部高主・青山七右衛門成親を遣わし、薩摩藩内の大小事について、余すことなく箇条書きによって質問した。京極と青山は、同六年五月二十三日鹿児島へ着き、十一月三日に鹿児島を出立している。この間、出された質問に答える任に当たったのが御記録奉行の吉田用右衛門と長崎御付人の迫田太次右衛門である。この答書を、当時国目付方勤務であった越智通昭が熟覧し、記憶したものを書き留めたのが本書である。

成立事情から分かるように、幕府が薩摩藩の実情を把握するという目的からなされた質問への答書ということからくる限界はあるが、薩摩藩の現状を把握するために必要な事項が網羅されており、鹿児島城の様子、藩の制度・軍事・地理状況・産物、一年間の登城・仏詣の時期など全て知ることができる。なお、質問箇条には入っていないかった「年貢<sup>并</sup>百之事」の項目が付け加えられている。

『鹿児島県史料集（I）』として発行された『薩藩政要録』が薩摩藩の基礎データを示すものとして重宝されているが、同書は文政七年と嘉永四年現在の史料を元にしたものであるのに対し、本書は、それ以前の宝暦期のデータであり、両者を合わせ利用することにより、より薩摩藩についての理解が深まるであろう。

### 例言

本史料は県立図書館本を翻刻するが、都城市立都城島津邸本も参考とした。刊行は次の要領による。

- 一 漢字は、常用漢字中にあるものはそれによった。
- 一 訓読は誤読と思われるものも出来るだけ本書の通りとした。
- 一 字体は出来るだけ現在の字体にした。
- 一 仮名の内、仮名遣・送仮名は原文に従い、濁点の有る無しも本書の通りとした。なお捨仮名もそのままにおいた。
- 一 句読点は全て「、」とした。
- 一 頭注は、その部分の相当する文字の下に【頭注】とし、各項

- 一 目の本文終わりに頭注本文を「」内に示した。
- 一 欠字は□印で字数相当分を空けた。
- 一 字体不明字・誤読による転写は、各項目に注記した。
- 一 合わせ仮名は大方通常の仮名に直した。
- 一 三卷以降については、底本の不明部分や明らかに誤りと認められる部分は、都城本で訂正した。

通昭録惣目録

通昭録惣目録 (下部に隸書角印「鹿兒島県圖書之印章」)

昭生れて愚駭無似、徒に書を読むことを好む、経伝・子史・医学・詩文・和歌・俳優・戯談乃書に至るまで、手に従て読過す、然とも、記性乏しく、貪り読めは、愈忘る、於是、見る所を抄出し、聞く所を筆記し、年を積て、七十余巻をなす、所謂通昭録是なり、又、雑録・筆録・漫録あり、通計百數十卷、他日、考索大に勞煩す、官退乃暇、分類、惣目録を作て、是か爲に便す、安永庚子季秋、越智通昭題す

注1、県本・都本とも「駭」、池田俊彦写本「駭」に誤る 注2、都本「計」字の崩しを誤り、「斗」字に写す

天文	一	地理	二	外城	三	琉球	四	時候	五
人物	六	俗談	七	諸侯	八	御家	九	諸家	十
官位	十一	神社	十二	仏寺	十三	医薬	十四	漢語	十五
詩賦	十六	文章	十七	和歌	十八	和文	十九	法令	廿
故実	廿一	書史	廿二	文字	廿三	生植	廿四	器物	廿五
飲食	廿六	衣服	廿七	絹帛	廿八	童戯	三十	禽獸	三十一
歌舞	三十二	雑	三十三	著述	三十四	姓名	廿九		

(注 右の漢数字は、編の分類順を表しているが、県本・都本共朱書きであり、但し、池田俊彦氏写本の一は墨書である。また、三本とも「姓名 廿九」は最後に写している)

一 北斗 十三 一度 十三

一	天日月運行	十三	一	二十八宿	十三
一	五星	十三	一	福祿寿	十三
一	日月径り <small>(注1)</small>	五一	一	銀河	五一
一	梅雨液雨 <small>(注2)</small>	五一	一	寿老人	五十一
一	陰陽	五三	一	野馬糸遊	五十
一	霖雨	五三	一	大雪	五十
一	朱光	五三	一	星数	十九
一	彗星	六九	一	日月食	六九
一	天運動	六九	一	見日和法数条	五三
一	十二月気運考	五三			

注1、都本、「ヲ」 注2、池本、「渡」 注3、池本、「五十二」のみ

地理 二

一	鹿兒島御城	七	一	同間救堀間数	七
一	御城内建坪	七	一	御門櫓	七
一	御城内蔵数	七	一	御城内井戸	七
一	御下屋鋪長屋	七	一	厩数	七
一	御城内土屋敷	七	一	御下屋前空地	七
一	吉野橋堀 <small>(注1)</small>	七	一	御役所	七
一	升形	七	一	塩焔蔵	七
一	寺柱梶山番所 <small>(注2)</small>	七	一	鉄炮場	七
一	弓場	七	一	獵師鉄炮	七
一	鉄炮数	七	一	御城内武器	七
一	御城外武器	七	一	御家中武器	七
一	異国方御手当	七	一	津口番所	七

一	船付	七	一	口留番所	七	一	本朝温泉	四九	一	四神相応	十六
一	遠見番所	七	一	火立番所	七	一	蝦夷	五一	一	庄	五一
一	浦敷	七	一	近国道法	七	一	やまと	五一	一	位田職田	五一
一	境道法	七	一	湊々舩路	七	一	也久島	五一	一	女直国	五一
一	薩隅日廻	七	一	御領国廻	七	一	和蘭国	五一	一	田地古今不同	五一
一	御領国四方道法	七	一	山川ち内海道法	七	一	町歩里	五一	一	国郡別	五一
一	島々道法	七	一	島敷	七	一	かうつけ下つけ	五一	一	天地相去	五一
一	嶽敷	七	一	牧	七	一	天地相去	五一	一	本朝舩通外国	十一
一	温泉	七	一	湊	七	一	暹羅	五一	一	木谷氏移暹羅	五一
一	名所	七	一	産物	七	一	本朝人至外国	五一	一	巴旦人来日向	五一
一	錫山	七	一	明礬山	七	一	羅媽人来屋久島	五一	一	田弹国	五一
一	銅山	七	一	鉄山	七	一	大和河内山城	十一	一	何州何陽	五一
一	山林	七	一	竹木	七	一	正成墓	(註 <sup>五</sup> )	一	明歩	五一
一	金山	七	一	村敷	七	一	井田	五一	一	本朝井田	五一
一	七島高人数	七	一	大河	七	一	伐山林少白雨	五一	一	紅毛不忘親	五一
一	橋敷	七	一	牢屋	七	一	兼好墓	五二	一	頼朝墓社	五二
一	地之位	八	一	鹿児島村敷	七	一	本丸殿	五二	一	天守	五三
一	二国懸ル外城	八	一	九州御領知	八	一	玄関	五三	一	雲根	五三
一	京都町敷	八	一	禹九州	十三	一	歴代迁都	五三	一	陵	五三
一	秦三十四郡	十三	一	唐十道	十三	一	武蔵国	五三	一	江戸城	五三
一	宋十八路	十三	一	明十五省	十三	一	大田寺御廟所	五八	一	即心院御牌	五八
一	本朝五畿七道	(註 <sup>三</sup> )	一	内外朝	十三	一	江戸御屋鋪	五八	一	三口番所	五八
一	平安城	十三	一	州県	十三	一	三口番所	五八	一	鹿児島所々地名	五八
一	廟制間架	十五	一	田法歩畝頃	(註 <sup>五</sup> )	十六	忠度墓	六十	一	伏見古城	六十
一	本朝両段	十六	一	行程里数	十六	一	甌島	六十二	一	舩手	六十二

一	蝦夷談筆記	六四	一	京師	六十九	一	時候	五
一	三韓 倭奴			周倭国 安息国	六九	一	市日	八
一	和国 大倭			倭人国 国数	六九	一	歳差	十三
一	寺 陵			泰山 暴室	六九	一	暦代正月	四九
一	社稷 明堂			発地藏 地陷	六九	一	五節句	四九
一	池水変色 禹九州墾口			歴世地口数 菊水	六九	一	嘉定	五二
一	石室 火井			郡国 五祀	六九	一	暴風日	五四
一	孔子墓 冬不可作土功			平帝郡国 生石	六九	一	八朔	六六
一	毀仲尼廟			鳥桓ノ俗	六九	一	一元	七十
一	行在所	七十	一	常平倉 屯倉	十六	一	人物	六
一	金沢文庫	五二	一	氷室	五三	一	七興人数	九
一	大学料	五一	一	封戸稻米	五一	一	京町人数	九
						一	非人穢多	九
						一	御領内人数	八
						一	五撰家分限	九
						一	丁壮老	十七
						一	家康公略伝	五十
						一	七島郡司	五十
						一	苗代朝鮮人	五十
						一	伸李朴三氏	五十
						一	小西彪	五十一
						一	法勝寺執行	五十一
						一	日本国王良懐	五十一
						一	老人を尉といふ	五十一
一	琉球録	五六	一	進貢接貢	五八	一	側室	五十一
一	琉球征伐	六四	一	琉球法令	六四	一	めらう	五十一
一	具志頭いろは歌	六四	一	大島登世勝文	七一	一	本朝長寿人	五十一
						一	御前 <small>コセ(注1)</small>	五十一
						一	江戸遊女 <small>コセ(注1)</small>	五十一
						一	御中間	五十
						一	鐘持挟箱持	五十
						一	中西長兵衛	五十
						一	中西長門守	五十
						一	長崎御付人	八
						一	御領内宗旨分	八
						一	御家中分限	八
						一	浦浜人	九
						一	江戸諸人数	九

注1、池本、「城」注2、池本、「垣」注3、都本、「四九・五二アリ」と追加あり 注4、都本「地」を見せ消す、「知」を右に添えて訂正 注5、県本・都本「項」、池本「頂」、三本誤り、「頃」が正しい 注6、県本・池本「木」、都本「本」 注7、県本・池本「迂」に誤る、都本「迂」、迂は遷の俗字 注8、県本「二」を欠く、他二本有り

一	小野小町	五十二	とし	五十二	漢扱女	同	婦人君	同
一	粟田真人	五十一	仙人画図	五十二	馬生 <small>(注5)</small> 人	同	女 <small>レ</small> 為 <small>レ</small> 籠 <small>出(注6)</small>	同
一	悪七兵衛景清	五十二	仏師運慶	五十二	王莽暴	同	糟 <small>(注7)</small> 構 <small>之</small> 妻	同
一	茶人景園	五十二	白波	五十二	卓茂長者	同	八歳善	同
一	陸象山	五十一	生子類父母	五四	物故	同	六尺之孤	同
一	竹林七賢	五四	もろこ	五四	立嫡	一	六尺之孤	六十
一	太閤秀吉	五四	尸	五四	鏝鄒	一	寺人	六十
一	源為朝	五四	御役人落書	五八	舅姑	一	僧	六十
一	田原又太郎	五四	不音	五四	生齒	一	女作男	六十
一	孔子略年譜	五八	柳營夫人薨逝録	五八	生日子	一	息女	六十
一	天子皇子等正名	五八	女眉並女粧 <small>(注8)</small>	六一	鬼薪白粲	一	家族図	四九
一	渡辺綱	五八	上藤女髮粧 <small>(注9)</small>	六一	賀養子	一	親戚正銘 <small>(注8)</small>	四九
一	白拍子	六一	貞女棄子守節 <small>(注9)</small>	六一	女結髮様	一	むまれ性	五一
一	志津嶽七本鐘	五四	久米仙人	六一	岳父岳母	一	人魂	五一
一	小豆坂七本鐘	五四	惺窩	六一	人物孕月	一		五三
一	本朝楽人	六六	羅山	六二	注1、池本・都本「御前」	注2、県本「前」字に読む	注3、池本	
一	山内無窮斎	六八	白石	六六	「郎」字に写す	注4、読仮名「トウ」は県本のみ有り	注5、池、	
一	孝子佐栄秀	六八	荻生惣七	六六	「レ」無し	注6、県本、右注「イ」、池本、なし、都本「ライ」		
一	加藤権兵衛	六八	王莽時奇士	六十	注7、三本「構」字を書くも「糠」字の誤り	注8、池本「名」		
一	光武時長人	六十	命夫命婦	六十				
一	子奇化阿	六十	両頭兒 <small>(注4)</small>	六十				
一	婦食夫	五九	四臂兒	五九	俗談 七			
一	死復活	同	男化為女	同	薩州国曆	五十	田町小早船	五十
一	白波	同	皇后夫人	同	下総常久居 <small>(注1)</small> 城山	五十	川上家馬術	五十
一	活千人者	同	桓帝多内幸	同	吉野御馬追川上氏全指 <small>(注15)</small>	一	譚藪筆録六十条	五
					譚藪筆録八十四条	六		

注1、池、訓点無シ

諸侯 八

越前家	五四	御三家	五四
諸侯初官	五四	陪臣叙爵	五四
御譜代家	五四	加藤家	五四
池田家	五四	寺沢家	五四
生駒家	五四	高力家	五四
長束家	五四	稲葉家	五四
小西家	五四	黒田家	五四
大友家	五四	小早川家	五四
石田家	五四	茶弁当	五九
大谷家	五四	長刀	五九
安国寺	五四	棲折堅傘	五九
慶長乱後封	五四	参府御暇上使	五九
太閤時諸侯	五四	虎革鞍覆	五九
元服御肴拝領	五九	国持準国主	五九
宗門改証文	五九	国持并(以下脱字か)	五九
乗暮馬	五九	御称号御一字	五九
金紋挟箱	五九	松前系(図字脱か)	六五
仙台侯道中行列	五九	仙台侯初入朝行列	五九
宗信公御部屋柄御下国行列	五九		
松平越中守塗物並乗物	五十		
佐土原侯江戸行列	八		

注1、池本「仲」に誤る

御家 九

近衛家御家御由緒	五一	豊久後嗣	五一
近衛家被加御一門	五一	龜山氏ら進上之品	五四
越前島津家文書	五四	御系図外題	五四
但馬守忠就実名考	五九	島津左衛門所領	五九
六七君	六二	御直別家号	五十九
樺山氏庶流	五十九	嫡子久字庶子実名	五十九
実名字拝領家々	五十九	岩見氏拝領	五十九
諸家 十			
御切米被下家々	四	大河平山田二見 <sup>(注1)</sup> 粗米	五一
御扶持被下家々	四	上野家合 <sup>(注2)</sup> 参	五一
酒匂家御重物願	五十	酒匂家年俸	五九
菌田清左衛門家年俸	五十	本田助之丞家	五四
伊勢家謁大樹	五一	有馬安兵衛年俸	五四
伊勢貞昌公義年俸	五一	志岐氏臣薩州	五四
奥山家年俸	五一	田尻氏臣薩州	五四
川上家上席	五一	篠原氏	五四
福島氏	五四	敷根氏賜島津氏	五四
山田弥兵衛家	五九	敷根氏免久字	六十
中村源左衛門年俸	五九	穎娃氏免久字	六十
羽田氏年俸	五九	鎌田氏政近文書	五八

注1、池本・都本「木」、誤りあるが、意味により「参」に読む

注2、三本とも素直に読めば「葉」字で





注1、都本「訪」注2、ヒ字は見せ消ち、都本「參」字なし、また三本とも「勸」字に作るも「勤」字であろう

一	仏寺 十三	一	不断光院	一	諸宗由諸	一	法然 日蓮	一	五五
一	安養院	一	寿国寺	一	僧官位図	一	唐武宗毀寺還俗僧	一	五五
一	宝持院	一	南林寺	一	南都京大仏	一	中華寺数	一	五五
一	抱真院	一	妙谷寺	一	法華経字	一	山州金蔵寺隆豊	一	五五
一	南泉院	一	興国寺	一	知覚禪師乘戒	一	三聖仏語	一	五五
一	福昌寺	一	大慈寺	一	金山寺院	一	一休	一	六二
一	大乘院	一	宝満寺 <sup>(注1)</sup>	一	日光遊城院	一	門跡	一	五九
一	浄光明寺	一	心岳寺	一	高野蓮金院	一	僧玄蘊	一	五二
一	大龍寺	一	御領内寺数	一	宝勝寺縁起	一	一分銀	一	七
一	薬王寺	一	御領内寺領	一	宇治黄檗山	一	飯隈山御判物	一	五八
一	笑岳寺	一	御領内無領寺数	一	即心院御位牌	一	五山長老在对馬	一	六五
一	伏見宝福寺	一	御領内堂数	一	大乘院正月御膳進上	一	福昌寺普請茅負	一	五一
一	浄光明寺鐘銘 <sup>ヒ(注2)</sup>	一	寺堂修覆	一	寺	一	革囊盛血	一	六十
一	地神盲僧	一	御領国御目見寺	一	医薬 十四	一	眼病	一	六六
一	立野西ノ京薬師 <sup>(注3)</sup>	一	寺伝奏取次公家衆	一	古井有毒	一	凡毒腫内薬	一	六六
一	坂本村行平昆妙門 <sup>(注3)</sup>	一	須磨寺縁起	一	五臓配属	一	腫物打身方	一	六六
一	靈符堂	一	須磨寺宝物	一	無価散	一	薰疵方	一	六六
一	御袖判御印判被下寺院	一	鎌倉西来院鏡	一	神妙散	一	脚達者方	一	同
一	親王門跡	一	鎌倉英勝寺	一	無比散	一	疣拔方	一	同
一	撰家門跡	一	一向宗	一	忍冬湯	一	免疱瘡方	一	同
一	準門跡	一	広智禪師	一	勝金散	一	寸白方	一	同
一	本山山伏本寺								

注1、三本とも「審」字、「審」は「實」の古字、即ち「宝」注2、都本の「銘」字と見せ消ちなし注3、毘沙門の誤字

一	無二散	六六	一	ミイラ	一	去 <small>レ</small> 蠅 <small>(注3)</small>	一	蚊を去	一	五三
一	石斛湯	同	一	足違方 <small>(注1)</small>	一	去臭虫	一	去夏虫	一	五三
一	返本丸	同	一	小便閉方	一	油去 <small>二</small> 諸虫 <small>一</small> <small>(注4)</small>	一	米糶油	一	五三
一	五疳金香丸	同	一	鼠毒方	一	見 <small>二</small> 病人生死 <small>一</small> 法 <small>(注5)</small>	一	漆に不負法 <small>(注7)</small>	一	五三
一	念通散	同	一	ヤケド方	一	食 <small>レ</small> 蒜不臭法 <small>(注6)</small>	一	登 <small>レ</small> 山不 <small>レ</small> 息切法 <small>(注7)</small>	一	五三
一	順榮散	同	一	骨続クシキ方	一	齒磨法	一	離 <small>二</small> 章魚吸付 <small>一</small> 法 <small>(注8)</small>	一	五三
一	和順散	同	一	疱瘡方	一	急走不 <small>レ</small> 息切法	一	足くしき <small>(注8)</small>	一	六六
一	通經散	同	一	蛇虻治方	一	骨続名方	一	蛭吸血留	一	六六
一	耳虫入治法	同	一	癩癰驚風方	一	手足腫	一	骨くしき	一	六六
一	烟死治法	同	一	治魔方	一	小兒驚風灸	一	手足無名腫	一	六六
一	咽氣名灸	同	一	老人蒲団法	一	痲病	一	血留	一	六六
一	セキ虫名灸	同	一	蜂刺治法	一	あさいほ灸 <small>(注9)</small>	一	水瘡	一	六六
一	老人ノ灸	同	一	蛎嚙治法	一	刺 <small>レ</small> 蛭 <small>(注9)</small>	一	骨折傷	一	六六
一	頰カツラ疔名灸	同	一	河豚魚毒法	一	蛭吸	一	癩風 <small>(注10)</small>	一	六六
一	シラクモ名灸	同	一	養生心得	一	痛齒	一	虫牙疼痛	一	六六
一	足ヒキツル名灸	同	一	中津人奇病	一	無名腫	一	目齒妙法	一	六六
一	セキ虫積ツカへ灸	同	一	目藥	一	金瘡	一	齒舌牙口病	一	六六
一	ウラフモトフ指痛灸	同	一	目掛藥	一	刀疵	一	咽喉腫痛	一	六六
一	頭風名灸	同	一	源氏白藥	一	虫齒	一	咽牙齒	一	六六
一	ツキ目	同	一	血トメヤケト名藥	一	湯火傷 <small>(注11)</small>	一	突目	一	六六
一	腫物水瘡	同	一	頭風名灸	一	刀斧傷	一	疳眼	一	六六
一	齒痛名灸	同	一	源氏薄灸 <small>(注12)</small>	一	目膜	一	惡瘡	一	六六
一	五禽導引	六十	一	漆葉青黏散	一	毒瘡	一	惡瘡血留	一	同
一	青麩	六十	一	嘘背	一	灸瘡	一	惡瘡疥癬 <small>(注13)</small>	一	同
一	頭ノ虱	五三	一	蚤を去	一	小兒口瘡	一	落馬折傷	一	同

小兒疳	同	折傷	同
小兒草瘡	同	骨統	同
小兒夜尿	同	𩺰	同
小兒陰腫	同	癩風 <small>ナツシメツケル</small> (注12)	同
毛癩	同	瘡病 <small>シメツケル</small> (注12)	同
刺在肉中	六六	魚毒	六六

注1、池本・都本、捨仮名「イ」あり 注2、池本・都本「色」字に誤る  
注3、池本、訓点・読仮名、無シ、都本、読仮名なし 注4、池本訓  
点無シ 注5、池本、訓点無シ注6、池本、訓点無シ 注7、県本、「甚  
字に誤る、池本、訓点なし 注8、池本、訓点無シ 注9、池本、「甚」  
都本、「ざ」注10、池本、仮名無シ 注11、県本「疥」字なし、池本・  
都本、「疥」字入る 12、池本・都本、読仮名「シモハレ」

漢語 十五

舜水文集抄略	六九	一 涉獵 儼 開關	七十
鶴台韓客筆語	六九	一 舐犢 <small>(注1)</small> 群飲 均輸	七十
七子韓客筆語	六九	一 賦錢 口錢 雇山	七十
錚々 七十一	一	骨鯁 悅民 解構	七十
龍蚓 欲苑野	一	三人曰有虎 上好下從	七十
老騏鳴 閑閑	一	投壺 溲便	七十
惡 <small>レ</small> 惡善 <small>レ</small> 善	一	雄飛雌伏 賈人不衣絲 飛書	七十
大丈夫 便座	一	論決 項背相望	七十
知囊 徹膳	一	倥偬 五諫	七十
皂囊 休日	一	殺青 折骨	七十
龍飛 異端	一	吾我 与也	七十

  

菅家 <small>(注2)</small> 一休	有智子	平城帝	廿八
赤貞幹	橋為美	柳氏女	廿八
谷延清	小貞幹	岩貞喜	廿八
島君謨 <small>(注1)</small>	島天錫	郡国華	廿八
积正真	屈籌	南郭	道春
命熙臣	前田德善	木村貞行	积道本
蔡宏謨印	山田月洲	程順則	吳彬
光久公	十二	程仲扶	毛自義
詩 十六			

無シ  
注1、県本「飲」字脱 注2、池本、「推」に誤る 注3、池本、訓点

一	鹿府八景	坊津八景	伊勢貞昌	廿八	一	文天祥	日高為純	田中国明	廿二
一	七步詩	杜甫	吳隱之	廿八	一	程順則	井上因碩	志賀登龍	廿二
一	邵堯夫 <sup>(注3)</sup>	白樂天	孫明復	廿八	一	山田月洲	今井弘濟	安積寛	廿二
一	東坡	蕭水厓	唐洪甫	廿八	一	貝原篤信	本田忠統	林信篤	廿二
一	宋景濂	王荊公		廿八	一	朱舜水	蘓東坡		廿二
一	修学院八景			三十	一	室鳩巢	荻生徂徠	植木金	廿二
一	薩摩八景			三十	一	河口静齋	雨森芳洲	沈笑庵	廿三
	注1、池本・都本「傳」に作る				一	江天錫	太宰春台 <sup>(注2)</sup>	積文之	廿三
	注3、梟本「郡」字に誤る				一	積文之	太宰春台	積文之	廿三
	文章 十七				一	室鳩巢	太宰春台	雨森芳洲	廿五
一	河口静齋	山田月洲	常君祥	十九	一	人見鶴山	荻生徂徠	植木金	廿五
一	雨森芳洲	十九	雨森芳洲	廿	一	服部南郭	稲垣長章 <sup>(注3)</sup>	室鳩巢	廿七
一	植木金	河口静齋	室鳩巢	廿	一	花山常雅	伊藤仁齋	荻生徂徠	廿七
一	余承裕	源弘休	源維亮	廿	一	河口静齋	山田文蔚		廿七
一	藤仲休	伊藤長胤	松岡玄達	廿	一	異說類編	徂徠 仁齋 敬義 積氏 忠宗論 孟集 <sup>(注5)</sup> 教条		廿八
一	积大道	山田月洲	伊藤悠齋	廿	一	題問搓	徂徠 六九 一 賀仁政序 登世勝		七十
一	山本常行	深見玄泰		廿		池本「宰」字 注4、三本とも「花」ノ俗字「苍」を替く 注5、梟本「注」なし			
一	室鳩巢	山田月洲	梁田邦美	廿					
一	服部南郭	町田俊雄	川上親央	廿一					
一	林信光	田中国明	积(脱字か)	廿一		和歌 十八			
一	积天桂 <sup>(注1)</sup>	林春齋	長井貞宗	廿一	一	忠宗公	日新公 伯園公 龍伯公		十一
一	河口静齋	志賀登龍	深見玄岱	廿一	一	惟新公	家久公 菊姫君 綱久公 綱貴公		
一	児玉宗因	漢崔瑗	白居易	廿二	一	宗信公	重年公		
一	宋李至	汜堯夫	蘓東坡	廿二	一	道香	職仁親王 伏見貞建 音仁親王 柳原光綱		

鎌田政真	帖佐公道	伊達正宗	日野広資	一乘院快忠	惺窩	中院通村	島津久慶
柏原幽静	諏訪兼利	森迫三十郎	將軍義輝	伊達光宗	牧野	土岐	近衛信輔卿
蒲生氏郷	堀田 <small>(注7)</small>	三好長治	弟子丸宗之	諏訪兼利	遊行他阿	岩国少女	新納忠元
鉄舟	日野資慶	後水尾院	実隆	中馬諸香	長崎通好	日高為一	別府
前田利清	郡山公弼妹	諏訪兼利	近衛前久公	五倫和歌	法皇御製	陽和院殿	徳廟大故清相詠
河口子源	大内政弘	吉田	林道春	木脇刑部左衛門 <small>(注10)</small>	堀興貞	島津久峯	山田君豹
秀忠公	家光公	智仁親子	頼房	村田	木脇刑部左衛門 <small>(注10)</small>	島津久峯	山田君豹
名越恒篤	山田君豹	沙門古月	平塚	八木豊信	樺山紹劍	島津常久	二階堂直行
田中盛庸	中院通村	境田通節	二階堂省行	三村包常	村松隆円	伊集院抱良	喜入久正
新納久品	大原貞次	大原貞正	中馬諸直	間光延妻	吉田兼亮	小野寺秀和 <small>(注9)</small>	大高忠雄
木村静陰	室直清	賤老女	青山氏母	八木	太田道灌	松永貞徳	大石良雄
吉貴公賀	阿蘓玄興	水戸光圀	岩元具哲 <small>(注6)</small>	愛岩山百韻	明智光秀	松平貞政	間宮左衛門
長崎通好	日高為一	有栖川	赤崎貞幹	修学院八景	伊達正宗	義持將軍	川上久惟
雨宮正峯	蓮華寺	中院通躬	細川幽齋	冷泉為久	久初道記	逍遙院	赤崎貞幹
飛鳥井榮雅	松平信岑	稻留直睢	諏訪頼戡	貞女	日高為春	日高為一	清水宗川
樺山忠陽	北郷久嘉	小森一山	牧胤昌	石川	新納拙齋	飛鳥井雅章	鳥居
日高為春	寺山用央	樺山好文	風早実積	唐渚十二景	山本春正	二之宮政勝	後水尾院
遊女三国	木村静陰	種子島	美代清相	寺山用央	諏訪兼利	木村静陰	中馬諸香
樺山久初	田浦檢校	中馬諸香 <small>(注5)</small>	御代官池田氏	岡元宗阿	中院通躬	牧胤昌	美代清相
高野隆古	三条西実称	日高	伊達光宗	小森一山	小倉知雄 <small>(注8)</small>	僧沢庵	境田通節
中山榮親	藤谷為香	久世栄通	園基衡	上冷泉為村	妙法院堯恭	聖護院増賞	有栖川宮
姉小路公文	広橋兼胤	雅重	九条尚実	近衛内前公	職仁親王	柳原光綱	下冷泉宗家
飛鳥井雅香	為春	近衛内前	烏丸光胤	本田	樺山玄佐	樺山忠陽	当今御製
五辻盛仲	公雄	武者小路	葉室頼要 <small>(注3)</small>	重野井公院	中院通茂	家光公	中院通村
冷泉宗家	為村	日野資枝 <small>(注1)</small>	庭田重照 <small>(注2)</small>	僧潭州	祢寤尊重	近衛家熙卿	二十九

阿多	日高為春	近衛家久卿	近衛家熙卿
室直清	京極高門	京極高重	名越恒篤
実次	景俣	中島盛香	上村清胤
樺山君郷	和田	大学和歌	新院御製
梶井盛胤	近衛基熙	青蓮院尊澄	中御門資熙
柳原資廉	東園基賢	平松時量	烏丸光雄
野宮定縁	中院通茂	日野弘資	難波宗量
飛鳥井雅章	園基福	高辻豊長	聖護院道寛
上野胤海	静惠院栞海	円光院湛泰	中川久垣
内藤義概	田中定房	中山信治	中根正興
堀田一輝	日光尊敬	薩摩八景	薩摩八景 <small>(注1)</small>
鹿兒島八景	坊津八景	座敷八景	
後京極摂政	小野小町	僧正遍昭	為秀
西行	一遍上人	定家	尊氏
為家	俊成	能因	家隆
慈鎮	澄憲	北条時頼	法然
兼昌	渡辺省	戒仙	惟高
遍正 <small>(注15)</small>	躬恒	頼政	高弁
菅家	源致雄	仁和寺入道	俊頼
讃岐	宸暹 <small>(注13)</small>	範兼	公明
平惟盛	夢想	行仙	一休
小式部	齋宮太輔	源順	式子内親王
素性	兼慶	躬恒	大江季周母
経基	満仲	頼光	義家
義忠	仲綱	頼朝	実朝

三十一

義貞	直冬	直義	義詮
惟基	家隆	信明	物合和歌
廿一代集撰者并巻頭		道元	堀川院
作者不知			三十二
逍遙院 <small>(注14)</small>	田浦檢校	赤崎貞幹	飛鳥井雅章
清水宗川	今上御製	近衛内前	九条尚実
鷹司輔平	有栖川職仁	京極家仁	閑院典仁
京極公仁	九条道前	藤小室頼要 <small>(注15)</small>	広幡輔忠
冷泉為村	鷺尾隆瀬	万里小路政房	平松時行
清閑寺益房	日野資枝	綾小路有美	冷泉為泰
櫛笥隆督	石井行忠	風早実雄	大原重慶
久世栄通	冷泉為榮	広幡伊光	三室戸光村
冷泉為章	久世通親	武者小路公陰	中院通古
藤谷為敦	柳原光房	烏丸光祖	正親町公明
中山忠尹	正親町姫君	裏辻公理	北御方
愛親	美領	景平	澄月
美世	入阿	高山氏海路詠草 <small>(注16)</small>	
烏丸資慶			
西郡実信	おそん女道記	白川雅喬	久初一字題百首 三十三
比宮 <small>(注17)</small>	東園基賢	二階堂省行	冷泉為村
二宮政勝	二階堂省行	平瀬	赤崎貞幹
寺山用央	島津久峯	堀興貞	村田
有馬純暉	二階堂宣行	相良寿貞	逍遙院
田浦檢校	一条	近衛	菊亭
徳大寺	尾張信雄	飛鳥井	四辻

西園寺	勸修寺	大炊御門	中山	柏原幽静	山崎闇斎	前原伊助	小野寺秀和
烏丸	月野	久我	鷹司	中村正辰	岡野包秀	大石良雄	逍遙院実隆
家康公	大和秀長	慈明院	庭田	愛甲	辛崎松	伊達正宗	弟子丸宗之
正親町	広橋	北条式部 <sup>(注18)</sup>	豊臣秀次	後藤基次	朝長	大内義隆	冷泉民部
菊亭	花山院	三条正親町	吉田左衛門	森迫三十郎	中馬重時	本田親	一夢
乃能のノ詠	兼利日記	福崎林貞	岡元宗好	高光少將	定頼	空海	義家
吉田貞春	樺山氏小女	名越恒篤	細川幽斎	六義	八品	短歌	旋頭歌 <sup>(注21)</sup>
烏丸光広	遊女	清水宗川	長崎通好	混本歌	回文歌 <sup>(注22)</sup>	慇懃	尾箆
赤塚一逐	山田有貞	伊勢小六	三十四	病	本歌取様		三五
岩下祐貞	大重兼喬	堀興知	上床国昶	落葉集	四十五 四十六 四十七 四十八		
柳瀬実武 <sup>(注19)</sup>	肥後盛央	赤崎貞幹	坂元正香	宗祇女徳	六十		
相良寿貞	実信	美代清相	小森一山	貫之蟻通	六十		
称寤清香	長崎通厚	細川幽斎	光圀卿女				
京極高家	京極高主	青山	京極高為				
飛鳥井雅章	時方	智仁親王	為綱				
親尹	名越恒篤	義亮	資三				
遂良	估綱	正尹	諏訪兼利				
長崎賈人	室直清	伊藤仁斎	伊達光宗				
中神氏母	伊地知季	朝隈兼白	小倉知雄				
樺山久方	徳田盛次	惺窩	烏丸資素				
紫式部	俊成 <sup>(注20)</sup>	家隆	定家				
立野氏妻	熊本土女	綱貴公御賀	二階堂省行				
梶女	寺山用央	赤崎貞幹	大原貞以				
烏丸光栄	東都女	武者小路	川合太仲				
境田通節	中馬諸香	近衛殿	布引瀧				

注1、県本「月」字に誤る。注2、県本「田」字脱。注3、「葉」字、都本「茂木」二字に写す、「要」字、県本「安」に誤る、以下「要」字とした。注4、三本とも「飛鳥丸」に誤る。注5、池本「十」字に誤る。注6、池本「興」注7、県本「城」字に誤る。注8、池本「如」注9、県本「寺」字脱。注10、県本「部」字脱。注11、県本・池本共に「薩摩八景」に見せ消チ「ヒ」があるように、同じ語があるが、都本にはこの語が無い。注12、「正」字は「昭」字の音通字、十八項前が正しい。注13、良ノ誤字か。注14、池本「二」字無し。注15、注3にも異同を上げたが、ここでは、県本「藤小室頼安」・池本「葉室頼要」・都本「茂木頼要」注16、三本とも「中」字を書く。注17、池本、「一」字無し、三本とも仮名「ナミ」有り。注18、池本、「原」字に誤る。注19、池本「木」に誤る。注20、県本・池本、二字の間にレ点を置くも、誤り。注21、三本「遊」字、「旋」ノ宛字。注22、三本とも「廻」字、「回」字の宛字。



和文 十九	御即位ノ文 <sup>(注1)</sup>	四三一	一大掌会ノ文	同	年中諸所御参詣日	八一	御馬数	七
	女房奉書	同	三条西教訓文	同	御国許御参詣日	八一	三年御取毛	七
	旅賦並引	同	倭歌ノ文	同	御判物	八一	三年浮所務	七
	長嘯辞世乃辞	同	人心乃辞	同	御軍役賦	八一	運上銀高	八
	伝意齋辞 <sup>(注2)</sup>	同	平安城ノ文	同	御扶持賦	八一	薩州高夕才	八
	芳野記	同	芳野賦	同	御国御賦定	八一	大風洪水損高	七
	元政腰張ノ文	同	隱者文	同	騎馬数	八一	物成	八
	多波古盆記	同	楠公石碑銘	同	他国者出入	八一	町盜賊等改	八
	沢庵和尚文	四三一	鶴記	四三	他国者居付	七一	高札	八
	智光夫人墓誌銘	四三一	於のこ草	四四	公義流人 <sup>(注1)</sup>	七一	火消	八
	惟新公賜 <sup>(注2)</sup> 於下主 <sup>(注3)</sup> 文	四四	咬啗吧文	四四	御領国御仕置	八一	地方取御藏米取 <sup>(注2)</sup>	七
	大高源五呈 <sup>(注3)</sup> 母文	四四	釈迦真実法門	四四	町仕置	八一	經書講釈	九
	近衛家書	五八一	交野時家書	五八	外城町	八一	弓見分	九
	読神道臆説	六五	前橋初遊ノ史 <sup>(注4)</sup>	六五	町数家数	八一	小役小物成	八
	仁義徳断 <sup>(注3)</sup>	六五	五常あらまし	六五	町人御扶持	八一	緒上納銀物 <sup>(注3)</sup>	八
	蘓鉄記	六五	靈夢ノ記 <sup>(注6)</sup>	六五	町人衣服	八一	用夫銀	八
	桜島炎上記	六七	可竺与 <sup>(注2)</sup> 一室 <sup>(注3)</sup> 書	六七	一升米	八一	運上銀浦浜役ら	八
	貞昌与相良氏書	六七			百姓作得 <sup>(注4)</sup>	八一	山野開作	八
					高俵盛	八一	起先	八
					上見	八一	百姓仕業	八
					百姓弥興 <sup>(注5)</sup>	八一	凶年郷普請	八
					水旱備 <sup>(注6)</sup>	八一	百姓衣類	八
					御参勤数	五八	親殺主殺兄殺公義法令	五七
					お喜代様御渡方	五八	公義法制五十条	卅七
					公義法制二十七条	卅八	公義法制三十四条	卅九
法令 廿								
年中御登城日	四一一	御登城無之日	四一一					

注1、池本「ノ」字無シ 注2、都本「文」とのみ有り 注3、池本「レ」  
 点無シ 注4、三本「史」字、「艸」字に二同ジ、即ち「草」字に同ジ  
 注5、三本共に「億」字、「臆」字の音通宛字 注6、池本「ノ」字無シ

公義法制八条	四一	一	公義法制二十八条	四一					
予州松山目安箱	三十九	一	雲州松江法令	三十九					
吉宗公安藤氏へ仰出	三九	一	吉貴公又三郎公へ仰出	三九					
御代替 <sup>(注7)</sup> 吉貴公御届	三九	一	御代替御誓詞	三九					
殉死禁制	三十九	一	宗信公仰出	三九					
毎判御条書	三十九	一	御代々御袖判	三九					
若者共風俗仰出	三十九	一	吉宗公御譜代大名仰出 <sup>(注8)</sup>	廿九					
組帳序書	四十	一	御家老与帳序書	四十					
武芸稽古仰出	四十	一	衣服定	四十					
支配頭可羅(被字代用)書事	四十	一	儉約仰渡	四十					
出家成	四十	一	養子違変之事	四十					
士に無礼法外之事	四一	一	縁与並離別之事	四十					
死罪之士子共之事	四一	一	士に行逢以下之者無礼	四十					
乱心者囲書之事	四一	一	与分被仰付之事	四十					
軽キ士抱者之事	四一	一	諸与並与頭	四十					
中川八左衛門切腹被仰付事	四二	一		四二					
渡辺半左衛門御願被仰付事	四二	一		四二					
曾根平兵衛御仕置之事	四二	一		四二					
日光御社参之事	四二	一		四二					
御判物御目錄	三	一	諸物相場	七					
江戸年中御用金	八	一	両替	七					
御借金	七	一	御払物	七					
江戸御行列	八	一	御入輿御供女中	五八					
佐土原侯行列	八	一	本朝刑	六十					
江戸御借金	五八	一							

注1、三本「義」字、「儀」字宛字、以下同じ。注2、池本「取」字を所に誤る。注3、都本「銀」なし。注4、都本「徳」字。注5、都本「縁」字。注6、池本・都本「痛」字。注7、池ほん「付」字を仮名「り」に誤る、本「三付」と有り。注8、池本・都本「へ」入る。

故実 廿一

元服六十条	九	一	箱上書	九					
義久公御元服記	九	一	当時書札	九					
島津万寿丸殿元服記	九	一	佐土原元服	五三					
島津壮之助殿元服記	九	一	家重公元服	五三					
家重公御前髮取記	九	一	武器故実八十八条	十					
御家御直元服	九	一	娘礼二条 <sup>(注1)</sup>	十					
御家中元服格式	九	一	人日七種菜	十					
書札四十二条	九	一	賀詩書法	十					
首帳故実	十一	一	堂上故実	十					
着到故実 <sup>(注2)</sup>	十一	一	天子以下名称	十					
馬並馬具故実十一条	十一	一	天子主上等字義	十					
入子首	(五十一)	一	女院女王等名称	十					
見生首死首法	十一	一	詔勅制詰	一四					
切耳鼻法	十一	一	印授	一四					
九族五宗五等親并服仮 <sup>(注3)</sup>	十六	一	軍陣篝火	五三					
廟陵号臣下諡号	十六	一	水銃消火	五三					
服章	十四	一	圀城人数賦	五三					
上下	五十二	一	武器故実九条	六六					
白衣	六十六	一	諸書法 <sup>(注4)</sup>	六六					

一	足袋	五十二	一	欠字 <sup>(注5)</sup>	六六	一	墓祭	七十一	一	額角入	五一
一	女前帯	五十二	一	十二章	六六	一	禁色	五一	一	染齒	五二
一	布衣	六十六	一	房主	六六	一	月額	五一	一	忌日 <sup>(注11)</sup>	五一
一	麻上下	六十六	一	長柄銚子加へ	六六	一	火葬	五一	一	喪服無服 <sup>(注11)</sup>	四九
一	肩衣	六十六	一	臍緒	六六	一	御城御淀移伊地知本田勤	五十	一	右を貴ふ	五三
一	衣服紋	六十六	一	水引	六六	一	活「牡丹芍薬花」法	五三	一	活梅花法	五三
一	子持筋	六十六	一	色紙寸法	六六	一	梅花開法	五三	一	香炉の灰	五三
一	屏風故実九条	六六	一	葬礼瘞 <sup>レ</sup> 銭	五二	一	線香灰にさす	五三	一	止 <sup>二</sup> 蠟燭ノ流 <sup>一</sup>	五三
一	掛物故実十八条 <sup>(注6)</sup>	六六	一	水のはつお <sup>(注6)</sup>	五二	一	灯油不滅法	五三	一	灯不消法	五三
一	巻物	六六	一	袖袂	五二	一	雨続松法	五三	一	水上点灯	五三
一	画像賛書法	六六	一	風呂敷	五三	一	油つき掃除	五三	一	火燧の炭 <sup>ハク</sup>	五三
一	畳寸尺	六六	一	短冊	五三	一	火を保 <sup>レ</sup> ノ法 <sup>(注1)</sup>	五三	一	火不消法	五三
一	畳敷様	六六	一	茶湯	五三	一	火事場心得数条	同	一	火事羽織不当煙類	同
一	生夕花 <sup>(注8)</sup>	六六	一	鼻紙袋 <sup>ヒ</sup> <sup>(注9)</sup>	五二	一	桐油火出る心得	同	一	石灰火出る心得	同
一	曲尺	六六	一	女乗物	五八	一	蒸餅米法	同	一	色紙短尺張様	同
一	挾箱	六六	一	丸尺	六六	一	屏風張様	同	一	腰張法	同
一	家治公將軍宣下	五十一	一	御讓物御覽并由緒	五九	一	火事場行心得数条 <sup>(注13)</sup>	同	一	清朝祭祀	六三
一	公方家年中行事	五九	一	士踊御覽記	五九	一	注1、「娘」字「婚」字の代用 注2、都本「至」字 注3、池本「ノ」積「入る、都本「ノ」のみ入る 注4、県本「諸」、池本・都本「詩」 注5、池本「子」	同	一	注6、池本「十五」 <sup>ハ</sup> とあり 注7、池本「ほ」 注8、池本「ケ」無し	同
一	家督御礼進上物定	五九	一	虎寿丸公御宮参記	五九	一	注9、池本「袋」字に見セ消チ無し 注10、三本共に「震」字を用いる、	同	一	「震」字の普通字 注11、県本「表」字、池本・都本「葬」字 注12、県	同
一	公帖	五九	一	八朔御祝儀	五九	一	本「ノ」有り、池本「ノ」なし、都本「ツ」 注13、「数条」二字を池本「案」	同	一	字に写す、都本「か条」と写す	同
一	宸筆勅書御受 <sup>(注10)</sup>	五九	一	年頭御規式	五九	一		同	一		同
一	禁裏江御内書	五九	一	御即位記	六七	一		同	一		同
一	院中江御内書	五九	一	御即位ノ文	四三	一		同	一		同
一	諸侯江御内書	五九	一	大掌会文	四三	一		同	一		同
一	禁裏院中江御奉書	五九	一	漢ノ元服	七十	一		同	一		同



一	葦	七十一	稻禾粟米糲梁 <sup>(注2)</sup>	七十	一	本朝船	五二	一	太鼓有陰陽合体声	五二
一	麦	五二一	冬葱	五二	一	木主粉面	五一	一	松越中守塗物并乗物 <sup>(注2)</sup>	五十
一	茶	五二一	納生薑法	五三	一	水排鑄	七十	一	御家帆印火消羽織	五十
一	水仙	五三一	伐竹時	五三	一	御家重器	五九	一	御家虎革馬具	五十
一	防竹根	五三一	梨接桑	五三	一	回祿燒失重器	五八	一	御家網代輿	五十
一	切花法	五二一	早開梅花法	五三	一	前田氏進上宝物 <sup>(注3)</sup>	五八	一	女乗り物	五八
	注1、池本「根」字				一	棺塗松脂	五三	一	三尺劔	五一
					一	天狗面於徳面 <sup>(注4)</sup>	五一	一	磨錫器法	五三
					一	洗 <sup>(注5)</sup> 薰器	五三	一	放 <sup>(注6)</sup> 接物 <sup>(注6)</sup> 法	五三
一	器物 廿五				一	繕罐子破法 <sup>(注5)</sup>	五三	一	去 <sup>(注6)</sup> 銅器 <sup>(注6)</sup> 綠青 <sup>(注6)</sup> 法	五三
一	筆	五三	手鞠	五十一	一	去新鍋鉄氣法	五三	一	止 <sup>(注6)</sup> 銅器漏 <sup>(注6)</sup> 法	五三
一	紙 <sup>(注1)</sup>	七十	籠裏	五十一	一	干 <sup>(注7)</sup> 甲冑 <sup>(注7)</sup> 法	五三	一	染膠法	五三
一	節	七十	挾箱	六六	一	桐油漆法	五三	一	去兼徳利臭器法 <sup>(注7)</sup>	五三
一	檄	七十	曲尺	六六	一	接 <sup>(注8)</sup> 石之破 <sup>(注8)</sup> 法	五三	一	煮石法	五三
一	笏	十五	鳩杖	五二	一	煮 <sup>(注8)</sup> 角法 <sup>(注8)</sup>	五三	一	煮象牙法	五三
一	印章	十五	刀劍	七十	一	白 <sup>(注8)</sup> 象牙玉類 <sup>(注8)</sup> 法	五三	一	切鹿角法	五三
一	旌旗	七十	乘輿	七十	一	摺 <sup>(注8)</sup> 墨 <sup>(注8)</sup> 法	五三	一	納墨法	五三
一	黃越	七十	輻重	七十	一	印朱法	五三	一	印色	五三
一	烏帽子	五十一	符牌勘合	十五	一	朱墨法	五三	一	板屋保二十年 <sup>(注9)</sup> 法	五三
一	八幡座	五十一	度量衡	四十九	一	研刀法	五三	一	付 <sup>(注9)</sup> 鏢色 <sup>(注9)</sup> 法	五三
一	脇差長	五十一	帖佐燒物	五	一	落刀鑄法	五三	一	刀拭紙	五三
一	時数 <sup>(注9)</sup> 鐘	五十一	羽子	五十一	一	打粉法	五三	一	落刀血法	五三
一	牛車	五十一	関船 荷船	七	一	鞆留法	五三	一	塗刀油	五三
一	無縁筵	五十二	小早船 川船	七	一	目釘	五三	一	書冊蠹不入法 <sup>(注9)</sup>	五三
一	横笛	五十二	廻船	七	一	樟腦之法	五三	一	蠹 <sup>(注9)</sup> 子 <sup>(注9)</sup> 去法 <sup>(注9)</sup>	五三
一	鼓太鼓	五二	鼓有陰陽声	五二	一			一		

指物竿不 <sub>レ</sub> 虫法	五三	一	弓鏹柄類同断	五三	一	縹帽子	五二	一	夜着	五二
器部に可 <sub>レ</sub> 入数ヶ条誤て雜部入者多し両部通考すへし						綿帽子	五二	一	蒲団	五二
釜鳴	五三	一	塞 <sub>二</sub> 釜洩 <sub>一</sub>	五三	一	沢之丞帽子	五二	一	昔時衣食質素	五二
雨続松法	五三	一	器物治 <sub>二</sub> 木脂之出 <sub>一</sub>	五三	一	ときわけ	五二	一	女鼻棍	五二
修傘破法	五三	一	楠 <sub>二</sub> 桐油類之破 <sub>一</sub> 法	五三	一	喪服并無服	四九	一	吉弥むすひ	五二
注1、三本共に「節」、「櫛」か			注2、三本同じく「平」字脱字か			天狗立付	五二	一	鬼ふんとし	五二
3、果本「屯」字、今正した			注4、三本とも字体不明、「徳」か「應」			服章	十四	一	清朝衣服	六三
か			注5、池本「結」字に誤る			白袋奪紅色	五三	一	十二章	六六
7、三本とも「器」とあるが、正しくは「氣」とあるべき			注6、三本とも「縁」字に誤る			上下	五二	一	布衣	六六
「レ」点無シ			注7、三本とも「器」とあるが、正しくは「氣」とあるべき			白衣	五二	一	麻上下	六六
注9、池本「ノ」なし			注8、池本			足袋	五二	一	肩衣	六六

飲食 廿六

慳貪	五三	一	香物	五二	一	子持筋	六六	一	袖袂	五二
豆腐田楽	五二	一	塩瀬饅頭 <sub>(注1)</sub>	五二	一	女前帯	五二	一	喪服無服	四九
菓子	五二	一	牡丹餅	五二	一	注1、都本「二」字脱				
缺餅 <sub>(注2)</sub>	五二	一	景勝団飴	五二	一	絹帛并染色	廿八	一	へんかし島	五二
蕎麦切	五二	一	かちん	五二	一	絹布定尺	五二	一	もふる島	五二
心太 <sub>(注3)</sub>	五一	一			一	天鵝絨	五二	一	さんどめ島	五二
注1、字体不明、「饅」字の代用か			注2、「月」字の代用字か			金襴	五二	一	真田打	五二
注3、三本「大」字を用いる						唐織	五二	一	絹木綿定尺	五一

衣服 廿七

上下	五二	一	羽織	五二	一	一反一疋	五一	一	伊予染	五二
白衣	五二	一	一閑紙衣 <sub>(注1)</sub>	五二	一	正平染	五二	一	大久保小紋	五二
道服	五二	一	紙衣	五二	一	菖蒲草	五二	一	朧染	五二

一	憲法染	五二	一	友泉染	五二	一	実名反切	五一	一	御城下苗字	八
一	小大夫鹿子	五二	一	御所染	五二	一	注1、都本「氏」字のみ				
一	大夫鹿子	五二	一	甚三紅	五二	一					
一	藤色	五二	一	千弥染	五二	一	童戯 三十				
一	浅黄	五二	一	暹羅染	五二	一	鬼の皿	五二	一	童幼遊戯	五二
一	子持筋	五二	一	禁色	五二	一	かくれこ	五一	一	高麗 <small>コリア</small> とり	五一
一	菊水ノ紋	五二	一	落 <sub>二</sub> 衣ノ油墨染血 <sub>一</sub> 法	五三	一	雛遊	五一	一	暗て不惜	五一
一	落 <sub>二</sub> 衣ノかひ類 <sub>一</sub> 法	五三	一	落 <sub>二</sub> 染色 <sub>一</sub> 法	五三	一	指切	五一			
一	落 <sub>二</sub> 衣垢 <sub>一</sub> 法	五三	一	洗 <sub>二</sub> 頭巾 <sub>一</sub> 法	五三	一	禽獸 三十一				
一	晒 <sub>レ</sub> 布法 <small>(注1)</small>	五三	一	去 <sub>二</sub> 羅脊板垢 <sub>一</sub> 法	五三	一	龍	五一	一	獅子	七十
一	縮晒をのす法	五三	一	止 <sub>二</sub> 中綿ノ出 <sub>一</sub> 法	五三	一	紅樹歌童	八三	一	石亀	五三
一	丁子脂出る事	五三	一	皮なめしの法	五三	一	家狸野苗 <small>(注1)</small>	五三	一	雌鶏為雄	七十
一	衣器不虫法	五三	一	紺屋糊法	五三	一	御分国馬数	七	一	大爵	七十
一	染物数十条	五三				一	御家中乗馬数	七	一	封牛	七十
	黒茶			椀糊子 梅染		一	牛馬数	七	一	牛馬出銀	八
	こひ茶			椀子		一	鷹繫場	七	一	猫をくひる法	五三
	けんほう			正平		一	雞有付く法	五三			
	七両染			のくるみ							
	注1、池本「レ」点無シ										
	姓名 廿九						歌舞 三十二				
一	苗字 <small>(注1)</small>	五一	一	八十姓	五一	一	役者落書	五七	一	江戸大坂人形操 <small>(注1)</small>	五七
一	北魏賜 <sub>二</sub> 源姓 <sub>一</sub>	五一	一	源内 平内	五一	一	御年回御能	五七	一	御宮参御能	五九
一	中華無戒名	五一	一	古昔賤者名	五一		笛太鼓大小鼓座席	五二			
一	齋号	五一	一	姓氏	五三		注1、三本「繰」字、「操」字に訂正				

一	復除并鐳符	十六	一	墨痕不消法	五三	一	試墨好悪法	五三	一	直好墨損法	五三
一	旌表	十六	一	書籍墨落 <small>(注1)</small> ニ法	五三	一	治 <small>ニ</small> 硯水氷 <small>ニ</small> 法	五三	一	取錯字法	五三
一	錢貨茶馬	十六	一	沓の子を打	五三	一	油紙書字法	五三	一	直古紙不墨付法	五三
一	明朝一石	五一	一	毛辺紙仮張法	五三	一	色紙泥上墨付法	五三	一	書灯	五三
一	埋 <small>レ</small> 木	五二	一	礬水の法	五三	一	隱字書法	五三	一	石摺法	五三
一	とめる	五二	一	朱印肉法	五三	一	白字法	五三	一	黒紙書字法	五三
一	古物為妖	五二	一	唐昏裏打法	五三	一	書画土用干法	五三	一	書瀑法	五三
一	作湍紙法	五二(池五三)	一	湍製法	六三	一	干書軸法 <small>(注6)</small>	五三	一	治雨洩書冊法	五三
一	貯湍法	五三	一	桐油干様		一	すきうつし法	五三	一	落 <small>ニ</small> 書冊油 <small>ニ</small> 法	五三
一	焼海蘿法		一	桐油ねはりけ去様		一	石書字法	五三	一	小字大字に写法	五三
一	合羽法		一	古桐油類油 <small>(注2)</small> とる法		一	板屋保十年法	五三	一	虫不喰米法	五三
一	引油法		一	油紙法		一	菜苗殺虫法	五三	一	去胤方	五三
一	雨障子法		一	紙接 <small>(注3)</small> 不離法		一	去蚕胤法	五三	一	去 <small>三</small> 黽付 <small>ニ</small> 池魚 <small>ニ</small> 方	五三
一	屏風障子張様		一	紙に地する法		一	うくろ <small>(注7)</small> をちを去ル	五三	一	落髮垢法	五三
一	水地の法		一	地紙をのす法		一	去 <small>二</small> 田之虫 <small>ニ</small> 法 <small>(注8)</small>	五三	一	落石之墨法	五三
一	裏打の法		一	虫 <small>(注4)</small> はちさる <small>(注5)</small> のり仕様		一	取井中魚法	五三	一	藏中置米大豆	同
一	去 <small>レ</small> 煤法		一	張 <small>ニ</small> 瓦器 <small>ニ</small> 法 <small>(注9)</small>		一	通大竹節法 <small>(注9)</small>	五三	一	蠟燭不流法	同
一	紅毛漆喰法	五三	一	漆喰法	五三	一	豊之油を去法	五三	一	徂徠問答書	五六
一	石灰法	五三	一	白土塗法	五三	一	清朝撰事	六三	一	蝦夷談筆記	六四
一	さ <small>ひ</small> 土法	五三	一	印色入油法	五三	一	官問清人朱答	六三			
一	用 <small>レ</small> 朱法	五三	一	保 <small>レ</small> 筆法	五三		注1、泉本踊字「ニ」、池本「ニ」無シ、都本「ス」を送仮名す 注2、池本・都本「取」 注3池本「腰」字ニ誤ル 注4、池本・都本池「ま」注5、池本、訓点無シ 注6、池本「画」字に誤る 注7、本文「も」だが、意味不明 注8、池本、訓点無シ 注9、池本「郎」字に誤る				
一	修 <small>ニ</small> 破硯 <small>ニ</small> 法	五三	一	朱硯法	五三						
一	印油法	五三	一	印肉法	五三						
一	印肉不乾法	五三	一	去墨沫法	五三						



著述 三十四

一	還塞簡記二卷	(二)	一	石馬集八卷	十五	十八
一	編年記稿二卷	(四三)	一	法令五卷	(三十七)	(四十七)
一	譚藪筆録二卷	(六五)	一	故実要領二卷	(十九)	
一	鑑札使答問抄二卷	(八七)	一	瑾瑜集二卷	(十一)	(十二)
一	藻彙編十卷	十九	一	詣華尾記	六十	
一	蘭苑会	六十	一	敬齋説	七一	
一	靈夢記	六五	一	越昭隨筆	二十五	(注2)
一	赤城義士似「唐」張		一	後太平記島津氏弁	五二	

注1、池本・都本「藪」

注2、池本「ノ」字無し

還塞劄記

還塞劄記 卷之一・二

通昭録卷之一

還塞劄記序

通昭官退の暇、一二の友人と経を講し、史を論し、文辞の間に徘徊し、載籍の中に游泳し、一時の興を遣る、問々意に適するあれは筆を把て録す、固り僞偉特達の材にあらず、道德性命の域を窺ふ事あたはず、激濁揚清の操もなく、踐履力行の称すへきもなし、所謂講論も是非顛倒し、邪正錯乱し、見るに足らざる事知んぬへし、無用の贅言録するも亦嗚呼かましければ、後來我業の進止をも顧んと、題して還塞劄記と云、横渠の所謂心中有所間即便劄記不思則還塞の語に深く感ずる事ありと、寛政改元戊辰秋八月得能通昭謹志す、

注1、県本「は」、都本「わ」、以下仮名遣は、県立図書館本・都城島津邸本（以下、県本・都本と略記する）ともに古仮名遣（今言う旧仮名遣）になっていない場合、原文の僂示した注2、都本「も」の左に「亦」字を添える注3、県本・都本、共に「嗚呼」に誤る注4、都本「と」注5、都本「開」注6、都本「期」

還塞劄記卷之一

一 仲冬初三夜、池兼名と精義齋に入て、弘毅先生に謁す、先生炉辺に在て、性理の故を論す、炭火を指し示して曰、道器相離れざるの象観つへし、此一箇の炭形而下なるの器なり、火気の炎々たるハ形而上なるの道なり、下なるの器無んは焉んそ上なるの道あらんや、相因て離れざる事かくの如し、炭無ければ火なし、夫聖人の易や象を以て人に示す、君子觀物の眼味ふへし、通昭問、朱子太極図を解して曰、太極者本然之妙也、動静者所乘之機也、初め太極を体とし動静を用とす、其言病有を以改むとあり、愚謂、太極ハ理也、動静ハ氣にわたる、太極固り体なり、動静ハ用としかたきに似たり、理ハ動静なしといへとも、氣に動静あり、理、氣に乗する時は理も亦些く動静なきことあたわす、先生曰、然り、通昭又問、黄勉齋曰、所乘之機四字、最難看旧、蔡季通、对朱子問、所乘之機如何、下得恁地好、朱子微笑すと、此曰字如何、先生曰、太極者本然之妙也、是船に乗る榜人「頭注」のことし、動静は所乘之機也、榜人乗る所の船のことし、又問、繫辞曰、形<sup>アツテ</sup>而上者謂之道形而下者謂之器、上下の二字高下を以て積く者あり、前後を以て説く者有り、如何ん、先生曰、上下字如此泥むへからず、高下を以て積しかたく、前後を以て説く甚曉しかたし、道ハ理をいふ、器ハ物を以ていふ、器ハ<sup>注4</sup>船なり、道ハ船に物を載るの理なり、器は下<sup>注4</sup>なり、理ハ上なり、於是理ハ形して、上器ハ形して下<sup>注4</sup>なり、上下の二字分曉、昭曰、燭台ハ形して下なるの器、火を燃すハ形して上なるの理、形ハ燭台也、形して其上に乗る所の燃の理ハ形して上なるの理なり、前後を以て名付けかたく、高下を以積かたしといへとも、形

して其上に乗る所ハ理、乗する所ハ器なれハ、高下を以て論するハ暫く似たる所ある坎、先生曰、説得てよし、

昭謂、今夜、先生、性理乃論千緒万端辭し版て太略を記す、錯誤其恐れ少からず、他日質正を請んと欲す、

「県本頭注・「榜人 前は□□楊雄伝二出ツ」 都本頭注・「榜人前は書 楊雄伝二出」とある。漢書楊雄伝か」

注1、序文の注1に示した如く「は」行の活用を「わ」行に書く例多し。以下其の俚においた 注2、都本は「四機」の左に小字で下・上の字を添えている。即ち「機四」と読めと指示している 注3、「形ア」部分を、都本は「形アテ」と書く 注4、船。船同字。但し、都本は船字を用いる 注5、都本、「処」字 注6、「坎」は「敷」の略字。以下同じ

一 孝経経文を講習す、終て客曰、孝ハ聖学の要務、百行の本にして、至徳要道民用て和睦し、上下怨なしとハいへとも、孝ハ一人の德行にしてまた法制に至らず、法制なくんハ一県一邑猶治むへからず、況や天下国家に於てをや、聖人説所如此は、仮に言を設て人を勤めしむるなるへし、昭曰、聖人の言を立る、至誠天地を貫く、異端曲学の辞を託し、事を設て人を教る如くならんや、夫孝ハ道徳の大本、百政の根原なり、堯舜の治も豈是に外ならんや、唐太宗曰、若シ安セハ天下ニ必須先正其身未レ有身正而影曲上理而下乱者ハと、夫身を正するに、孝にあらすして何ぞや、いまた身正して、親に孝なき者ハあるへからず、政の理乱ハ、民心を得ると得ざるとにあり、民心を得るにハ孝より先なるはあらし、人々乗レ鬻の良心あればなり、孝ハ民心を得るのミにあらず、必天心

を得つへし、天心を得る時は、天神地祇も此人を守り、宗廟社稷も福を降し、人民観感して国家の安寧疑ふへからず、明の王叔英、孝を天下に称せらる、漢陽県の令となり、大旱に遇て民是を苦しむ、叔英嘆して曰、吾、民の父母として独食に飽へけんやと、遂に食を絶て天変を承く、三日を経す大に雨降る、祈て漸く霽るといへり、是を以て見つへし、孝ある者ハ心誠あり、心誠あれハ人心を得て天心を得る事疑ふへからず、豈治道の成らざるを憂んや、然れとも心誠有て親に孝ある事、大舜の如くならずんハ、民心天心を得て所謂至徳要道民用て和睦するの地にいたるへからず、聖人の言を立る豈妄ならんや、深く翫味せずんはあるへからず、

注1、県本「勤」字に作る、「勤」が正しい。以下、正した。都本は「勤」字 注2、本文では「承」字ノ代字「兼」字である、都本同じ、以下同じく承に変えた 注3、県本、都本共に「漸」字、都本、読仮名「ヤフヤ」を付す

一 論語子罕篇を講す、巽与之言能無説乎といふに至て、客曰、我朝ハ勇武の国、忠直を尚ふ事を知るのミ、巽与之言に至てハ説なくんハあるへからず、昭曰、君を諫むるの道、豈一端ならんや、君に仕る者辞知せずんハあるへからず、蘓詢か諫論曰、夫君之大ナル天也其尊、神也其威雷霆也、人之不能抗神、触神、触神、雷霆亦明矣といへり、故に其術を知り、其理を究め、貞固以て蠱に幹たるにあらされハ、天に抗し神に触れ雷霆に忤ひ、其君をして過失なきに至る事あたわす、是を以て至誠以て身を正し、死以て君を諫む、昏愚の君といへとも感動せさらんや、然れとも峻拒絶物の君あり、執泥渋滞の勢あり、啻に直諫を好んで、巽与之言を知らされ

ハ、事に益なきのミにあらず、身空しく亡ひ、君をして忠臣を殺すの誠にまぬかれしむる事あたわす、忠に似て忠ならず、嘗て魏武侯、楽羊に命じて中山を伐て是を取る、其子の撃を封し、群臣に向て、我ハいかなる君そと問ふ、仁君也といふ、任座曰、君中山を得て弟を封せずして子を封す、何そ仁君といはん、文侯気色を損し甚怒る、任座走て退く、次に翟璜に問ふ、璜曰、仁君也、文侯曰、何を以て仁君なる事を知る、璜曰、君仁なれハ臣直也、任座か言直なり、是を以て君の仁なる事を知る、文侯悦て始めて悟り、任座を呼て自堂を下り退て上客とす、是任座ハ直諫なり、翟璜は巽与なり、二人君を愛するに勝劣あるへからずといへとも、君の用捨に至てハ甚得失あり、故に君に仕て其術を知り、其理を究るにあらされハあたわす、巽与を以て忠直にあらずといふへからず、又直諫を以て巽与に如すとすへからず、二ノ者兼存して、機に臨ミ変に応すへし、

注1、都本「に」入る 注2、都本「不」即フを付く 注3、都本「我ハ」二字欠く 注4、県本「座」、「座」に作る、都本「座」、何れも「座」に同じ

一 君子可逝不可陷可欺不可陷の章を講す、客云、君子ハ欺に其道を以てすれハ信すといふ、井に人有といふかことき妄説をなさんに、豈陥の理あらんや、其父兄忽人を殺すといわんに驚き走て赴んか、昭曰、君子親を愛し長を敬するの真情、驚くへきに似たれとも、必しも然らし、昔曾子と姓名を同ふする者人を殺す、人來りて曾子の母に告く、母織る事自若たり、復來り告るに猶もとのことし、三人に及んで、其母杼を投して機より下り牆を踰て走るといへり、是告るに道を以てし、姓名の同しきすら猶かくの如し、又、明道先生、

沢州晋城の令となり、風俗悉く化して淳厚なり、三年の間強盜の憂なく争鬪に依て死する者一人もなし、或夜下吏門を叩て人を殺す者ありと告く、先生曰、吾邑人何そ此事あらん、若誠にあらは某の村某の人ならん、果して然り、家人驚異して其故を問ふ、先生曰、吾常に疑ふ、此人要少の革さる者なりと、是を以て見つへし、郷人猶かくのことし、況や骨肉の父兄におひて其欺詐を受る理あらんや、

注1、「幼」の音通字、都本、「惡」字に誤る

一 客曰、今人世俗の交を厭ひ、人事を惡み世慮を消し、涵養の工夫といふ者あり、涵養ハ静中に求めすして得ざるや、昭曰、是等の夫、多くは古人の糟粕を食て其味を知らず、学ハ日用応事接物にある事を知らずして虚遠高近に求む、或人世事多くして学に疎きを嘆しに、程子聞て、世事ハ人事なり、人として人事を嫌て可ならんや、学ハ其世事の人事を尽すに有るといへり、朱子曰、涵養ノ工夫亦非下是閉レ目合レ眼如ニ木偶一 人然後謂ニ之涵養上ト也、只要下スル 応事接物処レ之不レ失ニ 此心一ヲ、名得中、其理上而已、此類を体認せず、文字句読の間に区々として、今を非とし古を慕ひ、虚遠に求め日月を外にし、事物を離れて学を求む、孟子曰、道ハ在レ近ニ 求ム遠、嗚呼迷へるかな、

注1、都本「の」無し 注2、「月」字、「用」に誤る 注2、都本「嗚呼」を逆転して書写し「呼嗚」としている

一 客曰、国家乃廢興、身命の存亡、必変有りと云、理に於てなき事あたはずといへとも虚妄怪異の論に似たり、丈夫信を取るに足らんや、昭云、子思子謂わすや、国家将レ興レト 必有ニ 禎祥一、国家将レ

亡<sup>レ</sup>ト 必有<sup>二</sup>妖孽<sup>一</sup>、其例曆史に載て照々たり、程子<sup>(注1)</sup>国家將<sup>レ</sup>興必有<sup>二</sup>禎祥<sup>一</sup>、人有<sup>二</sup>喜事<sup>一</sup>、氣見<sup>二</sup>面目<sup>一</sup>といへり、的実の論なり、然とも是を以て、廢興存亡を決するハ君子の道にあらず、孔子曰、災妖不<sup>レ</sup>勝<sup>二</sup>善政<sup>一</sup>、寤夢ハ不<sup>レ</sup>勝<sup>二</sup>善行<sup>一</sup>、程子も亦曰、聖人不<sup>レ</sup>貴<sup>二</sup>祥瑞<sup>一</sup>者、蓋因<sup>二</sup>災異<sup>一</sup>而修<sup>レ</sup>德則無<sup>レ</sup>損、因<sup>二</sup>祥瑞<sup>一</sup>而自<sup>レ</sup>恃<sup>ハ</sup>則有<sup>レ</sup>害也、如何なる麟鳳の祥瑞ありとも、徳を修めず、行を顧<sup>ミ</sup>ずんハ、祥瑞却て身を亡すの階梯たらん、山崩川竭の妖有とも、徳を修め行を正さは、妖変して身を興すの媒たらん、商湯王の時、大に早し人民勞れ苦む、湯玉爪髪を剪て犠牲とし、天に祈て雨大に降る、宋景公の時、熒惑星心宿を侵す、心は宋の分野なり、景公憂ふ、司星<sup>(注3)</sup>子韋曰、相に移すへし、公曰、相ハ股肱<sup>(注4)</sup>なり、曰、民に移すへし、公曰、君ハ民を待つ、曰、歳に移すへし、公曰、歳飢民困<sup>ハ</sup>は、吾誰か君とせん、子韋曰、天高して早に聞く、君、人に君たる<sup>(注5)</sup>の事三ツあり、熒惑動く事あるへしとて何ふに、果して三度移す<sup>(注7)</sup>いへり、本朝崇仁帝六年、天下饑饉して国内盜賊あり、疾病大に發して人民勞れ勞む、帝、大に患て神淺茅原に行幸、神祇に祈て疫疾息<sup>(注8)</sup>ミ、五穀<sup>(注9)</sup>既に成り盜賊漸韞まる、朱子曰、古之聖王遇<sup>レ</sup>災<sup>ニ</sup>而懼<sup>ル</sup>修<sup>レ</sup>徳正<sup>レ</sup>事、故、能変<sup>レ</sup>災<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>祥と、妖とは天也、成と不成とハ人に有り、今や妖孽あれとも、徳を修めず、行を改めず、漫に僧仏に施し、巫祝に頼て祈禳<sup>(注11)</sup>し、禍を転して福と為すといふ、長嘆すへし、

注1、都本「わ」注2、都本「も」を入れる 注3、都本、「子常」に誤る。  
「子韋」が正しい 注4、両本「肱」に作る。即ち誤字、「肱」は「疣」(イボ)、今「肱」にした 注5、都本「卑」字に右注「卑」字を添える 注6、都本「言」字に誤る 注7、都本「と」入る 注8、都本「苦」 注9、都本「し」

入る 注10、本文亮字を殺字の略字としている 注11、「祈禳」、都本「祈祷」に作る

一 客曰、人に交るに誠を尽し、恭敬をなせとも、無礼を以て報る者あり、孟子を読むといへとも、如斯の人に会て齒を切はらざる事<sup>(注1)</sup>あたはず、昭曰、足下彼大鐘を見ずや、一たひ是を撃つに響遠近に通す、小しく撃つ時ハ、響も亦小しきなり、感応の理かくのことし、凡己か言行規矩に合ふ共、人に信せられされハ、感応薄し、人に信せらるゝハ、平生にあり、平生正しけれハ、人信す、人信すれハ、小しく恭敬を行ふとも、感応速なり、宋の神宗の朝に、王荊公、政を執り、權威朝野を傾く、阿附すれハ、王公を得、触犯せは、貶殺せらる、朝堂目を側てゝ、其奸儉を避く、明道先生、事<sup>(注2)</sup>中堂に議す、荊公と合わす、荊公色厲く怒れる形有て、先生従容として曰、天下の事、一家の私議にあらず、願くは公氣を平にして聞け、荊公、羞愧て屈服すといふ、是、明道、平素正を以、人に信せらるる故に、一言の下雷霆の怒をや<sup>(注3)</sup>はらく、朱子曰、責<sup>レ</sup>己厚故に身益修<sup>ル</sup>責<sup>レ</sup>人薄<sup>シ</sup>故、人易<sup>レ</sup>従と、小しく恭敬を行ひ、人を責るに厚きは禍を招くの端なり、謹て反求すへし、

注1、都本「わ」注2、少字音通、両本同じ、以下同じ 注3、都本「先生に待す」入る 注4、都本「わ」

一 客曰、人の長短を論するは、格物の一端なり、程子曰、必或説<sup>(注1)</sup>レ書講<sup>二</sup>明<sup>二</sup>道義<sup>一</sup>、或論<sup>二</sup>古今人物<sup>一</sup>而別<sup>二</sup>其是非<sup>一</sup>皆究<sup>レ</sup>理也、見つへし、人を論するハ格物の一事なることを、或曰、人の短を譏るハ、其人の面前に譏るか如くすれハ害なし、此<sup>(注2)</sup>二説<sup>一</sup>理ある坎、昭

曰、非也、是己か直を売るの説なり、程子の人物を論するといふハ、此謂にはあらず、論すると譏ると、其意懸絶すへし、聖人も吾誰<sup>ラカ</sup>譏<sup>リ</sup>誰<sup>ヤ</sup>譽<sup>ル</sup>若<sup>シ</sup>有<sup>ル</sup>所<sup>レ</sup>譽<sup>ル</sup>必有<sup>ル</sup>所<sup>レ</sup>試<sup>ト</sup>宣<sup>ヘリ</sup>、譽る所すら、猶試る所あらんと云て譏をいわす、朱子曰、聖人善<sup>ク</sup>善之速而無所苟如<sup>ク</sup>此若其惡<sup>ク</sup>惡則已<sup>ニ</sup>緩矣、然るに人を譏譽して人物を論すとし、譏て面前に在るかことくにして害なすとす、又誤らずや、積策彦ハ人の譏譽を聞て其人の生死を問ひ、死せされハ譏譽することなかれといふ、王介甫か詩に周公恐懼<sup>メ</sup>流言<sup>メ</sup>曰王莽謙恭<sup>ス</sup>下<sup>レ</sup>士時<sup>モ</sup>假使<sup>ハ</sup>当年<sup>ヲ</sup>身便死<sup>シ</sup>、一生真偽有<sup>ラ</sup>誰知<sup>シ</sup>、王莽ハ漢の逆賊なれとも、壯年節を折き、儉恭をなし、身を勤め、博く字ひ、外英俊に交り、内諸父に事へて曲に礼意有り、爵位益高して、節操愈謙り、賓客に振施して、家に余す所なしといへり、是皆名を沽ひ、譽を釣るの術なり、世の功名を貪る者、大略かくのことし、是を以、益々聖人の試る所あらんの言を信す、譽るすら猶此おそれ有り、況や人を譏るをや、且面前人を譏るハ、忠厚の心にあらず、邵康節の詩に云、樂<sup>ク</sup>見<sup>ニ</sup>善人<sup>一</sup>樂<sup>ク</sup>聞<sup>ニ</sup>善事<sup>一</sup>樂<sup>ク</sup>道<sup>ニ</sup>善言<sup>ヲ</sup>樂<sup>ク</sup>行<sup>ニ</sup>善意<sup>一</sup>、誠<sup>ニ</sup>に君子の心を見るに足れり、

注1、原本「矩」に誤る、以下、同じ、都本「短」注2、兩本「如」に誤る、今正した 注3、原本「二」に誤る、都本「二」に拠り正した 注4、原本「懸」に作る、「懸」の普通で当てた。都本に拠り、正した 注5、原本「君」、都本に拠り正した 注6、都本「せなし」注7、都本「を」、原本が正しい

一 論談詩に及ふ、客曰、物を翫へは志を喪ふ、就<sup>レ</sup>中、詩ハ性情を感発するの益あり、聖人も興<sup>ニ</sup>於詩<sup>一</sup>といふ、然れども、後世風

花雪月無用の雜詩のとき、志を喪ふの第一なるへし、伊川ハ一生詩作る事なしといへり、然るに、明道先生、朱文公其外詩君子悉く詩作らざるハなきハ如何、昭曰、夫詩ハ志なり、心の所<sup>レ</sup>之也、在<sup>レ</sup>内為<sup>レ</sup>志、発<sup>ラ</sup>言為<sup>レ</sup>詩、外物に感して、内自然に応あり、感応有て言に発す、是詩の由て起る所なり、されハ、古人も須與<sup>モ</sup>不<sup>ハ</sup>可<sup>レ</sup>離詩也ともいへり、明道先生、邵堯夫の吟を和して、先生、非<sup>ニ</sup>是愛<sup>ニ</sup>吟詩<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>要<sup>シ</sup>カ形<sup>ニ</sup>容至樂時<sup>一</sup>、醉裏乾坤都<sup>テ</sup>寓<sup>メ</sup>物、閑來風月更<sup>ニ</sup>輪<sup>レ</sup>誰、諸先生の詩、深意ある事見つへし、詞を功にし、賦を飾して、務て人の耳目を悦しむるの類にはあらし、

注1、兩本「渙」の普通字「感」注2、「朱文公」は「朱熹」注3、「士」の誤字か、都本「諸」注4、原本、「功」、都本「巧」注5、都本「す」

一 客曰、孔子魯を治るに、父子訴ふる者あり、是非を糺さず、共に獄に下す、何そ其子を罪せざるや、昭曰、不教而殺謂<sup>ニ</sup>之虚<sup>一</sup>、唐乃韋景駿、貴郷の令となる、母子訴ふ者あり、景駿曰、我若をして父母を喪ひ、常に是を痛嘆し、今汝幸に親あり、何そ孝を忘るゝや、是我政教誠あらずして、汝等に道を知らする事なき故なりと落涙数行、孝経を授て大義を習わしむ、於是、其子感発して始めて悟り、遂に改て孝子と成る、又近世、水戸光圀卿の時、親を殺す者あり、有<sup>ニ</sup>子<sup>一</sup>是を捕ふ、此者他人を殺さは罪なり、骨肉の親を殺す、父子ハ一体のことし、是を殺すに何の罪かある、光圀卿儒官に命し、為に経義を釈しむ、三十余日を経て、忽然として涙を流して曰、我罪惡天地に容るへからず、願くは早く刑に就ん、於是、極刑に行ふ、孔子魯に用られ、いまた幾はくならず、教化国中に周からず、故に罪を論せず、暫く獄に下して赦せるなるへし、

注1、都本「を」なし 注2、都本「唐」 注3、両書とも「常」に作るも「韋」、韋景駿は唐の神龍年間(705—707)、肥郷・貴郷の二県令を務めた。唐書、旧唐書に見ゆ 注4、県本、「江」に誤る。都本、「郷」注5、都本「を」なし 注6、都本「此」に作る 注7、都本作る 注8、「故」に「換」の音通字 注9、両書とも「国」字、以下則天文字「國」に書き換える 注10、「司」ノ音通字、都本「司」 注11、都本「殺」字左に読仮名「コロサ」を付す 注12、都本「骸」字を書き、右に「體」字を添え、さらに「也」字が入る 注13、都本「る」なし

一 客曰、下として上に叛くハ、天地の大逆なり、罪誅を許さざるハ、天下の常法なり、若陪臣、己か主の逆を謀るを訴へは、如何んか是を処せん、昭曰、下として上に叛く、大悪弁論を待たず、誰か悪まさらんや、陪臣其主を訴ふも、下として上に叛くなり、罪軽重を論しかたし、同じく誅せずんはあるへからず、若後來訴人の口を塞かは乱の端なりと云て誅せずんハ、是乱を以乱に易るなり、叛くと訴ふると、何れを治とし、何れを乱とせんや、火災を悪んて洪水を易るに同じ、害たる事ハ違ふへからず、夫、法ハ公共底の物なり、後の訴を塞くとて告を赦すハ、法を私するなり、法を私して、豈天下に行はれんや、一時の聞人俗吏、是等の説を成して法を乱る、勝て嘆すへきなり、唐太宗、侍臣に謂て曰、此ころ奴主の叛逆を謀るを訴ふ、此極て大悪なり、早く是を禁断すへし、反を謀るの者ハ、独成す事なし、終に人と謀るへし、衆と謀らハ、必他人是を論せん、豈奴是を告へけんや、今よりは是等の訴を受へからず、悉く是を斬決すへし、先輩論して公論とす、誠に帝王の言なり、古来如斯の類、己に便あるをハ、法を曲る事あり、甚しきハ賞するに至る、有識の人心を留さらんや、

注1、都本「る」 注2、都本「の」なし 注3、県本「殺」字で、文意不通だが、都本「赦」で、これに依った 注4、「わ」注5、「ころ」部分、県本「、路」とあり、誤り、都本「ころ」による 注6、都本「到」字

一 客曰、我朝ハ武国なり、勇武を以天下を治む、若聖賢教を施さは武事を捨て、文道を以てし給わん坎、昭曰、聖賢の道は、時処位の三にかなひ、人情に合ふを以て、時に中するの大道といふ、夫聖賢の道を論して、心を論せされハ、宜を異にするの譏に落つ、聖賢の道を文道とおほへ、中華を文道の国とし、我朝、争鬪悖乱を靖むるに武事を以てしたるを見て、武勇の国と思へる者多し、見識の鄙陋論するに足らず、乱を治るに武を以てし、成義守るに文を以し、偏廢せざるを聖人の道といふなり、中華本朝道に二致あらんや、時処位に従て損益する所はあるへし、三代を以て見つへし、明道先生曰、吾之薰<sup>ス</sup>、役乃治<sup>レ</sup>軍法也と、又農業の暇にハ武事を教しに、治る所の晋城の民遂に精兵と為といふ、是を以見つへし、聖人我国に教るや、必文武を以すへし、世人聖賢の道を文道とし、聖賢を騷人墨客の類とす、怪に足らず、

注1・注2、都本「て」なし 注3、両本共に「正」の音通字「成」を書く 注4、県本字体不明。都本により「の」字に読んだ

一 吾十有五而志于学の章を講ず、客曰、聖人生れなからにして知る、何そ必しも学に待つ事あらんや、後世晩進の為に仮に託するのミ、昭曰、然らず、孔子のミにあらず、堯舜禹湯炎武の列聖、何れか学に由らざる有りや、聖にして学を好む、是を以聖なり、学に頼りて聖に至るといふにハあらず、生れなからにして知るは理なり、



法の如きハ、学を待すんはあるへからず、曰、説ありや、昭曰、真徳秀、大学衍義を著して、首に堯舜禹湯炎武の学を叙つ、或曰、堯舜より而、下皆生知の聖なり、今学を以云ハ何そや、西山曰、生なからにして知る者ハ、義理の源のミ、夫、己を治め、人を治るの法のこときは、因り、学に待つ事無き事あたはず、伝に称す、堯舜禹湯、師あらずといふ事なし、是を論語に攻れハ、信而好古者と孔子の自許す所也学の講せらるハ孔子の嘗て憂る所也、又曰、我非生而知之者一好古敏以求之也、又曰、十室之邑必有忠臣如丘者一不<sub>レ</sub>必<sub>二</sub>丘之好<sub>レ</sub>学也、生知の聖といへとも、いまた学に従事せずんはあるへからず、然れとも、商より以前、いまた学の名あらず、書の載する所を觀るに、最聖人の心伝命と君臣の間、胥訓胥告る者学にあらずといふ事なし、客曰、程子曰、孔子生而知者也言<sub>ハ</sub>亦由学而至<sub>一</sub>、所<sub>三</sub>以<sub>テ</sub>勉<sub>二</sub>進後人<sub>一</sub>也、又曰、聖人末<sub>二</sub>必然<sub>一</sub>、但、為<sub>二</sub>学者<sub>一</sub>立<sub>レ</sub>法、使<sub>二</sub>之盈<sub>レ</sub>科而後進成<sub>一</sub>章而後達<sub>一</sub>耳と、足下の説の如くならハ、此説は非なる坎、朱子亦此説を采て集注に載るは如何ん、昭曰、然らず、孔子、生知の聖、弁論を待たず、聖ハ自聖なる事を知らず、聖にして学を好む是其聖なる所也、況や、聖人学はすして知らざる所あるをや、家語に所謂礼を孔子に問ひ、左氏に載する、官を郷子に問ふの類、見つへし、所謂聖人の学、此類にはあらし、されとも学に因りて至るといふ時は、誰か其生知なる事を知らん、又孔子、学に因て聖に到<sub>レ</sub>イの人にあらず、是程子の説なき事あたわさるゆゑなり、集注、聖人生知安行固無<sub>二</sub>積累之漸<sub>一</sub>、然<sub>レ</sub>其心未<sub>三</sub>嘗自謂<sub>二</sub>已到<sub>レ</sub>此也、是其日用之間、必有<sub>下</sub>独覺<sub>二</sub>其進<sub>一</sub>而人不<sub>中</sub>及<sub>レ</sub>知者<sub>上</sub>、故因<sub>二</sub>其近似<sub>一</sub>、以自名<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>学者<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>是為<sub>レ</sub>則而自勉<sub>一</sub>、非<sub>三</sub>心実<sub>二</sub>自聖而姑<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>是退託<sub>一</sub>也といふを以

是を終ふ、誠に故あるかな、

注1、都本「文」字に作る、注2都本、自体不明字の右に「ツ」と添える  
注3、都本「深」字、注4、都本「固」に作る、注5、都本「數」に写す  
注6、都本「到」字、注7、「到」字の訓読「イタル」の捨仮名「イ」を漢字の下に書いたもの、但し、都本になし、注8、都本「こと」

一 客曰、深山幽谷に入て鬼形を見、闇夜幽靈妖怪を見るときいふ人多し、僧尼の人を欺く坎、程子の所謂目疾か、好事の士、此説を為すか、弁せずんハあるへからず、昭曰、世の所謂妖怪大略三説に過す、然れとも、理に於て無き事あたわず、予、古人の説を挙て、妖怪論を著す、他日諸君に質すへし、今や世俗の所謂妖怪ハ、多くハ我心より成す処なり、昔、禅僧闇夜廁に行く、誤て物を踏殺す、僧以為<sub>ク</sub>、<sub>（昼<sub>三</sub>蟾<sub>二</sub>の伏せるを見る、必蟾なるへし、寢室に入て自罪を責て睡る事あたわず、曉に到<sub>レ</sub>眠に就く、忽地獄の冥官来り責て曰、汝無罪の蟾を殺す、故に蟾来て冥官に訴ふ、是を以、十王汝を召て呵責す、僧驚覚て大に信す、夜明て見るに、蟾にハあられて瓜なり、此<sub>レ</sub>僧瓜を見すんハ、必地獄の使者到ると語るへし、又或人、暗夜山路を過くる、忽鳴く声頻りなるを聞く、谷を下りて求るに、近く成て声弥大なり、一ツの洞、口に到る、心を静めて聞くに、声溪石の間より出つ、又進<sub>ミ</sub>近<sub>ツ</sub>ついで見るに、櫟葉溪流に塞り水激して声を出すなり、葉を除けハ声なし、初のことくにして聞くに哭声に似たり、神を静め、心を潜めて聞くに、水声なり、初の道に歸りて聞けは、人の鳴く声に似たり、又或人、一人の娘死して、期年に及ふ、一僧戸外に來りて問て曰、是何某の家に於て、去年今日一女の死せる坎、家人答ふるに実を以てす、僧曰、某、洛陽清水寺に遊</sub>

ふ、女の幽霊に逢ふ、霊曰、我娑婆に在て罪障深し、死して無間地獄に墜つ、其苦ミ言へからず、願くハ父母に告て、供仏施僧して我冥福を祈れ、言終て形を失す、服する衣の袖を賜ふて験とす、出して是を示す、父母驚嘆して止まず、取て見るに女の衣の袖なり、櫃を開ひて、其衣を見るに袖なし、父母益信し、僧を留めて是を饗す、多く金銀を与へて帰らしむ、家人是を異しシ、施從して其還るを見る、數里を経て家に入る、家人も同じく入る、一女あり、亡女の家に仕へ、女死して嫁る者なり、家人噂々尋問す、女駭然として状を告て曰、妾、主家を去るの時、既に奸詐を懷き、袖を盗ミ去り、夫をして偽て僧となし、謀計を行ふ、俯伏して罪を請ふといふ、世の所謂妖怪幽霊此類も亦鮮からし、

注1、臬本「太」につき、都本「大」に依つた 注2、都本「れ」なし 注3、都本捨仮名「ル」なし 注4、臬本不明、都本「る」 注5・注6、兩本、「爪」に誤る 注7、都本「り」なし 注8、臬本「ひ」、都本「い」により訂正 注9、臬本「に」一字多し、都本に從う 注10、都本「て」なし 注11、都本「せ」なし 注12、都本「ふ」なし 注13、兩本「い」音便を誤り「ひ」とす、今正す 注14、兩本とも漢字左に「ナメニシタカウ」と読み仮名あり 注15、「嘩」字は音注「ゲツ」又「ゲチ」または「ゲン」と読み、「ただす」・「罪を議する」の意味、「讞」・「讞」字に同じ、「嘩々」は「議する態」の意か 注16、都本「斗」を書く

一 中庸費隱章を講す、早麓の詩を引くに至て、化育流行上下昭著莫<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>此理之用<sup>一</sup>を論す、諸客曰、如何なる坎、道の離るへからざる、昭曰、鳶飛戾<sup>レ</sup>天魚躍<sup>ニ</sup>于淵<sup>一</sup>、是化育流行上下昭著にして道の費なるをいふ、故に、子思釈して上下察也と云へり、必此費なるか故に、離るへからず、仰て天を觀俯して地を察す、茫々たる堪

輿の間、何れか道ならずといふ事なし、人は覺る事なく、又離るへからざるを知らず、故に子思喫緊に是を説く、飛ハ鳶の道也、躍ハ魚の道なり、鳶をして飛ふことを離れて淵に躍らしめ、魚をして躍ることを離れて天に飛しめて性命を保つことあたわし、則道の須臾も離るへからされハなり、人も亦かくのことし、動靜語黙応事接物、道あらずといふことなし、須臾も離るへからざるゆへんなり、一旦私欲物欲の為に離るゝハ、鳶の淵に入り、魚の天に飛かことし、客曰、必しも如此甚しからし、鳶魚飛躍を逆にする時は忽死す、人の道を離る、豈如此ならんや、昭曰、道を離るゝに大小あり、疾行<sup>テ</sup>先<sup>ニ</sup>長者<sup>一</sup>放飯流歎するの類ハ、道を離るゝの小なるものなり、立ところに死するにいたらず、方<sup>レ</sup>命背<sup>レ</sup>法は道を離るゝの大なるものなり、身を殞し祀を絶ち、甚しきハ家國天下を覆すに到る、道を離るゝの大小異なりといへとも、其罪は相同し、詩に謂すや、人として礼なくんハ、死せずして何をかせん、嗚呼道を離るゝの罪大なる哉、

注1、都本「到」字 注2、臬本字体得<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>説、則<sup>一</sup>か、都本「是」 注3・4、都本「斯」

一 續て諸客と前漢書を読む、高帝初て天下を得て、大中大夫陸賈詩書を称説す、帝曰、乃公<sup>帝</sup>稱<sup>帝</sup>馬上に居て是を得たり、安んぞ詩書を事とせん、賈曰、馬上に是を得て、寧馬上を以て、是を治むへけんや、新語十二篇を著して奉る、一篇を奏する毎に、帝善を称すと<sup>レ</sup>いふに至る、昭曰、道の費にして離るへからざる、亦見るに足れり、鳶飛魚躍て、自其道に由る事を知らず、高帝、詩書の道を以て天下を得て、安んぞ詩書を事とせんといふに至る、客曰、高帝馬上に

得る、いまた嘗て詩書を読まず、焉んぞ詩書の道を以、天下を得るといはん、昭曰、高帝寛大の長者として、天下の為に殘賊を除き、義を唱て、天下響のことに応し、軍の過る所、秋毫も鹵掠せず、降王子嬰大赦し、財物取る所なく、婦女幸する所なし、法を三章に約して、秦の苛政を除き、項王約に背き、躬、関中に王として、偏僻に封せられて、忍て国に就き、蕭何を相として、蜀漢の民を養ひ、項王義帝を殺して、軍を縞素に挙げ、罪を鳴し、義を唱て、楚を討し、大略多して、英雄の心を得、張良を師とし、陳平に任し、韓信を將とし、百姓を鎮撫し、軍士の死するに、衣衾棺斂を為て、其家に転送す、何れか詩書の道に由らざるハなし、高帝知らずして、馬上に得るとす、是をハ是、由らしむへし知らしむへからすとハ、是之を謂坎、

注1、都本、「到」字 注2、都本字体不明だが「自」であろう 注3、都本「到」 注4、都本、「わ」 注5、泉本「遇」に作るも、都本「過」が正しい 注6、泉本「玉」字、都本「王」による 注7、都本「滌」とある 注8、都本「民」に誤る 注9、都本「に」入るも誤りか

一 顔子不遷怒を論す、怒ハ七情の中におひて、発すること暴なり、易して、尤制しかたし、故に聖人も、其難きを揚て、七情節に當るを論す、顔子の怒ハ、物に在て己にあらず、理に発して氣に由らず、私意の執滞なきか故に、怒るへきに怒て随ひ消す、逆ふ所なく、追ふ所なし、所謂、鑑空衡平のことにし、何の遷すことかはあらん、常人ハ、心狭く、量小にして、氣留滞し易し、故に天地の氣と、相流行することあたわす、怒の発するや、軽卒にして、理の当否を察する事なく、一心血氣の為に動揺せられて、力を用るに所な

し、一朝の怒に其身を忘れ、終、其親に及ぼす、婢妾奴隸を罵詈して、絮々叨々たるに到る、慎まざるへけんや、粉楡の耆老の曰、壯歳、家僕を率て、辺鄙に官遊す、僕、夜毎に出て酒を呑ミ、酩酊して狂を発す、警戒すれとも、懲創せず、一夜、復酔て帰り、多言して止まず、予忿激に堪ず、悪言して首體所を異にせんと云ふ、僕、己か過差を顧ミず、頰煩して怨憤を蓄ふの状有り、予寢室に入り悞□□睡ることあたわす、僕か積忿害心あらん事を畏れ、枕席衾褥臥たる形をなし、燭を消し、座隅に畏、縮して、夜の明るを待つ、曉に到て、僕、匕首を挾て室に入り、揚言して曰、汝主人たりといへとも、面叱甚し、忽、衾褥を刺す、予、座隅より出て斬殺す、害を免かるゝことを得たり、昭謂らく、悪を悪むこと甚しきハ乱なりとハ、聖人の格言なるをや、情ハ放にすへからず、奴僕をは侮るへからず、招レ尤懲レ怨こと、虺蛇を室内に養ふかことし、慎むへき哉、

注1、都本「称」 注2、都本「て」入る 注3、都本、読仮名は「ムコ」(志) 注4、都本「る」入る 注5、都本「に」いる 注6、都本「る」 注7、都本「に」入る 注8、泉本欠字、都本「快」 注9、泉本「狭」字に誤る 注10、都本「軒」に誤る 注11、都本、読仮名なし

一 講会終て野史小説を読む、五月五日生るゝ男子ハ、身の長テ戸と等しく成て、父を害するの説あり、諸客弁を求む、昭謂、未其出所を究すといへとも妄談取に足らず、五月ハ一陰下に生すといへとも、いまた五陽の月なり、建午の月にして、午ハ南に位す、午ハ陽物なり、南は陽位なり、五は陽の数也、五月五日ハ陽に陽を重ぬ、男子は陽物也、故に五月五日生るゝ男子ハ、剛健太過の象あり、是を以て、強て父を害するの説を付会す、五雜俎に其位するに足らさ

るを弁すといへとも、其何等の説なる事を論せず、其弁に云、五月  
五日子、唐以前忌<sup>レ</sup>之、今<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>尔也、考<sup>ルニ</sup>之載籍一<sup>ニ</sup>齊<sup>ニ</sup>ハ、則田  
文、漢<sup>ニ</sup>ハ、則王鳳胡広、晋<sup>ニ</sup>ハ、則紀邁王鎮悪、北齊<sup>ニ</sup>ハ、則高緯、唐則  
崔信明強嘉、宋則道君皇帝、金則田特秀、然而、覆<sup>レ</sup>宗亡<sup>レ</sup>国者、  
高緯道君二人耳、然<sup>キ</sup>、一以<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>軌<sup>ニ</sup>天刑<sup>ニ</sup>、一以<sup>ニ</sup>盤荒<sup>ニ</sup>、取<sup>ニ</sup>  
喪乱<sup>ニ</sup>、即不<sup>ニ</sup>五日生<sup>ニ</sup>、能免<sup>レ</sup>乎、唐以前忌<sup>ト</sup>といへハ、五代以  
下ハ、看破して取らずと見<sup>ヘ</sup>たり、蒙昧の徒多くハ、是等の譬説に  
惑わ<sup>ハ</sup>されて、物を誤ること嘆息すへきのミ、

注1、都本「め」入る 注2、都本、一字多し 注3、都本「え」

一 問、天ハ円にして、地ハ方也、天ハ地を包む、故に上下四方天  
ならずといふことなし、地ハ其中の一大塊のミ、然るに天に配して  
并<sup>シ</sup>称<sup>ス</sup>るは如何ん、昭曰、天もとより大なり、地も亦大なり、天ハ積  
氣のミ、許多の氣ハ、もと地より出つ、譬<sup>ヘ</sup>ハ、燒火のことし、燒  
く所ハ、一箇の薪也、昇る所の氣ハ天を蔽ふ、朱子曰、天包<sup>レ</sup>地、  
其氣無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>通、恁地看来<sup>ハ</sup>、渾<sup>テ</sup>是天了<sup>ル</sup>氣、却從<sup>ニ</sup>地中<sup>ニ</sup>进出<sup>ツ</sup>  
、又見<sup>ニ</sup>地広<sup>ニ</sup>、処是を以、天地の相對する、見つへし、形を以説  
にあらず、

注1、都本「称ス」を右に補う 注2、都本「壁」字に誤る

一 客曰、慈眼廟<sup>公久</sup>、薨逝の時、殉死の者多し、愛甲次右衛門も其  
人なり、死して日を経て、半夜福昌寺現住和尚勤行して廊を廻る、  
次右衛門、廊に立ち、和尚に向て曰、予殉死の日、世事有て衆の死  
に後れたり、於是泉下慈眼廟に陪從する事あたわす、願くハ和尚の  
法力を得て追い及ふことを得せしめよ、和尚念仏誦呪して曰、心を

安んじて去れ、陪從何の疑かあらん、次右衛門拜謝して、忽然とし  
て形を喪ふ、往々其説を伝ふ、浮屠氏の妄談、固<sup>シ</sup>誦るに足らず、  
昭曰、理に於て無きことあたわす、一槩に妄とすへからず、死期に  
後れ、泉下尊君に陪從することあたわしといふは、愛甲氏末期の念  
なり、今人、地下に地獄天堂あり、其路数十百里、日夜行々して、  
到<sup>ル</sup>る事生前行路程のことしと思へり、愛甲氏もとより理義を發明す  
る者にあらず、習俗の華説を信し、衆に後れて死せるを以、行路も  
亦後るとす、將に死なんとする時、一念此事なるへし、故に鬱結し  
て散せず、和尚に向て是を語り、其言を聞て、氣忽に散す、是を  
以、形消て復来る事なし、良霄死して鄭国に禍し、彭生死して齊衰  
に禍し、如意死して呂后に禍し、灌夫死して田蚡に禍するの類、古  
来是を誣たりとせず、また清水氏曰、親戚志岐氏か隣人某氏、天資  
淳直、家甚貧し、志岐氏に金を貸<sup>リ</sup>償<sup>ワ</sup>すして死す、末期深く念と  
す、數日を経て、白日其靈来て、志岐氏を問ふ、内に迎て是を見る  
に、容兒進止、生日<sup>ニ</sup>に異なることなし、靈曰、我金を貸<sup>テ</sup>  
また償<sup>ワ</sup>す深く是を恥つ、志岐氏、其念金に在て、其氣の散せざる  
を曉り、告て曰、我は金に乏からず、隣人相救ふハ必然の理なり、  
往時金を遣るの時、既に足下の乏を救ふの心有<sup>リ</sup>、復金を取るの意  
なし、是我赤心を吐露するなり、必償<sup>ル</sup>ふの念あるへからず、辞氣反  
覆丁寧、靈甚悦ふ、恩の報ふへきなきを謝す、志岐氏曰、炎天暑を  
避んか為に、索麪を糞たり、足下に糞すへし、靈亦其懇を謝す、進  
て二碗を尽す、辞して帰るに及んで、主人其後影を<sup>見</sup>るに、煙霞の  
ことく、漸々として消たり、食する所の麪悉く量の際に在り、清水  
氏親く是を聞けり、予清水氏に聞く、又華陰<sup>ニ</sup>候氏申顔と友とし善  
し、交て一家のことくす、申顔病り、候氏千里に徒歩して、為に医

を求む、顔死して目瞑せず、人の曰、候君を待つ坎、斂せずして候氏か帰るを待つ、候氏帰て是を撫して瞑す、是等の類、悉く末後の一念鬱結して、其気俄に散せざるのいたす所なり、

注1、都本「因」に誤る 注2、都本「至」 注3・注6、両書とも「貸」字、「借」字の代用 注4「兒」は「貌」の略字 注5、都本「る」に写す 注7、都本「子」字入る 注8、都本「り」なし 注9、都本「る」なし 注10、都本「心」 注11、都本「ふ」なし 注12、都本「ん」字なし 注13、都本「見」 注14、都本「も亦」入る

一 一曰講習終て富貴貧賤の談に及ぶ、客曰、凡士たる者ハ、貧富の境界を脱するを以、先務とすへし、古来幾人坎爰に到て、平生を誤る、顔子も簞瓢陋巷にして楽ミ、孔子是を称して曰、其庶乎屢空、明道先生詩曰、富貴不淫貧賤樂、男兒到、此是豪雄、横渠先生西銘云、貧賤憂戚庸<sup>テ</sup>玉<sup>ニ</sup>汝<sup>於</sup>成<sup>ニ</sup>也、楊升庵曰、寧可<sup>ニ</sup>清貧自樂<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>濁富多<sup>レ</sup>憂<sup>一</sup>、古より徳ある人の富めるは稀なり、富を辞して貧に居り、貴を辞して賤に居り、樂て世を終ん、是大丈夫の志とすへき処なり、昭曰、君か論する所は隱逸の道なり、許由巢父か尊ぶ所にして、我聖賢の道には異なり、顔子を称するも、至当の論にはあらし、簞瓢陋巷ハ君子の樂む所にあらず、人はに値ふ時ハ其愛に堪す、故に是を免んとするや、百斗にして置ず、顔子、卓然として是を以、己か樂を改めず、聖人は是を称す、顔子の樂む所は、富貴貧賤の外に、一等高上底の物なり、是を樂む故に、簞食瓢飲屢絶といへとも、其心を累しめ、其樂を易る事あたわさるなり、明道先生曰、簞瓢陋巷<sup>ハ</sup>、非<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>樂<sup>一</sup>、蓋自有<sup>ニ</sup>其樂<sup>一</sup>、尔其字当<sup>ニ</sup>玩味<sup>一</sup>オ自<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>深意<sup>一</sup>、予、所謂高上底見つへし、客曰、明道貧賤樂の詩ハ如

何ん、昭曰、富貴ハ人の欲する処なり、故に是を得れハ、淫し易し、爰に到て、毫末も淫する事なく、放侈の心なきハ、所謂、高上底の物事に幹たるか故に、富貴も淫する事あたわさる也、貧賤ハ人の惡む処也、故に爰に到れハ憂易し、然るに、毫末も憂ることなく、溜洩の心なきハ、所謂、高上底の物主たるか故に、貧賤も移す事あたわさる也、是只富貴貧賤の人情、好惡する所の物を仮て賛したるなり、貧賤も樂と云にはあらず、客曰、西銘ハ如何ん、昭曰、朱子曰、貧賤憂戚ハ、所謂、抔<sup>ニ</sup>乱<sup>於</sup>我<sup>一</sup>、而使<sup>ニ</sup>吾之為<sup>レ</sup>志也と、貧賤憂戚ハ、事勢窮蹙して心に困ミ、慮に横する故に、能奮発興起し安し、孟子曰、人之有<sup>ニ</sup>德慧術知<sup>一</sup>者恒存<sup>ニ</sup>于<sup>レ</sup>疾<sup>疾</sup>難<sup>難</sup>患<sup>患</sup>又曰、独孤臣孽子其操<sup>レ</sup>心也、危其慮<sup>レ</sup>憂也深シ、故達ス、又曰、天將<sup>レ</sup>降<sup>ニ</sup>大任<sup>於</sup>是人<sup>ニ</sup>也、必先苦<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>心<sup>一</sup>思<sup>ニ</sup>勞<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>筋骨<sup>一</sup>餓<sup>ニ</sup>其<sup>レ</sup>体膚<sup>一</sup>、空<sup>ニ</sup>乏<sup>其</sup>身<sup>一</sup>、行<sup>レ</sup>抔<sup>ニ</sup>乱<sup>其</sup>所<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>所以動<sup>レ</sup>心<sup>一</sup>忍<sup>レ</sup>性曾<sup>レ</sup>益<sup>其</sup>所<sup>レ</sup>不能<sup>一</sup>、人恒遇<sup>テ</sup>然後能改、困<sup>ニ</sup>於<sup>レ</sup>心<sup>一</sup>衡<sup>ニ</sup>於<sup>レ</sup>慮<sup>一</sup>而後作<sup>ル</sup>、是等乃諸説、貧賤憂戚庸<sup>テ</sup>玉<sup>ニ</sup>汝<sup>於</sup>成<sup>ニ</sup>を見るに足れり、貧賤を好て、玉<sup>ニ</sup>於<sup>レ</sup>成<sup>一</sup>といふにハあらず、不幸にして貧賤憂戚なりとも、憂へずして、危く操り深く慮り、心を動し性を忍んで、遂に達し終に作るへしとなり、足下の、所謂、貧富の境界を脱するとは甚善し、学者心を立る事、必如是なるへし、又富貴を辞して、貧賤に居らんといふは非なり、夫富貴を好ミ、貧賤を惡むは人の常情也、人の子として、貧賤ならハ、親の心如何んとかせん、天命の貧賤は辞すへからず、自己の私を以、得へきの富貴を辞し、得へからさるの貧賤を好ハ、天の心に違ふへし、人として天に違ひ、子として親に背くハ如何ん、顔子曰、鳥窮則啄、獸窮則獲、人窮則詐、馬窮則佚、世に穿窬陰賊を為すの徒、好んで為すにハあらず、飢渴の苦に堪されハな

り、故に先王の政、生を養ひ、死に喪して恨なきを始とせり、客曰、昭の所謂高上底の物とは如何ん、昭曰、明道先生、濂溪の周子に学ふの時、毎に仲尼顔子の樂む所何事と尋ねしむ、朱子曰、程子之言引而不発、蓋欲二学者深思而自得一之、今亦不三敢妄為二之說一学者但當從二事於博文約礼之悔一、以至三於欲二罷不レ能而竭二其才一則庶三平有二以得レ之矣、程子乃發せざる所、朱子の説を不為処、昭、所謂、高上底なり、程子所謂其字有深意と云是也、昭嘗て、弘毅先生に見えて其字を問ふ、先生曰、常人ハ、以二外物一為レ樂也、故不レ能不レ改矣、顔子ハ、以下断二去人欲一而明中二天理上為樂也、故不改矣、断二去人欲一、明二天理一則、是天地之氣象云々、此天地の氣象則高上底なり、一たひ此に到らハ、富貴貧賤の淫樂ハ論する所にあらず、聖人も死生命あり、富貴天に在りと宣ひしをや、天に在の富貴をして、漫に好悪し、己か情に任せて、取捨する事を得んや、天の与ふる富貴ハ、受て淫せず、天の授る貧賤ハ、辞せずして樂む、是則我党の富貴貧賤に処するの大道なり、孟子曰、士窮不レ失レ義、達不レ離道、莊子曰、君子不レ榮レ通不レ醜レ窮、其旨を得たるかな、

注1、都本「至」字、注2、泉本のみ「に」一字多シ、注3、都本、誤写「夏」字とする、注4、都本「か」を入れる、注5、都本「あ」、注6、「才」は捨仮名、注7、都本「か」入る、注8、都本「至」、注9、都本「至」字、注10、都本「を」に写す、注11、都本「ク」を入れる、注12、都本「曰」一字脱、注13、両書「虜」に誤る、今正した、注14、都本「ん」を入れる、注15、都本「此」、注16、都本「か」字、注17、泉本、諭とあるべきを「愈」に誤る、都本「愈」に誤る、注18、都本「す」なし、注19、泉本「生」、都本「生」字を見せ消し、「王」字にす、「王」が正しい、注20、都本「の」な

し、注21、都本「へ」、注22、都本「至」、注23、都本「るかな」なく、「り」で文を終わる

一 積雨連日止まず、書堂寂として俗客の間ふなし、児輩をして野史を讀ましむ、武蔵坊弁慶、三歳にして生るといふに到て、一人是を笑ふて妄なりとす、一人是を争て誣へからすとす、質を予以請ふ、昭曰、予か家鶏を畜ふ、雛大凡二十日にして生る、期に先たつあり、後るゝあり、或は二日、或ハ三日、是其常也、或ハ二十五六日を経て生るゝあり、是其常を變すといへとも、稟る処の氣の厚薄に因て、然らしむる処なり、人も亦然り、生れて梶脚あり、駝背あり、兔唇有り、眇眼あり、是氣の精粗、厚薄あるを以てなり、常を變すすいへとも、間々有る処なるか故に、人も亦怪します、況や、物体全く備て其生るゝに遲速あるかことき、異しむに足らざる処なり、五雜俎云、大同中、翰馬呈德其内人孕、八歳而生レ子、次癸卯孕庚戌、免レ身子亦不三甚大一、但髮長尺斗今纔三三歳、即能誦二詩書一、如レ流对客輯讓無レ異二成人一、甚奇事也、因レ茲觀レ之、弁慶か三歳、理に於て、妄也とすへからず、又問ふ、老子ハ八十余歳にして生るといふ、是理のある処か、答云、天地の間、常變なき事あたわすといへとも、亦かくのことくなるへからず、老聃か晩生、経伝正史見る事なし、大史公も亦是をいわす、只神仙伝云、八十一年而生ル、其妙内篇云、李母懷胎八十一載、是皆怪異の書、拠とするに足らず、後世、神仙を説の流、黄帝老子を以祖とす、故に其人を神にせんか為に、かくのこときの妄説をなすものなり、弁慶同日の談にあらず、

注1、都本「至」注2、都本「ふ」なし、果本も「う」が正しい。注3、都本「ら」なし。注4、都本「有り」二字なし。注5、都本「ヒカラメ」、これが正しい。注6、果本の上の「す」は「せ」であるべきか、都本「と」注7、都本、「次」を見せ消す、「以」字とす。注8、都本「く」を補う。注9、都本「亦」入る。注10、都本「た」注11、「玄」注12、「歳」字の音通（両書とも）。注13、都本、「く」入る。注14、都本「黄帝」二字を「老子」の右注とす。

一 一日講習終て、談元弘・建武の人物に及ふ、一人楠河州の死を論して曰、利の為か、義の為か、君の為にするか、身の為かするか、利の為といわく不可なり、楠公の忠肝義膽義理を見る事、青天白日のとし、義を捨て、利に趨るの人にあらず、君の為にすといわんも不可なり、此時四海擾乱、賊徒蜂のごとくに起る、天下の安危、一人の楠公に繫る、一旦生を捨て、肉いまた冷さるに、尊氏、帝都に入り、主上、山上に通れ、遂に芳野の行在所に終り、王室をして恢復の期なからしむ、義の為にすといわんも、いまたし、義ハ宜なり、事の宜なり、主辱られ国滅ふ、事の宜きにあらず、身の為にすといわく可なり、臣の節を尽し、国の為に命を墜す、英名青史に垂れて、永く孫裔の顔を怡はしむ、是身の為にするに可也といわさる事を得んや、一人云、楠公の死、議論沸騰すといへとも、所為に阿諛して、至当の論とするに足らず、足下の論を聞て感を解に足れり、楠公の死、大醇の小疵といわさる事を得ず、主人の論、如何ん、昭曰、諸君の論、纖悉遺すことなしといへとも、未其濫を発せず、此時に當て、主上暗昧宰臣姦佞、政刑倒置し、衆心怨背く、賊大挙して入て、寇するに会ふ、楠公諫用られず、言聴れず、青雲の器用るに人なく、揆天の才施すに所なし、悒悒抑鬱無頼の人となれ

り、其心以為、生るとも成すことあたわす、言尽し行窮す、人臣の能事終る、爰に於て節を全ふし、従容として死に就し、終に怨忿の言なく、耿々依々子弟に遺すに、忠義の訓を以てす、公の死は日月と光を争ひ、天地と窮りなきものなり、嘗て、丘瓊山宋李綱か、高宗の佞臣に惑わされ、言の用ひられざるを見て、去らん事を求るを論して曰、当二是時一也、人臣指レ軀、報レ国之時、去レ之之言、固不レ可レ萌二諸心況敢一、出二諸口一耶、然則為レ綱計、奈何、毀レ形、泣レ血、披レ肝、瀝レ膽、明三言三事勢到レ此無三可レ和之理一、言既不レ從繼レ之、以死又不レ然、姑從二其計一、身預二其間一、為レ之委曲弥縫、死中求レ生、万一、或有二可レ濟之理一、是を以、楠公を觀るに、主暗く臣妄に、姦后政に預り、賢臣既に去る、死中に生を求て、委曲弥縫すとも、万一も可濟の理なし、又披肝瀝膽、事勢を論する事、到れり尽せり、言既に從われず、繼之死を以する、瓊山か断案に違ふ事なし、明の丁奉、宋の劉錡を贊して曰、出レ軍未レ捷、身先死メ、長使下二英雄一、淚滿上レ襟、此杜甫之吊二孔明一也、愚敢テ借レ之、以吊二劉錡一焉、昭も亦、是を借て、楠公を吊す、復其節操を贊して曰、懷々焉、嗚々焉、与二琨玉一比レ質、与二日月一争レ明、与二天地一無レ窮者也、諸客雷同して曰、古來物論囂々として、いまた其帰を知らず、今や主人の論を聞て、雲霧を開て、白日を見るかことし、公の死を見て、涙襟に満さるものハ、英雄にあらずと、是に繼に涙を以てして去る、

注1・注2、都本「坎」注3、「に」の誤写か、都本「に」注4、両本「き」入る。注8、都本「議」字脱し、「論」字の右上に「義」字を加える。注9、両本「揺」に字誤る。注10、都本「惑」に作る。注11、都本「時」な

し 注12、都本、「か」入る 注13、県本、「快」に、都本、「映」に写す  
注14、両本「ふ」、「う」音便 注15、都本「し」に写すも「く」であるべき  
注16、都本「て」なし 注17、両書とも「感」に誤写 注18、都本「秋」  
注19、都本「心」とす 注20、都本「て」入る 注21、都本「に」入る  
注22、都本「て」なし 注23、都本「晴々焉」三字脱 注24、両本とも「霧」  
に換えて普通字「務」を用う 注25、都本「統」字

一 秋夜灯を挑けて、唐太宗紀を読む、貞觀五年、河内の李好徳、  
心疾を得て、妄に妖言を為すの聞へあり、大理丞張、蘊古に詔して  
是を按せしむ、蘊古、帰奏して曰、好徳か疾、苟に徴あり、法にお  
ひて罪すへからず、治書侍御史権万紀劾奏して曰、蘊古か宅ハ相州  
に在り、好徳か兄厚徳其刺史たり、故に厚徳に阿從して、事を按す  
る事實ならず、虚妄を以階下に告る也、太宗大に怒り、蘊古を市に  
引出して斬しむ、既にして悔て曰、今より後死罪あらは、即、決す  
といへとも、三たひ覆奏して、刑を行ふへしといへり、昭謂らく、  
太宗の明房魏か佐政事、今に到て、貞觀を称するさへ、猶刑を漫に  
するの悔あり、爰に於、書を积て嘆息する事あり、我国大玄廟の  
時、君明に臣良に、政事淳直にして、朝政水の流るゝか如く、一ツ  
も滞る事なし、有司死刑を奏するに至てハ、遲滞して決断なき事遅  
鈍の人のことし、必ず曰、暫く是を措け、奏する事三たひ、止む事  
を得ずして決すといふ、其徳太宗に越る事浅にあらす、誰か感嘆せ  
さらんや、中華には文辞に乏からず、故に前言往行、青史に載せて  
永く世に伝わる、我朝ハ然らず、是を以、嘉言善行、むなしく朽果  
るぞ、悲しむに余りあり、適、爰に感ずる事あるか故に、謹んで誌  
す、

注1、両本「へ」だが、「え」が正しい 注2、都本「至」字 注3、都本  
「を」なし 注4、都本「せ」なし

一 議論、官吏の事に及ふ、一人曰、某氏官に莅ミ、一切贈遺を受  
けず、其故を問へは、答曰、官に在てハ、廉を尚ふ、貪汚の毀、贈  
遺に由らざるハなし、故に、義不義を論せず、一切に辞す、是嫌疑  
を避るの道なり、是を以、此人清廉の名を得たり、竊に謂、是情を  
矯め、名を求の術等しく、貪欲科中の人なり、義に於て受へくん  
ハ、舜禹ハ堯舜の天下を受て辞せず、孟子、宋薛の餽を受て、非な  
りとせず、今の世の人、義理に精しからず、只に其行を見て、槩し  
て清廉とす、亦あやまらずや、且、嫌を避るハ、大丈夫にあらす、  
己か節操なけれハ也、柳下惠か女を宿し、西行か江口に宿するの  
類、見つへし、自反して縮からハ、千万人の毀を得るとも、顧るに  
足らんや、昭曰、足下の説、確論といふへし、名を好むと、利を好  
むと、異に似て実ハ同し、嫌を避るハ、丈夫に非すといふハ非也、  
是亦古の道なり、人として嫌を避すんは、禍を招き、事を毀るの基  
ひなるへし、呉孟宗、仕て監池司馬となり、魚鮓を作り母に進む、  
母曰、尔監官となり魚鮓を作る、嫌を避るならんや、又清節といふ  
へけんや、遂に鮓を反す、孟宗感服して、志を淬といへり、某氏の  
ことき、中行の士にあらすといへとも、亦以て濁を激し、清を揚る  
に足るへし、名を中行に托し、贈遺を受て、義なるを知て、私心竊  
に是を比せハ、亦優らすや、凡、官吏たらん人、此心を以官に莅ま  
ハ、慕嚮溺醜の失なく、奔競僥倖の道断ん、二ツのものは官の忌む  
処なり、官吏人を得て、皆如此ならハ、豈政治の治まらざるを憂ん  
や、薛文清曰、世之廉者、有「三有下見」理明而不「妄取」者上、



有<sub>下</sub>尚<sub>二</sub>名節<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>苟取<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、有<sub>下</sub>畏<sub>二</sub>法律<sub>一</sub>保<sub>二</sub>祿位<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>敢取<sub>一</sub>者<sub>上</sub>、見<sub>レ</sub>理<sub>レ</sub>明而不<sub>二</sub>妄取<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>而然<sub>上</sub>也、尚<sub>二</sub>名節<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>苟取<sub>一</sub>、狷介之士其次也、畏<sub>二</sub>法律<sub>一</sub>保<sub>二</sub>祿位<sub>一</sub>而不<sub>二</sub>敢取<sub>一</sub>則勉強而然<sub>リ</sub>、斯又其次也と、某氏のとき二ツの下一ツの上なり、亦以、廉とするに足れり、足下の論ハ、中正至当の論なり、予か説く如も、亦一説に備ふるに足らざらんや、

注1、鼎本「史」に誤まる、都本「吏」、以下同じ 注2、鼎本「宦」、都本「官」、ただし、「宦」、「官」同義 注3、「蒞」、「蒞」同字 注4、都本「る」入る 注5、両本「に」脱か 注6、都本「る」 注7、都本「ひ」なし 注8、都本「利するに」四字入る 注9、都本「路」 注10、鼎本「忘」字、都本「忌」 注11、都本「ツ」なし 注12、都本「処」字

一 客曰、古公三子あり、泰伯・仲雍・季歴なり、古公、季歴に譲るの心あり、故に泰伯・仲雍夷狄に遁れ、髪を断ち、身に文して、古公の志を遂しむといへり、断髪文身とハ、如何なる俗ぞ、昭曰、呉越春秋曰、古公三子長曰、泰伯次曰、仲雍少曰、季歴古公病、二人託<sub>レ</sub>名採<sub>二</sub>葉干衡山<sub>一</sub>、遂<sub>二</sub>之<sub>二</sub>荆蛮<sub>一</sub>、断<sub>レ</sub>髪文<sub>レ</sub>身、因<sub>二</sub>其俗<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>夷狄之服<sub>一</sub>、尔<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用、荆蛮ハ水国にて江湖多く、田地乏しく、人多ハ水に入り魚を捕りて食ふ、故に髪毛水中眼に掩ひ、衣服を服し、水に入る時は、便なきか故に、髪を断ち裸体になり、身五色の文菜<sub>(注5)</sub>して蚺龍の害を避る、是を断髪文身といふなり、客曰、泰伯ハ呉の祖なり、荆蛮ハ呉の地か、答曰、正義曰、泰伯奔蚺呉、而云<sub>レ</sub>亡<sub>二</sub>荆蛮<sub>一</sub>者、楚滅<sub>レ</sub>越其地属<sub>レ</sub>楚、秦滅<sub>レ</sub>楚、其地属<sub>レ</sub>秦、秦諱<sub>レ</sub>楚故通<sub>メ</sub>号<sub>二</sub>呉越之地<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>荆及<sub>二</sub>北人書史<sub>一</sub>加<sub>テ</sub>云<sub>レ</sub>蛮、呉越ハ東南の僻地にして、風俗も亦異なると見えたり、

注1、「境」字ノ音通、都本「狄」 注2、都本「示」但し「レ」点なし 注3、都本「采」字、鼎本・都本、共に「彩」字音通

一 客問、秦漢唐宋、英材遠略、一時を綜核するに足るの君、神仙を以奇とし、方士を以玩とし、其術中に陥て悟らず、後は自欺に到る、今よりは是を見るに、兒女子の談なり、何を以、如何なるや、昭曰、頃日、宋明小説の書を読むに、方士か術は亦奇にして妙なり、英略の君、秦皇漢武のとき、其欲余りありて、厭ふ事なく、人間の欲満足りて、不老不死を求るの大欲起る、故に、神仙の諸術、其欲に投して寤る事なく、適、明哲の臣、諫を納るゝといへとも、既に其術に溺るゝか故に、諫用られず、言聴れず、終に其君をして、醒生夢死して、悟る事なきに到る、爰に到て、諸臣も過なしとせず、如何んとなれば、理義を講明し、欺妄を発覚し、務て妖術を敗露せんに開悟せずんはあるへからず、五雜俎曰、永樂中、上方<sub>二</sub>燕<sub>二</sub>座樓<sub>一</sub>上見<sub>二</sub>雲際<sub>一</sub>、一羽士、駕<sub>レ</sub>鶴而下<sub>レ</sub>、問<sub>レ</sub>之、対曰、上帝、建<sub>二</sub>白玉殿<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>臣於陛下<sub>一</sub>、索<sub>二</sub>紫金梁一枝長二丈<sub>一</sub>、某月日、来り取<sub>レ</sub>云畢<sub>テ</sub>騰<sub>レ</sub>空而去<sub>レ</sub>、上驚異、欲<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>、独、夏原吉曰、此玄術也、天<sub>ハ</sub>積氣耳、安<sub>ソ</sub>有<sub>二</sub>ニヤ玉殿金梁之理<sub>一</sub>、數日<sub>ニ</sub>道士復至曰、陛下、以<sub>レ</sub>臣為<sub>レ</sub>誰<sub>カ</sub>、上帝震怒將<sub>下</sub>遣<sub>二</sub>雷神<sub>一</sub>、上謝<sub>レ</sub>之又去<sub>レ</sub>、翌日、雷震<sub>二</sub>謹<sub>二</sub>身殿<sub>一</sub>、上大懼<sub>ル</sub>、括<sub>二</sub>内外<sub>一</sub>金<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>式製<sub>レ</sub>之、至<sub>レ</sub>期、道士復至<sub>ル</sub>、稽首<sub>メ</sub>稱<sub>レ</sub>謝、梁逾<sub>二</sub>梁千斤<sub>一</sub>、二鶴銜<sub>レ</sub>之、以去<sub>レ</sub>、是を以、其術の奇なる見るへし、明察以て、理を照らすにあらずんハ、惑ハさることあたわし、況や、彼生を貪<sub>(注11)</sub>り、死を惡<sub>ミ</sub>、祇を祈り、禍を避んとし、多欲以て、飢渴のとき<sub>(注12)</sub>に至らんに、説くに不老不死の道を以てし、迷わずに奇也妙也の術

を以せんに、迷わさる事あるへからず、故に、一時の大臣、明哲の多士といへとも、弁舌を以て動かす事、豈難からざらんや、又云、上、語<sup>レ</sup>廷臣<sup>一</sup>、原吉終<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>然<sup>一</sup>、迺<sup>レ</sup>遣<sup>レ</sup>人訪<sup>ニ</sup>天下金<sup>一</sup>、賊<sup>一</sup>、去<sup>ル</sup>、処<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>蹤<sup>一</sup>、至<sup>ニ</sup>西華山下<sup>一</sup>、果有<sup>ニ</sup>粥者<sup>一</sup>、甚賤<sup>シ</sup>、乃、隨<sup>レ</sup>之、到<sup>ニ</sup>山頂<sup>一</sup>、見<sup>ニ</sup>六七道士<sup>一</sup>、方<sup>ニ</sup>共<sup>レ</sup>斷<sup>レ</sup>梁<sup>一</sup>、見<sup>レ</sup>人、即飛<sup>レ</sup>身而去<sup>ル</sup>、使者持<sup>ニ</sup>半梁<sup>一</sup>復命<sup>ス</sup>上、始悔悟<sup>ス</sup>、昭か諸臣も罪なしとせすとハ、是を以ての故なり、諫るに義理を尽し、猶悔悟せんハ、其術を破露せん事、原吉かことくせんに、悟らさるの君あらんや、故に古昔の聖賢濂洛の諸君子、窮理を以<sup>レ</sup>学<sup>一</sup>の始とす、亦故あるかな、

注1、都本「ら」（これでは意味不通）注2、都本「此」注3、都本「も」注4、都本「か」入る注5、泉本・都本同じ、「醉」字を誤用注6、泉本「期」に誤る、都本「欺」注7、都本「耳」字を欠き、「氣」字に送仮名「ノミ」を添える注8、都本「示」字注9、両書「謹」に誤る、「紫」であるべき注10、都本「つ」注11、都本「り」なし注12、都本「て」なし注13、都本「跡」注14、都本「て」入る

一 通昭、菜薪<sup>（注1）</sup>の憂に逢ひ、臥して床にあり、客来て病を問ふ、積雨連々として、寂寞に勝へず、兒童をして、雑書<sup>（注2）</sup>を讀しむ、積日蔵、死して蘇り、参内して延喜帝に地獄に見へしを奏すと云に到る<sup>（注4）</sup>、客曰、甚哉<sup>（注5）</sup>、日蔵妄言して上を欺き、世を誣るのみにあらず、聖帝をして、地獄に陥るの説をなす事、時の朝臣、其非を弁する事なし、其欺妄の術中に落て悟る事なく、剩、書に著して後世に伝へ、百世の後に到て、猶誣んとするは何そや、宰臣彼を捕へて訊問し、其邪心を吐露せしめ、明に妄言の刑に行わさる事、今猶為に切

齒せさる事あたわす、昭曰、客の論、誠に然り、此日<sup>（注6）</sup>、五雜俎を讀に、似たる事あり、曰、孫子長少年美哲也、七夕之夜、感<sup>ニ</sup>牛女之<sup>一</sup>事<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>文以祝<sup>レ</sup>之、詞甚婉麗也、忽如<sup>ニ</sup>夢中<sup>一</sup>、為<sup>ニ</sup>女仙<sup>一</sup>、召<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>瓊樓玉闕<sup>一</sup>、殊、極<sup>ニ</sup>人間之業<sup>一</sup>、七日、始甦<sup>ル</sup>、時皆笑<sup>テ</sup>以為<sup>レ</sup>妄、余、謂、非<sup>レ</sup>妄也、魅也、人有<sup>ニ</sup>邪念<sup>一</sup>、崇得<sup>レ</sup>于<sup>レ</sup>之、就<sup>ニ</sup>其所<sup>一</sup>想、以相戲耳、是日蔵同日の談なり、蔵か欺妄、足下の説のことくならずんハ、必魅の相戯るゝなるへし、是を以、蔵か平生の邪念、不正の心術を見るに足の<sup>（注10）</sup>ミ、亦何ぞ異しまん、

注1、泉本・都本共に「菜」字だが「采」字が正しい、「采薪之憂」は『孟子』「公孫丑」の朱子註により、病気で薪を拾いに行けない意から、自分の病気を謙つていう表現注2、都本「ま」入る注3、両書「へ」、「え」が正しい注4、都本「り」注5、都本「欺」注6、都本「く」注7、都本「至」注8、都本「昨」注9、都本「樂」注10、都本「る」入る

一 秋日、精義齋に入て、弘毅先生に謁す、談、仁礼某を殺す、僕の兄、極刑に行わるゝの事に及ふ、先生曰、君を弑し、親を殺す、天下の極悪、誠に悪むへし、然れども、人を罪して、挈<sup>（注1）</sup>までにせずの法、既に明文あり、骨肉の親といへとも、其悪に覚せず、侵せる罪なくして、死刑行わる、天下の法、赦<sup>（注3）</sup>すに術なしといへとも、亦憐むへきの甚しき者也、言終て、涙連々として、制しかたきに到る<sup>（注4）</sup>、昭をして、共に襟を潤わしむ、於是、其至誠惻怛の深きを感じ、注1、都本「れ」なし注2、都本「に」入る注3、都本「る」入る注4、都本「至」

一 客曰、今天下の法、諸侯、十七歳以下にして、薨する時は、国

除せらるの事を論ず、昭曰、国法を是非するハ、我党の、深く慎む所也、嘗て、弘毅先生に問ふ事ありしに、先生曰、下として上を議するハ、君子の悪む所、汝か輩、謹て言ふ事なかれ、予、鳩巢先生に問て曰、当今、諸侯死して嗣子なく、或は、十七歳に及はずして死する時は、則、国除かれ、祭祀絶す、絶たるを継ぎ、廢たるを興すは、聖賢の法なり、顧に、其是非を知らず、其説ありや、先生、大に嘆息して、されはよと云てやミぬ、先生の語らさる處、誠に然り、復云ふ事なかれと云て、是非を論せず、足下も亦、此論を止めよ、客大に悦んで曰、国法を論して、鳩巢、弘毅二先生の高論を聞く事を得たり、肝に銘して、ふたゝひ論すへからず、

注1、都本「か」なく、「せら」二字加える 注2、県本「繼」に誤まる、都本「繼」 注3、都本「れ」入る

一 客曰、諺に官長に諂諛するを、御髭の塵取るといふは如何ん、昭曰、嘗て、通鑑綱目を読むに、宋真宗天禧三年、寇準入て相となり、剛直にして威望有り、丁謂、寇準か称誉に因て通頭することを得て、参知政事と成る、故に、同列たりといへとも、丁謂、甚、寇準を敬す、中書に会食しける時、羹、寇準か鬚を汚す、丁謂起て徐に是を払ふ、寇準笑て曰、参政ハ国の大臣なり、官長の為に鬚を払ふや、丁謂、大に慙恨ミて、遂に罅隙をなすといへり、是鬚の塵を取るのが権輿か、

注1、県本・都本共に「腴」に誤る

遷塞割記卷之二、

一 客問、世に所謂仙人虚空を飛行し水火を犯し生を養ひ、命を延るといふ、誠に然るや、昭曰、是、老子養生の妄談より起れり、或、問、程子、神僊之説有、諸曰、若、説、白日飛昇之類、則無、若、言、居、山林之間、保、形、鍊、氣、以、延、年、益、壽、則有、之、譬如下、一、鑪火置之風中、則易、過置之密室、則難、過有、此理也、此説甚曉し易く、世俗の妄談を破るに足れり、世を絶ち、俗を離れて、山林幽谷に入り、清静無為にして、樹下石上に居し、木石を楽ミ、山水を友とし、世の務を知ることもなくハ、数年の寿ハ保ち延へし、風に御し、空を翔りて、飛行するの類、もと列子か寓言を伝へ称して、実とせしものなり、肉身骨体を具へ、羽無して飛行することあらんや、客曰、然らハ、則延命の術学ふへけんや、昭曰、平巖曰、人之精氣、聚則生、散則死、彼有、見、於造化之機、竊而用之使、精氣固結而不、散故能独寿、此理之所有也、顧、其、自、和、小、技、聖、賢、弗、為、耳、夫、天、の、物、を、生、ず、る、有、物、則有、則、人として人の則を知らず、人事を悪んで木石を友とし、世務をいとひ、山林に入る事、造化の機を竊ミ、数年の寿を延とも、天地の一罪人にて、仁心の忍ざる所なり、死を悪ミ、生を貪り、義心の羞愧、無んハあるへからず、客曰、誠に然り、生を養ひ、年を延るハ、正しき道にあらず、堅く禁止すへし、昭曰、生を養ひ、命を保つを、あしきといふにはあらず、彼か所謂、山林幽谷に入り、人事を絶滅する事を悪むのミ、所謂、殀寿不、貳、修、身、以、俟、命、又曰、知、命、者、不、立、乎、巖、牆、之、下、又曰、桎、梏、死、者、非、正、命、也、見つへし、養生ハ、身を修るの事にして、其道知らずんハ、

あるへからず、或、程子に問ふて曰、公も亦、命を延るの術有りや、曰、吾嘗夏葛而冬裘、饑食而渴飲、節、嗜、欲、定、心、氣、如此而已矣、是、聖賢養生の道にして、所謂、修身俟命者なり、

注1、都本「り」注2、都本「孝」字に誤写注3、都本「仙」字注4、都本「る」なし注5、都本「ふ」入る注6、都本「は」入る注7、都本「便」に誤る、都本「使」注8、都本「所」字入れる注9、都本「水」に誤写注10、都本「死」、都本「止」、「死」、「止」音通字注11、都本、「事」を「の「事」は、都本なし注12、都本「崑」

一 客曰、列子は風仙を得たり、故に、風に御し、虚空を飛行すといふは、道家者流の妄言か、亦説ありや、昭曰、七尺の形体、色もなく形もなき風に乗るへけんや、御風といふは形容の詞なり物に泥ます、境に転せられず、心をして、自由自在ならしむる事、風に乗り、四維虚空を遊行するか如し、是を誤り認て、実に風に乗るとし、神仙なりとし、形を図して、人ににすは大に誤れり、

一 秋夜講会、古今の談に及ふ、一客云、世に伝ふ、菅原相公是善の南庭、五六歳の童兒あり、是善、其父を問ふ、答曰、父なく母なし、又居所なし、願くは、相公を以て父とせん、相公養て子とすといふ、父母無くして、何に由て生するや、昭曰、天開地闢けて、兩儀立り、二氣行われ、五行運転し、万物を發生す、氣聚て形をなし、理も亦賦す、其中氣化有り、形化有り、腐魚の虫を生し、垢衣の虱を生するの類氣化なり、陰陽直感し、健順精を合し、形をなすは形化なり、人間鳥獸の類是也、天地始て開け、万物始て生する時ハ、形化も亦氣化なり、然れとも、既に其形を生し、陰となり陽と

なり、男となり女となりてハ、氣其形に寓して、復氣化する事なり、菅丞相の生するや、人王五十四世、仁明帝十二年なり、唐の文宗、大和十八年に當る、世、既に中葉に已て、氣化すへき時にあらず、父母無くして、何に由て生せんや、神徳の妙を讚して、此妄談を附会す、羅山先生曰、菅公生出之説、蓋出<sup>二</sup>自巫祝浮屠之口<sup>一</sup>者也、以<sup>三</sup>此人為<sup>二</sup>累世儒家<sup>一</sup>、故恠<sup>二</sup>其所<sup>レ</sup>生、以<sup>レ</sup>誣<sup>レ</sup>之為<sup>二</sup>神仏之依托<sup>一</sup>而已、

注1、都本「て」入る 注2、都本「ち」 注3、都本「交」 注4、都本「過」 注5、都本「宗」に誤る

一 客曰、菅公罪無くして、筑紫に配せられ、幅億積忿に堪へず、往々載する處、神宮仏寺始末を記して衆を誣ゆ、侍童の為に告文を作て、天に告げ、雷と成りて、省中に墜ち、讒臣を殺し、憾を釈<sup>〔注〕</sup>し、天満天神の勅号を得て、初て幽恨を散し、恥を刷ふ、野史稗説往々載する處、神宮仏寺始末を記して衆を誣ゆ、侍童の為に是を弁せよ、昭曰、天を怨ミ、人を尤め、懊惱して恨を三泉に結ぶものは小人の情なり、君子は然らず、窮塞禍患の中に処し、天を樂ミ、命を安んじて、天を怨ミす、人を尤めず、夫、菅公忠誠特達、加るに文学を以す、豈彼小人の態をなさんや、延喜<sup>レ</sup>記曰、右府在配所三年、行住座臥不出一室、都府樓在近不往遊、重君ノ悶自敬恭之故也、又、仲秋乃詩云、去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拌余香、其忠誠謹慎以て見るへし、此詩を吟すれば、千載の下猶淚襟を潤さしむ、其外配所の詩歌一ツとして、君を怨ミ、世を悶るの詞なし、何を以か、小人の怨をなし、世を憤り、人を尤めて、告文を作り、死して禍をなさんや、弁論を待すして明

也、悉く浮屠氏の自衒ひ、利を求るの妖術より出つるのミ、按するに、延喜元年辛酉、菅公左遷、同三年癸亥、配所に薨す、同九年己巳、左大臣時平薨す、延長八年庚寅、雷清涼殿ニ墜つ、世に伝、讒者の堂、民部卿藤清貫、右中弁平希世雷に撃れ死す、菅公の薨して後、既に、二十八年を経たり、公、讒臣を撃殺せば、何ぞ時平を撃すして、此二臣を撃んや、況や、是より先八年、既に帝、過を悔悟し、菅公左遷の宣旨を燒き、本官を復す、所謂、靈ありとも、是に慰せざらんや、先儒の論云、夫、暴風雷雨、陰陽之變也、其氣散則已矣、菅公、平素、忠誠仁徳、天下之人所<sup>二</sup>仔望<sup>一</sup>也、然、無<sup>レ</sup>罪而薨<sup>二</sup>於配所<sup>一</sup>、故<sup>二</sup>天下之人情、驚嘆而不<sup>レ</sup>安矣、以人情、感<sup>二</sup>動<sup>スル</sup>天地之氣<sup>一</sup>焉、是所<sup>二</sup>以變災<sup>一</sup>也、延喜十年、大旱、同十三年、大風、同十四年、洛中火災、同年、夏洪水、明年七月、日輪失<sup>レ</sup>光、同十六年、洪水、同十七年、大旱、同廿年、大旱、明年、太子保明薨<sup>ス</sup>、都下皆云、丞相之靈為<sup>レ</sup>祟、天皇大懼、焚<sup>二</sup>丞相左遷宣旨<sup>一</sup>、復<sup>二</sup>本官<sup>一</sup>、贈<sup>二</sup>正二位、人情猶不安懷<sup>一</sup>、懼之心<sup>一</sup>故天災不<sup>レ</sup>止、延長三年、旱魃、同七年、大水、同八年、雷墜<sup>二</sup>清涼殿<sup>一</sup>、所<sup>三</sup>以人情之感<sup>二</sup>動天地<sup>一</sup>、而所<sup>三</sup>以菅公之靈不<sup>二</sup>与知<sup>一</sup>也、天下之人情猶如此、況<sup>ヤ</sup>、与<sup>二</sup>時平之惡<sup>一</sup>而共讒之徒、自以<sup>二</sup>惡氣<sup>一</sup>致天之怒氣宣哉、為<sup>二</sup>雷火<sup>一</sup>、焚<sup>二</sup>身体<sup>一</sup>乎、

注1、都本「く」 注2、都本「つ」 注3、都本「詩」に誤る 注4、都本「態」 注5、都本「す」なし、都本「す」入る 注6、兩本とも「遷」(「遷」の音通字)に作る 注7、都本「に」

一 客曰、世に伝ふ、菅公の靈、比叡山に來り、僧正尊意に告て曰、予、天帝に告げ、内裏に入り、讐を復し、恥を雪めんと欲す、

法力を以、妨くへからず、意肯んせず、靈怒る、席上の柘榴を含ミ、妻戸に吐く、忽火となりて焼く、尊意、瀉水の印を結んで、是を消す、妻戸、今猶叡山に存すといふは如何ん、昭曰、昔公の靈、崇を為さる、既に論し尽せり、後人、尊意か法力の妙を語らんか為に、好事の者偽作せる坎、然すんハ、尊意、諫卒輕寵の徒にして、狐狸の妖、感する者か、奸詐狡猾の徒にして、欺誑せるもの坎、心術正直の者の態にはあらず、釈空海曰、正法無<sup>二</sup>奇特<sup>一</sup>、是有徳の者の語なり、尊意、若此理を知らは、如此の妖怪来るへからず、若来るとも、自恥て人に語るへからず、昭、其人を知らず、故に一定の論をなしかたし、休徳通賢の人たらは、後人の蛇足にして、泉下大に悵惘すへし、浮躁輕忽の人たらは、狐狸の妖怪にして、開悟せざるなり、詭譎懷護の徒たらは、偽作の妄談にして、自衒へるなり、大略此三件を出つへからず、

〔頭注・悵惘 失志望恨也／諛詐也〕

注1、都本「へ」 注2、都本「ら」入る 注3、都本「つ」なし

一 春日、講会終て、例の、古今の談に及ふ、一客曰、平治の乱、源軍破れ、悪源太義平六条河原に戮に就く、難波三郎悪言して辱しむ、義平憤怒して曰、死して雷となり、誓て尔を殺さんと、大に罵て死す、仁安三年、相国清盛、摂州布引瀧を見る、難波は□從ふ、霹靂難波を撃殺す、世以義平の靈とす、此理ある坎、昭曰、雷八天地の怒気也といへとも、一人の悪を求めて撃殺すこときの物にあらす、義平幽恨鬱結して崇をなさハ、或ハ一室の間に於し、或は、隱微の中にせずして、天地に滔り、山川に蓋震し、衆人を感動し、造化を盗む事を得んや、程子の論に曰、夫、為<sup>二</sup>不善<sup>一</sup>者へ悪気也、

赫然而震者、天地之怒気相感而相遇故也、是に因て見る時ハ、難波か平日の悪懺慘刻、天地の怒気と相感し、相遇て震ひ死する也、然らすんハ、偶然ならくのみ、客曰、難波か為人、其詳なるを知らすといへとも、如是の悪人なるを聞ず、何を以か、其懺刻なるをいふ、昭曰、夫、勝負は兵家の常也、敗何そ異しむに足らんや、不幸にして、囚徒となり、戮に就き、殺を蒙る、変中の常也、甚恥しくするに足らず、況や、義平ハ源氏の棟梁、身三軍の帥たり、豈匹夫と等しく、命を軽んし、身を喪て、万人の望を失はんや、難波、若忠厚執義の心あらハ、慙に其死を弔し、其心を慰め、其愁を排し、其涙を破らさる、且人の死を見るや、刑罰の徒たりといへとも、為に憫然たらさる事あたわす、況や、将帥敗軍不幸の死に就くに於てをや、然るに媒贖譏笑して、快活する、其残忍刻剥の徒、慕悪の尤者なり、平素の積悪、太感して死する事、疑ひなかるへし、

注1、異本「午」に誤る、以下「平」に訂正、都本「平」 注2、都本「か」入る 注3、都本「に」 注4、都本「斯」 注5、都本「む」入る 注6、都本「わ」 注7、都本「の」なし 注8、都本「相」

一 客曰、人の刃に触れて死するの地火を見る者あり、如何ん、昭曰、是陰火なり、夫、二氣聚て生し、散して死す、薪尽て、火滅するかことし、若、其死を得ずして死する者ハ、其氣猶残りて陰火となり、或は所謂、幽霊ともなる也、昔、張南軒、淮上に行き、一寺に宿す、半夜に、鷄鳴声数万なるを聞く、起て是を見るに、灯明地に満つ、寺僧に問ふ、僧曰、是古戰場なり、天陰晦する時ハ、毎に如是、南軒曰、夫、氣不散則陰陽蒸薄而有<sup>二</sup>声氣<sup>一</sup>、自為<sup>レ</sup>声、訴人何願、客曰、是等に触れて死する者あるハ如何ん、昭曰、悪気に

逢ひ、己か恐懼の氣を以逆<sup>(注3)</sup>ふる時ハ、相感して死する者あり、理を明にし、身に充る処の浩氣を養ひて健々たる時は、無形の悪氣、何そ万物に靈妙たる人倫を侵す事を得んや、

注1、都本「斯」注2、都本「於」注3、都本「逆」字に読仮名「ムコ」を添える 注4、都本「ひ」なし

一 客曰、今人、間々、妖怪を見る者あり、多くハ目疾、又ハ狐狸の類なるへし、是に触れて害を受ける者は如何、昭曰、人は万物の靈なり、何そ害する事を得んや、世に其害に逢ふ者あるは、勢虚し靈妙の徳を失へはなり、多くハ、婦人女子滅獲廝養の類なり、端人正士の、妖怪狐狸の害を受ける事聞かす、客曰、若妖怪を見は如何んか是を処せん、心を静にし、氣を張て、是を捕へよ、見る処の物、忽消て、少しも害なけん、昔心疾を憂ふる者あり、物を見るに皆獅子なり、程伊川、是に教るに、見は直に前<sup>(注2)</sup>て是を捕へよ、物無からんといふを以てす、久して、疑疾遂に癒ゆ、又、鬼物をいふ者あり、伊川曰、君親<sup>(注3)</sup>ら見るやと、其心以為く、人伝へは信するに足らず、親ら見は、是眼病なるへし、是等の説を翫味せば妖怪何の害かあらん、

「頭注…一海岱之間罵奴滅罵婢曰獲廝養析薪為廝炊烹為養（但しこの頭注は都本になし）」

注1、都本「る」なし 注2、都本「前」字右に読仮名「スト」を付けている 注3、都本「て」なし 注4、果本・都本「愈」字に作る、「癒」字に同じ 注5、都本「親」字の右に読仮名「ミツカ」を添える

一 客曰、世に恐るへき物なき事を知て、猶恐懼の心やまさるは如

何ん、昭曰、知ることの致<sup>(注1)</sup>られハ也、窮理の学に力を用ひは、おのつから其病失せぬへし、知て猶恐心を免れざるは、養氣の功足られハなり、弘毅先生曰、是を鳩巢室先生に聞けり、若、所により懼心を生せば、必眼を張るへし、眼は百氣の会にして、精神の聚る所なり、眼を張る時は、一身の氣聚會して健也、故に恐懼の心おのつから滅ふ、昭試るに、甚驗あり、或問、程子曰、独处夜行而多<sup>(注2)</sup>懼心一何そや、曰、燭<sup>(注3)</sup>理不<sup>(注4)</sup>明也、明<sup>(注5)</sup>理則知<sup>(注6)</sup>所懼者皆妄<sup>(注7)</sup>、又何懼矣、知<sup>(注8)</sup>其妄<sup>(注9)</sup>而猶不<sup>(注10)</sup>免者、氣<sup>(注11)</sup>充也、敬不<sup>(注12)</sup>足也、此説を熟読せば、何そ懼心の已<sup>(注13)</sup>さる事を憂んや、

注1、両本とも「至」ルと同訓の代用文字 注2、都本「懼」字 注3、都本「そ」なし 注4、都本「已」字右に読仮名「ヤム」を添える

一 客曰、世俗の、所謂、死靈ハ如何ん、昭曰、多くハ危道巫祝僧尼の徒、利を貪り名を銜の説より出つ、然れども、一向此理無きにはあらず、左伝に、所謂、伯有<sup>(注1)</sup>か厲を作すの類、程子論して、則是<sup>(注2)</sup>一般道理といへり、人物の生するや、健順精を合し、陰陽交感して形を成す、其氣散する時は即死す、是理の常也、寒氣凝りて氷となり、寒氣散して氷解ることし、其氣の大虚に帰する時は、遅速なきことあたわす、其死するにあたつて、死を得ざるものあり、故に、其氣鬱結して卒かに散せず、或は妖孽幽霊となる事あり、老弱又ハ病て死するの人は、氣衰へて死するか故に、妖孽をなす事なし、今、火盛んに燃る時に水を濺<sup>(注3)</sup>ひて是を消さんに、熱氣猶残る、薪尽き火滅する時は熱氣残らざるかことし、

注1、果本「左」字に誤る、都本「危」注2、両本「税」字に誤写 注3、都本「別」注4、都本「し」注5、音便にて「い」とあるべき

一 客曰、人死するに臨んで、怪異ある者は如何ん、昭曰、是亦氣の散するに由<sup>(注1)</sup>のミ、劉元城、死する時に、風雷正寢に轟き、雲霧晦冥す、少頃ありて見るに、元城既に端座して薨す、或是を論して、元城忠誠天地の氣を感動すといへり、朱子曰、只是元城之氣、自散尔他養<sup>(注2)</sup>得此氣<sup>(注3)</sup>剛大也、所<sup>(注4)</sup>以散時如<sup>(注5)</sup>此、是に因て是をみれハ、元城能く氣を養ふか故に、散するに及んで、此怪ありて、地の氣を感動するにハあらず、

注1、都本「る」入る

一 客曰、古來稱する処の妖怪、いまた疑なき事あたわす、主人其詳なるを論せよ、昭曰、大抵、妖は人に由て興る、北溪陳淳曰、人以為<sup>(注1)</sup>怪則怪不<sup>(注2)</sup>以為<sup>(注3)</sup>怪一則不<sup>(注4)</sup>怪ナラ、見つへし、妖怪皆己か心に在り、昔、程伯温の夫人侯氏、伊川の官舎に在り、妖甚し、人告て曰、妖出て鼓を撃つ、衆驚く、侯氏從容として曰、槌を取て与よ、人又曰、妖扇を打つ、侯氏曰、彼熱きか故也、自若として驚く色なし、是より妖をいふ者なく、妖も亦出る事なし、又唐の魏元忠、強正にして幹識あり、家貧にして一婢あり、婢出て水を汲む、帰る時に、老猿來て火を焼き居たり、婢驚て元忠に告ふす、元忠徐に曰、猿我貧をして人なきを惑<sup>(注5)</sup>ミ、為に食を焚く、甚善哉、元忠僕を呼ぶ、狗代りて是を呼、元忠曰、此犬我勞に代る、又独座す、鼠一群來、手を拱て立つ、元忠曰、鼠飢て我に食を求む、即食を与ふ、妖あることに如是、終に妖なし、又、本朝、龜山の皇居を建つ、地を鑿つに、大蛇凝集て塚をなせり、衆曰、此地の神也、震ひ恐れて近づく者なし、右大臣徳大寺実基曰、皇居を建んに、王土に在る者何

の祟かあらん、挙て大井川に棄つ、遂に事なし、是皆、英明卓見の士の為す処にして、志士の法とすへき処也、彼淺陋愚頑の徒、少しき妖怪に会ふ時は、恐懼畏縮して、神に媚ひ仏に諂ひ、巫祝僧徒に賂ひ禍を免んとす、妖は己か心に興るを知らず鄙哉<sup>(注6)</sup>

注1、都本「ひ」字入る 注2、都本「多」字入る 注3、泉本「報」、都本「報」と「鼓」の中間の字体に写す、注4、都本「へ」字入る 注5、都本「を」字なし 注6、都本「斯」 注7、「滔」字に誤写 注8、2本同字、「非」ノ音通字

一 客曰、世に伝ふ、空海・守敏、法力の勝劣を争ふ、守敏、天下の龍を悉く禁錮して、雨を降す事なし、万民大に旱魃を憂ふ、空海雨を祈るに驗なし、法を以て遍く禱るに、天竺国無熱地の龍のミ、守敏か法に錮せられず、於是、空海、是を請して雨を降らしむ、昭曰、龍は靈物なり、時を得てハ、天上に飛行し、得されは深淵に潜まる、至微至靈、人の得て禁錮する処の物にあらず、雨は陰陽薰蒸して降る、造化の一なり、龍の得て能くする所にあらず、黄勉齋曰、陰陽和則雨沢作<sup>(注1)</sup>ル、朱子曰、尋常雨、自是、陰陽氣蒸鬱而成<sup>(注2)</sup>、非<sup>(注3)</sup>必龍之為<sup>(注4)</sup>也云々、凍雨ハ山沢氣を通し、雲雨を起す、故に、雨に限有て村邑を隔て<sup>(注5)</sup>降りず、龍蒸ハ、龍將に起んとして、氣蒸て雨と成る、亦限有て遠く行<sup>(注6)</sup>ず、希に有る処にして、常ハ無し、朱子曰、龍水物也、其出而与<sup>(注7)</sup>陽氣<sup>(注8)</sup>交<sup>(注9)</sup>リ蒸<sup>(注10)</sup>ス、故、能成<sup>(注11)</sup>レ雨、夫、陽高ふり陰微にして、二氣和せざる時は、雨降らず、適、水物の龍、一たひ出る時は、小陰是に便り、其氣昇りて陽に和し、雨と成る、是を知らずして、雨は龍の為也とするは、大に非也、空海は博識明知の僧、正法無奇特の一言理を見る事分曉、豈復凡俗名を求め



利を貪るの徒と等しく、法を争ひ、名を街の行あらんや、後世其徳の憤耗奸詐なるか、己か祖師を矜衒せんか為に、華説を妄作して、世人を欺誑するなり、空海、復世に出て是等の説を聞かば、傍徨して太息せんのみ、

〔頭注〕憤心 乱也、眊目 不明也、華説 不実之説也、傍驚顧不寧之兒 (但し泉本「乱」を「礼」に誤る) 一

注1、泉本「編」字、都本「編」字、泉本「編」字は普通字 注2、都本「尋」字 注3、泉本「米」字に誤る、都本「朱」 注4、都本「ら」 注5、都本「か」を入れる 注6、二本「升」を昇の代用とす

一 席上会富士山の絵あり、客曰、民間伝へ称す、孝靈天皇五年、近江国湖水涌き、駿河国富士山見る、日本紀等の正史、見る事なく、都良香か富士記も亦、是を言わす、浮説信すへからず、昭曰、誠に然り、所謂、山見れハ、湖涌く事あらは、何ぞ正史、是を載さらんや、良香か時、猶古に近く、若此説あらは、焉んそ言及さらんや、然とも、理に於て亦無き事あたわす、嘗に、是を論せん、天地始て開け、二氣其間に行われ、万物従て生ず、或ハ丘墟となり、河海となり、湖となり、山となり、人となり、物となる、生々して窮り止む事なし、氣に精粗あり、清濁あり、故に、其生々する処、常あり、変あり、人其常に於けるや、耳目の馴習する所にして異し、ます、変も亦常なり、無き事あたわさる所なれハなり、此理に暗き故に、一たひ、其変に値ふ時は、疑惑して驚異す、富士山の生するや、湖水の湧や、亦其変なり、人生れて体の全きや其常なり、長するに従て、疣の生するあり、膚の破るゝあり、是其変なりといへとも、常にある処なるか故に、馴習して異しとせず、天地の氣も亦何

ぞ異ならんや、此理を知る時は、変も亦常なる事を知る、故に、変に値ふて異します、この比、羅山文集を読む、適、先生の富士山湖水の論を見るに、予か説く所と默契す、竊に説ふ、管見の、大儒先生の論に合ふ事を、其論云、開闢之時、洪荒之代、土壤聚凝、未<sup>三</sup>必無<sup>二</sup>遲速<sup>一</sup>、故、山上有<sup>二</sup>螺蛤殼<sup>一</sup>者是水ノ沫ノ凝固也、后世、伊豆海・薩摩海、或、生<sup>二</sup>島嶼<sup>一</sup>者、史之記不可<sup>レ</sup>誣也、或、昔無、今有、或、有古而今没、或、古今与<sup>二</sup>天地<sup>一</sup>俱在者有焉、或、前則丘而後為<sup>レ</sup>瀦<sup>三</sup>或、沢而涸而一旦枯<sup>テ</sup>作<sup>レ</sup>田<sup>ト</sup>、不<sup>レ</sup>待<sup>二</sup>人之築鑿<sup>一</sup>也、譬如<sup>三</sup>人身有<sup>二</sup>生而疣癭<sup>一</sup>者<sup>二</sup>、又、有<sup>二</sup>骨髁高大者<sup>一</sup>、有<sup>下</sup>腫潰破裂為<sup>二</sup>陷穴<sup>一</sup>者<sup>上</sup>、有<sup>二</sup>瘰而結接者<sup>一</sup>、是人身血肉之變也、水土之變、亦復如<sup>レ</sup>此、故、曰、草木者毛髮也、川流者血脉也、土者肉也、石骨也、及<sup>二</sup>其多而广大<sup>一</sup>也、而為<sup>二</sup>山嶽焉、為<sup>二</sup>河海<sup>一</sup>焉、由<sup>レ</sup>是、推<sup>レ</sup>之、湖水不<sup>レ</sup>涌<sup>二</sup>于開闢之初<sup>一</sup>、而湛<sup>二</sup>後世<sup>一</sup>、土峯不<sup>レ</sup>出<sup>二</sup>洪荒之昔<sup>一</sup>、而見<sup>二</sup>中葉<sup>一</sup>、是又未<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>知、況、其所謂、<sup>三</sup>山、初見<sup>二</sup>於貞觀之年<sup>一</sup>者、都氏之記、亦既有<sup>レ</sup>之乎、

注1、泉本「ハれ」、都本「れ」のみ、「れハ」に訂正 注2、都本「し」 注3、都本「、(踊字)」 注4、都本の説仮名は「コホ」 注5、両本共に「虜」字に誤る 注6、両書とも「り」に誤る 注7、都本「そ」 注8、都本「ふ」なし 注9、都本「之」入る 注10、都本「蛤殼」脱、但し、訓点「一」は泉本は「蛤」字左下にあるが、都本の如く訂正 注11、都本の説仮名はカタマル 注12、都本「者」一字多し 注13、都本説仮名「イケ」あり 注14、訓点「一」は泉本「癭」字の左下にあるが都本の如く訂正 注15、都本「子」 注16、都本「新」 注17、都本「之」なし

一 客曰、頃日、余力を得て歴史を読む、顧に、中土、揖讓謙遜の風俗、我朝の及ふ所にあらず、上世ハ似たる所もありといへとも、

中古、武家執政の世に降りては、功利を貪り、名譽を求るのみにして、謙遜の風、頓に変ず、慨嘆せずんはあるへからず、昭曰、然らず、聖人の言に曰、十室之邑、必有「忠信如」丘者」焉、何れの時何れの所にしてか、人物に乏からんや、北条泰時の、財を僂弟に分ち、本田忠明の、金を家兄に譲るの類鮮からず、又、功名科中、嘆息する事あり、鎌倉右幕下の時、波多盛通をして、賊を捕へしむ、畠山重忠力を合せて是を捕ふ、波多氏賞を受けるに及て、或、密に告て曰、是盛通か力にあらず、重忠捕へて、波多氏に与ふるのみ、幕下、重忠を召して是を問ふ、重忠曰、此事無し、臣か聞く所は、盛通一人か功也、聞者其謙遜して賣る事なきを称し、告る者大に恥つ、又、近世織田信長、斎藤龍興と、濃州輕海に戦ふ、信長の臣池田庄三郎・佐々内藏介、斎藤か老臣、稻葉又右衛門を撃、首を斬て信長に献す、稻葉ハ大剛絶倫の士なり、信長、其首を実檢するに及んで、池田、佐々首を斬る事を讓て、己か功にあらずとす、刻を移して決せず、信長怒る、会下僧、島藏主曰、此首二士か斬る処にあらず、故に相讓るハ因に当れり、信長曰、二士斬らすんハ、誰か是を斬るや、島藏主曰、故なくして軋ひ落る事、瓜のことくなるものなり、衆笑ふ、信長、色定まりて、賞を二士に行ふ、是等の徒、豈中華のミを羨まんや、華人ハ文字に富る故に、嘉言懿行、悉く筆記して後世に伝ふ、是を以、人材碩徳併ひ出るかとし、本邦ハ文字に乏か故に、塵網を披き、心累を解し、徳を修め、節を砥するの士も、一たひ泉下に入て、名ハ先没す、適、記するの事ハ、武功勇強の事にあらずは、淫奔玷汚の類のミ、足下の所謂、謙遜の風に、乏にあらずして、文史の乏か故なり、昭、爰に感する事あり、躬の白痴、無似を顧ミす、人物の徳行気節見聞に随ひ、文辞の巧拙を論

せず、纂集して十余卷、稿に属して、反古堆中に投し置ぬ、他日余力を得て、閑玩刪潤して選次せんと欲す、客曰、昭の素志憐むへし、稗官瑣碎なりといへとも、その一臂を助けずんはあるへからず、昭、欣然として謝して曰、若、諸君、添削の恵を得は、豈宿志の遂さる事を憂へんや、歡喜、死して余榮あらん、他日を約して去る、

〔頭注〕玷汚 男女失節者如玉之有瑕玷身之保染奥穢也 一

注1、都本「朝」注2、兩本「府」字脱字 注3、都本「る」なし 注4、  
果本「日」に誤る、都本「田」注5、都本、読仮名なし 注6、都本「史」、  
「し」と読み、「じ」(字)と通じて用いた 注7、都本「の」注8、果本、  
都本共に「史」を用う。音「し」から「字」に通じるからである 注9、都  
本「け」なし 注10、都本「心」注11、果本誤字「観」に作る

一 客曰、或云、深山に入り、途に迷ひ、夜更に猶出る事を得ず、妖物に逢ふ、大に恐怖して、逃んとするに、山路暗くして、進退途を失ひ、如何んともすへき術なし、兒童の時、寺に入て書を習ふの時、老僧、光明真言を教て曰、若、妖怪に会ふて、恐懼の時、是を唱へハ、妖怪忽に失て、恐懼の心、頓に止むへしと云、今其時に当れりと、声を高ふして、真言を唱ふる事數十遍、妖怪忽去て、懼心止むといへり、是何の理ぞ、昭曰、夫、人ハ、明明の令徳を天に得て、方寸の間に具足して、地と相配して三才と成る、妖怪に触れ侵さるゝの理なし、然とも、靈明の天徳を味まし、天理の正を失ふ時は、邪氣に侵さるゝ事あり、元氣佳なる時は、外邪の病なきかことし、元氣衰弱なるか故に、外邪に感して、風寒暑湿の病をなす、妖怪の眼に触るゝも、氣の剛健ならず、心の純一ならさるか故なり、

或、所謂、仏咒の力を以、妖怪の失たると云も、仏咒にはあらで、  
心気の純一、剛健の致す処なり、彼れ、妖を見て逃んとするに、進  
退窮り、遁るゝに術なきを知る、於是、頓に幼童にして学ふ処の一  
咒を思ひ出し、是を唱ふる事他念なく、心純一にして、真実無妄の  
天則に復帰し、一身の氣充足するを以、妖怪豈触れ犯す事を得ん  
や、是邪は正に勝たすの証也、昔、或犠牲に備へられしに、半夜に  
及んで、大蛇出て呑んとす、其咒を知て、只管、念咒す、蛇散て、  
狂す事なく、漸くに退縮して去る、人皆仏咒の力なりといふ、北溪  
の陳淳、論して曰、全々仏咒の力にあらず、凡猛獸等人を食ふ  
に、先挑んで、人の神色を變動せしめて後に食ふ、若、變動せされ  
は、敢て食わす、因茲觀る時は、此人、逃るに道なく、必死すへき  
を知る、更に死を惧るゝの容なく、偏に咒を称するか故に、少も変  
動の色なし、蛇食わんとするに由なしといふ、或、真言の妙を説  
く、同日の談なり、復何をか論せん、客曰、然らば、則れ狼毒蛇と  
いふとも、正士君子を食ふ事なきや、昭曰、然り、昔、孟徳亡命し  
て華山に隠る、自謂らく、出る時は擒られて死す、山に在らハ、虎  
狼に遇て死す、死は我免れざる処なり、復岬ふへからず、於是、山  
を巡りて食を求む、虎狼猛獸に遇ふ事数回、然れとも、其害を通れ  
て死せず、後に人に語て曰、凡猛獸の類、能く人の氣を識る、近つ  
く事、百歩計にして、伏し号ふ、其声山谷に震ふ、然れとも、躬死  
を顧みざるか故に、為に動く事なし、須臾にして、奮ひ躍て搏んと  
するか如し、来る事十数歩にして止まり、逡巡として耳を弭て去  
る、試るに前後一のことし、子由、此事を書して、蘇東坡に贈り、  
東坡か論に云、既に聞て異とす、虎己を懼れざる者を畏るといふ、  
其理信すへきに似たり、然れとも、世に虎を見て懼れざる者あら

す、斯言終に試る所なし、曩に余聞く、雲安に虎多し、婦人二小兒  
を沙上に置て、衣を水に洗ふ者あり、虎山上より馳来る、婦人、蒼  
皇として水に沈み是を避く、二小兒、沙上に戯て自若たり、虎熟視  
する事久して、首を以舐き触れ、一たひ懼れしめんとす、兒癡にし  
て、竟に怪を知らず、虎も亦去る、意に虎らの人を食ふ、必、先  
被らしむるに、威を以す、懼れざるの人ハ、威施す所なし、世に言  
ふ、虎醉人を食わす、必座して守り、其醒るを俟、是、其醒るを俟  
にあらず、其懼るゝを俟つなり、人あり、夜外より帰る、物其門に  
蹲るを見る、偕狗の類也と思ひ、枝を以是を撃つ、即逃去る、山下  
月明の処に至て見れば虎なり、此人、虎に勝つ事あるにあらず、氣  
已に是を蓋ふ、人をして懼れざる事、嬰兒と醉人と、其いまた知る  
に及ばざるの時との如くならしむれば、虎の畏るゝ事怪しむに足る  
事なし、故に、其末に書して子由か説を信すといへり、季清云、一  
郷人あり、文字を売て往来す、虎に遇ふ、走る処なし、曾て聞く、  
人の言に曰、虎字を識ると、遂に舖開して、虎に与へて看せしむ、  
虎自去る、朱子曰、曾、見一僧、名ハ、亨黃龍、清会下ノ人也  
、言、僧入山遇虎、只是常事也、初見時、虎亦作威、近進  
來、見人不怕、他漸々去り了、後常々見人慣了、都如  
常、包楊曰、只、是、初見、不怕難、先生曰、人心能堅、忍、得  
テ此時一好、杉山の智堅禪師、帰宗、南泉とともに行脚の時、路  
に一虎に逢ふ、南泉、帰宗に問ふ、適、来て虎を見る、恁麼か似た  
る、帰宗曰、猫兒に似たり、帰宗、智堅に問ふ、智堅曰、狗子に似  
たり、又南泉に問ふ、南泉曰、我大虫を見る、此數説を以觀る時  
は、自己の氣充滿て、能く物を蓋ふ時は、物却而畏る故に、害をな  
す事あたわすして、遁れ去る、夫、端人君子、理を見る事、分曉、

能く気を養て、一身に充たしむる事、天地の間に塞かる、豈虎狼毒蛇の得て犯す処ならんや、彼三浮屠氏か虎に名つくる事以て見つへし、

注1・2、両書とも「ふ」、音便として「う」が正しい 注3、都本「て」なし 注4・注5、都本、踊字「ん」なし 注6、都本「健」 注7、都本「人」 注8、都本「敢」 注9、都本、「犯」 注10、「全々」二字目は「然」の音通字、都本「全く」とする 注11・13、両本同じ、「は」であるべき 注12、都本「へ」なし 注14、都本「斗」字を用う 注15、両本字体不明 「透」の誤字 注16、都本「破」に誤る 注17、都本「し」入る 注18・19、都本「れ」なし 注20、両本「安」、「南」とあるべき 注21、両本「舩」に誤る、「舩き舩れ」とあるが、「舩」は「さかづき」だから漢字の誤りで、「舩」を「舩」と混同して「さかづきふれ」と国語の文芸表現を試みようとしたと推定される、「舩き」の「き」は捨仮名、よつて本文は訂正せず 注22、都本、読仮名なし 注23、県本、「ら」は捨仮名、都本「ら」なし 注24、都本「は」が正しい 注25、都本「し」なし 注26、都本「文字を」入る 注27、都本「前」字を書き、右に「ススミ」と読仮名を付ける 注28、両本共に二字を「ナニ・マ」と読ますも、都本「ナニ」部分の漢字を「甚」と誤る、正しくは二字「慙麼」は「ナニ」と読み、普通は、「インモ」と音読みする 注29、都本「布」字に誤写 注30、両本「わ」、「は」が正しい、

一 客曰、東都番町に、皿屋敷(注1)といふ有り、世に伝ふ、昔、主人一婢を使ふ、過て皿を破る、主人怒て婢を殺す、其靈夜毎に來り、声言して皿を数ふ、一より九に至て、大に号泣すといふ、世俗の妄談、論するに足らず、昭曰、然らず、婢死を得ずして死す、故に靈魂、いまた散せず、此妖をなすなり、後漢の王恠、郡の令に叙す、官に至るの路、齋亭(注2)に宿す、亭長曰、亭に鬼あり、数々過客を殺

す、君宿する事なかれ、恠曰、仁は凶邪に勝つ、徳ハ不祥を除く、何ぞ鬼を避んや、即亭に入て宿す、夜中、女子究を称するの声を聞く、恠曰、何の狂状かある、前(注3)んて理を求むへし、女子曰、衣無し、敢て進まず、恠、便ち、衣を投て是を与ふ、女子、前(注4)んて訴て、妾か夫、令となり、官にゆく、此亭に宿す、亭の長、無状にして、妾か家十余人を殺す、埋て樓下に在り、悉く、財貨を盗ミ取る、恠、亭ノ長の姓名を問ふ、女子曰、即、今の門下游激なり、恠曰、汝何の故か数々過客を殺す、對て曰、妾、白日に自訴事を得ず、夜ことに冤を陳す、客、輒眠て応へず、感恚に勝へず、故に、是を殺す、恠曰、汝か為に此冤を理せは、復良善を殺す事なかれ、因て、衣を脱ぎ、地に投して、忽然として見えす、明旦に、游激を召し、詰問して、具に罪に伏す、同謀十余人悉く辜に伏す、吏を遣し、其喪を送りて、郷里に帰す、於是、亭遂に清安也といへり、先輩論して曰、天地間、亦有二沈魂滞魄、不レ得二正命、而死者未レ能二消散、有時、或能作レ怪、但久復、自当レ消耳、亦有二抱レ冤未一及レ雪者、屢怪也、終二發覺、便、怙然也、俗説、必しも信すへからずといふとも、亦無き事あたわさるの理□り、

注1、都本「鋪」 注2、二本共に「英」字に作るも「灵」（「靈」ノ俗字）の誤字 注3、二本「除」字に書く、「叙」の音通字 注4、都本、読仮名なし 注5、都本、読仮名なし 注6、両本、「妾」字に誤まる 注7、「情」の音通字 注8、都本「ミ」なし 注9、両本「感」とあり、「慙」字であるべき、但し音通ではある 注10、都本「解」 注11、都本「服」 注12、都本「て」入る 注13、都本「り」なし 注14、都本「讒」 注15、都本「へ」 注16、両本「わ」、「は」が正しい 注17、都本「な」

一 夏日、中庸、鬼神の章を講ず、終て、談論、淫祀に及ぶ、一客曰、頃日、予か宅地の東隣、一ツの神祠を移し祭る、甚靈ありと云、何の神を祭るといふを知らず、毎に疑ふ、諸神の廟、在世、必徳明正直の人欵、或は、功烈英俊の土欵、是を祭るに、誠敬純一を以せんに、靈感響応なくんはあるへからず、然に、何れの物、何等の靈を弁せず、禱祝して福を求め、禍を免んとす、所謂、感応靈驗有りとするは如何ん、昭曰、所謂、淫祠にして、端正士士の、毀敗る処なり、焉んそ、佞を為して禍福を祈るへけんや、然とも、古人の論する処を考るに、其理無きにあらず、土木の像を設け、敬て是に事ふ、頭応靈感あり、此レ、土木の靈にあらず、人心の靈のミ、夫、壇場社廟、或は興し、或は廢し、靈あり靈なきあり、人の心、帰すると帰せざると、風水の聚と、聚まらざるとにあり、蓋シ、人ハ、真覺の靈を具へ、中和の氣を受く、天地の内、人より靈なるはなし、人心の聚る所は、靈氣の聚る所なり、彼風水の利を得る者は、氣脉停止、人心精爽にして、以て是に依る事を得、是愈靈にして、弥興る所也、其風水の宜を失ふ者、和氣聚らず、人心精爽、依る拠に所なし、随て蕩は、是自廢して、靈ならざる所也、凡、壇場、風水会聚の地に立て、人心郷に帰し、未福徳ならざるハなし、抱朴子云、昔汝南に人あり、繩置を田中に置いて響を取る、響置に繋りて、其主いまた知らず、行人見て、竊に響を取り、鮑魚一頭を置の中に置いて去る、本主来て、置中に鮑魚を得たり、怪んでおもへらく、是神なり、敢て家に持帰らず、村里と共に、屋を置き、廟を立て、鮑魚と号す、後転して、奉する者多し、楹を丹にし、椽に藻し、鐘鼓の声絶る事なし、病を折て、偶癒る者あり、行道経過するも、祠を致さすといふ事なし、七八年を経て、鮑魚の主、廟下に

遇り、其故を問ふ、人具さに説く、乃曰、是我鮑魚のミ、何の神といふ事かあらん、於是息む、本朝似たる事あり、竹工と庸夫と、偶、丹波国の神社に宿す、竹工語て曰、往年、田中を過る、置を設て、鷹を捕る者あり、鷹置に繋り、其主、知らず、即是を盗む、念ふに快からず、持つ処の唐竹を置中に置いて去る、明年、爰を通るに、新に此神社を立つ、其故を問ふに、里人曰、去歳、唐竹天より降り、田中の置にかゝれり、故に、神社を造て是を祭る、号して、唐竹大明神と云ふ、禍福を祈る、甚驗ありと、是何の故たる事を知らず、庸夫共に怪む、明且別れ去る、後数年を経て、庸夫、復此國を過る、一ツの家に入る、夫婦一女を抱て鳴く者あり、庸夫故を問ふ、夫曰、近年、唐竹大明神あり、人に託して曰、毎年、某の月日、人を用ひて神を祭れ、若然らずんは、郷里人類を絶ん、於是、鬮を用ひて、其人を卜す、夫婦、只一女あり、其卜に当りて、今夜神に奉る故に、其永訣を悲むなり、庸夫曰、僕女子に代つて死せば如何ん、夫婦号泣して謝して曰、敢て感戴せざらんや、死して当に草を結ふへし、酒肴を具へて、是を饗す、庸夫、杵を負ふて神社に至り、神に向て叱して曰、汝は是竹工の置に繫たる竹也、何等の靈あつて、人に祭られ、猶足る事を知らずして、人を食わんとするや、顧ふに、老狐狸の、汝に寓して此妖怪をなすなるへし、我能汝か由来を知ると、杵を挙て撃破て是を棄つ、明朝、邑人等、相謂て曰、庸奴、一女の死を憐んで、其命に代る、誠に哀むへしと、相共に社に至る、庸奴、恙なく其故を語て、大に笑ふ、於是、邑人打躍して厚く庸奴に謝し、其杵を請て神とし、改て杵大明神とすと云、和漢同日の談なり、見つへし、靈感土木に非ずして、人心の聚にある事を、又何そ疑わん、陳淳曰、人心帰メ以爲、靈則人精神都ア聚

テ 在「那ノ上」、便自会靈<sup>也</sup>と、是なり、

注1、都本、変体仮名「辺」(へ)を「道」の草書と誤る 注2、都本「れ」  
入る 注3、都本「る」入る 注4、都本「ま」入る 注5、都本「愈」に  
作る 注6、都本「ま」入る 注7、都本「り」 注8、都本「る」 注9、  
都本「に」入る 注10、都本「響」に書き、正しい、果本は誤字を書く  
11、都本、読仮名なし 注12、都本「の」入る 注13、都本「つ」なし 注  
14、都本「に」入る 注15、果本「且」字に誤まる、都本「且」字 注16、  
都本二字を「遇り」と誤り書く 注17、「泣」の訓音通つまり代字 注18、  
都本「隣」 注19、都本「ら」なし 注20、「ハ」入る 注21、都本「と」入  
る 注22、二本同じく「わ」、「は」が正しい 注23、二本「奴」だが、「夫  
とあるべきところ 都本「て」入る 注24、都本「拵」 注25、都本「て」入  
る 注26、二本同じく「わ」、「は」が正しい

一 客曰、凡そ、淫祠の類、人心、帰向して靈とし、人の精神、都  
て淫祠の上に聚て靈をなすか故に、感応靈驗有りといふ時は、是を  
毀ち破らんに、其崇りなき事あるへからず、然るに、唐の狄仁傑良  
を江南に持して巡撫使たるの時、呉楚の俗、淫祠多し、仁傑、千七  
房を毀ち、止禹泰伯季札伍員四祠を留む、宋の胡頴ハ、淫祠を見る  
ことに、即毀つ、人、胡打鬼と云、広東を経略するに、僧寺あり、  
仏像の中、巨蛇あり、時に出て人の祭祀を享く、僧托して疏を題  
す、数千縉を得たり、胡頴至て仏を毀ち、蛇を撃つ、其怪遂に息む  
と云、是等の類、其崇りなき時は、靈聚て感応ありといふも、亦疑な  
き事あたわす、昭曰、淫祠を靈として、誠敬を尽すものは、己か  
靈、彼に聚て靈あり、所謂、靈は真の靈にあらす、淫祠は祭るへか  
らざるを知る時は、尽すへき誠敬なく、彼に聚るへき靈なし、是を  
毀ち、是を破る、木石を破るかことし、何の崇かあらん、客曰、然

らは、則禍福を祈るは道にあらざる歟、曰、然り、理を究め、命を  
安んせは、何の求る事かあらん、客曰、武王病て、周公身を以代ら  
ん事を祈り、孔子病て、子路祈らんと請は如何ん、昭曰、は何と云  
ふ事ぞ、君父、病に臥す、臣子迫切の情、已む事あたわすして、居  
ながら其死を見、命に安んすと云て可ならんや、況や、誠敬、神明  
に感通して、其功驗あるをや、彼淫祠に倣して、偶、禍福の応ある  
類にあらす、昭か、命に安んずるといふは、身を修めて命を待ち、  
道を行て、分を安ずるのミ、如斯んハ、何の祈り求めかあらん、

注1、果本、「へ」脱 注2、都本「江南に」三字、「持して」の次に入る  
注3、都本「ひ」入る 注4、都本「り」 注5、都本「候」

一 客曰、去歲、東都に官遊す、路次、越中富山の人に会ふ、語て  
曰、吾国の僧舎、仏あり、時々光を放つ、見る者群を成すと、是仏  
の靈坎、僧の妖術か、昭曰、高燕公、蜀を鎮するの日、大慈寺の  
僧、報して曰、堂仏光見<sup>注1</sup>わる、燕公、馬歩に付して、是を察せし  
む、密に童子を誘て、是を問ふ、告て曰、僧の輩、鏡を以て障を承  
け、日中影、仏上に閃<sup>注2</sup>く、是より辛露し、擒て罪に行ふ、富山の仏  
光、此類歟、若、光を放つといふとも、何そ靈とするに足らんや、  
僧知徳あらは、称述する事なけん、伝灯録云、神秀ノ法嗣道樹禪  
師、ト<sup>シ</sup>寿川ノ三峯山<sup>ラ</sup>、結<sup>レ</sup>第<sup>レ</sup>而<sup>レ</sup>居<sup>ル</sup>、常有<sup>二</sup>野人<sup>一</sup>、化<sup>メ</sup>作<sup>二</sup>仏  
形<sup>一</sup>及<sup>二</sup>菩薩羅漢天仙等<sup>一</sup>形<sup>ラ</sup>、或放<sup>二</sup>神光<sup>一</sup>、或呈<sup>二</sup>声響<sup>一</sup>、師之学  
徒、觀<sup>レ</sup>之皆不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>測、如<sup>レ</sup>此涉<sup>二</sup>十年<sup>一</sup>、後寂<sup>トメ</sup>無<sup>二</sup>形影<sup>一</sup>、告<sup>レ</sup>  
衆<sup>ニ</sup>曰、野人作<sup>二</sup>多色伎倆<sup>一</sup>、眩<sup>二</sup>惑<sup>ス</sup>於<sup>レ</sup>人<sup>一</sup>、只消<sup>ス</sup>老僧、不<sup>レ</sup>見  
不<sup>レ</sup>聞、伊伎倆、有<sup>レ</sup>究、吾不<sup>レ</sup>見不<sup>レ</sup>聞、無<sup>レ</sup>尽<sup>ル</sup>、知徳乃僧は、如此、凡  
怪を語り、異を談するは、下愚の為る所なり、明道先生の時、南山

の僧舎、石仏あり、歳々、其首光を放つ、遠近の男女、聚り觀て、昼夜雜処す、政を為す者、其神を畏れて、敢て禁止する事なし、先生、始て到て、其僧に誥て曰、吾聞く、石仏、歳ことに光を現すと、復見るを俟て、我に告よ、吾職事あつて、往く事あたわす、其首を取て、就て是を觀すへしと、是より、復光あらず、妖妄怪談、論するに足らず、

注1、都本、読仮名「アラ」を付す 注2、都本、読仮名なし 注3、都本「聖」に誤る 注4、都本「至」

一 客曰、明道至て、南山の石仏、光を放せずといふは、寺僧の妖術、正士を見て、施す所なき坎、抑、欺妄をなすに忍ひざる坎、然らずんハ、魘魅の所爲にして、復敢て近つかざる者坎、昭曰、大略、三説に通るへからず、明德禪師か、所謂、德重<sup>ケレハ</sup>、鬼神欽の類也、唐の武三思か妾、絶色比倫なし、士大夫、三思を訪て是を見る、狄梁公も亦往く、妾を出さん事を請ふ、忽ち見えず、堂奥の中、語を聞くかことし、其語曰、我ハ乃、花月の妖なり、梁公ハ時の正人なり、我以て見るへからず、陳北溪曰、端人正士ハ、精爽精明、鬼神魘魅、自不<sup>レ</sup>敢近<sup>一</sup>、鬼神之所<sup>二</sup>以迫<sup>一</sup>人者<sup>ハ</sup>、皆由<sup>二</sup>人<sup>一</sup>之精爽自不<sup>レ</sup>足<sup>一</sup>故耳、是を以て、觀る時は、彼妖怪を見、靈異を談する人ハ、庸劣汚下の卑陋を見るに足るのミ、恥つへきの甚しきかな、

注1、都本「ら」なし 注2、都本「へ」

一 客曰、前年、東都に官遊す、一夕、夢む、妻來り告て曰、君、常に酒を好ミ、豪飲して厭ことなし、今より飲食を節にし、生を養

ひ、躬愛護して、一子を撫育せよ、丁寧反覆、永訣を告るかことし、覺て、紡紉<sup>（注1）</sup>として、夢ならざるに似たり、幾はくならず、妻の病めるを告ぐ、予以<sup>（注2）</sup>為<sup>（注3）</sup>く、是夢の応なり、妻死せる事必せり、東都を辭し、国に帰る、果して死す、顧ふに、大略<sup>（注3）</sup>往々ある処なり、疑ふへし、是、感通坎、昭曰、然り、此類往々ある処なり、疑ふへからず、程子曰、死者託<sup>（注4）</sup>夢、亦容<sup>（注5）</sup>有<sup>（注6）</sup>此理<sup>一</sup>、昔、張元か妻、死して後、常に來て、与に語り、元か心下の事を説く、毫末も違ふ事なし、元、一道士と碁を囲む、妻來る、道士、元をして、一把の碁子を捉て、持去て数を問わしむるに、妻其数をいふ、亦違ふ事なし、張元其数を知らされは、云ふ事を得ず、既にして、妻曰、我、後更に、來らしと、是より、復見る事なし、陳淳曰、是、其妻游魂滯魄、乃、隨<sup>（注7）</sup>張<sup>（注8）</sup>心<sup>（注9）</sup>感<sup>（注10）</sup>、召而來ル、是も亦、一箇の理なるへし、客曰、隨<sup>（注11）</sup>心<sup>（注12）</sup>感<sup>（注13）</sup>召而來とハ、己か心、感するに隨て、招き來る坎、昭曰、然り、世俗の妖怪、鬼物を見、及び、邪崇の病を受ける類、多くハ、心感の召來る所也、程子、遺書に載す、或舟に乘て江を過く、其妻、水に墜て没す、必死せりとし、金山寺に過て、為に仏事を作す、方<sup>（注14）</sup>に追薦<sup>（注15）</sup>の次、忽其婢子、妻の墜て死するの意を通し伝ふ事、甚冤なり、二三人を経て、漁人、舟を撐て、其妻を送り還して曰、急流の中に於て、救ひ活<sup>（注16）</sup>（得）す、程子曰、然則其婢子之通伝、是何也、亦是、心相感通、既説<sup>（注17）</sup>有<sup>（注18）</sup>感通<sup>（注19）</sup>、更説<sup>（注20）</sup>其生死古今之別<sup>一</sup>、大卒<sup>（注21）</sup>此類なるへし、

注1、都本「彷彿」、「髣髴」又、「彷彿」の代用 注2、都本「の」入る

注3、都本、読仮名なし 注4、都本「る」 注5、都本「の」入る 注6・

7、都本、読仮名なし 注8、兩本、「薦」の略字をかく、「善」の音通、宛

字 注9、都本「ツイテ」と読仮名あり 注10、二本「活」字だが「得」で

はないか 注11、都本「甚」入る 注12、都本「甚」

一 客曰、浮屠氏、動もすれハ、靈妙を説く、或ハ、生ながら、光を放つといひ、或は、化して物となるといふ類、妄譚、説破するに暇あらず、昭曰、是等の類、槩して、妄と説くへからず、有といふとも、靈妙と称するに足らざるのミ、宋の尹惇、伊川先生に語て曰、馮理自、東皇居士と号す、先生の教誨を聞く事二十年、今や、一ツの奇特あり、夜間、晏坐すれハ、室中光あり、先生曰、願も亦奇特なり、食することに必飽く、夫、馮理は程門の儒子、豈妄談の徒ならんや、尹惇ハ、宋朝の大儒先生、怪を述へ、異を伝ふの類にあらず、伊川、光を以奇特とせず、其理明に、徳崇き、以て見つへし、浮屠氏の異を述、怪を伝て、世を欺くの類には懸絶すへし、又、物に化するも、亦無き事あたわす、或、程子に問て曰、世に伝ふ、人、虎に化する事あり、理是ありや、答曰、有り、昔、涪に在る時、村民、爪甲漸変して、虎のごとく毛班々然として通身なるを見る、夜間を開き、虎を延て、其牢中の豕を食ふ、化いまた成らすといへとも、氣類相感し、其情、已に通す、明道先生曰、蟬化して花となり、蚯蚓化して百合となる、固り此理あり、某、南中に在る時、石を採る人あり、石を採るに、因りて、石(に)陥りて、遂に、石中に在り、幸に死せず、饑る事、甚し、只石膏を取て食とす、幾年なる事を知らず、後、別人、復来て、石を採るに、因て、此人、石中に在るを見て、曳出す、漸々、身の硬を覚ふ、讒に出れば、風に化して石となる、此レ怪しむべき事なし、蓋、此理ありと云、此類、浮屠氏の輪廻報応に因て、物に化すとすとは別なり、

注1、原本「り」なるも、都本「ら」により訂正 注2、都本「く」入る

注3、都本「へ」入る 注4、都本「て」入る 注5、都本「多」 注6、都本「る」なし 注7、二本共に「に」なし

一 客曰、輪廻とハ如何ん、昭曰、生れて死し、死して生る、車の廻て、端なきかことし、釈氏の言云、人死、精神不滅、随テ、復受レ形、生レ時、所行善悪、皆、有レ応報、爰に於て、三世を説き、地獄天堂の談に及ふ、先賢云、釈氏、輪廻之説、是不レ明二天地陰陽之氣造化人鬼之理一也、夫、精氣聚て人となり、散して鬼となる、釈氏謂、神識不レ散、復寓レ形而受レ生と、故に、程子、釈氏ハ、鬼を識らすといふ、生氣の形を成すや、月の盆水に移るかことし、盆水捨去れば、月影随て消ゆ、消て復天上に昇り、月裏に帰るにあらず、寒往き、暑来るも、亦同し、去年の寒暑、今年復来るにあらず、呼吸の息のことし、入る息のもとのことく出るにはあらず、一呼一吸おのつから別なり、人の生死は、氣の聚散也、形体は、氣を寓するの器なり、氣聚れば形をなし、理も亦賦す、氣散すれば、形も滅し、理も寓する所なし、能此理を会得する時は、焉んぞ、生死輪廻の説に迷はんや、朱子曰、釈氏謂、人死為レ鬼、鬼復為レ人、如是則天地間常二只是許レ多ノ氣、来々去々、更不二由造化生生一、必無此理也、

注1、都本「に」入る 注2、都本「の」 注3、都本「す」なし 注4、都本「わ」

一 客曰、浮屠氏、毎に説仏を信するの功德、現世安穩・未來福德・国家安寧・寿命長久、其功験を言ふ事、枚挙するに暇あらず、未來の福德、前説既二分晷、国家安寧・寿命長久のとき、固より



論するに足らずといへども、世<sup>注</sup>挙て、此等の説に迷ひ、仏に媚ひ、僧に施し、祈祷せざるは鮮し、世俗の爲に是を論せよ、昭曰、今ノ世、僧徒、仏を礼し、経を誦し、日夜怠る事なし、其勤行、世俗の人に勝る事、一等のミにあらす、其言に曰、仏祖の恩を報し、徳を謝し、当今皇帝の宝祚を祈<sup>注</sup>、天下の泰平を禱り、国君の武運を祈り、社稷の安寧を講る、其意最善し、伝教大師・弘法大師といふは、天台・真言の祖師にして、法を大唐に求め、還て寺を建て、宗を弘む、上天子より下庶人に至り、尊信せずといふ事なし、弘法、唐の長安城に到り、青龍寺の慧果阿闍梨に謁するの時、果見て喜て曰、昔世尊、秘密真言の印を以、金剛薩埵に付す、薩埵、龍猛菩薩<sup>注</sup>に展転して、三蔵に到り、三蔵、我に付す、汝、秘密大根器あり、故に、我、両部の大法、秘密印信、皆悉く汝に授く、此金剛乘教、及び、三蔵の付する所の供養付物を以、本土に帰て、国叡に伝布すへし、然らば則、四海安泰、万民豊樂ならん、是又、仏恩を報し、師徳に酬ゆるなり、弘法、本朝に帰る、天皇、大に喜び、伝来の密乗を流通せしむといふ、二僧、時を同して、材徳本朝倫を絶す、天子の恩遇を得て、志を得る事も亦専なり、然る時は、仏の功德、此時より過たるハなかるへし、試に是を謂わん、延暦七年<sup>注</sup>、僧最澄<sup>注</sup>始開<sup>注</sup>比叡山延暦寺<sup>注</sup>、建<sup>注</sup>根本中堂<sup>注</sup>、同八年<sup>注</sup>夏六月、征東將軍、古佐美副將軍広成等、帥<sup>注</sup>師与<sup>注</sup>奥州賊<sup>注</sup>会戦、官軍敗積追撃<sup>注</sup>者三千余人、冬十二月、皇太后崩、年三十一、同九年<sup>注</sup>夏、畿内大旱、秋八月、大宰府饑饉、賜<sup>注</sup>物於其民八万余人<sup>注</sup>、賑恤<sup>注</sup>之<sup>注</sup>、秋九月、畿内饑饉、詔<sup>注</sup>免<sup>注</sup>今年之田租<sup>注</sup>、同十一年春正月、白氣貫<sup>注</sup>□<sup>注</sup>、秋大雨洪水、同十三年<sup>注</sup>甲戌、延暦寺成<sup>注</sup>、号<sup>注</sup>一乘止観院<sup>注</sup>、同十四年<sup>注</sup>乙亥、閏七月、京師大風、太白尽<sup>注</sup>見<sup>注</sup>、同二

十年<sup>注</sup>辛巳、奥州夷賊侵<sup>注</sup>乱边境<sup>注</sup>、殺<sup>注</sup>乱百姓<sup>注</sup>、同二十三年<sup>注</sup>甲申、八月大風、同二十四年<sup>注</sup>乙酉、春、天皇不予、大地震大星隕、秋八月、最澄献<sup>注</sup>経論佛像於朝<sup>注</sup>、九月、勅使<sup>注</sup>最澄於<sup>注</sup>高雄<sup>注</sup>、修<sup>注</sup>灌頂<sup>注</sup>、大同元年<sup>注</sup>丙戌、秋八月、釈空海<sup>注</sup>即弘法大師<sup>注</sup>帰朝、同二年<sup>注</sup>丁亥、冬十月、伊予内親王謀反発覚、伏誅、同三年<sup>注</sup>戊子、夏大疫、詔曰、頃者天下饑饉、疫癘相尋<sup>注</sup>、多ク致<sup>注</sup>夭折<sup>注</sup>、秋九月、大白尽見、同四年<sup>注</sup>己丑、春、天皇不予、夏、大旱、秋八月、大風、弘仁元年、秋九月、平城上皇謀反、剃髮為<sup>注</sup>僧、天皇遣<sup>注</sup>坂上田村麿<sup>注</sup>、誅<sup>注</sup>其党<sup>注</sup>、藤原仲成、及其妹尚侍薬子<sup>注</sup>、同二年<sup>注</sup>辛卯、冬十一月、奥州賊復起、同四年<sup>注</sup>癸巳、冬、夷賊復起、同五年、賜<sup>注</sup>近江国稻四百束於僧最澄<sup>注</sup>、同七年<sup>注</sup>丙申、夏六月、釈空海、開<sup>注</sup>紀州高野山<sup>注</sup>、同八年夏、天下大旱、同九年春、公卿奏、減<sup>注</sup>封戸<sup>注</sup>、秋九月、大地震、天変、数現、同十年<sup>注</sup>己亥、夏、大旱、同十二年、夏六月、勅使<sup>注</sup>釈最澄<sup>注</sup>、築<sup>注</sup>叡山戒壇<sup>注</sup>、同十三年<sup>注</sup>壬寅、夏六月、伝灯大師最澄寂、同十四年正月、賜<sup>注</sup>東寺於空海<sup>注</sup>、西寺於守敏<sup>注</sup>、春、京師饑、出<sup>注</sup>穀倉院<sup>注</sup>、賑<sup>注</sup>給<sup>注</sup>、天長元年<sup>注</sup>甲辰、春三月、大旱、同二年、改<sup>注</sup>高雄神護寺<sup>注</sup>、号<sup>注</sup>神護国祚真言寺<sup>注</sup>、賜<sup>注</sup>空海<sup>注</sup>、同年冬十一月、弘法奏<sup>注</sup>、建<sup>注</sup>東寺ノ塔<sup>注</sup>、同四年<sup>注</sup>丁未、秋、連日地震、天変、数現、同五年<sup>注</sup>戊申、夏五月、京師大水、同六年<sup>注</sup>己酉、春、大疫、同七年、春正月、羽州大地震、城郭官舎悉顛倒、同九年春正月、詔曰、去歲秋稼不<sup>注</sup>稔、諸国告<sup>注</sup>飢、今茲、人物夭折、加之、以<sup>注</sup>往々大災<sup>注</sup>、民或失<sup>注</sup>所、秋八月、大雨、畿内大水、承和元年<sup>注</sup>甲寅、秋八月、大風拔<sup>注</sup>樹、同二年<sup>注</sup>乙卯、春三月、大僧都空海、寂<sup>注</sup>高野山<sup>注</sup>、共に国史に載て照々たり、二僧の学材德行、天下比倫希なり、今の世の僧徒の企て及<sup>注</sup>ふ所ならんや、然るに、猶天変地妖斯<sup>注</sup>ならんに、後世の庸僧、

禍を転して福と為すの法攻すして自破る、唐の韓文公、仏骨表を作て曰、昔黄帝、在位百年、寿百十歳、少昊、在位八十年、寿百歳、顓頊、在位七十九年、寿九十八歳、帝誉、在位七十年、寿百五十歳、帝暉、在位九十八年、寿百十八歳、帝舜及禹、皆百歳、此等の時、天下太平にして百姓安楽寿考なり、然れども、中国いまた仏法あらず、其後殷湯寿百歳、湯孫太戊在位七十五年、武丁在位五十九年、書史其年寿をいわすといへとも、年数を推すに百歳に下らず、周文王七十七歳、武王九十三歳、穆王在位百年、此時も猶仏法中国に入らず、然れば仏法の功力を以、寿考泰平を致すはあらず、漢明帝の時、仏法始て中国に入る、明帝在位纔に十八年、其後乱亡相繼て、運祚長からず、宋斎梁陳元魏已下、仏に事ること謹厚にして、年代尤促まる、惟武帝のミ、在位四十八年なり、武帝仏を信すること甚し、三たひ捨身施仏の事を成す、宗廟の祭牲牢を用いず、昼一たひ食す、漸菜菓のミにして、肉食厚味に及はず、古より仏法を信し、且行ふ事、如是は(注16)あらし、然とも、天下治まらず、候景か為に逼られて、其身台城に饑死し、国も亦滅ぶ、仏に仕へ、福を求め、反て禍を得たり、是を以見るに、仏に事て益なき事、亦知へし、夫、仏ハもと夷狄の人、中国と言語通せず、衣服制を異にす、君臣の義、父子の情を知らず、仮如其身今に存生して、中国に來朝すとも、一接一待して、境を出し衆を惑わさしむへからず、況や、其身既に死して久し、枯朽の骨、凶穢の余、豈宮禁に入らしむへけんやといへり、又、本朝を按するに、大略是に同し、神武在位七十六年、寿百二十一歳、綏靖在位三十三年、寿八十四、懿徳在位三十四年、寿七十八歳、孝昭在位八十三年、寿百十四歳、孝安在位百二年、寿百三十七歳、孝靈在位七十六年、寿百二十八歳、孝元在

位五十七年、寿百十七歳、開化在位六十年、寿百十一歳、崇神在位六十八年、寿一百二十歳、垂仁在位九十九年、寿百四十歳、仁徳在位八十七年、寿百四十三歳、此時、世悼に人和し、国土安寧なり、仏法いまた我国に渡る事なし、欽明帝(注20)の朝、始て仏法我国に入るといへとも、信仰する人少く、教弘からず、用明帝(注21)始て仏法を信す、崇峻・推古・舒明の朝、其法益盛也、蘇我馬子宿禰・厩戸皇子等信する事の尤者なり、用明崩して嗣くへきの皇子なし、群臣、帝の弟穴穂部皇子を立んとす、馬子従わす、穴穂部及自宅部皇子を弑す、欽明帝の皇子、泊瀬部を立て帝とす、崇峻帝是なり、馬子帝を立るの功に憑て、朝に跋扈す、帝悪んて殺ん事を謀る、馬子漢直駒をして、帝を寢殿に弑す、於是、敏達帝の皇后、豊御食炊屋尊を立て帝とす、(注22)厩戸皇子を太子とし政を摂せしむ、(注23)太子は用明帝の子、生れて能く言ふ、生れなからにして叡智あり、(注24)壯なるに及んで、穎悟倫なし、一に十人の訴を聞て失せず、故に、八耳皇子と稱し、聖徳太子と云、夫、太子は用明の子、穴穂部崇峻ハ用明の弟、馬子ハ太子の二叔の仇のミあらず、且君の仇なり、然れとも、馬子と交りて初より厚し、晏然として復讐の意なし、嗚呼聖徳の名、何処にかある、孔子仲由丹求を稱して、弑父与君亦不從也といへり、太子、孔子を譏て、小智とすれども、仲由丹求にたも及はざる事遠し、初より心を一にして、先生の道を学ハしめは、聖人も亦期せざらんや、仏を学ふの害甚しき哉、上下錯乱、名分不正、此時より甚しきハ希なり、仏法の功德何の処そや、

注1、都本「の」なし 注2、都本「忍」注3、都本、読仮名なし 注4、都本「射」に誤る 注5、都本「り」入る 注6、都本「伝へ」入る 注7、都本「至」注8、都本「の」なし 注9、泉本「論」都本「倫」注10、二

本とも「師<sub>レ</sub>帥」が「帥<sub>レ</sub>帥」か 注11、都本「日」注12、都本「三」入る  
注13、都本「丙午」注14、都本「此」注15、都本、読仮名なし 注16、都  
本「斯」注17、都本、読仮名なし 注18、都本「宅」字のみに読仮名「ヤカ」  
を付す 注19、都本「さ」入る 注20、都本「ん」入る 注21、都本「に」  
入る 注22、都本「れ」なし 注23、都本「り」入る 注24、都本「殺」  
注25、都本「れ」入る

一 太極図説を読む、続けて、天地の論に及ぶ、客曰、天ハ円にして  
地ハ方なり、地は天に包まれて、其中に在といふ、然らハ、地の下  
も亦天坎、詔曰、然り、地の方なるは、平にして方正なるにはあら  
ず、同じく円なれとも、天に対すれハ少しく方なるかことし、程子  
曰、地者特於<sub>二</sub>天中<sub>一</sub>一物、尔如<sub>二</sub>雲氣之聚<sub>一</sub>、朱子曰、地便在<sub>二</sub>  
中央<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>動不<sub>二</sub>是在<sub>レ</sub>下<sub>一</sub>、客曰、天に定まれる形体ありや、  
昭曰、天ハ積氣のミ、何の形体かあらん、客曰、形体なくんハ、地  
ハ何に拠て、陥る事なき、詔曰、天ハ運行して、一息の間断なし、  
故に地其中に在り、上下四方に繋る処なくして、陥り崩るゝ事な  
し、譬へハ鶏卵のことし、中に在る処の黄なるハ、上下四方に拠ら  
ずして倚らす、是氣の充れハなり、試に羽毛の類を煙氣の中に投す  
るに、陥らざるか如し、朱子曰、天運不<sub>レ</sub>息、昼夜輓転、故、地<sub>推</sub>  
在<sub>二</sub>中間<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>天在<sub>二</sub>一息之停<sub>一</sub>、則地<sub>傾</sub>陥下<sub>一</sub>、惟、天運転之  
急故、凝<sub>二</sub>結<sub>一</sub>得<sub>二</sub>許多查滓<sub>一</sub>、在<sub>二</sub>中間<sub>一</sub>、地者氣之查滓也所<sub>三</sub>以道  
二<sub>一</sub>輕清者為<sub>二</sub>天重濁者為<sub>レ</sub>地<sub>一</sub>ト、  
注1、都本、読仮名なし 注2、都本「問」注3、都本「ま」なし 注4、  
都本「ら」なし 注5、都本、読仮名「カク」は無し 注6、都本「有」を  
用いる

一 客曰、日に盈欠なく、月に盈欠あるハいかん、昭曰、日ハ太陽  
の精にして、月ハ太陰の精なり、陰ハ常に陽に属す、月は日の光を  
受て明をなす、是陰は陽によりて立なり、日ハ剛健なるか故に、月  
光を待すして明なり、元来、月に盈欠なし、日月の行道同しから  
ず、且、遅速あるか故に、時として、月、日の光を受けざる故に、  
円満の光を失す、形に欠る所あるにはあらず、譬へは鏡の曇れる  
かことし、其体ハ円なりといへとも、塵の掩ふ所、光明を失す、  
十五日に至てハ、日月相望て、光円満なり、晦日は相盈なる故に、  
光全く無し、沈存中、此事を論す、朱子曰、古今、人皆言<sub>二</sub>有欠  
一、惟、沈存中云、無<sub>レ</sub>欠、今、沈氏か説を按するに、月ハもと光  
なし、一銀丸の如し、日はを耀する故に光あり、始め朔日二日三日  
の比ハ、月生する時、日其傍に近し、故に光り、傍より照す、見る  
所、弓弦なり、中旬に到るに從て、日漸々遠くなり、斜に照して、  
光漸く円満なり、十六日より、もとのことく廻り帰るか故に、日月  
相近付て、光漸々欠く、十五日ハ、正面に向合ふ故に円満なり、晦  
日ハ、相重る故に光無くして、暗となるといへり、又、朱子曰、月  
は水に似たり、日はを照す時は水面の光倒に、譬の上にものほると  
いふ、客曰、月中天に在り、日地下にあらは、地に隔られて光を受  
るの理なし、昭曰、此類、空論なるか故に疑ひ多し、只古人の説に  
拠て信を取るべきのミ、蔡季通の説を按するに、月天上を行く時は  
日ハ地中にあり、相隔るかことしといへとも、日氣地の四旁周囲の  
空処より<sub>注3</sub>進り、故に月其光を受るといへり、是地の形ハ天より小  
にして、天は地を包むか故なり、

注1、都本「か」入る 注2、都本「至」 注3、都本、読仮名なし

編  
年  
記  
稿

通昭録卷之三

編年記稿序

昭、弱冠にして好て歴史を読む、竊謂人生七十、老幼を捨て纔に三、四十年の間のミ知る所の人幾人そ、歴る所の事幾件そ、光陰矢よりもはやく、浮世ハ実<sup>ニ</sup>夢のことし、夫史を読むかことき千載の間無窮の人に交、無窮の事に接す、仙に学ひすして千歳寿く、足を勞せずして万里編し、既にして嘆して曰、今や国史ハ官に秘して布衣韋帶の士ハ伺ひ見る事あたわす、慨然として菲材を量らず、編年小史を著し、童蒙の子弟に読しむるの志あり、於是博く古書を採り我邦開国の物より、貞享年中に至て既に稿に属す、元禄已来に到てハ考索に由なし、故に遍く古老の日歴・私記の類を求め、抜抄して編年記稿と号し、他日余力を持って編年史を成さんと欲するのミ、越智通昭誌す、

元禄二年己巳

一 二月六日、南林寺辺失火、土屋鋪百六十焼亡、  
一 十二月十五日、又三郎忠竹公御登城御元服、御一字御称号御給、松平修理太夫吉貴公と奉称、從四位下侍從被任、一文字御腰物御拝領、

同三年庚午

一 正月十三日、近衛基熙公関白被任、  
一 十月十四日、水戸光国公御隱居、

同四年辛未

一 春、江戸神田聖堂建立、

同五年壬申

一 高野山僧徒六百余人諸国江配流、内百五十人薩隅二州ニ被流、

綱貴公

貞享四年丁卯

一 七月廿七日、御家督、

一 八月七日、御登城御家督之御礼、公方綱吉公江御目見、青江恒次

御太刀・銀千枚・時服五十御献上、御家臣九人御目見、

一 十二月廿五日、從四位上左近衛少将御叙任、

同八年乙亥

一 十二月十八日、太守様從四位上中将御昇進、

元禄元年戊辰

一 九月晦日改元

同九年丙子

一 四月廿三日、上町失火、東風烈敷御城回祿、

同十年丁丑

一 御記録奉行肥後二右衛門・市来源右衛門、外城廻被仰付、系図・  
文書・古書付相改預之、於御記録所写調本書被相返、三月廿六日、  
肥後氏鹿兒島出足薩州相廻、八月十四日帰着、市来氏日隅相廻、  
九月廿六日帰、

一 七月朔日、上野本堂御普請御手伝被仰渡、柳沢出羽守殿・秋元但  
馬守殿奉行被仰付、依之弥寝丹波守殿惣奉行、島津大藏殿・北郷  
惣次郎殿御用人、市来次郎左衛門・村田善太夫、其外伊集院伊右  
衛門以下御用掛被仰付、

一 八月六日、御普請御取付、

同十一年戊寅

一 正月七日、お兔様、於江戸御誕生、

一 七月廿一日、本堂成就、山王社他所へ被移、彩色を被加、

一 八月二日、御登城、公方様御手自長光御腰物御給、

一 八月三日、丹波已下登城、銀五十枚、時服六、丹波殿・大藏殿、

銀三十枚、時服四、宗次郎殿、銀二十枚、時服三ツ、市来次郎

左衛門・村田善太夫、銀十枚、時服二ツ、伊集院伊右衛門其外

七人へ拝領、

一 加世田大浦村下大坪屋敷名頭次郎兵衛・志摩右衛門兄弟老母へ孝  
行勝候由達 貴聞、田布施御光越之節御使を以老母へ糠を被下、  
加世田御越之節御飯屋御庭へ兄弟被召出、鈔三十貫文、高十石永

々兄弟ニ被下、年貢并右高ニ掛ル公役被差免、

元禄十二年己卯

同十三年庚辰

一 正月十二日、太守様鹿兒島御發駕、御一族島津筑後忠直、御家老  
島津図書久供、新納美作久珍、御番頭種子島彈正伊時、御用人野  
村太左衛門広貫、相良主左衛門長矩御供、  
一 三月五日、江戸御着、

一 四月十一日、修理太夫様御国許江之御暇、上使秋元但馬守様を以  
御給、御時服五十御拝領、

一 四月十二日、修理太夫様御登城、御暇之御礼、御馬御拝領、同十  
五日御馬到着、

一 四月十六日、八ツ時修理太夫様高輪御屋敷御發駕、

一 六月十八日、愛寿丸殿元服、又之進久晃と被号、後図書久方と改  
名、理髮新納美作久珍、

一 十月十八日、諸士御膳進上、御能十番備御覽、

一 十二月六日、水戸中納言光国卿卒去水戸、七十三、

元禄十四年辛巳

一 正月十二日、又八郎様高島鎌倉へ御越、十五日御帰、

一 二月廿五日、又八郎様半元服、

一 三月十日、修理太夫様江戸御着、

一 同廿八日、島津勘解由殿江戸着、

一 四月廿二日、太守様、御国元江之御暇御給、

一 四月、近衛様より御結納之御使者江戸着、廿六日・廿七日御馳走

御能、

- 一 四月十四日、太守様、五十御賀御祝、御一門以下男女詩歌献上、
- 一 五月晦日、太守様江戸御立、御家老新納市正、御用人猿渡喜右衛門・野村太左衛門御供、
- 一 七月十日、鹿兒島御着、御礼使島津主水発足、
- 一 十月十四日、島津大藏殿初而家を被立、御二男家二被准、
- 一 十二月廿二日、継豊公於高輪御誕生、鍋三郎様と奉称、

元禄十五年壬午

- 一 三月十日、七前 太守様鹿兒島御立、御家老喜入安房殿、御用人野村太左衛門御供、
  - 一 四月十五日、大坂御着、美濃路御急<sup>三</sup>而廿一日江戸御着、
  - 一 十月十八日、江戸芝御屋鋪御類焼、
  - 一 十二月十四日、夜八ツ時浅野内匠頭殿家来四十七人、本所吉良上野介殿討取、芝手町泉岳寺江除取、十五日之夜、四家諸侯へ御預
  - 一 十二月十五日、芝御守殿半御成就付、 太守様・御前様・御子様方芝へ御移、
  - 一 十二月十八日、若御前様、桜田より高繩<sup>(橋)</sup>新御普請へ御移、
- 同十六年癸未
- 一 五月十日、修理大夫様江戸御着、
  - 一 五月十八日、島津淡路守殿御息女おます殿卒去、
  - 一 五月晦日、太守様御暇御給、
  - 一 六月十八日、江戸御発駕、又八郎殿・又之進殿御同道、

宝永元年甲申 元禄十七年三月十三日改元

- 一 二月十三日、鹿兒島御本丸御徒移、
- 一 三月九日、太守様江戸御着、又八郎様御同道、御家老川上式部殿・御用人野村太左衛門御供、
- 一 三月十一日、幹姫様御誕生、
- 一 七月朔日、匠作様鹿兒島御着、御家老島津助之丞殿、御用人堀四郎右衛門御供、
- 一 七月六日、仁十郎殿誕生、
- 一 八月廿一日、太守様御不例付、御一門様方より匠作様御参府御願被仰上御奉書御給、萩原長右衛門宰領被仰付、今朝五ツ時鹿兒島へ着、八ツ半時、匠作様御発駕、御家老島津大藏殿・島津帯刀殿、御用人相良主左衛門・蒲生十郎兵衛御供<sup>三</sup>而九月十九日江戸御着、
- 一 上使田村右京大夫様<sup>三</sup>而御病氣御尋、
- 一 上使本多弾正少弼様<sup>三</sup>而御病氣御尋、
- 一 上使久永内記様<sup>三</sup>而御着御給、
- 一 九月十九日、太守綱貴公於江戸芝御屋敷御逝去、御年五十五、
- 一 九月廿三日、御遺体大圓寺へ御入、同廿七日御發棺、御家老川上式部殿御供、三道中御通、十一月廿日夜福昌寺江御着、同廿四日御送葬、
- 一 御遺物刀貞宗・文琳之茶入 公方様江、屏風一双永徳筆一位桂昌院様へ、同断御台様へ、掛物雪舟筆甲府綱豊卿江、成家刀近衛家熙卿江被献、
- 一 上使松平弾正忠様、桜田へ御出、御香奠銀、



吉貴公

宝永元年甲申

一十月廿九日、御老中御連名御奉書土屋相模守様より御到来、吉貴公土屋様江御出、御老中御列座、土屋様より御家督無相違被仰出候旨御演説、

一十月廿九日、島津帯刀御家老被仰付、

一十一月十三日、御家督之御礼、御太刀一文字、時服五十・馬代銀

千枚御献上、御一門島津周防殿、御家老島津大藏殿・島津勘解由殿・島津帯刀殿、御番頭入来院主馬殿、御用人相良権太夫・平田清右衛門・家村平八御目見、御太刀・馬代・時服献上、

一十一月廿七日、太守様薩摩守ニ被任、

一十二月五日、甲府様御事、公方様御養子被仰出、西之丸江御移、

一十二月十三日、太守様・鍋三郎様・御前様、高輪より芝江御移、

一十二月十一日、太守様左近衛少将御任官、

宝永二年乙酉

一正月元日、太守様花押御改、

一二月十日、鹿兒島御城橋普請成就、渡初野村兵部左衛門、於楼門

一日祈禱、両種納物、午刻渡初、下町人西橋伝右衛門夫婦・子孫・簪・嫁十八人、干鯛十枚・昆布百本・柳樽一荷・青銅千疋被下、

一二月十三日、於江戸御家督御祝、御老中御招請、

一二月廿三日、右同断、

一三月朔日、右同断、

一評定所を御家老座、御国遣座を御勝手方、日帳所を御用人座と被改、

一三月四日、太守様御登城、御官位之御礼、

一四月六日、大玄院様御遺髪、鹿兒島御立、

一四月廿七日、鍋三郎様御上下御着初之御祝、

一閏四月朔日、夜五ツ半時増上寺不残焼亡、火之御番細川越中守様、

一閏四月三日、御遺髪高野山蓮金院へ御着、同五日、奥院江御納り、

一閏四月十五日、去申年已来肥後国天草百姓五百人余御当国を頼入来候故、天草御代官手伝衆へ及御問合候処、彼地近年凶年故為渡

世參候間、被召置候得は幸之由申来、其訳於江戸島津将監殿より

御代官竹村太郎右衛門様江被仰出、今日太郎右衛門様芝御屋敷ニ御出、此御方より何方へも被成御伺儀ニ而無之候ハ、太郎右衛門様よりも被成御伺間敷由被仰候付、不及御伺、御国百姓ニ被召

成候、

一五月十日、龜姫様太守様御孫御事、近衛様大御言御縁与ニ而四ツ半時高輪御出、御供島津大藏殿、御用人猿渡喜右衛門、外ニ御用人家村平

八、先達而上京、同廿日京御着、六月御婚礼、

一六月三日、太守様・鍋三郎様御事、島津勘解由殿旅宿江御入、

一六月四日、太守様・御前様・鍋三郎様高輪江御入、信證院様より

御膳被進、

一六月六日、江戸詰諸士、御家督御名替等奉祝御膳進上、御能奉備

御覽、

一六月九日、上使ニ而御国元江之御暇御給、白銀千枚・御時服百御

拝領、

一六月十日、御暇之御礼、於御前御馬御拝領、

一六月廿二日、一位様薨御、奉称天英院様、

一六月廿三日、夜、天英院様御遺体、増上寺御入棺、

一 七月九日、太守様御発駕、御家老島津帶刀殿、御番頭入来院主馬殿、御用人相良權太夫・平田清右衛門御供、

一 喜入安房殿、依願御家老御役被差免、

一 九月廿一日、桂織部久祐御光久公、大御目附被仰付、

一 十月五日、龜姫様於京都御逝去、御年十六、大徳寺内芳春院江御葬礼、九月より御病氣、

一 島津助之丞、依願御家老御役御免、

一 十二月五日、島津凶書久方家督之御礼、太守様御光儀、

一 十二月廿八日、川上式部殿、依願御家老御役御免、

一 種子島彈正、若御年寄被仰付、

一 八月廿日、島津家正統譜編集成就、

#### 宝永三年丙戌

一 正月、御家督初而御帰国付、宿次御奉書を以御肴肴御拝領、二月、

鹿兒島江到着、

一 三月十一日、島津備前久貫後内記、大御目附被仰付、

一 四月五日、太守様鹿兒島御発駕、

一 同日、坂元養伯於京都法橋ニ被仰付、禁中御用之絵書調、先達而上京、

一 六月朔日、太守様江戸御着、御家老島津中務・島津帶刀、御番頭

伊勢兵部、御用人相良權太夫・市来次郎左衛門御供、兵部儀は自分継目御礼願御供被仰付、

一 六月九日、御参府之御礼、島津帶刀・島津筑後御目見、

一 九月、鹿兒島築地神明宮御建立、安養院境内三本寺を被移、神応山金胎寺抱真院と被号、別当寺被仰付、

一 十月廿六日、於江戸、去年御国元江御給之御肴御披キ御祝、

一 十一月廿九日、御奉書ニ付御登城、近衛大納言家久卿へ御娘満君様御縁与、御願之通被仰渡今年八歳、

一 十二月、島津備前久貫、若御年寄、

#### 宝永四年丁亥

一 正月廿日、太守様上野御参詣、御宿坊明王院、御座之間近方ニ而

御供原口権兵衛致乱心、永山覚兵衛を切付候処、穆佐衆中田中六郎左衛門取留候、依之六郎左衛門御城下士ニ被召成、権兵衛知行屋敷没収、家被召禿、親類御預被仰付、

一 四月二日、御二男忠五郎様、於江戸御誕生、

一 四月、肝付主殿、若御年寄被仰付、

一 七月十一日、曉、於西之丸御男子御誕生、家千代様と奉称、公方

様より御代々御吉例之備前則房之刀・来国光之御脇差被進、

一 九月朔日、太守様鹿兒島御着城、忠五郎様・おます殿・島津中務、御用人市来次郎左衛門・米良藤右衛門御供、

一 九月廿六日、島津周防殿、御城内ニ御介抱有之候得共、所帯被差

分、御先代御拝領之五千石被遣、屋敷拝領被仰付、

一 九月廿八日、家千代様、御夭亡、

一 十月廿日に、幹姫様、御卒去、四歳、

一 十一月十五日、町田郷九郎、元服、

一 十一月廿日、島津助之丞忠守、死去、

#### 宝永五年戊子

一 三月十八日、禁裏炎上、主上・春宮・近衛閑白家熙卿御宅江被成

御座、太守様御内々ニ而琉球製青貝料紙箱・唐人製青貝大硯屏

一脚・唐紙五卷・純子二卷・金欄一卷を主上ニ、瑪瑙石硯屏一脚  
唐人製・琉球青貝料紙箱・唐絵五卷春宮ニ御献上有之度旨平松中  
納言時方卿迄被遣、時方卿より近衛様へ被達、八月廿五日御献上、

一花尾平等王院御再興、

一四月十日、太守様鹿兒島御発駕、十一日花尾御参詣、

一六月四日、江戸江御着、

一六月四日、松平長門守吉元御女子御誕生、後継豊公御前様ニ而、

御逝去已後瑞仙院様と奉称、御母松平伊予守綱政女、

一六月十八日、御参府之御礼、御一族島津玄蕃殿・御家老島津帶刀

殿御目見、玄蕃殿御太刀・馬代銀一枚、帶刀殿御時服三・御太刀

・馬代銀一枚献上、

一七月廿五日、御台様御願ニ而清閑寺左少弁熙定女子竹姫君、公

方様御養女ニ被成、松平肥後守嫡子久千代江縁与被仰出、来年十

一月御入輿被仰出、左少弁より御養女之御祝儀使者溝井主水を以、

公方様江御太刀銀・馬代・紗綾五卷献上、

一八月廿八日、屋久島尾野間村冲江帆多キ船東江走り行、廿九日近

辺湯泊村冲江右ニ似候船通候処、□泊村之百姓藤兵衛松下江炭焼

ニ参候処、刀を差候者怪敷体ニ而罷居、言語不通候故、藤兵衛罷

帰、百姓共兩人召列、右之者を自分所へ列帰披露いたし候、詰役

人見分候処、日本人之体ニ致月代、日本染仕立之衣服着用、言語

不通、眼色異様有之候故、堅固ニ圍ニ入置披露之上、鹿兒島より

役々被差越詮議之上、不相知候故、長崎奉行へ被相達、異国人并

藤兵衛其外出合之百姓六人長崎へ被遣、異国人は被留置、其外は

御暇被下候、太守様より藤兵衛へ為御褒美米百俵被下之、其外之

者共江も拝領有之、

一右同日、阿波国之漁人六人屋久島へ漁獵差越居、獵より帰候節海  
上ニて異国船見掛、間近く漕来り水を尋候致手様候故、法度ニて  
ならぬ／＼と手様いたし候得は、楫を直し相分候故、前条同断長  
崎へ御届ニ而、藤兵衛同前長崎へ被遣候得共、無御不審本國江致

帰帆候、

一十月廿三日、忠五郎様御夭亡、二歳、

一十一月廿三日、小源太殿御出生、備中殿御事、

一十二月廿二日、おかつさま御卒去、泰清院様御女、鳥井伊賀守忠

救御夫人、今年四十八、

宝永六年己丑

一正月十日、公方綱吉公、此間より御麻疹御煩辰刻薨去、六十四歳、

一四月二日、四ツ後太守様御出座、於御書院 鍋三郎様御深曾木、

太守様御加冠、島津帶刀仲休理髮、依佳例御諱字仲休進上ニ而

又三郎忠休公と奉称、帶刀事初忠雄と称す、前以御姓相生之休

字為可差上仲休と被改、

一四月十三日、近衛左大臣家熙公、芝御屋敷江四ツ過御入夜、五ツ

前還御、

一六月六日、上使ニ而御暇御給、七日御登城御礼、三条吉家御腰物

其外例之通御拝領、

一六月廿三日、御発駕、木曾路御通、八月十三日御着城、

一琉球首里城焼失、

一七月三日、家継公於御本丸御誕生、準母近衛基熙公御娘天英院様、

実母勝田玄哲女月光院殿、

一十一月十三日、肝付主殿、御家老、

宝永七年庚寅

一正月、桂織部久祐、若御年寄、鎌田要人、大御目附、

一二月四日、御家老新納市正久珍、卒去、

一二月廿二日、下堀江町失火、町屋數百八焼失、

一三月、口事奉行を糺明奉行、口事場を評定所と被改、

一四月五日、島津中務、御家老御免、

一四月、島津備前久貫後内記、御家老、

一四月、東照宮を鹿兒島城北より城西江御迂座、鶴田大願寺を被引

移南泉院と改号、十六日迂宮、十九日迂座、

一六月、種子島藏人、御家老御免、

一六月廿八日、種子島彈正伊時、御家老、

一七月、鈔壹貫文代銀拾貳匁五分と被定、

一閏八月朔日、お久殿御誕生、お殿殿御事、

一閏八月廿六日、太守様鹿兒島御立、御家老島津将監久當、御用

入市来次郎左衛門・市来勘左衛門・弟子丸与次右衛門、琉球中山

王使者御代替御祝儀ニ付美里王子、国王尚益即位、使者豊見城王

子被召列、琉人方御家老島津帯刀、御用人相良権太夫、御側御目

附平岡八郎太夫、

一閏八月廿七日、太守様、加世田日新寺御参詣、

一九月朔日、琉人乗船、

一九月五日、太守様向田御着、

一十一月十一日、江戸御着、上使御給、十五日御参勤之御礼、御米

三千俵御給、

一十一月十六日、太守様、從四位上中将御昇進、

一十一月十八日、琉人被召列、御登城、

一十一月晦日、上野御参詣、

一十一月晦日、御台様より御官位之御祝儀、上使ニ而三種二荷・ひ

ちりめん甘巻 太守様へ、一種一荷御前様へ御拝領、

一十二月二日、琉使、御老中廻、

一十二月十八日、琉使、江戸出立、御家老島津大藏、御用人猿渡喜

右衛門・向井市之丞被召付、大名分之御供、島津筑後同立ニ被差

下、

一十二月廿六日、島津又四郎殿、江戸三田屋敷ニ而元服、太守様御

入御加冠、島津帯刀理髮、

一琉球国饑饉餓死二千人、太守様銀二百貫目国王ニ被下、

一來年来朝之朝鮮人へ 公方様被下御用刀・長刀、谷山橋江三郎兵

衛安国ニ被仰付、出来御献上、

正徳元年辛卯 五月朔日改元

一正月四日、七ツ時赤羽筋出火、西風強有馬様・土佐様・阿波様御

屋敷焼失、御屋敷西平屋ニ火掛、太守様焼来候方へ御出、御床

机ニ而何れも働御覽、平屋火取消御屋敷無御別条御火消、三枝右

近様一備被入、其外は御断ニ而御屋敷内へ不被入、

一御台様より上使ニ而御屋敷無御別条段御祝儀、

一正月五日、於御書院御役人限被召出、御家老衆を以火事働御褒美

被仰渡、

一御台様より年始之御祝儀、上使ニ而 太守様へ二種一荷、御前様

へ一種千疋御拝領、

- 一 二月廿六日、廿七日、將軍宣下御祝、
- 一 三月二日、太守様、御官位之御祝、
- 一 三月十一日、詰中之諸士、御官位奉祝、御膳進上、御能興行、
- 一 四月廿九日、御判物、島津備前殿<sup>ニ</sup>而松平備前守様へ被出、
- 一 五月廿七日、鹿兒島洪水人家流、一日一夜水漂、依之小船を以粥を被下、
- 一 五月十五日、御用<sup>ニ</sup>付 太守様御登城、明年御休之儀被仰渡、
- 一 六月十一日、上使<sup>ニ</sup>而御暇御給、時服百、白銀千枚御拝領、即御登城、御馬一疋御拝領、
- 一 六月十八日、満君様御登城、島津將監久當、御用人三宅新兵衛・野村源兵衛御供、五ツ時御登城、暮六時御帰館、御献上御拝領有之、御供士中江檜重・白銀五十枚、御城<sup>ニ</sup>而拝領被仰付、
- 一 満姫様、向後満君様と可奉称旨被仰渡、
- 一 六月廿五日、島津玄蕃殿、卒去、年廿四、
- 一 六月廿七日、太守様御暇御給付、從御台様上使<sup>ニ</sup>而二種一荷御給、
- 一 六月廿六日、若御年寄桂織部久祐、卒去、
- 一 六月廿九日、御台様より満君様と被称候御祝儀上使、白銀・ちりめん・御肴御給、
- 一 七月朔日、太守様御発駕、御家老島津將監久當、大御目附格比志島隼人範房、御側御用人弟子丸与次右衛門、御用人相良權太夫御供、
- 一 七月廿日、暁、智性院様、於高輪御卒去、四十六歳、光久公御娘<sup>ニ</sup>而織田因幡守様へ御縁与、延宝九年七月十二日御婚礼、貞享二年六月十五日因幡守様御卒去、同七月十三日高輪御屋敷へ御引移、
- 一 七月廿三日、智性院様、於大円寺御葬礼、

- 一 八月十二日、陽和院様、御卒去、七十四才、平松中納言様御娘<sup>ニ</sup>而光久公御前也、
  - 一 太守様、木屋之瀬<sup>ニ</sup>而陽和院様御病氣之段被聞召、島津將監殿江戸へ被差遣、八月十八日出府、同廿日大円寺<sup>ニ</sup>而御葬礼、將監殿御位牌被為持、永平寺隱居石井天梁和尚引導、
  - 一 八月、島津内膳久兵、若御年寄、比志島隼人範房同断、名越右膳・伊集院十右衛門、大御目附、
  - 一 八月十五日、於御座之間、佐多豊前殿へ御直<sup>ニ</sup> 光久公以来首尾能相勤、此節御判物御礼使相勤候故、嫡子代々島津家号御免被仰付、
  - 一 九月廿七日、朝鮮人来朝之内、三頭到着、
  - 一 九月廿八日、御着城御礼使鎌田藤四郎 公方様へ御目見被仰付、
  - 一 十月十八日、朝鮮使江戸入、十一月十八日出立、
  - 一 十一月廿六日、護摩諸撞鐘成就、児玉宗因江銘被仰付、
  - 一 十二月廿五日、又三郎様御瘡瘡、御酒湯、
- 正徳二年壬辰
- 一 正月廿六日、大円寺焼亡、
  - 一 四月十九日、御名代鳥居丹波守様<sup>ニ</sup>而御判物御賜、
  - 一 五月朔日、御判物江戸出立、六月十五日鹿兒島到着、
  - 一 七月、島津豊前殿、備前と改名、
  - 一 七月十五日、中山王尚益、卒去、
  - 一 七月十七日、白帆之船串木野洋中江漂、御家老肝付主殿兼柄人衆被召付被差遣候得共、船不相見得、
  - 一 九月十八日、満君様、江戸御立、十月晦日御入京、十二月廿三日

御結納、

一 八月、鎌田要人、大御目附御免、同日、島津彦太夫大、御目附、  
一 十月朔日、諸家格式被相定、一所持三十家、一所持格十三家、寄  
合十九家、

一 十月十四日、公方家宣公、薨去、五十一才、文照院殿、増上寺へ  
御葬礼、

一 十一月廿五日、家継公、從二位権大納言被任、御年四歳、

一 十二月廿六日、御番頭島津市太夫<sup>ニ</sup>而三種三荷御献上、御官位御  
祝儀被仰上、

正徳三年癸巳

一 正月四日、家継公御元服、伊井掃部頭直該加冠、

一 正月廿日、下町大火事、町屋敷四百十、門前屋敷九十二、職人屋  
敷<sup>ニ</sup>、土屋敷三十五、

一 正月廿三日、右町人共及飢段被聞召上、米七百俵被下之、

一 二月二日、財部日光神社内老松二またより煙立つ、同三日数ヶ所  
より立つ、

一 二月十一日、華尾御再興、

一 三月廿六日、御元服御祝儀、御国元より御使者伊集院仁左衛門<sup>ニ</sup>  
而御太刀・馬代御献上、

一 四月二日、公方様、將軍宣下、正二位大納言御昇進、

一 四月十一日、御儀式天英院様<sup>御台様</sup>、一位<sup>ニ</sup>被任、  
一 四月廿六日、下今町より出火、客屋・天神諏方土屋敷二百二、町  
屋敷四百九、職人屋敷八、門前屋敷七十七焼失、

一 四月廿八日、御城下諸役座屋敷、下札辻より築地迄、御着屋前よ

り南土屋敷町境、空地可仕旨被仰出、

一 後日二之丸前より御下屋敷前喜入右衛門・島津内記・鎌田藤四郎  
・島津左衛門・島津市太夫・島津備前殿被召移跡、空地<sup>ニ</sup>被仰付、  
備前殿屋敷は御下屋敷御圈内被仰付、南泉院前も空地被仰付

一 七月、頼・朝・忠、公方様御実名、家久公より綱貴公迄御実名之  
字、御家中実名<sup>ニ</sup>用候儀被禁、

一 八月七日、社座中取を寺社方取次、御勘定座中取を御勘定方小  
頭、御勝手方考役を算用役と被改、

一 八月十一日、町奉行猿渡藤右衛門事、島津内記殿へ被招呼、羽か  
い付<sup>ニ</sup>而揚屋<sup>江</sup>遣、跡屋敷閉門、以後御内被召放、牢込被仰付候  
処、致牢死、親要人江戸江罷居候処、於江戸御番頭御用人被差免、  
徳島江遠流、家被召禿、

一 八月廿日、尾張吉通卿、於江戸逝去、五郎太様へ御家督、

一 八月晦日、山岡十郎太夫、家を被相立、

一 九月、満君様、於京都御婚礼、

一 十月十六日、島津助之丞より郷原勤太夫別立之願被申出、小番<sup>ニ</sup>  
被召入御格候得共、親笑玄首尾能相勤、金太夫事も幼少より数年  
御側江首尾能相勤候故、寄合并<sup>並</sup>被仰付、御太刀二種一荷進上、  
久字御免被仰付、

一 十月十八日、尾張五郎太様、御逝去、四歳、從三位宰相贈官、十

一月十一日、尾張継友卿御家督、

一 十二月十八日、公方家継公御代替御祝儀御使者島津大藏殿<sup>ニ</sup>而真  
御太刀・馬代金一枚御献上、

一 五里方角鉄砲停止、二里半<sup>ニ</sup>被仰付、

正徳四年甲午

一 四月、東照宮百年忌、

一 六月、御国中古来供行を用来候得共、三位已上之器故、向後被停  
止、

一 八月、近衛内大臣様、姫君を満君様御猶子ニ被成、満君様御事、  
先是前摂政様御猶子ニ被成、

一 八月十六日、太守様、鹿兒島御首途、

一 八月、山岡齊、家格寄合被仰付、

一 八月、中山王尚敬、

一 九月九日、太守様、御発駕、御家老島津主殿殿、若御年寄比志島  
隼人御供、御代替御祝儀琉使与那城王子、中山王継目使者金武王  
子被召列、

一 十一月廿六日、江戸御着、廿七日、上使御老中松平紀伊守様、廿  
八日、御参勤之御礼、

一 十一月廿九日、間も無之琉人被召列、御喜悅被 思召候由ニ而正  
四位下被叙、

一 十一月廿九日、大御目附横田備中守様ニ而御米三千俵御給、

一 十一月晦日、従一位様上使ニ而二種一荷御拝領、

一 十一月晦日、御嘉例之白熊対御道具 又三郎様江被進、白熊御手  
道具も同断、 太守様ニは黒羅紗対御道具御用ヒ、

一 十二月二日、太守様御直衣ニ而琉使被召列御登城、帝鑑之間ニ而三  
汁十菜御料理、将監殿・主殿殿・李殿、蘇鉄之間ニ而二汁五菜御  
料理御給、

一 十二月六日、太守様、琉使被召列御登城、琉使御暇被下、

一 十二月九日、琉人上野参詣、

一 十二月廿一日、琉人江戸出立、肝付主殿被召付、

一 従公方様中山王江銀五百枚・綿五百把・金襴廿卷、中山王継目付  
銀五百枚・羽二重百端・八丈島五十反、両王子江銀二百枚ツ、  
時服十ツ、楽人十六人江時服三ツツ、従者相中へ銀六百枚被  
下、

一 諏方之瀬島焼

正徳五年乙未

一 正月十五日、又三郎様、初而御目見之筈ニ而御登城之處、公方様  
御風氣故御延引、

一 正月廿四日、太守様、井上河内守様ニ而御誓詞、  
一 三月五日、將軍宣下御祝、

一 三月十五日、又三郎様、初而御目見、 太守様御同道御登城、島  
津又四郎殿ニも初而御目見、 又三郎様御太刀・馬代金十兩・  
時服二十御献上、

一 四月五日、太守様御同道ニ而又三郎様御登城、御元服、御一字御  
称号御給、松平大隅守継豊公と奉称、従四位下侍従御叙任、

一 四月廿三日、お須磨様、御嫡母御取持被仰出、

一 五月廿一日、隅州様、御袖留、

一 六月朔日、お兔様御發給、松平飛騨守様へ御婚禮、

一 六月十二日、上使御暇御給、時服百・銀千枚御拝領、

一 六月十三日、御登城御暇之御礼、御馬御拝領、

一 七月九日、太守様江戸御立、八月三十日御着城、御礼使川上久馬  
発足、

一 七月廿九日、信證院様江戸高輪御屋敷御出、御帰国直ニ武御屋敷

へ御入、

一 八月、西田橋渡初、

一 八月廿二日、御門橋右同、

一 九月十一日、島津帶刀仲休、依願御家老御役御免、

一 九月廿五日、朝、南林寺焼失、

一 十月十八日、島津内膳久兵、御家老、伊集院織部、大御目附、

一 十月廿七日、徳川右衛門督、江戸赤坂<sup>二</sup>而誕生、

一 十一月三日、於京都満君様女子御誕生、向井十郎太夫墓目相勤、

一 十一月晦日、満君様、御庖瘡<sup>三</sup>而御逝去、十七歳、

一 十二月十八日、比志島隼人範房、御家老、島津李、若御年寄、義岡右京、大御目付、

一 伊集院来迎院御建立、

一 遊行上人御国巡行、

享保元年丙申

一 二月廿二日、継豊公御前髪取、

一 四月晦日、公方家継公薨御、八歳、御母近衛基熙公女天英院殿、

一 生母月光院殿、

一 即日、紀伊中納言吉宗公西丸へ御移、

一 五月十五日、家継公御葬礼、有章院殿、

一 五月廿二日、吉宗公御本丸へ御移、

一 六月九日、お栄様、芝御屋敷<sup>二</sup>而御男子御誕生、松平百助様と奉申、後、隠岐守定喬と被改、

一 七月朔日、年号改元、

一 七月十三日、太守様、御參勤鹿兒島御立、種子島弾正久基・比

志島隼人範房御供、

一 八月四日、家重公、自紀州二丸江被為入、

一 八月十三日、吉宗公將軍宣下、内大臣、

一 九月十一日、太守様江戸御入、

一 將軍宣下、御祝御能付、隅州様御登城御見物、

一 九月十二日、上使御老中桜田御屋敷へ御出、

一 九月十六日、御參勤之御礼、弾正殿・隼人殿、公方様江御目見、

一 九月十八日、太守様御登城、將軍宣下御祝、御能御見物、

一 九月十九日、太守様、戸田山城守様<sup>三</sup>而御誓詞、

一 九月廿六日、霧島山燃、

一 十月十一日、徳川宗武卿、御本丸江被為入、

一 十一月十一日、松平飛驒守様より松平主馬様を以、お栄様御離別之旨被仰達、太守様御承知、

一 十二月廿六日、又霧島山燃、

享保二年丁酉

一 正月二日、太守様・隅州様、御装束<sup>三</sup>而御登城、

一 正月廿三日、松平越中守様奥方様、御卒去、

一 鹿兒島二本松地藏堂、山之口江移<sup>ス</sup>、

一 三月十六日、將軍宣下御祝、御老中御招請、若御年寄・御奏者番

・寺社奉行・御留守居・大御目附・町御奉行・御勘定奉行・御作

事奉行・御普請奉行・山田奉行・佐渡奉行・御一門方・御旗本衆

・御医師・御台所頭・御同朋頭・御同朋・御数寄屋頭御出、御能

御興行、

老松室生太夫

羽衣觀世太夫

祝言求馬  
吳服



三輪丹次郎 祝言勅之進

金札

一三月十八日、右同断御祝、御一門様方・御大名様方御出、

弓八幡金剛太夫 田村十太夫 鸚鵡小町室生太夫

国栖室生太夫 祝言勝之助

一三月廿二日、右同断、細川越中守様已下御出、

難波丹次郎 箴市之丞 江口室生太夫

長良五郎三郎 乱觀世太夫

一四月五日、島津大藏久明、卒去、

一四月八日朔、鹿児島大火、浄光明寺・不断光院焼失、

一四月十八日、桂権九郎事、御旗本三枝丹波守様御養子、御願之通

被仰渡候旨、丹波守様より御届有之、右衛門殿と改名被仰付、諸

書付殿字相用、伊勢兵庫殿同格被仰渡、

一六月十一日、六ツ過、上使御老中戸田山城守様三而御暇、御時服

百・銀千枚御拝領、即日御登城御礼、来国光御腰物・御馬御給、

一六月十五日、御嘉祥御登城無之、

一六月廿五日、江戸御発駕、種子島彈正・比志島隼人・大御目付名

越右膳、御供、

一七月、巡見上使出水より入国、

一八月十五日、御着城、御礼使平田新右衛門、

一八月十五日、霧島山大燃、

一十月朔日、北郷作左衛門、御家老、

一十月十五日、伊集院藏人、若御年寄、

一十二月、歳暮御祝物、御前様御拝領、

一一新公百五十年忌、

一頃年唐船漂来甚多、

享保三年戊戌

一年頭御祝儀、御樽肴御献上、

一淨円院様、江戸御着、

一御狩犬御献上、

一正月、名越右膳、若御年寄、

一二月、大御目附伊集院織部殿、卒去、

一二月廿八日、島津登久置、大御目附、

一三月十七日、御家老肝付主殿兼柄、卒去、

一霧島山火、今春消、

一七月五日、島津備前久達、依願御城代御免、御直二御脇差拝領、

年俸五百俵被下之、

一七月五日、島津奎久武、御家老、

一御家老以下、羅紗・合羽・柄袋御法度被仰渡、

一八朔、御太刀・馬代御進上、

一九月十一日、水戸中納言綱條、卒去、六十三、

一九月十一日、七ツ時、太守様御參勤鹿児島御発駕、磯御飯屋へ

御止宿、御家老比志島隼人範房、若御年寄名越右膳恒渡、御代替

御祝儀琉球使者越來王子、御家老北郷作左衛門久被相添、同日西

目筋被差越、

一十月二日、磯御立、祇答院筋御通、同四日、出水へ御着、同五日、

出水御立、

一十月十四日、文昭院家宣公、御七年回忌、御香奠献上、

一十一月八日、江戸御着、九日、上使御老中久世大和守様桜田へ御

入、即日御老中廻、

- 一十一月十一日、六ツ半時御登城、御參府之御礼、
- 一十一月十二日、大御目附横田備中守様<sup>三</sup>而御米二千俵御給、
- 一十一月十五日、琉人被召列御登城、奏樂、
- 一閏十一月十三日、琉人被召列御登城、御懇之上意、
- 一十二月二日、琉人江戸発足、

享保四年己亥

- 一正月十日、お奈百様、御卒去、十九才、
- 一隅州様御方御側御目附、御近習役と被改、
- 一四月、御香貝丸熨斗御献上、
- 一五月廿八日、島津凶書殿、卒去、廿八、
- 一去年琉使江戸江被差越候ニ付、品々拝領之御礼使宮城親方鹿兒島迄差上、次使者江戸江被差越、
- 一六月十六日、太守様、江戸御立、
- 一隅州様、御鷹之ひはり御拝領、
- 一九月廿九日、御奉書<sup>三</sup>而明後日朝鮮使御礼付、衣冠・太刀被帶可有 御登城旨御奉書御給、
- 一十月十八日、太守様御着城、御礼使北郷宗次郎、
- 一十一月七日、島津将監殿 光久公已来首尾能被相勤候付、御城代被仰付、勤方御役料高此内之通、加判は御免、
- 一十一月、川上一学、若御年寄、
- 一十二月、みかん・炙り鮎御献上、

享保五年庚子

- 一正月、島津彦太夫、若御年寄、

- 一五月十五日、平岡八郎太夫、大御目附、寄合被仰付、連名名越右膳次、

- 一五月十九日、名越右膳、御家老、
- 一六月廿三日、太守様御発駕、比志島隼人殿御供、
- 一九月三日、伊集院藏人久矩、御家老、
- 一九月十二日、太守様江戸御着、同十五日、上使御給、同十九日、御參勤之御礼、
- 一十月、島津内膳殿、御家老、
- 一十月廿七日、隅州様、上使<sup>三</sup>而御暇御給、御時服五十御給、同廿八日、御登城御暇之御礼、御馬御拝領、
- 一十一月五日、御発駕、北郷作左衛門殿、御守役御番頭格相良新右衛門、御用人高橋外記・三雲新兵衛御供、
- 一十二月、比志島隼人範房、御家老、

享保六年辛丑

- 一年頭御太刀進上
- 一正月五日、隅州様御着城、御礼使川上縫殿発足、
- 一正月廿二日、御鷹之鶴御拝領、
- 一二月朔日、伊豆国下田御番所、相州浦賀へ被直、
- 一二月九日、隅州様御入国御礼使川上縫殿、江戸着、
- 一二月九日、隅州様兵庫殿へ御入、兵庫殿御高進上、
- 一二月、国分弥勒院御建立、
- 一二月、高輪御屋敷御類焼、
- 一三月十八日、隅州様鹿兒島御発駕、島津内膳久兵御供、
- 一五月十一日、御出府、十五日、御參府之御礼、御大刀一腰、御馬

代金十兩、綿百把御献上、

一 龍眼肉木御献上、

一 鳥居丹波守様御妹おとぎ、御前様御養女御願之通被仰出、お兔さま御同前御取持、

一 去年宮原清右衛門正清、玉置小市安代作之刀を御献上、今年二人御用付江戸へ被差越、御腰物奉行被為逢、正宗二腰、貞宗一腰、郷則重一腰拜見被仰付、二人四度登城、於浜御殿刀被仰付、正清主水正、安代主馬首被仰付、銀十枚ツ、拝領、奥惣兵衛御用は無之候得共被差登、登城、御腰物奉行被為逢、刀作之次第被尋、然共御用は無之、

一 六月三日、太守様、御隠居御願出、鳥居丹波守様ニ而被差出、

一 六月九日、御隠居御願之通、戸田山城守様ニ而被仰出、

一 吉貴公御隠居後、御勤付御奉書御給、毎年左之通、

年頭御祝儀付、御太刀進上、

暑氣伺御機嫌、鯉節御献上、

寒中同断、鯛御献上、

繼豊公

享保六年辛丑

一 六月九日、御登城、御老中御列座、戸田山城守様より上意之趣御

演説、御願之通 吉貴公御隠居、繼豊公御家督被仰渡、

一 吉貴公御隠居料、一万五千石被進、

一 六月十一日、吉貴公、上総介と御改名、

一 六月廿八日、太守様、御登城、御家督之御礼、御太刀備前元重・

時服五十・馬代銀千枚御献上、御一族島津玄蕃殿、御家老島津内

膳殿・種子島彈正殿・名越右膳殿、御番頭二階堂新五右衛門、御用人三雲新兵衛・宮之原甚太夫・伊集院権右衛門・福山平太夫御目見、吉貴公より島津丹波守様を以、御太刀・時服二十・馬代

金十兩御献上、御隠居之御礼、公方様江御太刀正宗・利休茶入、

天英院様江綿百把・養朴五福神御献上、

一 七月廿二日、相良新右衛門、大御目附格被仰付、

一 七月廿三日、於田町御屋敷、相撲御覽、

一 七月廿四日、相良新右衛門江大藏と名拝領、

一 閏七月十六日、徳川刑部卿様御誕生、

一 十二月廿二日、桂太七郎奥お剛殿、卒去、

一 十二月十日、太守様、從四位上少将御昇進、

一 十二月廿七日、お喜代様、阿部伊勢守様江御縁与御願之通被仰渡、

一 十二月廿八日、太守様御官位之御礼、

享保七年壬寅

一 正月廿五日、太守様より 総州様御暇之御願被仰上、

一 二月七日、太守様御登城、総州様御暇御給、御羽織五御拝領、

一 二月十六日、総州様江戸御立、比志島隼人範房、御近習役相良源

太夫御供、

一 二月廿三日、お喜代様、阿部伊勢守様御結納、お喜代様ハ鳥居播

磨守様御女ニ而、綱久公御妻女おかつさま御腹ニ御出生、最前牧

野備後守様江御婚礼、御離別之後、吉貴公御願ニ而御養女ニ被成、

御縁中也、

一 二月廿五日、少将御任官之口宣到来、

一 四月十三日、上使水野和泉守様ニ而御家督已後初而御国元江之御暇御給、白銀百枚御給、御先は千枚御拝領候得共、御当代一統御儉約ニ而百枚ニ被減、

一 四月十五日、御登城、御暇之御礼、御馬御拝領、

一 四月十八日、お喜代様御婚礼御道具、阿部様へ被遣、

一 四月廿一日、総州様、横井より武御屋敷、信證院様御入、直ニ磯御屋敷江御入、御礼使肝付典膳、

一 四月廿三日、お喜代様御婚礼、

一 四月廿五日、右御三ヶ目付御夫婦様御出、

一 五月二日、太守様江戸御発駕、

一 六月三日、肝付典膳登城、

一 六月廿三日、太守様御着城、御礼使弥寝仙十郎、

一 六月廿八日、総州様、御下屋敷へ御移徙、

一 七月廿六日、お久殿、お巖殿と改名、

一 八月十五日、弥寝仙十郎登城、

一 九月、島津左仲後大藏、大御目附、

一 九月九日、御家督初而御帰国御尋として、宿次御奉書を以御肴御給、御礼使島津又吉、

一 九月十三日、為御家督御祝、兵庫殿へ御光越、鞍置馬献上、

一 一周防殿・玄蕃殿へ右同断、

一 十月、枳穀一箱御献上、

一 靖台実録一冊御献上、

一 十一月十三日、先達而吉貴公御参府被伺候処、御気分快良可被伺由、今日御奉書を以被仰渡、

一 十一月十五日、同十八日、島津又吉登城、

一 十二月、二階堂舍人、大御目附、

一 十二月十五日、太守様御首途、

一 鉄砲三丁御献上、

一 六諭衍義御献上、

享保八年癸卯

一 緋紳全書・中枢全書・輔政要覽御献上、

一 正月三日、太守様鹿兒島御立、三月四日、御出府、同六日、上使、

一 三月十二日、御参勤之御礼、御太刀一腰・白銀五十枚・白縮緬廿

卷御献上、島津内膳久兵・名越右膳恒渡御目見、太刀・馬代・紗

綾二卷ツ、献上、

一 三月十七日、御奉書を以、増上寺火之御番、有馬玄蕃頭様御代被

仰付、

一 四月廿一日、巳刻、御前様子登 民部大輔吉元女、宝永五年四月四日於江戸誕生、十五歳年御輿入、

一 四月廿三日、三ヶ目御夫婦様民部太輔様へ御入、民部太輔様御腰

物大小被進、御詰之御家老島津内膳殿・伊集院藏人殿、刀一腰ツ

、拝領、

一 四月廿五日、五ヶ目、民部太輔様、御夫婦様御出、

一 四月廿八日、太守様御登城、御婚礼之御礼、

一 五月九日、島津淡路守殿、御隠居願、此御方様御添書を以被差出、

一 五月廿五日、島津但馬守殿、御家督被仰渡、

一 五月十九日、御馬二疋公方様江御献上、一疋ツ、御老中江被進、

一 六月、暑氣御機嫌伺、吉貴公、鯉節御献上、

一 七月十七日、太守様上野御参詣、

一 七月廿日、上使ニ而ひはり五十御給、

一 九月十二日、上使<sup>三</sup>而、御暇御給、白銀百枚・白ちりめん三十卷御拝領、

一 九月十三日、御暇之御礼、

一 九月十六日、太守様江戸御立、

一 金三十両、鎌倉白旗大明神江御寄附、

一 島津但馬守殿家督、先例之通鹿兒島へ参度旨被伺、伺之通御免許、

一 十一月廿七日、北郷作左衛門殿、卒去、

一 十二月朔日、朝五ツ時、太守様蒲生御立、纒之御手廻<sup>二</sup>而吉野追

分より磯江御参、惣御供は大乗院門外ニ相扣、八時御着城、

一 十二月十一日、島津左中殿、御家老、

一 平岡八郎太夫、若御年寄、島津主計・新納左京、大御目附、

一 寒中御機嫌伺、吉貴公、鯛御献上、

一 御前様御拝領物、

一 宿次御鷹之鶴御拝領、御礼使島津筑後、

享保九年甲辰

一 正月、年頭御祝儀、吉貴公御太刀御献上、

一 義岡右京御隠居様、御家老被仰付、

一 正月十三日、吉貴公御快節御参勤可被伺旨、御願之通御奉書を以被仰渡、

一 二月朔日、島津左仲殿、大蔵と改名、

一 三月廿五日、弥寝仙十郎殿、卒去、

一 閏四月十一日、広御庭<sup>三</sup>而相撲、御家老以下月次御礼罷出候御役

人江拝見被仰付、

一 六月十五日、島津周防殿一所之地拝領、大始良木谷村一所被仰

付、木谷村少高故、差添<sup>二</sup>野添村高之内八百石、方限を以持高<sup>二</sup>くり替被仰付、

一 七月朔日、周防殿一所拝領之御礼、御太刀・銀馬代・三種二荷進上、於御座之間被仰付、

一 八月六日、おひろ殿御誕生、

一 磯御飯屋を磯御屋敷と被改、

一 樺山主計・平田平左衛門、大御目附、

一 十二月十五日、長福様を若君様と可奉唱旨、公義より被仰渡、

一 十二月廿六日、為御参勤、太守様御発駕、御供内膳殿・右膳殿、

一 御前様御拝領物、

一 吉・宗・重・豊之字、実名用候儀被留、同唱は心次第遠慮、

一 年頭御座配を年頭御礼着座と被改、

一 御帰国御礼使島津仁十郎殿、

一 島津主計殿、帯刀と改名、

一 御家督御祝付、島津左衛門・島津筑後・島津将監・島津図書御家老中江御光儀、

一 若君様御弘メ付、太守様より御使者、

一 右ニ付諸大名御礼、

一 右御礼被為受候付、太守様より御使者<sup>三</sup>而御太刀・馬代御献上、  
一 若君様江從、公方様御実名被遣、家重公と奉称、

右四件、享保八年より

通昭録卷之四 編年記稿二  
享保十年乙巳

一二月廿五日、太守様江戸御入、先高輪へ御入、大御前様江戸御対顔、八ツ後芝御着、

一溜之間を驚之間と被改、

一三月四日、上使御老中松平右近将監様、桜田へ御入、

一三月十一日、御參勤之御礼、御太刀・馬代・白銀五十枚・白縮緬廿卷、公方様江、馬代銀五十枚、若君様へ御献上、若君様も御同座、初而御目見、御家老島津内膳・名越右膳、御太刀・馬代銀・紗綾二卷ツ、献上<sup>三</sup>而御目見、昨日御切紙を以、御家来二人御目見被仰付旨被仰渡、

一四月九日、長福様御元服、正三位大納言御叙任、依之太守様御登城、

一四月十一日、右之御祝、勅使・院使為御馳走、於御城御能、太守様御登城御拜見、今日為御祝儀 公方様・大納言様へ御太刀一腰・御馬代黄金十兩ツ、御献上、吉貴公よりも御太刀・馬代御献上、

一五月九日、公方様へ御馬式疋、大納言様へ同一疋御献上、

一六月八日、江戸詰中、馬乗御免、

一六月十一日、詰中諸士、御膳進上、操物御覽、

一六月十九日、大納言様西之丸へ御徙移、諸大名惣出仕、太守様より御使者<sup>三</sup>而御樽肴、吉貴公より鯛御献上、

一七月、島津周防殿領分、木谷村華岡と被改、

一七月十六日、ひはり五十御拜領、

一七月廿八日、太守様御下城以後、於御城信州松本七万石水野隼人

正忠恒乱心<sup>三</sup>而毛利讃岐守様御嫡子主水様へ刃傷、旨趣は諸大名月次御礼相濟御退出之後、隼人正様御婚禮之御礼、主水様は御參府之御礼、御退出之時、於大廊下隼人正様より御切付、主水様御さへ被成候処、手疵被為負、御目付衆被相續候故、主水様より早速被仰達候は、此方より手出為申儀<sup>三</sup>而無之、此段届置候、隼人様へ為何意趣<sup>三</sup>而候哉と御尋候処、自分屋敷主水様へ拜領為被仰付由候付、右通いたし候、此段あとかたなき事故、隼人様は御預、主水様は於御城御養生、以後隼人様七万石被召上、舎弟出羽守忠毅相續、其子豊後守忠友、宝曆年間御側衆七万石、明和五年若御年寄、四千石御加増一万二千石、此時は千石に被相成、

一八月八日、尾張中納言様御簾中様、御逝去、近衛家熙公御姫故、御屋敷中十日御慎

一八月九日、於奥御前様、袖留御着帯、

一九月十二日、上使御老中松下伊賀守様桜田へ御出、白銀百枚・ちりめん三十卷御拜領、御暇御給、明日御家来被召列、御礼可被仰上旨御承知、

一同日、御家老名越右膳、於江戸卒去、

一九月十三日、御礼被仰上筈候処、昨夜右膳卒去、御忌掛故御届被仰上、

一九月廿日、明日御家来一人被召列御登城<sup>三</sup>而、御暇之御礼可被仰上旨御奉書御給、

一九月廿一日、御登城御礼、島津大蔵、御目見、

一十月十一日、太守様江戸芝御立、

一十月十二日、少人数<sup>三</sup>而鎌倉御見物、

一十二月廿六日、太守様御着城、御家老島津内膳、若御年寄平岡八

郎太夫御供、

一十二月、御前様御拝領物、

享保十一年丙午

一二月十五日、御帰国、御礼使町田宇右衛門を以御献上物、

一五月三日、おひろ殿御天亡、三才、玉泉院殿、

一五月十一日、平岡八郎太夫、御家老、

一五月十五日、大納言家重公御袖留、

一四月、御馬二疋、御献上、

一六月廿六日、樺山主計、御家老、

一六月廿八日、種子島織部、大御目附、

一七月、若御年寄川上一学、依願御免、

一七月廿七日、御門通初、

一吉貴公より為暑氣伺御機嫌、干椎茸御献上、

一十一月廿九日、光久公三十三回忌、税所左衛門殿、鹿籠蟄居御免、

一十一月朔日、島津市太夫、大御目付、

一十二月十一日、島津登、若御年寄、

一御前様御拝領物、

一春日之前橋・境橋・神明之脇橋を抱真橋と被号、

享保十二年丁未

一正月廿七日、太守様鹿府御立、御供伊集院藏人・平岡内匠、

一二月廿六日、太守様御出府、高輪へ御入、大御前様へ御対顔、

七ツ過芝江御入、

一二月廿八日、上使松平左近将監、桜田へ御入、

一三月十一日、御奉書を以鹿兒島城下堀岸修甫、御伺之通御免、

一三月十二日、御参府之御礼、公方様・大納言様御同座、御太刀・

馬代銀五十枚・縮緬廿卷、公方様へ、御馬代銀五十枚、大納言様  
江、藏人・内匠太刀銀・馬代・紗綾二卷ツ、献上、御目見、

一三月十七日、夜八ツ過 御前様御病氣御大切、諸士殿中江相詰ル、

一三月十八日、以御奉書増上寺火之番、松平出羽守様へ御代り被仰  
渡、

一三月廿日、四ツ過 御前様御逝去、御年二十歳、

一三月廿二日、右付、上使御奏者番丹羽式部少輔桜田へ御出、太  
守様御待受御承知之御口上、妻死去之旨被聞召及候、依之御尋被  
成候、太守様即速御老中并上使江御廻勤、

一三月廿四日、酉刻、瑞仙院様芝御出棺、同廿七日酉刻、於大円寺  
御送礼、

一四月十日、御屋敷中月代御免、ひけハ御中陰後そる、下々月代御  
中陰後そる、

一五月廿八日、伊勢兵部登城、公方様へ御目見、昨日以御奉書被仰  
渡、

一七月七日、ひはり御拝領、

一七月十八日、公方様、来年四月、下野日光山へ御参詣、御ひろめ  
太守様御登城ニ而御承知、

一九月十六日、上使松平伊勢守様ニ而御暇御給、御拝領物毎之通り、  
大納言様より安藤対馬守様ニ而さや御給、十八日、御暇之御礼、

一十月朔日、江戸御発駕、十二月五日、御着城、御供藏人・内匠、

一十二月廿一日、於巖殿 島津大学殿へ婚礼、

一十二月廿三日、堀四郎太夫大、御目附格、同廿一日、大御目附、

一十一月十五日、大納言様御前髮取、

享保十三年戊申

一立坊、

一 大納言様御痘瘡御全快ニ付、御樽・肴御献上、

一 正月、御帰国、御礼使島津小平太を以、御樽・肴御献上、

一 四月十三日、公方様、為日光御社参江戸御立、廿五日、御礼参、

還御之後為御祝儀御樽・肴御献上、

一 五月十一日、おかく殿、於芝御屋敷御男子御出生、奉称益之助様、

一 七月廿四日、御家老義岡右京、卒去、

一 八月、益之助様、御出生候得共、来三月御出府迄、御仮養子被願

出被聞召置、

享保十四年己酉

一 正月五日、太守様、為御参勤鹿府御立、

一 正月十六日、御本丸女中御やさ御女子御誕生、お貞殿と称ス、

一 二月十一日、右同おとめ御男子御誕生、善次郎と称ス、重年公也、

一 三月五日、太守様御出府、

一 三月七日、上使水野和泉守様、桜田へ御出、

一 三月十二日、御参府之御礼、

一 三月十六日、増上寺火之御番、

一 四月二日、六半時、益之助様初而神明江御参詣、

一 竹姫君様、御縁与御内意有之、

一 六月四日、昨日御奉書を以御用被仰渡、太守様御登城、御老

中戸田山城守様ニ而 竹姫君様御縁与被仰出、於御前のし鮑御頂

戴、総州様江御懇之 上意、

一 同日、以御切紙、御男子有之候而も、先達而妾腹之男子、御嫡子

ニ可被定旨被仰渡、

一 同日、以御切紙、当冬中御入輿可被成旨被仰渡、

一 御入輿付御献上物・贈物、小次郎様・御女中様江献上物、総州様

益之助様 大御前様江同断、御伺御付紙を以被仰渡、

一 六月十六日、火之御番并御上米二ヶ年分御免、

一 六月廿一日、御登城、御縁与之御礼、御懇之上意、正宗御腰物御

拝領、御饗応御盃御頂戴、

一 七月六日、生見玉御祝儀、黄金十両、初而可被成 御献上旨、以

御奉書被仰渡、自是御代々毎年御献上、

一 七月七日、北之方御添屋敷御拝領、廿四日、又々御添地御給、

一 七月廿八日、ひはり御拝領、

一 八月、御城代島津将監久當、卒去、

一 御入輿御道具ニ御紋被用候儀御免、但、御伺之上、

一 十月三日、島津周防久壽、卒去、

一 十月十三日、御書物一箱御献上、

一 吉貴公御参府ニ而御縁与之御礼可被仰上候得共、就御病氣御断被

仰上、以御奉書御免、右付島津玄蕃殿江戸へ被差越、御礼、

一 御婚礼之節御待上臈可被差出旨、以御切紙を以被仰渡、

一 徳川右衛門督殿御元服、従三位 中将被任、

一 十一月廿一日、表御門通初、廿七日、御守殿御門通初、

一 十一月廿八日、御鷹之鶴御拝領、

一 十二月三日より五日迄、姫君様御道具被遣、六日女中被遣、

一 十二月十一日、四ツ過、御入輿、御老中松平左近将監・酒井讃岐



守、若御年寄本多伊予守御供、御輿渡左近將監、同受取島津但馬守、御貝桶渡讚岐守、受取鳥居丹波守、

一十二月十二日、上使<sup>三</sup>而餅并十種一荷御拝領、此御方様より同斷御献上、

一十二月十三日、御三日御祝儀、

一十二月十五日、上使水野和泉守様、大納言様上使安藤對馬守様、天英院様御使杉岡備後守様、寿光院様御使美濃部弥兵衛、右衛門督御使伏屋備前守、小五郎様御使河野忠右衛門、芝江御出御拝領物有之、同日御登城、御太刀備前正恒・御馬代銀百枚・卷物三十・白糸百斤御献上、御婚禮之御礼、大正宗・小平光御拝領、益之助様江大包永、吉貴公江小平行御拝領、

一同日 吉貴公御名代阿部伊勢守様御登城、御太刀国秀・御馬代金十枚・卷物二十・綿五十把 公方様江、御太刀家助・馬代金五枚・卷物二十・綿三十把 大納言様江、金三枚・白糸二十斤・三種三荷天英院様へ御献上、御縁与之御礼、御刀国俊・御脇差行光御献上<sup>三</sup>而御婚禮之御礼、同日、益之助様より御太刀・馬代・卷物十、公方様へ、卷物五・二種一荷天英院様江御献上、

一十二月十六日、御登城、御官位御昇進、從四位上中將、

一十二月十九日、於公義御入輿之御祝儀、太守様御登城、御能御見物、緩々見物之上意有之、中入 太守様御独座御料理御給、

一御入輿相濟候付、吉貴公より阿部伊勢守様<sup>三</sup>而御礼被仰上、

一十二月廿八日、御官位之御礼、

享保十五年庚戌

一正月七日、若菜御祝儀、鯛一折御献上、自是毎年御献上、

一三月十六日、上使酒井讚岐守様・大納言様・上使安藤對馬守様様田へ御出、御暇御給、

一三月十八日、御暇之御礼、十九日、御馬御拝領、

一三月廿八日、御帰国之儀被伺候処、日光より御帰府以後御発足可被成旨御付紙、四月七日、日光御仏殿御献納物御伺御付紙有之、

一四月廿一日、太守様江戸御発駕、日光山御參詣、御太刀・馬代銀三十枚、東照宮江、二十枚、嚴有院様御廟所へ御進納、同廿六日、御拝礼、遊城院江御止宿、廿九日、御帰府、

一五月十三日、江戸御発駕、伊集院藏人・平岡内匠御供、

一御入輿<sup>三</sup>付、中山王より恩納王子薩州迄差越、献上物次使者被差上、

一七月朔日、太守様御着城、即日御礼使種子島太郎左衛門発足、

一十二月六日、宿次御奉書を以御鷹之鶴御拝領、御礼使島津石見發

一水戸宰相様、御卒去、

一益之助様御髮置、御金御拝領、

享保十六年辛亥

一正月廿四日、慈徳院様、百年御回忌、

一二月十二日、公方様・大納言様より御入輿御祝儀、中山王使者恩納王子・中山王江御奉書を以拝領物、

一三月十五日、御礼使島津石見を以御献上物、

一六月、若年寄島津彦太夫、依願御役御免、島津市太夫、若年寄被仰付、

一六月廿六日、御家老島津内膳、依願御役御免、

一七月、大納言様江姫君様御入輿御弘メ、

一十一月十二日、以御奉書、吉貴公御病氣御全快之節、參府可被伺旨被仰渡、

一十二月、日光御靈屋御修復、

一十二月十五日、大納言様、姫宮様御婚禮、太守様御樽・肴御拝領、

一姫宮様江御料紙・硯箱御献上、

一姫宮様より大納言様江御結納被進候付、太守様御樽・肴御献上、

一中山王・恩納王子拝領物之御礼、屋宜親方薩州迄差越、次使者、

一御鷹之鶴御拝領、

一法王御麻疹、イ享保十六

一右衛門督殿御前髮取、同、

一尾張中納言殿、卒去、同、

享保十七年壬子

一二月四日、九ツ時、太守様鹿府御発駕、

一四月四日、太守様江戸御入、十五日、御礼、

一大納言様・御簾中様江、向後吉貴公御献上物被仰渡四月十二日、

一四月廿九日、有章院様御十七回忌、太守様、御束帯増上寺御予參、

一七月六、ひはり御拝領、

一五月十一日、公方様江御馬二疋、大納言様江一疋御献上、

一八月七日、吉貴公御剃髮ニ而上総入道と被改度旨、御伺之通御免、九月十一日、御剃髮、

一八月廿八日、御城下土居ニケ所、堀岸三ヶ所修甫、御願之通、

一十一月朔日、島津求馬久、卒去、

一十一月十五日、益之助様御着袴初、

一竹姫君様御着帯、

一以御切紙、竹姫君様御付御用人・女中江、益之助様御事御嫡子為被仰出事候、竹姫君様御男子御出生候ハ、如家法可相心得旨、

一従、公義被仰渡、

一十二月廿二日、御鷹之鶴御拝領、

一大納言様・御簾中より、太守様御樽・肴御拝領、

一日光山御宮御靈屋、御迂宮御迂座、

一法王崩御、

享保十八年癸丑

一正月、公方様五十御賀、同廿一日、御祝儀、鯛一折従、太守様御献上、

一正月廿九日、江戸御家老座江有之略御系図、宝永七年已来系繼、御記録奉行町田仲右衛門江被仰付、今日成就、

一三月十五日、公方様、勅使御対顔、

一四月七日、島津頼母久記、卒去、光久公御子、

一四月十三日、上使松平右京大夫様芝江御出、御帰国御暇御給、縮緬三十卷・銀百枚御拝領、引続、西相様上使黒田豊前守様ニ而

卷物廿御給、同十五日、御暇之御礼、御馬御拝領、

一四月十八日、御暇被下置候得共、竹姫君様御安産迄御滞府、御願之通被仰渡、

一五月朔日、巳刻、菊姫様御出生、真含院御事、

一五月七日、公方様・大納言様・一位様・御簾中様・養仙院様・右衛門督様・小五郎様銘々上使御使、芝御屋敷江御出、御七夜之御

祝儀、御拝領物銘々有之、吉貴公ニも同断、

一五月十四日、右之御礼可被仰上由被仰渡、十五日、御登城御礼、

一五月十六日、御安産御祝義、御老中御招請、来年御參府已後被成  
度旨、御伺之通被仰渡、

一五月廿三日、五半時、太守様、江戸御発駕、御供藏人・内匠、

一七月十一日、御着城、即御礼使弥寝内記発足、

一竹姫君様御七夜御祝義、吉貴公より御使者島津登、江戸江被差  
遣、公方様江御献上物有之、巻物御給、

一大納言様御簾中様、御着帶、

一十月三日、御簾中様御逝去、伏見宮様御姫比宮様ナミと奉申、号證明  
院、御中陰 太守様御香奠御献上、

一十二月廿四日、宿次御奉書、御鷹之鶴御拝領、御礼使島津又次郎  
三而御目錄御献上、

享保十九年甲寅

一二月二日、二階堂舎人、若御年寄、穎娃左京・島津帶刀大御目附  
被仰付、

一二月五日、太守様鹿府御立、伊集院藏人・平岡内匠御供、

一四月朔日、島津又次郎を以、御樽・肴御献上、御前江被召出、

一四月四日、太守様御出府、

一四月六日、上使松平右京太夫様、芝江御出、

一四月十四日、明日御礼可被仰上旨御奉書御到来、二人御目見可被  
仰付旨御切紙添、十五日御礼、

一五月朔日、菊姫様初而神明宮江御參、御帰之節、平岡内匠小屋江  
暫御入、

一五月六日、竹姫君様御安産御祝、御老中御招請、

一五月七日、後日御祝、

一五月十一日、公方様江御馬二疋、大納言様江一疋御献上、

一六月廿一日、亥刻、島津万寿丸殿誕生、後、淡路守久柄、

一七月二日、島津中務、重祝と改名、

一七月廿六日、島津兵庫殿、卒去、

一七月廿七日、三洲縫殿助様三而御鷹之ひはり三十御給、

一八月九日、御奉書、鹿兒島城下土居三ヶ所、堀岸四ヶ所修甫、御  
願之通御免、

一九月三日、島津壯之助殿、於磯御誕生、後、周防・忠紀、

享保廿年乙卯

一正月十三日、上使三而御鷹之鶴御拝領、

一正月十九日、竹姫君様、為年頭御祝儀御登城之節、太守様・菊姫  
様御献上物被伺、

一二月十三日、竹姫君様御登城、益之助様・菊姫様初而御同道、  
於大奥 公方様・大納言様へ御目見、御懇之御事ニ而御手自御

脇差延寿国重代金十五枚・島冑・長範頭巾 公方様より益之助様  
江、金入巻物五反大納言様より、印籠右衛門督様より、人形一箱  
小五郎様より御給、太守様御登城、右之御礼、於御前御懇之上

意、御手自御のし御頂戴、

一三月十三日、島津重祝、主殿と改名、

一大馬場氏、大場と改、

一三月廿五日、入来院主馬、卒去、

一閏三月六日、木村探元御用ニ付上京、近衛様長銘御好ニ付大貳と

拝領、

- 一 太守様御刀持、向後御敷台江可罷登旨、松平伊豆守様より被仰渡、
- 一 閏三月十日、探元并弟子押川元春・能勢権八探彦事、近衛関白様  
ニ而席書、
- 一 閏三月十五日、竹姫君様、朝六ツ半時、浜御殿寿光院様江御入、  
夜五半時御帰、
- 一 四月八日、木村探元・押川元春・能勢権八為御暇乞近衛様江被召  
呼、探元江のし、堂上方字十五枚、御扇二本、元春・権八江銀五  
枚ツ、被下、
- 一 四月十三日、上使酒井讃岐守様ニ而御暇御給、銀百枚・巻物三  
十、大納言様上使本多中務大夫様巻物二十御拝領、十五日、御登  
城、御暇之御礼、御留守詰樺山主計久、初御目見、
- 一 四月廿一日、江戸御発駕、六月十八日、御着城、御礼使川上縫殿、
- 一 六月三日、吉貴公御病氣付、御在国三年置程可被仰上旨被仰渡、
- 一 七月廿五日、伊集院十蔵殿、大御目附、
- 一 向後大御目附、同名名替ニ不及旨被仰渡、
- 一 八月朔日、川上縫殿 公方様江御目見、
- 一 八月九日、伊集院藏人依願御役御免、家格被相下寄合被仰付、平  
岡内匠同断、小番ニ被召成、
- 一 八月十一日、堀四郎太夫、御家老被仰付、
- 一 八月十六日、鎌田太郎左衛門、御勘定奉行、
- 一 九月、御厩別当、御馬方と被改、
- 一 九月廿九日、文照院様御法事、菊姫様御香奠御伺、先格之通、
- 一 十月二日、夜、福昌寺焼失、
- 一 十二月廿五日、頼娃左京、若御年寄、三百石被下、

- 一 十二月廿六日、島津右平太、大御目附、イ来年正月、
- 一 九月廿一日、桜町院御即位、
- 一 十一月、御即位御目録之通、 太守様より 公方様・ 西相様江  
御献上、
- 一 十二月十九日、紀伊中納言様御息女、 公方様御養女被 仰出、  
利根姫様と申上ル、松平陸奥守様嫡子越前守様江御縁被仰出、為  
御祝儀従 太守様如目録御献上、且御入興ニ付、従 太守様御台  
子一通、 吉貴公より御目録之通御献上、
- 一 徳川小五郎様御元服、御官位刑部卿と被改、
- 一 右衛門督様御婚姻付、 太守様・ 吉貴公より鯛一折ツ、御献上、
- 一 御一門方・ 諸大名御礼、
- 一 若君様江御名被遣、
- 一 若君様御礼御受付、 吉貴公より御太刀・馬代御献上、
- 元文元年丙辰 五月七日改元
- 一 正月廿二日、吉貴公、御直ニ島津玄蕃殿御家老座詰被仰付、御家  
老上席、
- 一 二月二日、太守様鹿府御立、島津大蔵并磯御方御家老比志島隼人  
御供、翌日、諸士御祝儀、
- 一 二月廿七日、於磯知之助様誕生、凶書殿事、
- 一 三月十八日、益之助様、於江戸御中剃、 太守様御名代島津但馬  
守殿理髮、樺山主計、又三郎忠頭公と奉称、御実名川上平右衛門  
考之、
- 一 右ニ付、為御祝儀、従公方様御拝領物、
- 一 益之助様御抱守、御小納戸と被改、

一 三月七日、菊之紋、可遠慮旨被仰渡、

一 四月十五日、太守様江戸御着、御不快故御参府御礼御願無之、御献上物迄御願、御家来御目見御願無之、御発駕之日も、御座之間より御駕籠御広庭御通、南御門より御出、道中御道具御先二被遣、御手廻計<sup>ニ</sup>而御立、諸役人御城下江不及罷出、

一 五月、金銀吹替被仰渡、

一 五月十六日、御参府之御礼御断、樺山主計<sup>ニ</sup>而御献上物、

一 六月十一日、公方様江御馬式疋、大納言様江御馬疋御献上、

一 七月六日、太守様御病氣二付、下屋敷へ折々被成御越度旨御伺、御切紙<sup>ニ</sup>而御免被仰渡、

一 七月十一日、御病氣御尋上使水野壹岐守様<sup>ニ</sup>而御懇之上意有之、

太守様御対顔、

一 七月廿二日、上使石丸藤藏様<sup>ニ</sup>而ひはり三十御給、

一 八月、天井折を折と可唱旨被仰渡、

一 御使式日、十一日・廿五日、鹿兒島発と被定、

一 九月十九日、大玄院様三十三回忌御法事、於福昌寺御執行、

一 十月三日、近衛準后様、逝去、

一 十月六日、上使青木縫殿助様<sup>ニ</sup>而御檜重一組御給、

一 十月九日、種子島弾正、依願御家老御免、從 太守様御腰部、從 吉貴公御衣裳拝領、

一 御女性様、向後御女中様と可唱旨被仰渡、

一 十一月十一日、大御前様へ、御老女使<sup>ニ</sup>而御鷹之雁御拝領、

一 十一月十八日、鎌田太郎右衛門、御勝手方添役、家格寄合被仰付、

寺社奉行より上、

一 十一月廿二日、太守様、御病後初<sup>ニ</sup>而御老中松平伊豆守様江御見廻、

廿三日、松平能登守様へ同断、

一 十一月廿四日、御病氣少々御快、御参府之御礼被願置候、依之、御家来御目見・献上物被伺、

一 十二月九日、穎娃左京久周、於江戸御家老被仰付、

一 十二月十二日、太守様御登城、箱肴一箱ツ、御献上、島津大藏

・ 穎娃左京、御太刀銀・馬代・さや二卷ツ、献上、御目見、

一 女御入内、

元文二年丁巳

一 正月廿日、来ル廿三日、菊姫様大奥江被為上候付、 太守様・

総州様御勤事被伺、

一 二月十三日、上使松平嘉兵衛様<sup>ニ</sup>而御鷹之鶴御拝領、

一 三月十六日、太守様御病氣故、御滞府之御願被仰上置、御付紙<sup>ニ</sup>而御願之通被仰渡、

一 三月十八日、島津壯之助殿、於磯 吉貴公御直<sup>ニ</sup>越前家相統被仰渡、御馬拝領、

一 四月六日、午刻、入来院千之丞殿、従本丸入来院家<sup>ニ</sup>御入、

一 四月十一日、姫君様三之丸江御入、

一 四月十五日、壯之助殿越前家相統之御礼、名代島津善次郎殿<sup>ニ</sup>而御太刀・三種二荷進上<sup>ニ</sup>而被仰上、

一 四月十七日、壯之助殿屋敷辺、本御内と唱候を鼓川と被改、

一 四月廿五日、島津登久置<sup>儀御方、若御年寄、</sup>卒去、

一 四月廿七日、島津権左衛門久隣<sup>儀御方、</sup>若御年寄、

一 四月廿八日、御城橋普請成就、今日渡り初、

一 五月朔日、種子島織部、若年寄、小笠原郷左衛門、大御目附、

一 五月二日、二階堂舎人、若御年寄御免、  
 一 五月廿一日、お徳殿、於磯御誕生、  
 一 五月廿二日、今暁、於西之丸竹千代様御誕生、御母梅溪中納言女  
 也、  
 一 五月廿八日、御七夜御祝儀、 太守様より 公方様へ二種一荷、  
 竹千代様江御刀三原正光・御脇差国俊・御産衣一重・一種一荷、  
 吉貴公より 公方様江一種一荷、 大納言様・竹千代様江同  
 断御献上、  
 一 五月廿七日、御誕生御祝儀、中山王使者献上物被伺不及旨、以御  
 付紙被仰渡、  
 一 六月朔日、右御祝儀上使松平紀伊守様<sup>三</sup>而卷物十・一種一荷、 太  
 守様江、一種一荷、 吉貴公江御拝領、  
 一 お貞殿、種子島柄休江、お鐘殿、肝付典膳江、生立上、養女之通  
 被仰渡、  
 一 千・代・竹之文字、可遠慮旨被仰渡、  
 一 六月十一日、又三郎様、島津但馬守殿御同道<sup>三</sup>而本多中務太輔様  
 江御見舞、 御対顔、初而御目見願故也、  
 一 六月廿六日、松平能登守様へ、右断断、  
 一 六月六日、折壺合御献上、  
 一 六月五日、御誕生御祝儀、於御城御能、 太守様御拝見被仰渡、  
 一 六月廿八日、又三郎様御目見付、 吉貴公御献上物被伺、  
 一 七月朔日、又三郎様・但馬守殿同道初而御登城、於御白書院 公  
 方様・大納言様江御目見、御退座、 又々御前江被為召、御懇之  
 上意、 右付、竹千代様御献上物被伺候得共、不及旨被仰  
 渡、右付、御家来一人御目見ニ付、献上物被伺、右付、奉書ニ

而明日御目見可被仰上候間、可被成 御登城旨被仰渡、御家来  
 一人御目見被仰渡、右再御出之節、最前之席より少御進暫被成御  
 座、 公方様より久々に御成人との御意也、 公方様江御太刀  
 一腰・銀廿枚・御馬一疋裸背、 大納言様江御太刀一腰・銀十枚  
 ・御馬一疋、 太守様より公方様江綿五十把、 大納言様江同三  
 十把、 総州様より 公方様江二種一荷、 大納言様江一種一荷  
 御献上、  
 一 七月二日、又三郎様・松平右京大夫様へ御見舞、  
 一 七月十八日、島津備中殿、貴字拝領、嫡子代々名乗、二男は久字  
 可名乗旨被仰渡、 貴久公 吉貴公御諱字也、  
 一 七月廿七日、上使筒井主殿様<sup>三</sup>而御鷹之ひはり三十御拝領、  
 一 七月廿六日、又三郎様御目見相濟候付、八朔進上物被伺候得共、  
 不及旨被仰渡、  
 一 八月十七日、近衛前関白家久公、急病<sup>三</sup>而逝去、江戸御屋敷中五  
 日慎被仰渡、  
 一 八月廿一日、又三郎様上野御参詣、宮様江初而御見舞、  
 一 八月廿四日、又三郎様、初而増上寺御霊屋不残御参詣、  
 一 八月十二日、島津権左衛門、家格・連名之次第、桂左右衛門・伊  
 集院藏人間<sup>三</sup>而候得共、若御年寄被仰付候付、町田宇右衛門・伊  
 集院十蔵間<sup>三</sup>被仰付、  
 一 九月廿五日、竹千代様、御色直之御祝相濟候付、上使牧野越中守  
 様<sup>三</sup>而 太守様江御産衣二重・二種一荷、 総州様へ一重・一種  
 一荷御拝領、右御祝付御献上物有之、  
 一 竹千代様、御誕生付、御老中御招請被伺七月廿六日、  
 一 御宮参相濟候付、 太守様・ 総州様御献上物、

一 御誕生付 大納言様御本丸江御入、竹千代様ニも初而御入、

一 竹千代様、西之丸表江出御、御礼被為受、

一 十月、島津善次郎殿元服、兵庫と被改、

一 十一月十一日、山田新助、大御目附、

一 十一月十一日、島津図書殿、大身分被仰付、

一 十一月六日、大清国代替ニ付、中山王より先規之通太刀贈候儀被

伺、御張紙を以被仰渡、

一 閏十一月二日、又三郎様、水戸少将様・養仙院様江初而御見廻、

一 閏十一月十六日、太守様、御病氣付当年御滞府、来年御參勤年之

間、在府之心得ニ而可罷在旨被伺、令承知由御張紙を以被仰渡、

一 閏十一月廿一日、島津周防殿磯江御參、竹千代様より御拝領之

御産衣御拝領、御当地ニ而乘輿御免、薩州吉田高牧野一所之地ニ

被召付、

一 閏十一月廿五日、大御前様、当年も御鷹之雁御拝領被遊候ハ、

御礼如何可仕哉之旨被伺、月番御老中迄御使者、御礼可被仰上旨

御張紙を以被仰渡、

一 十二月、大御前様御鷹之雁御拝領、

一 御国中、入道号被止、

一 十二月廿二日、又三郎様余寒御痛ニ付、来年頭御礼不奉願候、三

御所様江御太刀目録献上被伺、三日、御使者、御使者御太刀目録

御献上可有之旨被仰渡、

一 十二月廿八日、竹千代様江御破魔弓一飾御献上、従是年々御献上、

元文三年戊午

一 正月、異国方御手当被改、島津主殿首尾、此已前甲州古流伊東一

空定置、此節より甲州新流菌田与藤次江被仰付、

一 正月十八日、来ル廿二日、姫君様御登城、菊姫様御同道、大奥江

被為入候付、御献上物被伺、

一 正月廿二日、竹姫君様御登城、菊姫様初テ 竹千代様江御目見、

一 正月廿五日、上使津田外記様ニ而御鷹之鶴一雙御給、

一 二月六日、御誕生之御祝義、御老中御招請、 太守様御病氣故、

又三郎様御名代、御伺之通御免、

一 三月朔日、以御切紙、竹千代様御誕生之御祝、御老中何れも可差

越旨被仰渡、

一 三月廿一日、御老中御招請、

一 三月廿三日、右御祝、御一門方御心安キ御大名方御招、

一 四月廿一日、竹千代様江菖蒲御兜一飾御献上、

一 四月廿一日、有章院様御法事、菊姫様御香奠御伺、

一 六月九日、瑞春院様、薨去、

一 六月十一日、右付 太守様・ 総州様・ 又三郎様より伺御機嫌

之儀被伺、同十四日、御法事、隅州様・ 又三郎様御香奠被伺、

一 七月十九日、上使曾我又左衛門様ニ而御鷹之ひはり御給、

一 九月朔日、竹千代様御誕生付、中山王使者本部王子薩州迄差上候

付、 太守様より御礼御伺、

一 九月十一日、右使者ニ而品々献上付、 公方様・ 大納言様より

中山王并使者江拝領物被仰付候由、御奉書を以被仰渡、御返翰被

相渡、

一 九月十九日、島津淡路守殿、卒去、

- 一十一月朔日、島津小源太殿、於磯誕生、
- 一十一月七日、菊姫様御紐解御祝付、御献上物御伺之通被仰渡、
- 一十一月十二日、玄蕃殿・壯之助殿・兵庫殿、一所持之場をはなれ、  
一 等格式被定、
- 一十月十五日、吉貴公御老病、御参府御断被伺、令承知候由被仰渡、
- 一十二月五日、太守様御病氣、御滞府被伺、可有滞府旨御付紙を以  
被仰渡、
- 一 大御前様、例年之通、御鷹之雁御拝領、

元文四年己未

- 一三月、壯之助殿一所之地、重富と被号、
- 一四月廿四日、お徳様を 御前様御実子ニ被遊、
- 一四月廿八日、竹千代様江菖蒲御甲御献上、
- 一五月、壯之助殿築地屋敷、鶴江崎と被号、
- 一六月二日、島津主殿、於江戸病氣付御暇、江戸出足、
- 一六月十五日、又三郎様御馬乗初、
- 一七月朔日、島津主殿、於大坂卒去、
- 一七月廿二日、ひはり御拝領、
- 一八月四日、水野壹岐守様芝江御出、 又三郎様御事、竹姫君様御  
猶子之御事候間、松平号御代々可被為用候、次男以下陪臣之事故、  
不及御沙汰之旨被仰渡、御切紙被相渡、 吉貴公御礼被伺、使札  
を以御礼可被仰上旨被仰渡、
- 一八月五日、大御前様、御逝去、
- 一八月六日、右付、上使増山河内守様御出、
- 一八月十一日、御遺体谷中瑞林寺江御入、十三日、御葬送、

- 一十月十五日、島津民部、若御年寄、
- 一九月廿七日、利根姫様御安産付、御献上物有之、
- 一十一月十八日、菊姫様御紐解御祝、
- 一十一月十八日、又三郎様御元服之節、 太守様御名代島津但馬守  
殿<sup>三</sup>御礼申上度由御伺、可為此通旨御付紙、
- 一十一月二日、竹千代様御髮置付、御献上物西之丸江被差上候付、  
西丸上使永井伊賀守様<sup>二</sup>而 太守様・ 総州様江、一種一荷ッ、  
御給、
- 一十一月廿一日、来年は参勤年<sup>二</sup>候間、在府之心得<sup>三</sup>而可罷在旨被  
伺、承置候由御付紙、

- 一十二月十一日、又三郎様御城ニ被為 召、於御城御元服、御一字  
御拝領、從四位下侍從被仰出、御盃御書付御頂戴、御道具御拝領、  
御懇之 上意被蒙、被号薩摩守、宗信公大和志津長二尺三寸二分  
半無銘御給、御太刀一腰・御刀一腰備前国近景<sup>長四寸七分  
五分</sup>・縮緬十  
卷・白銀三十枚・裸背馬一疋、 公方様江御太刀一腰、御刀  
<sup>搦</sup>御太刀銀三十枚・御馬一疋、 大納言様江御献上、 公方  
様江御太刀・綿三十把・御馬代金一枚、 大納言様江御太刀一  
腰・御馬代金一枚、 太守様より但馬守殿<sup>三</sup>而御献上、
- 一十二月十三日、種子島織部、御家老、
- 一十二月廿一日、御元服之御祝、御能興行、
- 一十二月廿七日、上使松平新八郎様<sup>三</sup>而鶴御拝領、
- 一十二月廿八日、宗信公御登城、御礼、以後御居殘歳暮之御礼、  
一 島津市太夫、若御年寄御免、

元文五年庚申



- 一 正月二日、宗信公御束帶<sup>ニ</sup>而初<sup>ニ</sup>而御登城、御盃・御時服御賜、
- 一 正月十八日、来ル廿一日、竹姫様・菊姫様御同道<sup>ニ</sup>而御登城、大奥江被為入候付、御献上物被伺、
- 一 三月二日、宗信公、御庖瘡見ゆる、
- 一 三月二日、壮之助殿元服、周防と改名、理髮比志島隼人、加冠御名代玄蕃殿、
- 一 三月三日、宗信公御庖瘡付、御懇之上意、林牛斉様<sup>ニ</sup>而御承知、依之御勤之儀被伺、
- 一 三月四日、右付、上使松平右近将監様<sup>ニ</sup>而干肴一箱御拝領、
- 一 三月五日、右 吉貴公より御礼被伺、御飛札被仰渡、
- 一 三月十日、右御酒湯付、献上物被伺、不及旨被仰渡、
- 一 三月十三日、御酒湯上使左近将監様<sup>ニ</sup>而御拝領物、
- 一 竹姫君様御登城付、宗信公・菊姫様へ御拝領物、
- 一 三月十七日、公義御届、太守様入御耳後 薩州様可入御覽候、御使番日挙、総州様入御覽来候、向後可入宗信公御覽、
- 一 四月廿七日、太守様御用之儀候間、一類中一人可有登城旨、御奉書到来、
- 一 四月廿八日、御名代阿部伊勢守様御登城、於御白書院縁類御老中御列座、松平伊豆守様より、尾張中納言様御息女様<sup>房姫様</sup>、薩州様江御縁与被仰出、依之今日江戸詰御役人限御祝儀、翌廿八日、右之御礼被伺、
- 一 五月十三日、宗信公御素読御指南伊集院仁左衛門着迄之間、御記録奉行町田仲右衛門江被仰付、
- 一 六月五日、薩州様、御庖瘡後初<sup>ニ</sup>而御素読、論語陽貨篇、
- 一 六月六日、御庖瘡内、段々難有被仰付候御礼被伺候処、不及旨御

付紙を以被仰渡、

- 一 六月十二日、薩州様、御庖瘡後初<sup>ニ</sup>而御老中廻、
- 一 六月廿五日、薩州様、初<sup>ニ</sup>而尾張様江御見廻、御対顔、
- 一 七月、薩州様御居間御造作、
- 一 閏七月、お徳様築地御屋敷へ御移、
- 一 閏七月四日、上使徳山五兵衛様<sup>ニ</sup>而ひはり三十御給、
- 一 閏七月七日、上使加藤左兵衛様<sup>ニ</sup>而宗信公へ初<sup>ニ</sup>而ひはり御給、
- 一 閏七月十五日・十八日、諸土江御茶屋拝見被仰付、茶・煙草、
- 一 閏七月十四日・八月三日・同十四日・九月十四日、觀世太夫參上、御能稽古、
- 一 九月十五日、お民殿、於磯誕生、
- 一 十一月朔日、宗信公、樺山主計旅宿江御入、
- 一 十一月七日、宗信公、初<sup>ニ</sup>而雁御給、
- 一 十一月二日、竹千代様御髮置御祝儀御献上物、
- 一 十一月七日、太守様御滞府御願之通被仰渡、
- 一 十一月十六日、竹千代様江御名被進、家治公と奉称、はるの唱の字被止、
- 一 十一月七日、御鷹之鶴 吉貴公御拝領、御礼使弥寝孫左衛門、
- 一 十二月廿八日、竹千代様江御はま弓、例年之通御献上、
- 一 十二月廿九日、穎娃左京、内膳と拝領、
- 一 宗信公御部屋御成就、
- 一 十二月七日、表御舞台御能、宗信公経政小督、
- 一 十二月廿八日、宗信公御素読、孟子二終、
- 一 西彦太郎駕籠御免、御願之通被仰渡、

寛保元年辛酉 三月三日改元

- 一 正月元日、宗信公御素読初、御吉書、
- 一 正月十一日、鶴鹿府着、弥寝孫左衛門発足、
- 一 正月十一日、鎌田太郎右衛門、大御目附・御勝手方添役、
- 一 正月廿一日、竹千代様御着袴御祝付、三公様江御献上物、
- 一 正月廿二日、右御祝 上使朽木土佐守様<sup>ニ</sup>而從 竹千代様 太守様・総州様へ一種一荷<sup>ツ</sup>、御給、
- 一 かせ取打被停止、
- 一 二月十五日、堀四郎太夫、名代同弥八郎被召出、依願御家老御免、百石之物成一世被下之、
- 一 二月十五日、鎌田太郎右衛門、御家老御勝手方被仰付、
- 一 二月十五日、郷原金太夫、大御目附・御勝手方添役・寄合被仰付、
- 一 二月廿日、右衛門督様御簾中様御着帯、御献上物被伺候得共、不及旨被仰渡、
- 一 二月二日、浄光院様御法事、宗信公御参詣被伺、御法事之節計御参詣御免、
- 一 二月廿八日、一位様<sup>寄室公夫、近衛孫御女</sup>御逝去、号天英院、御遺物吉貴公御賜、御中陰、御使者<sup>ニ</sup>而御香奠御献上、
- 一 三月八日、天英院様、於増上寺御葬礼、
- 一 三月七日、右御中陰、総州様御献上物、不及旨被仰渡候得共、以使札被伺御機嫌度旨、御伺之通御免、
- 一 三月十一日、磯御方大御目附、相良典礼・鎌田衛兵衛被仰付、兩人家格寄合被仰付、
- 一 四月十四日、廿三日、觀世太夫参上、宗信公御稽古、
- 一 四月廿七日、菖蒲・御兜、例年之通御献上、

- 一 五月廿一日、宗信公御袖留被為伺、為留可申旨御付紙、
- 一 五月廿二日、御袖留、
- 一 六月廿六日、御縁中被仰出候御祝儀、吉貴公より御勤事被伺、飛札差越候様被仰渡、
- 一 七月廿一日、御領国中、近年前後無之大風、
- 一 七月廿七日、勅使江戸着、
- 一 七月廿七日、右衛門督様御簾中御安産付、吉貴公干鯛御献上、
- 一 八月七日、公方様右大臣御転任、大納言様右大臣御兼任、依之昨夜 宗信公桜田御一宿、今日御束帶御登城、
- 一 八月十二日、竹千代様御元服、被任 大納言、宗信公御直垂衣<sup>ニ</sup>而御登城、
- 一 八月十五日、右付、菊姫様より御献上物被伺、同十九日、差上様之次第被伺、御内々より差上候様被仰渡、
- 一 八月廿一日、右御祝儀、太守様・吉貴公より御太刀・馬代御献上、
- 一 八月廿二日、右付、上使松平右近将監様<sup>ニ</sup>而 公方様より御卷物廿、右大将様より同十御拜領、総州様江右大将様より卷物五、大納言様より一種一荷御給、廿四日、総州様御献上物被伺、
- 一 八月廿七日、御招請被伺、御病氣故御名代 宗信公被伺、以紙被仰渡、
- 一 八月廿八日、税所左門殿、卒去、
- 一 九月十七日、中山王より御祝義、使者献上物被伺、不及旨被仰渡、
- 一 十月十日、竹姫君様御養母 寿光院様、御卒去、
- 一 十月廿一日、右御葬礼之節、使者御法事之節、御香奠物被伺、
- 一 此節之御祝儀振廻、来月十一日被差越旨、御切紙被相渡、

- 一十一月六日、山田新助、大御目附御免、島津弥市郎、大御目附、
- 一十一月十九日、上使大久保郷七兵衛様ニ而 宗信公江雁御拝領、
- 一十二月七日、宗信公御前髮取、御伺之通被仰渡、同十一日、被為取、

一十二月廿一日、初而御記録方添役被相定、六人賦、諸奉行格中通被仰付、稽古安藤左平次・吉田用右衛門・日高甚兵衛転役被仰付、

寛保二年壬戌

- 一正月十五日、薩州様、初而月次之御登城、
- 一正月十六日、御鷹之鶴御拝領、
- 一二月六日、田町御屋敷御類焼、
- 一二月十二日、十三日、御能興行、
- 一二月十二日、三次郎殿、於磯誕生、
- 一二月廿八日、天英院様御法事、御香奠御献上、 菊姫様より同断、

- 一三月十五日、薩州様、尾張様江御見舞、
- 一三月十七日、薩州様、於御路地御庭、諸士弓御覧、
- 一三月十八日、薩州様、於御廐、新番以上馬御覧、
- 一三月十八日、三次郎之名被禁、
- 一御守殿御付御用人佐野六右衛門殿、依願御免、安藤四郎左衛門殿被仰付、
- 一四月二日、尾張様御老中御招請付、宗信公御見舞、夜入御帰、
- 一四月六日、薩州様御慰御能、
- 一四月十三日、島津又四郎殿、於三田屋敷元服、 太守様御名代薩州様、三田江御入御加冠、理髮、穎娃内膳、此日又四郎久柄と被

改、

- 一六月十一日、御嘉定 宗信公初而御登城御着座、御菓子御給、
- 一六月朔日、諸司代土岐丹後守様御老中、(所)
- 一七月廿四日、上使大久保郷七兵衛様ニ而ひはり御給、廿六日、上使ニ而宗信公同断、

- 一八月十七日、徳姫様永吉村御屋敷、タノモサキ田面崎と被号、
- 一八月晦日、寺入向後被禁、
- 一十月十八日、吉貴公御老病、御参府御断令承知候旨被仰渡、
- 一十一月十二日、刑部卿様御婚札相濟候、御祝儀 公方様・右大将様・養仙院様江 吉貴公御献上物被伺、 養仙院様ニは不  
及旨被仰渡、廿六日、 太守様・吉貴公より鯛一折ツ、御献上、
- 一十二月八日、太守様御滞府、御願之通、
- 一十二月廿七日、大納言様江御はま弓例年之通御献上、

寛保三年癸亥

- 一正月廿一日、御賀之御祝儀、鯛一折御献上、
- 一正月十二日、御法事御香奠被伺、
- 一正月廿八日、天英院様三回忌、御三殿様・菊姫様より御香奠御献上、 納、
- 一二月廿五日、薩州様、尾張様江御入、
- 一二月廿七日、御慰御能、
- 一二月十七日、宗信公、向後御やつれの時計御茶弁当御持せ之筈、
- 一姫君様御登城、 太守様・宗信公・菊姫様江御給物、
- 一四月六日、宗信公、上野御参詣、
- 一閏四月六日、御慰御能、

- 一 閏四月廿三日、島津民部、於磯御家老、左衛門と改名被仰付、
  - 一 閏四月廿七日、大納言様江例年之通、菖蒲・御甲御献上、
  - 一 閏四月廿六日、水野近江守様、卒去、
  - 一 六月七日、島津七平太久郷、於磯御家老、平田次郎兵衛大御目付、新左衛門と拝領、鎌田勝兵衛御役御免、
  - 一 六月十一日、御嘉祥付 宗信公御登城、
  - 一 七月十二日、ひはり御拝領、十三日、宗信公御拝領、
  - 一 八月十九日、進貢・接貢銀吹替御免付、中山王より御礼伺、先年之通と被仰渡、
  - 一 九月五日、今晚より於御部屋、御記録方添役吉田用右衛門江御系図御伝記被聞召上、起 清和天皇、
  - 一 九月十日、宗信公 上野御參詣、
  - 一 九月廿五日、御慰御能、宗信公高砂・花籠、
  - 一 十月、吉野御用地西平と被号、
  - 一 十月五日、寿光院様御法事、御香奠被伺、
  - 一 十一月十五日、宗信公雁御拝領、
  - 一 十一月廿五日、菊姫様御痘瘡、御酒湯、依之献上物被伺、
  - 一 十一月廿九日、光久公五十年回、於福昌寺御執行、
  - 一 十二月十五日、太守様鶴御拝領、伊勢兵部貞記、若年寄、
  - 一 十二月十八日、吉貴公江御鷹之鶴御拝領、
  - 一 十二月廿一日、宗信公御慰御能、雲林院・桜川、
- 延享元年甲子 二月廿九日改元
- 一 正月二日、宗信公、御束帯三而御登城、
  - 一 正月十五日、吉貴公御拝領鶴御礼使、種子島彈正出足、

- 一 正月十七日、宗信公上野御參詣、
- 一 二月十八日、種子島彈正江戸着、御願三而乗物御免、
- 一 三月三日、種子島彈正 公方様御目見、
- 一 四月朔日、宗信公、樺山主計旅宿江御入、
- 一 四月六日、於御茶屋、操興行、
- 一 四月十九日、増上寺火之御番松平相模守様御代被仰渡、失火之節は御病氣故、宗信公被成御勤候様ニと被仰渡、
- 一 四月十九日、松平伊豆守様、御卒去、
- 一 当三月中、年比三十余ニ相見得、丈ケ六尺程有之、骨柄、弁舌等勝レ候男、重サ三十貫目位之笈之様成ル箱を背負、右箱之内江は刀・脇差・具足等之兵具を入、胴金を打候棒を突き、丹後国桑田郡辺を致徘徊、徳川何某と申者ニ而諸国致巡行候段申候由、是を留置早々可申出旨從 公義被仰渡、後ニ勢州土山ニ而捕御仕置被仰付候風説有之、
- 一 三次郎殿 和泉家相続、吉貴公御三男被立、島津号御一門之列
- 一 二被準、家格玄蕃殿次、当分之座席ハ玄蕃殿・周防殿・三次郎殿・兵庫殿、磯付御高壱万六千石御給候筈候、一所之地も被下筈候、十文字・桐之丸御紋可被用候、
- 一 五月二日、酒井雅楽頭様、御老中、
- 一 五月廿二日、種子島織部、北條家号被下、
- 一 六月十六日、御嘉定、宗信公御登城、
- 一 七月三日、お須磨様、御卒去、
- 一 一月五日、御遺体浄光明寺江御入、
- 一 七月廿二日、ひはり御拝領、
- 一 七月廿三日、月桂院様御左右江戸へ達ス、太守様十三ヶ月、

- 五十日、宗信公・菊姫様半減、七十五日、十五日御服忌、
- 一右付 公方様より 太守様江御懇之上意、同廿四日、御朦氣御尋、上使御奏者番秋元摂津守様、
- 一八月二日より四日迄、於大円寺御法事、
- 一八月十八日、七時 宗信公、大学講釈吉田用右衛門へ被仰付、開講、
- 一九月十日、郷原金太夫、転と改名、
- 一九月十三日、土岐丹後守様、御卒去、
- 一八朔・重陽、御忌中故、御忌明御献上、
- 一十月、朱さや、従公義御禁止、
- 一葉なし牡丹御紋、玄蕃殿御拝領、
- 一増上寺御法事中、火之番家来可差廻由被仰渡、
- 一十月十四日、於増上寺文照院様御法事、 公方様御参詣、 宗信公御予参、
- 一十一月十八日、上使、御鷹之雁二羽 宗信公御給、十九日、御鷹之鶴御拝領、
- 一十二月六日、安之助殿、於磯誕生、
- 一十二月十一日、宗信公来年始而御暇可被成御願由御内意被伺、勝手次第可被相願旨御付紙、同十二日、御願之通被仰渡、
- 一來年も御滞府御願之通、御参府之御心得<sup>三</sup>而可有之由被仰渡、
- 一十二月廿一日、三次郎殿、頼娃・指宿之内一所之地御拝領、今和泉と被号、

譚  
藪  
筆  
錄

通昭録卷之五

譚藪筆録序

吳華中

限れる人の命にて、とこしなへにすえの世のかたミとも残し置き侍るへきハ、朽せぬ水くきの跡にこそあんなれ、越通昭といふ人あり、いとけなかりしより、もろこし・我國の文を好ミ、心さまつとめて古をしたひ侍りける、このころ霖雨のつれく、燈を乗りて見ぬ世の人をかたろふ折から、おさなかりしよりこのかた書き集め侍りけるもしほ草の千束ともおほしきに、古老らの忠に死し、節を守り、患に耽ミ、難に趣き、あるハ名士の来由を糺し、あるは誹言・獻語にいたるまで、浜の真砂の尽せぬ言の葉、そのまゝかひやり捨んもこゝろうく、またそのかミより世に称せられし人の名の朽なんも本意なしと、東窓の下に眠をしのき、巻をわかち書記し侍りつゝ、漸く志を終へけんもまたいと功ならずや、

寛延庚午の年、夏五月誌す、

題譚藪筆録

世降り人衰へ風氣日に道に違ふ、志あるの士誰か古を慕はざらんや、此ころ霖雨の徒然、越通昭編集する処の書数巻を予に示していへらく、我薩隅日のいにしへ、土風質朴にして義を好ミ、忠に死し節を守るの事鮮しとせず、今世の俗能く及ふ処にあらず、嗚呼むなく其名を喪しむるに忍んや、此書や往々世に聞く処の古今の人物を録して巻を別つ、名つけて譚藪筆録といふ、博く世に行はん事をもとむるにあらず、唯子弟に伝ん事を欲するのミ、九夏暑をわすれ、玄冬猶寒からず、日に夜に其功を敬ふ、我志も亦切ならずや、予潜然として黙することあたわす、筆を巻頭に揮て序とすとすといふ、

徳田盛章

譚藪筆録

夫士の世に処るや、有用の学を学ひ切磋淬励し、孜孜として已す物を開き、務を成して名を顕し業を終ふ、是大丈夫の榮とする処なり、予弱冠にして精義齋に入り、弘毅先生に見へ簡易精審の誨を受しかとも、樗櫟の小材頤を探り、幽を窮め垣夷洞然の域を窺ふ事あたわす、先生も亦属硠す一簣を覆んとして則やミぬ、於是名を顕わし業を終ふの事邈として世を隔てたるか如し、然とも徒に古人の糟粕を慕ひ、葉公か龍を愛する譏を忘れ、好て古を談す、交るに閭閻闐闐山林巖穴の士を撰はず、説話の意に適するあれば、退て是を割記す、年を経て巻をなす、固り世に銜ひ人に示すへきにあらねは、文の巧拙を顧ミず、辞の好否を論せず、唯前言往行の世に亡ひん事を悲ミ、後に語り伝へまほしく、己か遺忘に備んと欲するのミ、半夜燈前毫を家塾の南窓下に染むかものならし

越智通昭

譚藪筆録跋

譚藪筆録成る、顧ふに其書たる漫に君相の材徳を述へ、妄に士大夫の事迹を叙つ、悉く正史実録に出るにあらず、親く耳目の経る処にあらず、只民間の猥説遊辞を摭て纂録するのミ、豈差錯牴謬鮮からざらんや、故に固く秘して人に示さず、或曰、然らば則何為そ筆録するや、予曰、世に賢材蓄徳の君、潔行砥節の士乏にあらず、然とも身没し肉いまた冷さるに、名ハ先たつて滅す、是予か憫然として街談芥説録せざるに忍ひざる処なり、是を以て聞見必録し間暇興を遣るの業とす、苟も其実を得る事十一を千百に存せは、宿心実を逐

ん、予か後昆たらん者、此心を以て己か心とし、深く秘して出門を禁せず、快話晏然死して猶生るか如くならん、宝暦年中得能通昭云爾、

譚藪筆録目録

- 一 泰清廟幼年好直言
- 一 泰清廟雪中狩
- 一 泰清廟寒夜脱衣
- 一 泰清廟学倭歌
- 一 大玄廟不断極刑
- 一 浄国廟威服諸侯
- 一 浄国廟政治用心
- 一 浄国廟欲廃明細簿
- 一 図書久通諫寛陽廟
- 一 久通教誨佐多休左衛門
- 一 大和守久章伏誅
- 一 備南蛮人
- 一 伊集院俊矩不恐風波
- 一 薨城回禄伊地知重英塞庫
- 一 大浦農民孝行
- 一 浄国廟悪不思議
- 一 竹内助市重前諾
- 一 伊集院幸侃知人
- 一 川上忠兄知略
- 一 山田四郎左衛門尿白石氏墓
- 一 浄国廟好周濟拳孝廉
- 一 浄国廟救東武火
- 一 浄国廟修編年記
- 一 慈徳廟初謁有徳廟
- 一 慈徳廟尚節儉赦罪徒
- 一 慈徳廟幼年簡黙
- 一 慈徳廟多芸
- 一 巴徳廟芸術節儉
- 一 山田昌巖老年好武
- 一 内藤休意老年好学
- 一 本朝初読朱註
- 一 一文之裂伊勢貞昌之詩
- 一 惺窩欲入大明
- 一 東郷重位学剣術
- 一 大猷廟召重位
- 一 重位淀川侍慈眼廟
- 一 如竹德行
- 一 島原陣山鹿氏武功
- 一 島原陣寛陽廟還国
- 一 本田与兵衛江渡後殿

- 一 山田氏手裏有九曜文
- 一 山田氏悪石屋和尚
- 一 山田覚太夫船中不恐亡霊
- 一 平田増宗状誅
- 一 大坂乱惟新公弁成敗
- 一 島原乱三原氏読法令書
- 一 朝鮮人日官
- 一 殺大明儒士
- 一 関ヶ原乱二夫人出大坂
- 一 田那辺屋道與賜木造
- 一 長寿院盛淳
- 一 毛利寛右衛門戦死
- 一 川上忠兄等匿近衛家
- 一 伊勢平左衛門使唐津
- 一 葉丸老岐投書
- 一 小紫馬
- 一 惟新公塾桜島
- 一 相良頼章臣薩州
- 一 島津常久居上山城
- 一 霊府堂

譚藪筆録卷之一

一 泰清廟諱綱久、薩摩守、從四位下、侍從二叙任、綱貴公世子、穎悟仁慈倫を邁き幼より直言を好む、幼にして書を習らひ、字を写して侍臣に示す、衆大に称説す、公悦て曰、竹内助市ハ我善を悦ぶ者なりと、召て見せしむ、助市曰、是を称せず、義之・子昂・道風・尊円も比すへし、実を告げは甚拙し、民間の兎輩は七、八歳にして是に過る者あり、君ハ三州の主、芸に拙き事如此ならば、衆の譏を如何んかすへき、竊に君の為に憂ふ、公嘆して曰、助市ハ直言の士なり、其言能く我心に合へり、初善として称したるは皆我を欺くなり、衆大に畏る、是より欺罔の言を告す者亡く、人々直言を以て相励む、一 泰清廟、壮年出て狩す、積雪路を埋ミ、寒風虜虜を犯す、公徒蹠して往来す、侍臣諫て曰、公素より多病なり、宜く駕中に在て指揮せよ、公曰、是を竹内助市に聞けり、人の君としてハ、樂む



時ハ衆と与にし、憂る時ハ衆と与にす、毎に心肝に銘して忘るゝ事なし、今我独駕に乗るとも衆の苦患を如何かすへき、聞者流涕せざるハなし、

一 泰清廟、心誠に民の疾苦を知らんと欲す、或年雪降る事数日、夜半 公戸外に出て縁に座し、刻を移して衣を脱す、曉に至り又一衣を脱す、侍臣驚て故を問ふ、黙然として木偶人のことし、既に夜明け日出るに及んで落涙数行し、天を拝して入り、衣を服し群臣に告て曰、顧に國中貧困衣食に勝タざる者あらん、其憂察せざるにあらずといへとも未其実を窮めず、今試るに其苦いふへからず、我ハ生ながら三州に主たり、供給意に適せずといふ事なし、衣を襲ね火に近づき戸を閉つ猶寒を覚ふ、是を以て天の畏るへきを知り、政治の偏偏からざるを憂ふ、群臣大に感服す、

一 諏訪左右衛門兼利在職の日、泰清廟に告て曰、倭歌は性情を和らけ鬼神を感せしむるの徳あり、故に日新廟より已来歴世の太守歌よまざるはなし、公心を和歌に寄よ、公諾す、於是兼利亦初て歌を学ぶ、年既に四十余、阿野黄門・裏松尚書及び山本春正等を師とし、遂に其領を探る、公又兼利に学んで其奥旨を得たり、

一 大玄廟講義 藤原守、從四位上中將二叙任ス、天性明英果斷、一を聞て二を知る、故に群臣の奏表断して江河の如し、死罪を奏するに当て、留滞して弁せざる事頑愚の人のことし、奏再三に及んで曰、人死して再生の理なし、苟も過て極刑に就しめ、悔るとも及へからず、然とも此人に至て八千思万慮助るに術なし、汝等か奏に従ふへし、其仁厚大略此類なり、

一 淨国廟講義 藤原守、正四位中將二叙任ス、重厚嚴威、能く人を服す、衆諸侯の東武の營

に朝するや、將軍いまた朝に臨されず、訛言俚語粉粉紛訟として至らざる所なし、公の朝するを見る時は則止む、席上頓に肅然たり、一 淨国廟精を励まし治を求む、律令法制悉く是を定む、故に後世是に因て損益する事を待たず、朝に臨ミ内外の群臣を召て曰、国家の政刑及ひ予か過失ある、直言して是を諫めよ、外廷の臣ハ近侍せざるを以て竊に議するを聞といへとも、いまた直言を聞かず、

是君を愛するの道にあらず、今より後親く極諫すへし、又冬日、群臣を召て曰、予室堂の内に在て猶寒を覚ふ、群臣の奴僕のこときは悉く外に立て主の退くを待つ、故に冬日早く朝を止む、群臣其心を以て下を憐むへし、又告時の官官 禮に令して曰、巳刻を告るの鐘は徐々として長かるへし、群臣期に後れて朝するの失あらしめしと也、朝參を録するの官御近衛後日付ハ巳刻を過る事二刻に到て猶其席に在て朝參を待ち、衆臣期に後るゝの失なからしめよ、五節の日は午に退て休せよ、争訟及び仕進を求て切に内謁を禁す、

一 淨国廟、士大夫の官に在る者悉く名籍に録し、官に除するの年月・俸禄・采地・居所・年齢を記して、明細牒と号す、座右に置き群臣を編く知らんとす、除官・加賜及び居処を移す時は有司請て改記す、一日公是を読むに改さる者多し、其怠を警む、数年の後又改さる有り、公此書を廢す、有司大に恐怖し、其罪を謝し、且廢する事なからん事を請ふ、公曰、予か此書を編しむるや、内外数百の臣詳に知る事あたわす、故に座右に置き、其精詳を知らんとす、有司怠る事再三す、以て罪せずんハあるへからず、衆臣を知らんか為に却て衆臣を罪す、心に忍ひざる処あり、故に此書を廢す、老臣及び百の有司益恐懼して曰、かくのごとくならハ罪を贖に所なし、今より改て怠なくんは前非を謝するに足

らん、云ふ事数回にして聴く、

一 浄国廟、周済及び孝廉を賞譽するに意あり、宝永中琉球国王宮焼失し、国中大に饑饉す、銀二百貫目を賜て賑卹す、正徳中府下大に水あり、屋を流し人を溺す、街路舟を通す、水去らざる事一昼夜、人皆屋極に登り、舟を通し、戸ことに粥を賜ふ、又府下大に火あり、士庶人の宅地五百三十九烏有となり、飢餓に堪へざる者多し、倉穀を開ひて七百俵を散して是を卹む、又府下賈人正右衛門、母に事て孝あり、定省怠らず、家貧にして衣食給せず、猶母の嗜欲に供す、世に称して孝行正右衛門と云ふ、公錢三万と居処を賜ふ、小山田村の民喜左衛門親に孝あり、亦錢三万を賜ふ、日州穆佐郷上倉永の民兄弟三人農を勤む、長を源右衛門、次を勘右衛門、季を早右衛門といふ、年餓て食されとも貢税を欠す、役に出るにハ必人に先たつ、米三十俵を賜ふ、薩州麓村の吉左衛門至て廉なり、凶年衆飢餓を憂ふ、吉左衛門米粟を散し貧民に給す、錢三万を賜ふて是を称す、

一 正徳中東武赤羽に火あり、西風暴にして須臾にして久留米侯・土佐侯・阿波侯の邸を焼く、延て邦君の芝邸に及び既に西壁を焼く、暴風烈火向へからず、邸中の土庶勝る事あたわす、屋を下つて遁んとす、時に 浄国廟机を西壁下に置き、其上に踞す、炎散飛て衣に当る事霰のごとしなれども、泰然として動かす、衆見て大に驚く、令を待すして悉く火に趣き、眉を焼き衣を焦せとも去る者なし、救火有司定火衆を卒し悉く到り、邸中に入て救んとす、公辞して容れず、頃刻にして火雨に遶り、松平志岐守仲澄の邸を焼去る、於是邸全き事を得て南の別業危し、有司入て救んと乞てやまず、有司三枝右近を請て入らしむ、三枝氏は陽和夫人の

兄、平松黄門時方卿の外孫なり、入て薩人に代て火を救ふ、別業も亦全き事を得たり、

一 浄国廟、史官に命し編年記を著述せしむ、其書七十卷、清和帝に起り 正親町帝に終ふ王代五十二世七百二十八年、燦然として瞬目の間に明なり、神武帝より 文武帝に到てハ略記して其首に系く、号て拔萃武家編年記といふ、後陽成帝より後ハ他日の余力を待しむ、史官川上平右衛門親央・町田仲右衛門俊雄・相良角兵衛長香等編集す、

一 慈徳廟諱宗信、藤原守俊、四位上中將三任、、幼より伶俐明敏衆に過く、八歳にして母公智繼と宮に登り、初て 有徳廟に謁す、進退礼を失せず、応対誤らず、穎悟愛しつへし、有徳廟稱嘆して曰、此兒岐嶷他日の成る処見つへし、手自短刀を賜ふ、辞して曰、我既に大小の刀蔵めて余りあり、欲する処にあらず、母公諭して曰、大君の賜拝賜して謝すへし、於是拝して納る、有徳廟益其寡欲を愛す、亦鳥胃長範頭巾を賜ふ、此日晚に及んで宥邦廟諱繼豐、大隅守、四位上中將三任、宮に登て謝す、

有徳廟親く召て曰、繼豊好兒あり、祝して熨斗を賜ふ、一 慈徳廟、封を襲き初て国に入、政治悉く節儉を以す、嗜欲を節にし質素を尚ふ、躬先行て後に令す、封内靡然として華美の俗頓に革む、初国家費用給せず、年々民をして戸毎に銀を出して費用に給す、公曰、是仁政にあらず、費用給せざるハ用を節にせされはなり、銀を出して民に還し給ふ、士人の利に耽るを警しめ、書を作て国中に徇ふ、又獄に繋る者多きを哀ミ、輕重を論し赦して家に帰す、獄中空に至る、罪徒涕泣し再造の恩を感す、其疾病なるに及んで、国中の士庶足を空にして邦内の神社に詣て平安を祈り、薨逝するの日ハ万民老妣を喪するかことし、

一 慈徳廟、幼年侍臣をして夜ことに古今の事を語らしむ、相良作平次事情の笑ふへきを語る、満座胡慮して絶倒するに到る、公自若として晒わす、衆其故を問ふ、公曰、既に某書を読んで其事を知る、相良氏出て人に語て曰、某其書を市に買ひ夜毎に出て是を説話す、公聴ていまた知らざる人のことし、今夜衆臣の問事あるに由て、始てかゝる材器老成に庶幾し他日の成る処目を拭て待つへし、

一 慈徳廟の幼年、伊集院仁左衛門俊矩を召して傳ツとす、俊矩方正嚴勵学を好んで名譽あり、心を尽して誘掖奨勸す、公亦温恭にして承順ふ、定省怠らす、友愛最深し、繼母公曾鍾愛して己か所出に異ならず、公長するに従て学を好み、心を多芸に留む、書を尊朝親王の遺文に肄ひ、既に遊雲驚龍の体あり、射を東郷四郎左衛門に学ひ、穿楊貫虱の術を得たり、御ハ大父浄国廟に学ふ、其奥旨を得、且和歌を詠し、鳥銃を試む、悉く其妙を得ざるはなし、薨逝の日 母公其訃を東都に聞て悲哀節に過く、見る人為に感勵す、

一 円徳廟諱重年、薩摩守、從四位少將任ス、、未位に即さるの時、学を川上五兵衛に受け、既に封を襲て山田喜三右衛門をして侍講たらしむ、初て東武に朝するや船中猶講をやめず、夜は則駿台雑話を侍読す、又菌田与藤次に命して兵書を講せしむ、射・御・鳥銃の芸術も亦各得る所有り、天性驕奢を惡み、位に即て服御昔日のことし、治政一に節儉を用ゆ、詠する所の和歌も亦其体を得たり、

一 慈眼廟諱久、從三位中納言任ス、薨して幾はくならず、寛陽廟諱光、大隅守、從四位中將任ス、有司に命して、便殿を修し西戸を塞き東壁を毀て戸とせしむ、伊勢兵部少輔貞昌出て是を止む、公大に怒り島津図書久通を召して曰、我安

佚の欲を縦にせんとにあらず、戸西に開く、午時を過れば日光座中を照し暑熱燃るかことし、是を避んか為也、貞昌是を止むるハ君を愛するの道か、久通對て曰、命の如し、臣も亦是を疑ふ、

公曰、然らば即汝速に令して經營せよ、久通曰、貞昌経伝を博覽し義理を知る故なくんは如此ならし、公彬然として曰、君を病しめ死すとも顧さるは何の書に出るや、久通曰、論語に不謂や、三年無改父之道可謂孝矣 先君薨していまた三年ならず、是を以貞昌君をして不孝の罪に陥らしむるに忍ひす、君を愛するの到て切なる者なり、所謂社稷の臣なるへし、公大に悦んで曰、汝か言を以て孝を知り忠を知る、二人を賞して經營を止む、

一 寛陽廟、玉龍山に狩す、一日佐多林左衛門当直す、凶書久通の朝するを見て譏て曰、久通ハ国の元老、君過あらは死を以て諫むへし、今や 邦君先君の廟後に狩す、猶諫る事を知らず、是死を恐るゝの甚にあらずや、久通家に帰て後休左衛門を召す、久左衛門大に驚く、止む事を得ずして到る、久通從容として曰、今日汝か譏るを聞く、甚当れり、我其諫むへきを知らざるに非ず、然とも君今血氣方に剛し、其過あるや遽に諫むれハ容れられさるのみにあらず、却て害を生ずる恐れあり、故に其時を視、折を察して諫む、是を以言聴かれすといふ事なく、諫用ひられすといふ事なし、汝壯年既に大義を知る、勤学ひは大に材器を成さん、怠る事なかれ、休左衛門大に悦び退ひて学を勤む、

一 島津大和守久章ハ相模守忠仍の次子、母ハ 太守義久公の次女なり、家久公の女を娶り世々貴戚の臣として 又太守公に親し、為人強悍膂力倫を絶す、不臣の志を懐く、東武に使い帰路、京師三条の旅籠屋を出奔して復国に帰らず、尾州に至り島津氏の貴族

といふを以て仕を求む、尾州公其譜を見ん事を欲す、久章事の叶わざるを見て、去て紀州高野山に隠る、寛陽廟召て川辺宝福寺に錮する事数年、又遠島に配流す、新納二右衛門久親寺に到て命を伝ふ、久章寺を出、久親に從て谷山に到る、明日寛府に到らんとす、堂の尾を過るに久章か僕三次雑兵を把て久親を斬る、久親是を捕へて刺殺す、久章罪已に帰せん事を恐れ、竹野清泉寺に遁る、久親ハ家に帰り久しからずして死す、於是物頭三原傳内左衛門を遣し久章を誅せしむ、久章大に精神を奮發し、刃を採て自らんとす、三原士卒の過あらん事慮り山に隠れ人をして呼て命を伝へしむ、久章客殿に出つ、三原矢を發ち其股を貫く、久章大に怒り踊て庭に出つ、三原再ひ發ちて是を斃す、年三十一、

一 正保四年、南蛮の暮妻止鵜肥前長崎に来る、其徒鬼利支丹の法を行ふ、故に有司衆をして追わしむ、大將軍家光公、再ひ来て民を惑わさらん事を慮り、西州の諸侯をして津泊を守らしむ、於是寛陽廟、島津豊前久高・佐多又四郎久高に命し、加世田郷片浦を守る、二人、帖佐・加世田・阿多・田布施の士数百を卒し鎮する事五十余日、西南の風なきに至て帰る、

一 伊集院仁左衛門俊矩幼にして父を喪し、学を好む、貧苦を忍んで書を読む、一に力行を励ます、闔国其篤行を称す、召されて慈徳廟に大傳たり御用人格と云、進益甚多し、或時東武に朝す、海中暴風に遭ふ、船將に覆んとす、船中病んで能く起つものなし、俊矩独座して茶を煮る、従容自若として間暇の時のことし、既にして風息ミ波静なり、衆大に賞揚す、俊矩曰、是難からず、心を存するに在るのミ、若己か逸樂の爲に出て此風波に逢わ、予亦悒快として出るの不敬を悔ひん、今や公事に出、不幸にして難に逢ふ、船

破て死すとも何の悔る事かあらん、何の惆悵する事あらん、既に是を知る時ハ、本心泰然として堂上に座するかことし、衆嘆服す、一 伊地知助右衛門重英、学を好ミ、節操を以自持す、元禄中寛城回祿す、明日国老大監察城中を巡る、有司是に從ふ、一庫夙を延下の臆あり、衣を泥に浸して是を塞く、故に庫全き事を得たり、何人の為る所を知らず、有司水を衣に濺かしむるに伊地知氏の紋なり、衆其重英なる事を知る、国老重英を召して是を賞誉す、重英退て人に語て曰、予毎に僂衣を服す、急卒の間美惡を撰に暇ならずといへとも、美を吝んで僂を用たる嫌あり、大に是を愧つ、

一 薩州川辺郡加世田郷大浦村下大坪の民、次郎兵衛・志摩右衛門兄弟幼にして父を喪し、母に事て孝す、家貧なれとも温飽必極む、夜ハ二子左右に臥し、身を以て母を温む、二民の長兄あり、早く死す、遺言して志摩右衛門を以て己か後とす、志摩右衛門長兄の田を取り父の後たる事を欲せず、次郎兵衛に譲る、次郎兵衛曰、亡兄の遺命違ふへからず、兄弟相讓てやます、母に告し、母曰、志摩右衛門か言当れり、次郎兵衛を兄の後とし、田は分ち領せしむ、元禄中 大玄廟加世田に詣る、地頭佐多豊前久達に聞す、

公帖佐次左衛門を遣して饒糖を母に賜ふ、年を経て 公復加世田に行くの日、二子を庭上に召し錢三万と田石十許多を賜ひ、永く貢役を免す、数年の後 公田布施に放鷹す、二子を召す、侍臣に命して曰、往に二民を見るといへとも早く俯伏して其面を見ず、今日其面を見、其孝を称し、衆を召て觀感する処あらしめん、於是公街道に出て二民を召す、命して拝する事なからしむ、近郷の士庶、及び往來の旅人は是を臨ミ見る事をゆるさる、是より蓋郡コシ挙て親を敬すといふ、

通昭、往年加世田に官遊す、二民か孫平右衛門・源右衛門といふ、今猶十石の田を分ち領し、貢と役とを免さる、昭、平右衛門か屋に留る事三日、親く其事を聞、且藏る処の一匣を出して予に示す、其時囁役春成刑部左衛門始終を記するの書一卷、是を称譽する士人の詩歌許多有り、屋後次郎兵衛・志摩右衛門か二墓有り、是を拝し感情に堪へず、其始末を記す、

一 正徳二年霧島山大に火あり、硫黄地より迸はしり、大石空に跳り火気炎々昼夜絶す、其響迅雷のことし、土灰近国に飛び、近郷田を埋む、衆恐怖して或は山神の怒とし、或ハ神火と称す、浄国廟、国中に令して曰、世に所謂不思議・妖怪一切是を惡む、霧島山の火のとき怪異といふに足らず、神火と稱する事一切に是を禁せよ、落木の類不思議といふへからず、国中の僧侶是等の時に乘し、禍を転じて福とすと稱し、供物を求めて祈祷を請ふ、甚謂れなし、若国家の為にせんと思は、請わすして自是を祈るへし、是より怪異の説止む、

一 竹内助市伉直にして学を好む、庖人を以 泰清廟に仕ふ、直を以て親愛せらる、凶書久通實(實)を會す、助市を召す、辞して曰、既に前約あり敢て命を受けし、妻曰、前約何人ぞ、助市曰、庸奴ヒトカ勘六氏神を祭る、予為に宰割シヤウリせん事を約す、妻驚嘆して曰、是何といふ事ぞ、凶書公ハ我国の元老、威國中を動す、勘六か故を以命を拒むへけんや、助市曰、然らず、一諾金石のことし、尊卑を以て変するの理あらんや、遂に往かず、命して御用人たらしむる事三たび、固辞して曰、庖人其任に勝たり、高官は我勝る処に非ず、公の疾病なるに及んで衆臣日夜侍す、助市等庖厨に在て飲食を給す、侍臣等飲食の美惡を撰む、助市号泣して曰、何そ君を愛す

るの臣無き事如此なるや、吾儕君の痾を憂て味を忘る、衆大に愧つ、

一 山田弥九郎有信、後に民部と稱し、老後昌嚴と号す、老て猶武事を以己か任とし、口に柔弱をいわす、行雄壮ならん事を欲す、壯士等竊に議して曰、年既に極老血氣既に衰ふ、言何そ如此なる、半夜其臥室に入り枕辺の刀を奪ふ、昌嚴熟く睡て是を知らず、後日ヒトナカ稱人広座昌嚴武を説てやます、壯士等曰、公既に年老血氣衰弱、武も亦古に若さるか、枕辺の刀奪去て公知らずといふ、昌嚴曰、夫士たらん者、節を操り義を守り死を見て帰するかことき、是を武の第一とす、年の老壯を以変すへけんや、熟睡は死人のことし、刀を盗去る節を喪ふとせんか、義を迦すとせんか、死を恐るといわんか、汝等是を以て譏をなすは兒女子の論也、壯士武を講して毫末も過失なからざるへし、其論如此戻れり、是を何とかわんや、衆大に慚愧す、

一 内藤休意七十余歳高麗猶二刀を帶し、好んで講書を聴く、常に人に語て曰、一諾千金誠に然り、一たひ約して変する事なきは士の常なり、抑末なり、心にゆるして復改さる、是所謂千金なり、譬へは宝を人に与へんと欲す、復吝の心出て与へず、是士の深く恥へき所なり、我既に七十、聖經を聞て工夫をこらす、心術の直ならざるを懼る、又一妹あり、岩崎に居す、独是を問ひ相共に己か家に帰り、燕楽して曰、人生朝た夕へを待す、明日頼むへからず、款語して列帰る、往来従者なし、友愛最深し、

一 本朝経書を読む、古より漢・唐諸儒の註疏に由る、後醍醐帝の朝勢州垂見の廣信初て程朱の註解を読む、致知力行を以て自務む、萬里小路黄門藤房卿と字を論して合す、退ひて隱居し交を世に求

めず、学も亦世に行れず、後に枳桂庵明に入り、四書五經の大全及び宋朝諸先生の書を戴せて帰る、初て朱註を薩州坊津の一乗院に講す、於是文之昌師とし学ふ、如竹また文之に学ひ大に程朱の学を講明す、朱註の本邦に行はるゝは実に我国を以て最とす、

一文之八国分正興寺の住持たり、枳氏の徒たりといへとも志儒に在り、龍伯公 維新公 慈眼廟に寵異せらる、慶長七年、寺を鷹府に建て大龍寺と号し、是に居らしむ、伊勢貞昌と友とし善し、冬日積雪の且貞昌一絶を賦し使をして文之に贈る、文之一覽して書を破り捨つ、更に返詞なし、貞昌和韻を待つ、使者帰り告く、貞昌怒て曰、詩の巧拙ハ学の到ると到らざるとにあり、書を得て返詞なく、使者に対して破り捨つ、何ぞ無礼の甚しきや、即馬を馳せ大龍寺に到り其故を問ふ、文之曰、足下要路に当り国家の大任を受く、博く愛し衆を濟ひ仁政を施すこと、周からさらん事を以憂とすへし、今や積雪寒冷皮膚を侵す、国中の貧民其苦に勝へざる者幾はくそや、其苦を以己か患とし、是を救ふを以己か任とせば、積雪何そ興とすへけんや、徒に詩賦に巧にして雪を興する、足下の為に深く是を恥つ、貞昌大に歛ひ過を謝して帰る、

一 惺窩先生ハ播州細川の人名なり、浮屠となり洛の相国寺に在り、志を勵して仏書を博覽す、竊に思へらく、人たるの道如此なるへからず、儒経漢唐註疏を読む、猶心に足らずとす、於是憤を發し大明に入り人たるの道を求めんと欲す、筑前国より船を發し、風に遭ふて鬼界島に到る、又坊津に着く、一日一乗院に詣る時に桂庵明より帰り爰に朱註を講するに会ふ、惺窩節を撃て嘆して曰、慮らさりき、大道爰に在らんとは、遠く明国に求めるに足らず、止て桂庵に学ひ四書五經大全程朱の書を写して洛に帰り、大に是を講説

す、林道春謙山先生・堀正意庵・那波道円所話・松永昌三其門に出て、天下靡然として程朱の書を読む事を知る、実に桂庵か功なり、

一 東郷藤兵衛重位タカ後に肥前と稱し剃髮して重位イと号す、為人剛毅、幼より武芸を好む、長して洛陽に到り積善吉に見へ劍術を学ふ、号して示現流と稱す、奥旨を伝へて帰る、慈眼廟、東新之丞と

勝負を決せしむ、重位是に勝つ、公親く刀を取て撃つ、重位木劍を取て是に合ふ、公其芸の長せるを見て是を師とす、酒を賜ふ、夫人酌を取て吞しむ、又刀を賜ひ、恩遇日々に加わる、禄千石を賜ふ、六百石を辞す、坊泊地頭に任す、宅地を府下に賜ふ、親く出て其所を鑿す、諸士をして來り学ふの遠近を議せしむ、其子肥前重方郡奉行に任す、其子も亦肥前重利と稱す、世々芸術に長し、寛陽廟・泰清廟に師たり、其子藤兵衛に到て家貧し、浄国廟年俸五十俵を賜ひ、武芸を教授せしむ、

一大將軍家光公も亦劍術を好む、柳生飛驒守を師とす、柳生流と号す、高弟福町七郎左衛門・寺田少助、江都邸中に來て重位と勝負を試む、二子勝つ事あたわす、重位か門弟たらん事を請ふ、將軍重位を召す、家久公辞するに既に死せりといふを以す、是より公に從て江都に到る事なし二子重位二門人タケノ實、昔今鶴齋氏三伝フシ云

一 慈眼廟東武に朝するの時、川舟に乗り淀川をサカガ沂る、加藤肥後守の臣等舟に乗て下るに合ふ、從者兩岸に在り、繩を以て船を繫き引く、其綱 公の船の上を過る、船頭怒て其綱を斬る、船流る、加藤氏か士怒り悉く陸に上り 公の從者の繩を引く者を追ひ、公の船を陸へ引寄る事一、二間、此時從臣の船上下相隔り、舟中玉川伊予、東郷重位從者一人のミ、二士刀を取、重位飛て舟より下らんとす、 公長刀を取石突を以て是を押して曰、敵に合ふの時

は我是を指揮すへし、於是加藤か士臣曳去り無事なる事を得たり、既に伏見に到り 公重位に問ふて曰、今日予思へらく、加藤か臣等の内其將と見へたる者あり、先是を切て後に其余を斬らんと、汝は如何ん、重位曰、臣は然らず、近きより遠きに到り一人を残さゝらんと思へり、 公曰、汝短刀五分を取る、予是を危む、関禅定の脇差を賜ふ、 泰清廟の壯年是を欲す、故に肥前重方獻す、 公の病するに臨んで愛宕社に納む、後伊勢平左衛門告て是を取て家に蔵む、今伝へて伊勢十兵衛に在りといふ、

一如竹ハ隅州屋久島舵工の子孫なり、幼より僧となり京都本能寺に在て学ふ事数年、帰て親戚を視る、京に趣に及んで府下を過る、文之朱子の学を講するを聞き、沾々として善て曰、吾固り世に此道あらん事を思ふ、果して然り、於是尽く其学を廢て文之に学ふ、遂に仏を去て儒と為る、然とも髪を長ふせず、妻子を畜へず、寛陽廟に侍読たり、居を榑内に賜今地、常に就て講を聞く、一日孟子を講し、斎宣王曰、寡人之囿方四十里、民猶以為大何也といふに到る、書を棄て席を改て曰、今や吉野・谷山及び國中大禁あり、宣王の囿の四十里のミにあらず、民豈大なりとさせらんや、 寛陽廟為に容を改む、進見することに極諫を致す、後に骸骨を乞て屋久島に帰る、府下に在るの日、士大夫の為に尊ひらる、金を贈る者あれば辞せずして納む、衆或は汚とす、初屋久島の地たる海濱に家居し、水の鹹シバキを苦む、如竹帰て尽く金を散し、人を庸て山を穿ち、石を割り山水を引て民家に通す、居民今に到て其利を得たり、凶年に遭ふ、粟を散して衆を救ふ、微しき余粟あり、家人是を畜ふ、竹其故を問ふ、是君か食なり、竹曰、人餓て死なんに独生を貪るの理あらんや、終に散し尽す、幾はくならず粟を飢

人に分ち賜ふ、於是死を免る、

按、鳩巢先生文集、慶長中、如竹家貧しきか為に、往て東都に至り仕を求む、故泉州刺史藤堂侯其学行有るを聞、使を遣し是を聘す、翁始て到る、略、居何くなふして藤堂侯卒す、嗣君学を好まず、翁遂に去て薩に帰る、又琉球国に適く、琉球王師とし事ふ、琉球小夷礼義を知らず、翁到て教るに人倫を以てするに及んで、然して後其俗稍々正に嚮ふ、始て自禽獸に別つ事を知る、略、其後來て大坂に寓居す、教授して教歳ならず国に還る、慶安・明暦の間を以て薩の本邑に卒すといふ、

(頭注)

「昭按に、琉球ハ所謂小琉球ナランか、小琉球ハ今ノ道ノ島ヲ云也」

一伊集院右衛門太夫忠棟入道幸侃、人を知るの明あり、白石永仙・田中清太を浮屠氏の中に撰ミ、日高静鎮を賣人に抜き、中山平太夫・筑地助左衛門を農民より挙て、悉く名譽あり昭按ニ、長世俗ノ説也、大義に暗して不臣を謀り、龍伯公

惟新公、忠恒公聰明豪雄の器を知らず、忠元・有信・忠長・貞成・豊久等の教持、雲のごとく、林のごとく勇武絶倫敵す、からざるを知らず、知人の明何にある哉、

一川上四郎兵衛忠兄、庄内乱の時、忠恒公に告て曰、公の陣營の後霧島の大山に続く、予め敵の伏兵に備なくんはあるへからすと、高原の軍を以て山を守らしめ、毎に樵夫を山に入らしむ、白石永仙安永城中に在り、伏兵を設け偽兵を出し、公の陣營に向ひ戦を挑む、衆追はんと欲する事数回、忠兄制して追はしめず、十二月八日又来て挑む、富隈の老軍肥後彦岐曰、今日敵を破らすんは何の日か功を樹タテんと、衆争ひ進んで追ひ到る、忠兄急に鎌田出雲守政近に告て曰、我軍法に違ふて安永に向ふ、忽狼狽すへし、速に是に備ふへし、須臾にして安永の伏兵三方に起り、我軍撃る、者五百余人、頼娃弥一郎奮戦して援ひ帰る、

一 庄内乱治平の後、白石永仙隅州脇元に誅せらる、近世山田四郎右衛門馬に乗て爰を通る、邑人曰、下馬すへし、其故を問ふ、曰、路傍白石永仙か墓あり、馬に乗て爰を過れば忽罰を蒙り斃れ死す、故に古より馬に駕て通る者なし、四郎右衛門墓に向ひ大に匍て曰、汝反賊焉んそ、如此なる事を得んや、其墓に尿して去る、是より下馬する者なし、

一 山田四郎右衛門手裏九曜の文あり、京師に遊び相人に遭ひ相せしむ、相人云、僧とならハ大地の主となるへし、仕官せは小官に終らん、果して勘定小頭に終る按に、相人法世より有之、陽慶孔子似たり、番頭羽重職ありと云ふ、相法を破る占人の論あり、相法亦「聖あり」といへども、是を信じて聖とするは丈夫にあらず、

一 山田四郎右衛門壯年学を好む、後に京師に遊び松岡成章先生に見へ、神道を学んで奥儀を究む、石屋和尚を悪む事甚し、毎に人に語て曰、元久公を欺き一男子を僧となし、伊集院初犬千代をして、公の後たらしむかの遺命と偽り、国家を奪んとす、久豊公急に來り救ふて統を襲にあらすんは、彼ら術中に陥て伊集院氏か有とならん事疑ふへからず、石屋か罪極刑に行とも猶余罪あり、故に務て其惡を敗寄せしめんと欲す、国史官川上親央・安藤茂真是を聞て嘆稱して曰、山田氏か説甚当れり、石屋の罪国史に載せて照々たり、人以て知らすんハあるへからず、

一 山田覺太夫は四郎右衛門の父なり、人となり特達剛氣あり、東武に役す、周防国陶灘を過る、忽惡氣に感し乗る所の船動く事なし、衆奮ひ恐れて龍神の崇とす、覺太夫目を瞋し肝を張り大に詬罵して曰、山田某か乗る處の船何そ動かさる事を得んや、自ら帶する相州正宗の刀を抜き船中を振り廻り惡言して止まず、衆大に恐怖す、頃刻にして船動き行て初のことし、

一 島津図書頭忠長国老となり、席上次席同僚第一たり、太守公に親戚たるを以て威望國中を傾く、平田太郎左衛門増宗志て謂へらく、我六世国老に任し、国家の政刑巨細預り聞かすといふ事なし、功烈誰か我か右に出んや、今や忠長跋扈炮炬傍に人無きかことし、俯順して其下に附ん事独心に恥さらんや、顧ふに 惟新公 忠恒公を毒殺せは、龍伯公の外孫相模守忠仍立ん事必せり、我は忠仍と善し、是に相とし權を執り、榮を一時に輝さん事亦樂しからさらんや、於是密に弑逆を謀る事發覺す、押川郷兵衛・中村源之丞蜜旨を受け、増宗入來に趣くを待ち、土瀬戸に匿れ鳥銃を取て是を撃ち殺す、於是平田氏嫡流絶ふ、

一 豊臣秀頼反を謀るの時、川上因幡守久国、 惟新公・ 家久公の書を齎て京師に到り、木下道正庵に因て所司代板倉伊賀守勝重に見ゆ、勝重二公の書を見て後、道正庵に問ふて曰、京師謳歌して大坂の利あらん事をいふと聞けり、誠に然りや、答曰、命のことし、勝重笑て曰、今惟新君の言を見るに、秀頼は黄口の小兒、母公事を掌る、是牝鶏の晨するなり、城中將の器あるなし、浪人其器に当れる有といへとも親附の從軍なし、烏合の軍其令に従ふへからず、幾はくならずして城の陥るを賀せんと云々、良將座から成敗を見る事青天白日のことし、京師の説のことくならず、此書を本多正信に示さん、久国京師を辞し浪華に到り君命を述べ 東照宮・ 台徳廟に路傍に見へて帰る、肥後国を過る、細川忠興に見ゆ、時に加賀山隼人大坂より來り告て曰、大坂謳歌の説に曰、城中名士多し、粮芻矢炮乏からず、地利日本に冠たり、昔時一向僧是に拠るすら猶織田信長攻る事七年にして陥る、故に秀頼必利あらんと、忠興曰、然らず、秀頼為人昏弱小兒のことし、母公恰



惻なりといへとも婦人なり、浪人は新進の徒無二の忠を尽さし、前時信長ハ四方に敵あり、心を一にして攻ることあたわす、今や天下混一後の患なし、城の破れん事疑ふへからず、久国良将の見る処、符節を合せたるかときを感じて帰る、

一 寛永中肥前国島原の役監使松平伊豆守信綱法令を製し、衆諸侯及ひ列国の士大夫を召し読して聞かしむ、衆人を撰んで三原左衛門重庸をして是を読ましむ、初 將軍家光公東武桜田の邸に臨するの日、信綱扈從して来る、席上唐人の書を掛たり、伊勢貞昌に命し是を読ましむ、貞昌知らざるまねして曰、薩人三原重庸あり、頗る学材あり是に命せん、於是重庸出て読む、從て其義を釈す、応対流るゝかことし、信綱其奇材なるを知る、故に島原に於て撰に當つ、

一 島原の役、薩人山鹿越右衛門鑓を取り敵五、六人と合ひ、勇を振ふて一人を斃し、數人を傷く、賊大に恐怖して遁る、己も亦傷き賊の首を斬る事あたわす、一士走來て曰、余ハ戸田左門氏鉄か士なり、君か勇烈感嘆に勝へすと、賊の北るを逐ひ首を斬り山鹿に与へて去る、後に山鹿氏東武に役して帰る、濃州大垣に宿するの夜、此士児を卒ひ來りて曰、僕馭主に議して足下を待つ事久し、見る事を得て平生の願足れり、足下の武勇をして我児に効わしめよ、酒を汲んで懇に是を請ふ、山鹿氏椰子ヤナを出し酒を呑み、手自汲んで児に吞しむ、士笑て曰、此器を納て今日の記とせん、礼謝して去る、

一 島原の騷乱 光久公東武に在り、執政に因て賊を撃ん事を請ふ、執政阿部豊後守忠秋命を伝て曰、家君家久国に在て疾甚し、早く帰て是に侍せよ、賊を討つ事も亦怠る事なかれ、 光久公即日東

武を出て西州に向ふ、伊勢貞昌是に従ふ、日夜兼行て大井川に到る、春水溢れて渡るへからず、公河辺に立ち頻に渡らんと欲す、長倉兵右衛門裸にして水に入り、或ハ浮き潜まつて岸に着き、又還り初の岸に升りて公に告く、忽に凍僵る、 公手自薬を賜ふて蘇る事を得たり、於是 公の衆を卒して河を渡る、數日を経て島原に到り信綱・氏鉄に会して賊を討せん事を議す、二将曰、黃門君の疾病なる事を聞く、早く還て是を養なへ、薩軍爰に在て島津豊後・島津下野等は統へたり、猶貴客の親ら賊を討に同し、公薩軍の營に入る、貞昌復入て二将に見へて曰、 光久壯年血氣方に剛し、戦わすして還らん事を欲せず、信綱曰、 光久君壯氣因り如此なるへし、貞昌知略共に老たり、何そ是を制せざる、貞昌曰、我国辺鄙、但に進んで死を顧ミざるを以て義とする事を知るのミ、故に寡君一に賊を討するの忠なるを知つて、親を顧るの孝なるを忘たり、我力如何んともしかたし、信綱大に叱して曰、足下言責の大任に居らずや、主をして不孝の罪を得さしむ、是誰か過そや、於是 光久公国に還る、後に貞昌人に語て曰、戦て功あるは難にあらず、戦わすして勇あらしむるは実に難し、

一 慶長五年の乱、島津中務太輔豊久濃州江渡川を守る、岐阜城陥るに及んで西軍の諸將豊久をして大垣に入らしむ、於是豊久江渡を去る、初本田与兵衛親政此陣に在り、後殿を請ふ、豊久其小勢を危む、親政曰、我既に備あり、豊久其望に従ふ、東軍田中兵部太輔吉政追到る、土橋あり、親政指揮して其土を去らしむ、桁を残す、薩軍歩兵多し、故に跡より到る者桁を走通る、東兵到る、騎馬多し、故に渡る事あたわす、此時鳥銃を連発し一将を斃す、東軍悉く引去る、薩軍恙なく大垣に入る、親政後に伊賀と稱す、藥南林寺に在り、

一 畠山中務少輔重国は落陽の人なり、後に除髮して橘隠軒と号す、  
天文年中乱を避て薩州坊津に來り住す、一男二女あり、共に僧と  
成る、男ハ善行院に住し、後に安養院に住持たり、義久公の命  
を奉し還俗長寿院盛淳と称す、然れとも氏を称する事なし、登庸  
せられ国老に任す、関ヶ原の乱危急に及んで、惟新公に代て戦死  
す、子あり、長吉と称す、盛淳後を立ん事を欲せず、家督悉く阿  
多神左衛門に属す、長吉も阿多氏に長し、遂に阿多氏を冒す、後  
に内膳忠栄と称し横目頭横目頭に任す、二子あり、病に因て家を繼  
かす、寛陽廟の子淡路忠栄淡路忠栄となり義扶と称し、後式部基明  
と改む、元禄十四年東武の宗家に請ひ、免を得て畠山氏を称す、  
(頭注)

「按に諏方神事頭殿帯する所の短刀、匣に藏て安養院に在り、  
匣の銘に盛淳とあり、長寿院爰に住持たるの時書たるなるへし」

一 毛利寛右衛門、初宮部善祥坊に仕ふ、勇壮名譽あり、惟新公に  
召され祿千石を賜ふ、関ヶ原の乱西軍既に破れ、薩軍も亦散乱し  
て惟新公の所在を知らざる者多し、毛利も亦公を尋求む、川上忠  
兄に遭て是を問ふ、忠兄曰、予も公を求む、東軍追ひ到るに会ふ  
て、毛利突き進んで戦死す、

一 関ヶ原軍破れ、公川上四郎兵衛忠兄を内府公に使せしめ、伊賀路  
を経て還る、忠兄伊吹山の麓を廻て去る、川上久右衛門久智・川  
上助七久林・押川六兵衛・久保七兵衛是に従ひ、江州を経て京師  
に到る、初近衛信輔公坊津左辻の時、忠兄毎に侍して善く知ら  
る、故に近衛家に寓す、信輔公憐て是を匿す、河内源兵衛は形を  
山伏に変し近衛家の門前を過る、忠兄見て柏木源藤をして是を呼  
はしむ、新納新八郎久元・喜入撰津守忠政・町田源六・白濱三四

郎・長谷場織部等悉く近衛家に到る、信輔公是を庇覆す、明年三  
月四日、久智 信輔公の使として薩州に帰る、信輔公の書略に  
云、内府異心なし、宜く其令に従ひ上洛在るへし、其書猶川上  
家に藏む、其後衆皆近衛氏を出て国に帰る、

一 伊勢平左衛門貞成は有川雅楽介貞真の長子なり、惟新公の孫女、  
肥前国唐津侯寺沢志摩守の男兵庫頭に嫁せん事を約す、貞成其事  
に預る、寺沢氏南蛮の左道を行ふ説あり、於是、惟新公前約を變  
せんと欲す、衆議決せず、貞成曰、初より此事に預る、唐津に到  
て變せん、何の不可あらん、従者五十二人を卒し寺沢家の老臣  
竹畑新藏に見へて曰、始より婚姻を約せず、足下誤り聞て既に約  
をなせりとするのミ、新藏怒て争ふ、貞成固執て不聴して帰る、

肥後国天草に到る、新藏追ひ到て曰、此所茶亭あり、茶を進めて  
贖せん、貞成諾す、法に随ひ腰刀を脱して亭に入る、新藏刀を抜  
て貞成を斬る、貞成傷を忍んで其刀を奪ふ、新藏遁る、唐津士大  
津喜右衛門急に出て貞成を斬殺す、貞成か土瀬戸口主税外より走  
入り大津を斬殺す、此間に新藏外へ出て貞成の従者に向ひ意趣有  
て貞成を撃つ、今自殺して諸君に謝す、一人出て其首を斬る、於  
是従者薩州に還る、志州貞成の死骸、新藏・喜右衛門か首を副へ  
全く其旨を知らずと誓書を齎し來る、是より先き魔府謳歌して曰、  
貞成逃て斬れたり、惟新公曰、貞成ハ勇敢果決の士なり、逃避  
の態あらんや、死骸を平松に召て覽す、悉く面より傷き、左右の  
指の間割たり、浮説止む、貞成今年三十九、妙円寺に葬る、

一 薬丸壹岐放蕩不羈、武功を以て、惟新公に愛せらる、関ヶ原乱の  
時、魔府を發す、龍伯公書を賜ふて曰、功あらは祿を賜わん、  
壹岐川内川に到て以為く、此書を懐にするは生を全して賞を貪る

に嫌ありと、川に投して去る、国に還て禄五十石を賜ふ、

一 関ヶ原の役 惟新公の乗馬ハ福山野の小紫といふ名馬なり、真の青毛也（或馬）、公濃州を出て潜行して摂州住吉に到る、船に乗るに及んで馬を住吉明神に献す、馬 公の船を慕ひ来り海上二、三町にして帰り、陸に上り船を臨んで大に嘶ひ、明神の社に駈入り柱に触れて斃れ死す、

一 朝鮮凱旋の時、囚徒の中（ジイ）日官あり、加治木賈人の家に養われ焚夫（オシケキ）となり、博聞強記にして諸史百家に通習せり、遂に 慈眼廟に達し召されて近侍す、恩遇日に加わる、 公曰、汝か欲する処予是を許可すへし、日官謹て一絶を献す、其句に云、鳥在山林、魚在淵、可憐失路客云々、其意故国に還に在り、 公大に悔ゆ、然れとも君子無二言と国に還らしむ、日官我国に在て文之と交りを厚ふす、還りに及んで大龍寺に到り、 文之を問ふ、 文之外に出たり、日官筆を求め大書して曰、小島蝙蝠、此時我邦文華いまた開けす、惟文之のミ文学を以て世に鳴るを譏れり、

一 慈眼廟の時、大明の儒生独空穂船に乗て琉球国に流れ来る、琉球虐を病む者あり、儒生見て曰、病既に甚し、湯薬の治すへきにあらず、大明国某県の処士某か家に秘薬あり、是を得て療すへし、即人を明国に遣して薬を求む、主人落涙して曰、儒生某か外、天下我か秘薬あるを知る人なし、往年笈弟して下弟せるを僚り親小船に乗て去る、初て琉球に到るを知ると、薬を出して是に与ふ、病人薬を得て、病立と（癒）愈ゆ事 公に聞ず、天変地妖森羅万象問ふにしらすといふ事なし、日官か弁せざるを以て試るに、悉く弁論して疑わす、時に切支丹の大禁甚厳密にして、深く外国の人を異しむ、故に止む事を得ず是を誅せしむ、 公天性明敏にし

て好んで書を読ミ、文を愛す、故に政治闕失寡し、薨逝の時に到り嘆して曰、予三ツの過あり、日官ハ国家有用の士、深く愛して漫に願望を許可せん事を約し、明儒の博識を聞て大禁を疑ひ、遂に無罪の人を戮し、僧大川に劍術を試む、終身の悔なり、

一 関ヶ原軍散するの時、 惟新公 忠恒公の二夫人大坂に在り、帰る事を得ず、御祈念僧仙秀坊城中に入り愁訴して曰、寡君聞ヶ原に戦死するの説あり、夫人等涕泣してやまず、願くは暇を得て国に帰らん、仙秀城中に在り食さる事一昼夜、於是 惟新公の夫人赦を得たり、 忠恒公の夫人出る事あたわす、侍女松をして偽て夫人とし、夫人ハ侍女のまねして 惟新公の夫人とともに出る事を得たり、後に謀て悉く出るといふ、

一 田那邊屋道與ハ泉州境の人也（或云攝州、住吉人）、 惟新公に知らる、於是関ヶ原敗軍の後も道與か家に到り船に乗て国に還る、此後道與毎に薩州に来て 公に謁す、年老齒傾き嗟嘆して曰、桑榆暮景復千里の波濤を凌ぎ 公に謁する事あたわらん事を憂ふ、是を以 公仏師庚巖に命し木像を作らせ証書を添て道與に賜ふ、道與大に悦ひ己か家に奉して毎に拝す、 公薨逝の後祠堂を作り松齡院と号し木像を祭る、道與死して子孫民家はを祠る、末世侮狎の恐れあり、相国寺内林光院主ハ道與か孫なり、謀て爰に移し祭らしむ、今猶存すといふ、

一 惟新公関ヶ原より国に還り桜島に蟄す、藤野村に、藤崎新兵衛新に親の居宅を造るに居住す、三年の後帖佐に還る、藤崎氏か庭上楊・梅樹二株を植ゆ、今に存す、

一 島津中務太輔家久の季女島津相模守忠仍に嫁す、忠仍の臣川上六郎兵衛忠実佐土原に到て是を迎ふ、伊東か臣稲津掃部是を侵さん

と出、忠実力を尽して追ふ、無事なる事を得たり、此女離別し

通昭録卷之六

て、肥後国求摩侯相良氏の老臣相良清兵衛か子内蔵介頼章に嫁

譚藪筆録卷之二 目錄

す、故有て清兵衛一家を快からず、求摩是か為に騒動す、台命

一 泰清廟孝行

一 伊集院仁左衛門難<sub>ニ</sub>御守役<sub>一</sub>

あり、清兵衛を薩州に抱しむ、卒して禄二千石を頼章に賜ふ、永

一 肥後権之丞殉死

一 樺山忠郷杜若の詠歌

く薩州に臣たり、其後今の源左衛門是なり、

一 玉川伊予守仕<sub>三</sub>薩陽<sub>一</sub>

一 山口仲左衛門蔵朱子語類

一 慶長十五年 慈眼廟伊勢貞昌を日置に遣し、島津下総常久に告て

一 山本春正講百人一首

一 文之蔵字彙

曰、予既に鹿兒島山下に移る、汝上山城に移て警衛せよ、於是同

一 伊地知助右衛門徳島在勤

一 沢崎水主孝行

十七年十月常久城中に家作して移り住す<sub>今ノ重符、</sub>鐘<sub>本・</sub>鳥銃<sub>十</sub>を賜

一 平田意休止詩作

一 久永與兵衛治婢之異病

ふ<sub>比志島國貞、伊勢貞昌使たり、</sub>折<sub>一</sub>樽<sub>一</sub>を妻に賜て爰に移る事を賀す、慈眼廟光

一 中院通躬歌執行

一 中院通茂諫言并蟄居

臨する事数回、同十九年五月常久爰に卒す、

一 中院通躬歌執行

一 浄国廟太慶

一 慈眼廟城地を今の地にトして吉凶を頼川三官<sub>明</sub>に問ふ、三官トし

一 細川忠興不好歌

一 佐土原武備

て曰、吉也、後火災あるへし、靈符堂を立て是を厭て可ならん、

一 諏訪兼利学歌道

一 樺山典膳發明

於是立ツ、靈符は火災をはらふ神の名なりといふ<sub>按二堂本丸奥、上山中に在り、</sub>

一 近衛基熙歌指南

一 戸田平次武備

譚藪筆録卷之一

一 竹内助市隱徳

一 朱之喩徳行

一 寛陽廟憚泰清廟

一 抜首

一 山田昌巖臨終遺言

一 永長伊右衛門孝行

一 伊勢貞昌敬島津久元

一 松平紀伊守發明

一 島津久通久侍麾下士

一 薩人并薩摩山

一 新納又左衛門不察文字悔

一 有徳廟發明

一 島津主殿江都不答礼

一 一圖書久通金山

一 伊勢兵部営中不答

一 大玄廟撰人

一 弓削等薩

一 庄内乱讃良善助功名

一 有徳廟大慶

一 後醍院蔵之助吉野馬追

一 太田道灌幼少伶俐

一 西田賈人好学

一 細田覚右衛門大胆

一 上町中野利右衛門無欲

- 一 後醍醐院少三郎去薩州
- 一 日高曾右衛門幼少詠歌
- 一 新納忠元殺妾
- 一 沢庵猿引繪賛
- 一 穎娃主水賜死
- 一 愛甲次右衛門殉死
- 一 愛甲次右衛門遺書
- 一 中院通時剛強并蟄居
- 一 大内義隆夫人貞節
- 一 大海惣右衛門欲仕細川家
- 一 幽斎鳥屋の狂歌
- 一 川上忠兄修三山城
- 一 新納忠元謁秀吉卿
- 一 山田新助幼少斬罪人
- 一 山田新助岩屋城蒙傷
- 一 木脇休作勇猛
- 一 本多三弥称山田弥九郎
- 一 志賀彦左衛門死メ刺人
- 一 平田大休坊殉死
- 一 渡辺安房殉死
- 一 東照宮同時生者
- 一 利休浜千鳥香炉
- 一 日新公女を僧に遣
- 一 幽斎細川の秀句
- 一 中馬雷十月の句
- 一 日新公木賊の御詠
- 一 山下春正二童の歌
- 一 諏訪兼利雪中の詠
- 一 小川半介兄弟
- 一 竹内半右衛門志和地城之話
- 一 惟新公誅和田福永
- 一 簑輪心月父子争武
- 一 簑輪狩野助誅罪人
- 一 樺山善久大力
- 一 黒田嘉兵衛
- 一 和田秀存坊戦死
- 一 菓丸壺岐渡朝鮮
- 一 押川郷兵衛軍見物
- 一 泰清順仁孝誠敬比倫稀なり、或時 寛陽廟を東宮に宴す、 陽廟 頗木石を好む、 清廟親徒跣して木を移し、石を運び、庭上山水

の形勝を作る、陽廟臨するに及んで楽ます、左右を顧て曰、東宮固<sup>ニ</sup>翫好を厭ふ、予か為に諂諛の態をなす、悒々として宮に帰る、清廟壺鬱として数日憂ふる色あり、侍臣其故を問ふ、答て曰、前日敵君の言を聞て忽思へらく、親を悦はしめん事を欲して勞を忘る、凶らさりき、欺罔の罪を得んとは、既にして大に愧悔す、伝に云く、父母怒<sup>レ</sup>之不<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>、不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>色<sup>ニ</sup>、深<sup>ク</sup>受<sup>ニ</sup>其罪<sup>ヲ</sup>、使可<sup>ニ</sup>哀憐<sup>上</sup>也、父母怒<sup>レ</sup>之不<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>、不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>色<sup>ニ</sup>、其次也、父母怒<sup>レ</sup>之不<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>、見<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>色<sup>ニ</sup>下也と、君父の言非理といふとも猶意に作すへからず、況や今敵君の言至理至当にして、予猶意に作さる事あたわす、不孝の罪孰れか是より大ならんや、是を以て食へとも甘からず、寝れとも寝らず、憂ふる心仲々たるのミ、侍臣感嘆して涙禁せざるにいたる、

一 肥後権之丞大禁を犯し吉野山に入り、鳥銃を取て鹿を撃んとす、吏人是を追ふ、笠を捨て走る、貫明廟に聞<sup>ル</sup>、吏人権之丞を罪せん事を請ふ、明廟何を以権之丞なる事を知るやと問ふ、吏人曰、笠の内に姓名を記せり、即取て奉る、廟自ら笠を取り熟覽して曰、文字分明ならず、指を以撫る事あまたたひ、黒色消て読むへからず、於是吏人を呼ひ怒て曰、汝軽忽人を陥れしめんとす、努めて沈静の人となれ、吏人恐懼して退く、禽獸の故を以て人倫を罪せずの賢慮也といふ、肥後氏伝へ聞て感激に堪ず、終に明廟の逝去の時に及んで殉死すといふ、

一 中納言浮田秀家、庚子の乱後隅州の内に隠れ居る、慈眼廟の訴によつて赦されて八丈島に流さる、初其臣玉川伊予守隅州に来り秀家に仕ふ、秀家流さるに及んで 慈眼廟に告て曰、再造の恩報るに術なし、吾臣玉川伊予守・山田半助を献す、公必親昵せ

よ、君か徳に報ゆるの赤心なり、 廟諾す、三年を経て曰、吾聞く、玉川ハ射騎に功ミなりと、馬を乗らしめて試るへし、於是馬三疋を出して乗らしめんとす、 公曰、誰か此馬を出さしむるぞ、圍人曰、三原左衛門佐也、嘆して曰、悍馬乗るに堪へず、彼は新進の徒、日月の外知音なし、故に此悍馬をして過失あらしめんとす、故人忠厚の情にあらず、予か常に乗る処の小沢は能馴致して乗るに堪たり、是を出して乗らしむへし、玉川嘆服して曰、君命辞する事あたわす、我此地にあるは赤心にあらず、故主の義を全ふせしむるのミ、十年の後必八丈島に到り旧君に仕へんと欲す、然とも今日の恩徳実<sup>ニ</sup>金石を貫くに足れり、此国を去るに忍ひすと、意を決して止るといへり、

一 農民火を放て原野を焼く、春草を茂からしめん事を欲す、西風急なるに会して忽ち府城の後山を焼く、伊勢兵部少輔貞昌馬を飛して府城に到る、貞昌思へらく、予に先たつ者あるへからず、既に城門を望むに馬に乗り箠を負ひ弓を取て城門に輪乗するものあり、貞昌是を望むに玉川伊予守也、貞昌其神速なるを驚嘆す、城中より土持平右衛門出て玉川氏に告て曰、早く入て君に謁せよ、玉川曰、如此急難に会て新進は君辺に近づくへからず、我城門を守る、誠に其任にあたりと、弓矢を執て去らず、衆大に其高明を嘆す、一 山本春正百人首を講するに、かさゝきのわたせる橋におく霜のしろきを見れば夜そふけにけり、といふに及んで、唐の張継か楓橋夜泊の詩を誦し、歌と共に数遍吟し、いかうさむうニ御座るといひ捨て、次の歌を講す、時水無月の半、席上頓に秋涼を覚ふ、文字を解せずして意趣分明なり、  
一 伊地知助右衛門重英幼字少八郎と称す、年二十二歳にして国史習

学<sup>此謂御記</sup>に補せられ、後に国史官<sup>此謂御記</sup>に任す、元禄九年<sup>九月</sup>多病なるを以て官を辞す、同十四年故有て文書役として徳島に遣わさる、重英老母あり、帰期なきを思ふて去るに忍ひす、故旧平田意休外より重英を呼て曰、爾か義氣今日必進んで家を出へし、此等の時に臨んで速に出るこそよけれ、重英即出つ、意休海岸に送て手を把て曰、爾を送るに一言を以すへし、今より詩を賦する事なかれ、詩は志を述ふ、爾か分上泰然として命を安んずる事あたわし、苟も君を恨ミ世を憤るの志を賦せば、罪是より大なるはなからん、予も是より詩賦を止むへし、重英諾して去る、舟中開闢嶽を顧て名残とてかくるゝまてはかへりみる

こゝろつくしの富士のおもかけ

明年九月島におひて死す、年四十七、一説、老母の訃音を聞て曰、予罪を得て猶死せざるは母の在すを以て也と、刀を取て自殺すといふ、竹内実祐此に官遊するの時、彼墓に詣つ、池辺に塚を築き、後に柳の大木有り、島人曰、禍福を祈るに甚験あり、故に大に是を敬す、

一 平田意休、初治左衛門と称す、好んで詩を賦す、伊地知氏の故を以止む、後に人批削を乞ふ者多し、且其詩を作らん事を請ふものあり、於是意休諾して重英の霊を祭て曰、君か故を以て詩を賦せざる事今に到る、友人某詩を乞ふて止まず、言を食むに似たりといへとも霊我をゆるせ、生きたる人に語るかことくして賦す、  
一 伊集院仁左衛門俊雄<sup>傳</sup>、慈徳廟の御守役となる、山田泉鏡院・山本納助往て賀す、俊雄曰、今日殿中に於て人毎に賀す、予答て 命の辱きを告く、然れとも辱きとハ己に限たる恩徳をいふへし、幼君を守り奉る事我等是を弁へす、実は大難に遭へり、少しも飲

ふへき事にあらず、二人其実情を感ず、

一 樺山早馬忠郷杜若を愛す、或るあした池の辺りに出て見るに、蒼のミにして花の開きたるなし、

紐解て我には見せよ杜若 へたてん中の名には有るとも

と詠せしかは、一華忽ち開く、歌の奇特ともいふなるへし、

(頭注)

「按に、辛崎の松枯んとする時、逍遙院実隆卿の歌に由て復縁に變せし類、和歌者流往々称述する処、中華の書にも此類少からず、人心の靈、造花に感通する理なきにあらず、然とも古來称する処、附会の妄談又ハ偶然も亦少からざるへし、一概に論すへからず、」

一 山口仲左衛門儒学を以て我国に鳴る、同志の講会に出るに、議論必至当明白なり、衆大に服して企て及ふ処にあらずとす、晩年に朱子語類を秘蔵し熟読せし事を人知れといふ、其比までハ朱子語類見たる人もなしとぞ、

一文之は字を知りたる事其限なしといふ、納戸へ書一部を秘して人に見せざるあり、或時外に出て納戸を閉る事を忘れたり、小僧等入て見るに字彙といふ書也、此時我国に字彙一部ありけりといへり、

一 慈眼廟治世の時、澤崎主水といへる軍術者を我国に召す、主水身を委ねて奉仕す、然とも一向専念の仏流を信して意回らず、故に免して国に帰らしむ、是より京洛の間に在り、老母に事へて孝あり、母を小車に乗せ自ら挽て道路を往来す、諸侯其名を聞て徴せともいたらず、自謂、一たひ薩陽侯に事へ故ありて去る、他に事るは忠臣にあらず、嘗て半夜燈下に書を読む、適郭公の鳴くを聞

て、

武士の射る矢はおるか時鳥 たゝなり通す夜半の一声  
是一生一の秀逸也とぞ、

一 久永與三兵衛か家婢あり、黄昏、髪を乱し櫛を口に喰へ、宅地の隅に立つ事六、七日、暫して平生に復る、家人怪ミ問ふ、己も其故を知らず、與三兵衛木刀を取り先到て其後に匿る、婢来て立事毎のことし、與三兵衛忽出て撃つ、婢絶倒す、刻を移して蘇る、是より復立つ事なし、

一日食の日生るゝの皇子は天子の位を踐まず、中院通茂朝に仕へ、立坊の日に至て、諸卿此説を以て長皇子の立太子を難む、帝も亦然りとす、通茂曰、天子は徳に在て生時の天変にあらず、延喜

帝日食に生れ位に即て今に至て聖徳と称して累なし、今長皇子徳あらは、立て太子とせん事何の害あらん、説行われず、他の皇子太子となり天子の位に即く、其年の暮に通茂、

今はとてゆつる春まつ君か代に 神も今年の暮やおしまん  
叡聞に達し、世を譏るの意ありとて、勅勘を受けて三年を経たり、其間よめる

偽の世にしおしまん人しあらは まかきの尾花秋風もふけ  
勅勘の間家貧して苦しめるを、交り厚き諸侯より衣食財宝を給すれとも受る事なし、水戸光国金銀にて都鳥を作り贈るとて、

都鳥しはしなきさにあさるとも やかて雲井に立かへるへき  
通茂かへし、

一 中院通躬生れて多病なり、歌学を事とせず、病を養ふの外他なし、父通茂汝和歌の家に生れ歌を学はぬハ生れて益なし、今既に十六

歳、夙夜勤学し死して余憾なし、千万努力せよ、於是通躬勤め励  
て怠る事なし、終に和歌を以て世に鳴る事を得たり、

一越中守細川忠興、後に剃髮して三斎と称す、武勇あり、其父兵部  
太輔入道幽斉和歌を以て世に鳴る、慶長乱丹後国田辺城に在り賊  
に困まる、城陥んとするに及んで 天子勅して曰、今本朝和歌の  
奥儀を究めたるは幽斉のミ、故に歌の為に幽斉をおしむ、賊と和  
して命を全ふすへし、於是幽斉城を去て命を助かる、忠興 太神  
君に從て関東に在り、是を聞て嘆して曰、武人学ふまじきは歌の  
道なり、嚴父倭歌の故を以て義に違ひ、城を棄て遁る、千歳の遺  
憾ならずや、故に忠興歌を賦せず、然とも頗る其道をしる、後に  
台徳廟忠興を月見の楼ユラに召して歌をよましむ、忠興辞せずし  
て、

月は弓誰も射てみるやくら哉

一諏訪左右衛門兼利 泰清廟御幼年の御守役たり、 清廟に告て  
曰、日新公已来政務の暇学を好ミ、和歌を善くす、 君も亦か  
くのことくなるへし、 臣も頗る学を好ミ詩を学ふといへとも、い  
また倭歌を知らず、是より努力して歌を学ふへし、 此時既に四十  
二歳、終に倭歌を以て世に鳴る、初て山本春正に批点を請ひし、  
倭歌の序に東坡山谷か跡を尋しかとも、いまた和歌の道を知ら  
ず、不惑の年に及んで初て学ふとなん書たり、 清廟も亦学に進  
ミ、和歌を善し給ふに至る、

一撰州尼ヶ崎城主播磨守青山幸督或云大歳少輔幸実、  
或云大膳幸信未考、 東武に朝し歸るに及  
んで近衛基熙公に謁して曰、僕富士のすそ野を通る、和歌一首を  
詠し来て公に献せんと思ひしに、行く時は雨降りて山を見ず、帰  
に及んで一点の雲なく絶景、詞の写すへきなく、只に唐土の人に

見せても恥しからぬ山かなとおもひしのミにて、素志に違へり、  
基熙公の曰、其意言に発して、即歌なり

日の本の富士よこれとてもろこしの

人に見せてもはちぬ山かな

一 大概歌を読むの本意かくのことし、青山氏感服しけるとなん、  
御料理役某 寛陽廟の寵遇を得たり、或日僕家筋の事を訴ふ、数  
年を経ていまた決せず、おもふに政府に滞て 君聴に達せざる故  
なるへし、足下ハ親昵の人なり、我為に告げ訴へよ、某諾す、然  
とも申さずして又二、三年を経たり、同僚竹内助市初より此事を  
知る、憤激して曰、一たひ諾して留滞するハ言を食むなり、家筋  
の故なれば、彼人先祖の孝養ともなり、 邦君も是を歡ひ給ふへ  
し、我その人をしれるにもあらず、又頼たるにもあらねとも、必  
此事を告すチカへしとて丁寧には是を聞ず、幾はくならずして彼人の  
願ひ達しぬ、大に喜んで幣物を齎して初の料理役某に謝礼を述べ  
り、某の曰、我いまた君の聴に達する事なし、竹内助市に語りた  
るのミにして、外人にも是をいわす、助市か告したるならん、  
依之助市に到て礼謝す、助市受ずして曰、予いまた足下と一面の  
交りなし、又頼まれたる事なければ、申すへき様もあらずとて悉  
く礼物を返しける、文清公の所謂、処事ツ不可使シ人知ラ恩ヲ  
とは此人なるへし、

一 寛陽廟常に 泰清廟を憚り給ひしとなり、或夜御酒宴の時 清廟  
御参と申す、 陽廟則見台を御側に寄せらる、 清廟御参、是を  
御覽して曰、国家の政道ハ家老ともと宜く執り行ひ侍るへし、少  
しも御構なく悠々と御老年を養われ樂ませ給ふへし、夜中の御読  
書御断に存し奉給、御退去の後 陽廟甚嘆息し給ひけるとそ

川上親央  
直二侍臣



二開く、予、  
親尖二開く、

一 山田民部有榮、後に剃髮して昌敵と称す、八十余歳にして既に死  
なんとする時、子孫を招き告て曰、吾壮年 惟新君に從て濃州  
関ヶ原に出軍し戦敗れて退き給ふ、身体共に勞れたるに御勢三十  
人に過す、向ふを見れば百騎計の勢あり、敵味方を弁せず 惟新  
公御覽して、誰にても駈付て是を見よ、味方ならば馬を乗り廻  
れ、敵ならハ討死すへしと、衆等発語せざるに伊勢平左衛門駈  
出、近く成て三度乗廻れり、是則長曾我部宮内少輔の勢也、我一  
生の遺憾此事なり、汝か晝兼て心を養て人に後れを取る事なか  
れ、我遺言是のミなりとて卒す、

一 伊勢貞昌国老たりし時、同僚島津久元を敬して毎に下野様と称す、  
貞昌もとより江都に於て名声高し、稱して薩州の一家老といふ、  
或時東武旗本の土来る、久元出て応接す、貞昌来て両手を席上つ  
き下野様参候といふ、某出て人に語て曰、貞昌を稱して薩の長臣  
とす、其上に立つ人猶多し、容貌猶凡ならず、大家誠に人物多し、  
一 宮城侯の老臣曰、昔時我国の老中他邦に出て威勢甚高し、今世の  
こときにあらず、我久通・久供の二君に從て東都に至る事数回、  
路次鷹下の土に逢へは互に首礼して過く、まのあたり見る所なり  
とそ、

一 浄国廟異なる梨子を接しめ、庭前に植へしめ甚秘蔵す、初て実を  
生し鳥類の害を懼れ、近侍の小臣等に命して毎日是を鑿察せし  
む、侍童村野與十郎後藤等若  
衛門と改・畠山孫平太と謀り竊に取て是を食ふ、  
一日 国廟出て自ら見給ふに実なし、侍臣の盜ミ食ふを察し、詰  
問すれとも首実する者なし、明日猶糺し問ふ、於是村野竊に畠山  
に告て曰、吾儕深くかくすといへとも後必發覚せん、首実せんに

はしかしと、進んで告るに実を以す、 国廟嘆して曰、直なる  
哉、是人情の確とする処なり、汝幼童易直愛しつへし、罪を赦し  
て賞を賜ふへし、欲する所あらは是を与へん、村野曰、 公短刀  
あり臣心毎に是を慕ふ、 公益その隠す事なきを愛して是を給  
ふ、孫平太を罪して背に灸せしむ、 公侍臣を使ひ賞罰を行ふ  
事、大概かくのこし、

一 大清国の賈船肥前国長崎に到る、洋中難風に逢ひ日州佐土原に漂  
着す、佐土原侯我国に告く、於是本田作左衛門由親由を佐土原に  
到らしむ、事終て後、佐土原の老臣樺山典膳、由親を己か亭に請  
す、饗応終て典膳後宮に宴す、其間廊廡兵器をつらぬる事許多、  
既に分に過たり、炉辺黒き綿服を着たる女あり、典膳曰、是糟糠  
の妻なり、盃酒を賜へ、席上ねこふくといふものを敷けり、又鍛  
工の貝を一宝に備ふ、其故を語て曰、蓋郡士大夫官より退るの後、  
刀劍の貝貝類貝類を作り大坂に出して是を売る、僕も亦然りといふ、  
由親大に嘆服す、

一 唐船佐土原に漂着す、士大夫甲冑を着し兵器を把り、隊を別つ事  
三ツ、出て船に接す、其賈船たるを以て軍をおさむ、薩人到て是  
を笑ふ、樺山氏曰、今や治平軍列に疎し、故に異船を幸としては  
を試むるのミ、薩人慚悔して止む、

一 戸田平次成規は江州の産なり、願王院僧正智周の弟なるを以て、  
智周の願に因て始て我国に來り、 浄国廟の朝に仕ふ、登庸させ  
れて御用人に到る、或時黒岩時敬を招く時、敬一室に入て見るに  
席上に征矢あり、四壁弓・鉄砲あり、長杖杖にハ口を焼たる火繩其  
数を知らず、

一 舜水朱之喩ハ明人なり、乱を避て日本に來り、博学多才水戸光国

卿に愛せらる、嘗て卿の為に楠公正成の碑銘を作る、卿其子孫あらん事を欲し、之諭を水戸に館し、美人を遣し琴を学はしむ、燕寝閑居美人其左右に在り、之諭臂を交て教ゆ、手を経れとも毎に己を正して終に犯さず、卿ますく是を重んず、

一山田君豹東都に遊学するの時、川口静斎先生に語て曰、鄙人物を荷ふの棒を我国にて扱首といふ、静斎曰、さすハ古語と見へたり、天台座主明雲僧正の歌に、

松枝ハみな逆茂木に伐りとりて 山にはさすにするものもなし

とよめるは是なり、薩州は故国ゆへ、かゝる古語も残りけるにや、一永長伊右衛門ハ薩州出水の士なり、為人恭謹篤実、親に事て孝あり、朝暮安否を問ひ、起居を安んし、親いまた食せされは己食せず、風雨の夜は終夜睫を交へす寝所を奉し、親戚和順妻子好合令

名 上に聞し、錢穀許多を賜ふ故に内徳 廣く時徳

一常憲廟の時尾張五郎太君逝去す、贈官の事を所司代松平紀伊守信(傳)茲に仰遣わさる、信茲伝奏衆江告す、伝奏曰、任官は位記を出さるゝの法なり、贈官も同じ、五郎太殿いまた元服なし、又実名なし、位記の認方いかゝあらんと難渋す、信茲曰、上世坂上刈田丸、田村丸ハ実名か、更に実名ありしや、伝奏曰、更に実名を聞かす、信茲曰、然らば尾州侯の位記も、五郎太丸と記されんに何の不可かあらん、於是従三位宰相の贈官ありしとなり、

一薩人某氏或云伊勢 十兵衛東都に在り、一寺に過る、諸国行人大夫宴集す、一客酔に乗して曰、薩州に薩摩山といふ有りと聞けり、然るや、某曰、然り、諸客語て曰、薩州の山は皆薩摩山なるへし、一山を号して薩摩山とするは何事ぞ、答て曰、鄙野の俗、因循して其故を知らず、乍去我も亦疑ひあり、江戸に江戸橋あり、京に京橋有

り、江戸の橋ハ皆江戸橋なるへし、京も亦然り、一橋を号して江戸橋・京橋とするハ何ぞや、諸客弁無して謝しけるとぞ、

一新納又左衛門久了国老たるの時、薩州の浦にあやしき死骸流寄りける、久了江都執政に御届書に怪敷死骸寄来と書けり、答書に死骸流寄云々、久了嘆して曰、寄来は生たる者の来ることし、流來にて能く通せり、刀を文字に用る事を見るに足れり、

一島津主殿久柄国老にて東武に在るの日、見附を通られしに、番人其従者の多きを見て誤て座を下て礼す、久柄礼せずして過ぎ去る、昭按するに、答れば其礼にあたる、陪臣下座の礼を交へき理なし、故に久柄の礼なきは甚礼にかなへり、

一伊勢兵部貞昌京都に在るの日、列国の諸大夫と同しく營に登る、執政兵部と呼ふ、答へす、伊勢兵部と呼ふ、猶答へす、薩州の伊勢兵部と呼ふ、於是声に応して進む、其進退心有て見へしといふ、一弓削等薩は薩州の人なり、画図に巧なり、太守義久公の命を奉し、七たひ大明に到りて画法を学ふ、後に波月と号し、画名扶桑に高し、今の弓削文左衛門祖なり、

一大樹吉宗公、規模広大美人君の太度なり、享保十五年三月猪狩の時、愛犬疵を被る、猶猪に向ふ、公其過あらん事を危ミ、手を挙て是を制す、犬進んで犬引を引倒して向ひ去る、公甚犬の過あらん事をあやふむ、土岐大学馬を馳せ進んで猪を射る、錯て犬に当る、犬忽死す、公則烏銃鐵銃也を取て猪を撃殺す、大学恐怖して罪を請ふ、公曰、汝猪を射て犬をあやまつ過は、人のまぬかれざる処なり、何の罪かあらん、他日又葛西辺に放鷹す、長刀を持たる軽卒、急に公の過るを避んとて、長刀の鞘 公の頭に触る、公曰、目付とも見ぬ分にすへし、大岡右近忽走り去る、其

大度大概かくのことし、所謂赦小過なるへし、

一 太田道灌幼字を源六郎といふ、備中守資清の子なり、幼にして雄偉常ならず、素より大志あり、十五歳の時資清語て曰、汝穎悟容貌玉山人を映照するかことし、古語曰、知恵出<sup>二</sup>大偽<sup>一</sup>、智小にして謀大なる者禍なきは鮮なし、慎ますんはあらるへからず、杉障子を見るや直なれハ立つ、曲れは斃る、よろしく観戒すへし、源六郎席を立ち屏風を持来て曰、直なれハ立たず、曲れは立つ、如是ハ如何ん、資清黙す、源六郎常に名節を重んじ生死を軽んず、故に楽しんで驕るの気あり、資清みつから驕者不久の四字を大書し、床にかけ、源六郎を召して是を見せしむ、且其意を問ふ、答て曰、庶幾は此側、庶幾ハ五字を書すへし、資清諾す、即筆を呵し書して曰、不驕者亦不久、資清怒て扇を取て打つ、走て退く、是より父祖大に教訓して止まず、遂に漸磨して名士となる、長祿元年家臣千代田・斉田・宝田三氏をして武州江戸・岩付・河越に城壘を築く、左衛門大夫持資と称し後道灌と改む、古今の六書を読て軍法の奥儀を究む、常に江戸城に在り、間燕の宝を作り名付て静勝軒といふ、西簷辺に富士を望む、故に西牕を含雪と号す、江辺小亭を作り泊船といふ、是院蒼翁の詩に取れり、平生父の風を慕ひ、和歌を学ひ、其奥旨に通す、且諸士百家史伝・小説及び廿一代集に到り数千余函を貯へ其書家に満つ、自賦する処の詠歌碎玉類題と号す、寛正中上洛して將軍義政公に謁す、勅使東山殿に来て武蔵野を道灌に問ふ、和歌を詠して答ふ、  
露おかぬかたも有りけり夕立の 空よりひろき武蔵野、原  
又武州の風景を問ふ、

我庵は松原つゝき海近く 不尽の高根を軒端にそ見る

勅使帰賞す、叡感に堪へず、御製を賜ふ、

武蔵野は高かやのミと思ひしに かゝる詞の花やさくらん  
文明中上洛の時、又勅使有り、都鳥を問わる、答云、  
年経れと我また知らぬ都鳥 角田川東に宿はあれとも

一 豊臣秀吉我国へ動座の時、和平成て人質を求む、赤塚三右衛門・細田寛右衛門<sup>十三</sup>、羽柴美濃守秀長高原の陣營に到る、質奉行桑山修理大夫是を護る、秀吉軍を斑すに及んで二士赦を得て帰る事を得たり、細田無双の大胆なりといへり、後に加藤主計守清正薩州を侵さんか為に、肥後国各侯へ軍たてするの説あり、細田 惟新公の命を奉<sup>六右衛門</sup>水俣陣營に忍ひ入る、清正寢室の床下に到り土を取て帰るといふ、

一 後醍醐帝第六の皇子良懷征西將軍の宣を蒙り肥後国に在り、八代に於て薨す、其子元服し、自後醍醐院越後守源良宗と称す、七世の孫喜兵衛宗重後剃髮して淡路入道淡斉と号す、相良修理大夫義陽の麾下に属す、義陽一姓の高橋氏を許す、宗重高橋氏を称す、義弘公八代に居城の時、初て我邦君に属す、於是宗重高橋氏を嫡子少三郎に譲り、己は本氏に復す、後に 惟新公に従て帖佐建昌に在り、或時 公餅飯田原に出て放鷹す、少三郎も亦従て出つ、白髮の老人田舎馬に乗り白銀坂を下り来る、公まかけをさして望む、老人馬より下り進て曰、久しく富隈へ詣らず、帖佐にも参謁せんと欲す、不図此所に謁し 公の平安を拝して拵躍に勝へず、公応接甚厚し、少三郎其名を傍人に問ふ、答云、濱田民部左衛門入道栄林なり、庄三郎嘆息して帰り、父に告て曰、栄林は武篇太閤公の驚嘆する処なり、既に如此、吾儕爰に在りとも終身登庸せられん事難し、早く去て他邦に仕ふへし、終に暇を乞て因

州鳥取に仕ふ、子孫今に相州公に仕ふといふ、於是淡齊次男内藏  
介家督を續ぎ、今に至て世々我邦に仕ふ、

按河野通古記、宗重世々肥後に居す、天正中義弘公肥後国八代  
に在の時初て謁す、龍造寺隆信を撃の時宗重弟重税とともに島  
原に軍して功あり、重税疵を蒙りて終に死す、宗重父子猶肥後  
に在り、秀吉征西して宗重を以薩州の郷導たらんしめんとす、  
宗重既に前約あるか故に固く辞す、秀吉怒て小西撰津守行長に  
預く、後朝鮮を撃つに及んで宗重行長に従て朝鮮に到る、於是  
惟新公の營に来て前約を修し、公に仕んと欲す、公其父母  
妻子をして薩州に在らしめんとす、宗重諾して肥後に帰り父母  
妻子を卒ひて薩州に来る、禄百石を賜ふ、関ヶ原役に従ひ功あ  
り、後四百石を加へ賜ふ、前知を合て五百石を領す、云々、  
一日高曾右衛門為春幼にして過あり、父醉に乘し怒罵てやます、眼  
大に鬚奮ひ容貌甚恐るへし、為春則よめる、

目はひかる口には鬚か大江山 酒呑童子は酒か御すきて  
父も一笑に勝へず、顔を解き、怒をやわらけよる、

一大樹吉宗公野に出て放鷹す、麦將に熟せんとす、代官某を召て麦  
の熟否を問ふ、某答て曰、麦大に熟す、農民曰、麦は五穀の先作  
なり、故に麦熟すれば五穀共に熟す、今年麦斯の如し、農民大に  
歎ふ、公終日樂を極て還る、一句を経て代官某某熟せず、年貢足  
らざる事を告ぐ、老臣議して向に麦の熟して農民歎ふ事を申し、  
幾はくならずして不熟を告ぐ、欺罔の罪免るへからず、未 上聞  
に達せざる間に、告訴を止て貢を納れしむへし、代官聞かす、老  
臣止む事を得ずして聞す、公曰、某大丈夫といふへし、放鷹の  
日麦を問ふに当て実を告げは、予か一日の樂を妨ん事を思ふ、故

に隠して告げす、是上を愛するなり、今や民の為に実を告ぐ、是  
民を愛するなり、上を愛し民を愛するに己か欺罔の罪を顧す、代  
官其人を得たりと深く是を賞す、群臣其高明に服す、

一寛永中、島津久通の領地薩州伊佐郡宮城河流に砂金を得たり、久  
通穿工に命して其所出を求めしむ、派る事五里、同郡長野村の  
山中に至て金を得たり、寛陽廟に告て是を穿らしむ、費耗許多  
にして得る処寡し、國中挙て誹る、寛陽廟も亦財を費し民を苦  
しむとす、或時 寛陽廟船を江上に泛へて鮮魚を釣る、終日にし  
て一をも得ず、近臣曰、鮪を釣るは久通か金山にあらざれハ得も  
のなし、其故を問ふ、答て曰、多く得ん事を欲すれハ、餌を与ふ  
る事多からされはあたわす、与ふは目前費に似て終に大利有り、  
於是其言に従て魚を得る事甚多し、寛陽廟直に久通の家に入  
り、盃を挙て久通に賜ふて曰、始汝か金山を疑て国家の費民人の  
憂とす、今日魚を釣の術を聞て、金を得るの道を知れり、久通謝  
す、万治中に至て果して金十余両を得たり、是より本朝の金始  
て自由を得たりといふ、

一大玄廟精を勵し治を求む、一年正月常磐谷の別業に逗留して数日  
を経たり、十日の夜に至て老女宮之原氏に命し、納殿に出て当直  
の臣等か説話を聞かしむ、亥刻に老女反命す、廟其説話を問ふ、  
老女曰、明日群臣転官の期日恒例たり、故に召さるゝ処の臣等許  
多人の姓名を出し、上に某官の転任せんと筆記して議論す、廟  
老女をして侍童を遣し其書を求む、衆臣故を知らず大に恐怖す、  
廟熟覽し明且喜入房州久亮を召しむ、明日早天久亮常磐谷に至  
る、廟曰、今日転役は止むへし、久亮亦其故を悟らす、三十日  
を過久亮を召て曰、先に老女をして衆臣の転役を議するを聞しむ

るに、皆予か心のことし、又密に国中の説を聞くに、当らざるの過失はあるへからず、始のこたく転役せしむへし、久亮大に感服す、孟子の所謂、衆の好悪を察して後に行ふ、とは如是なるへし、一庄内乱に守護方の軍財部城の西七、八町を隔て、古井原の内郷ヶ迫に出張し、弓・鉄砲を放て戦ふ、讚良善助鉄砲を手云放ち、敵軍の足軽大将富山石見守を殺す、其間迫をへたて百間に及ぶ、長曾我部甚兵衛庄内方走進ミ、石見守死骸を引て深き小道に入る、善助再発て甚兵衛か腰指の団扇を撃折る、猶勇を奮ひ死骸を納む、和平の後二人友とし善し、相共に賞美す、富山か子孫農民となり、財部畠中門の宮内兵衛と云、長曾我部か子孫も同じく農民となり、同郷凶師門の休介と称す、

一 惟新公吉野に登り馬追を覽給ふ、初命して曰、年齢既に七十、復登る事あるへからず、帖佐・蒲生・加治木・鹿兒島の壯士悉く衣服を粧ひ出へし、於是各美を尽し馬に乗て出つ、一人後醍院内蔵介僂服を着し、野袴にて馬を牽せて出たり、衆是を譏りて、他邦新參の形装笑ふへしとす、牟礼の岡に至て袂より食を出し、馬に飼ひ、則乗て進下る、意気揚々其右に出るものなし、公も亦馬を進めて岡を下る、衆初て淡斎か子なりと称す、

一 慈眼廟甚能を好む、後醍院内蔵介も甚語を好む、父淡斎嘆息して曰、我兒語を善して昼夜息す、予ハ武篇を以て世に鳴る、頗る功名あり、其子遊芸を好む事かくのことし、公の能を好む、若召て散樂の役人たらしめん、悔とも及ぶへからず、

一 (朱筆「重出」)山口仲左衛門大儒を以て我国に鳴る、講会の議論他の耳目を驚かす、同志其高明に服す、晩年朱子語類を熟読せるを同志伺ひ知れり、此時語類を見たる人國中一人もなしといふ

一 山口仲左衛門書を講す、西田の賈人ト云常に来て聴く、山口氏其志を愛し時々召して談論す、一日来りて嘆して曰、僕一たひ遠遊し汎く天下の名儒先生の説話を聞き、心術を開悟せんと欲す、然れとも国の大禁、漫に他邦に出る事あたわす、山口氏曰、何のかたき事かあらん、賈人他邦に出、買売もとより国法の禁する処にあらず、賈人黙す、既にして太息して曰、僕か名儒先生に逢ん事を求るは、学んで忠信の道を求んか為なり、上を欺き道を求るの理あらんや、古人も人を知る事かたしといへり、宜なる哉、去て復来らず、山口氏大に恥悔てやます、

一 島津大蔵久明光公上町を過る、賈人中野利右衛門鶉を飼ふ、鳴声比論なし、久明聞に勝へす自家に入て見るに方一丈に満たす、壁壊れ柱傾き風日を蔽わさるかことし、久明曰、予鶉を愛して数百を集む、然とも此鳥に類せるもなし、願くハ我に与へよ、利右衛門悦て諾す、久明帰て米三俵を賜ひ鶉を求む、利右衛門曰、僕此鳥を愛して千金にかゝるとす、然るに公自蔽屋に来て求む、国君の季子如此は無上の榮なり、故に命に応ず、今米を賜ふは財にかゆる也、財に易る鶉にあらず、然れとも一度人に許して復我家に留むへからず、則籠を開て鶉を放ち去る、使反命す、公嘆息して我過とす、

一 東照宮一統の後、群臣に告て曰、我天下を得たるに実に天地の冥加なり、日本國中、我と同年同月同日同時に生れたるものあるへしとて、普く是を求めしむ、数月の後一人召に應じて来る、公曰、汝我と年月日時を同して生るは汝か冥加なり、求むる処我必従ふへし、其人の曰、我欲する只如此し、一首を賦して献す、

世の中ハ今日計こそ悔しけれ 昨日も過て明日も知らねは

一長岡兵部太輔藤高入道、幽齋・蒲生飛驒守氏郷と大坂へ逗留の間、胥議して曰、堺の利休に到て茶の湯を請わんと欲する事数年、然とも公事心に任せずむなく過す、今や間暇を得たり、利休に会すへし、相共に堺に到て利休を問ふ、茶終て氏郷曰、年来の望は果しぬ、此上ハとても思ひ出に禅門の重宝浜千鳥の香炉を一覧すへし、利休色変し立て香炉を抛出す、氏郷其意を知らず、一覽してさし置く、利休曰、幽齋君は歌人なり、我喜ひさる意ハ知り給ふへし、幽齋曰、清見潟の歌の心か、利休色定り能く心得給ふといふ、氏郷後に幽齋に問ふ、幽齋曰、

清見潟かけもたへなる波の上に 月のくまある浜千鳥かな  
香炉の望にて、初の茶会趣向うすく成たるをいひしなり、

一新納武蔵守忠元愛妾あり、忠元夜外より帰る時に、女文を読むの状あり、忠元を見て忽是を隠す、忠元見んと欲す、女弥隠して見せず、忠元強て求む、女口に含む、忠元口を開けハ既に吞て腹に納む、忠元且怒り、且恠しミ刀を抜き腹をさく、一片紙あり、血を洗て是を読むに歌なり、

人ならば浮名やたゝん小夜更て 我手枕にかよふ梅枝

折しも月明に、まとよりさし入たるに軒端の梅をよミける歌也、忠元後悔してやまず、歌も亦絶唱なりければ、京師に送て是を批せしむ、時の公卿等称美して秀逸なりとす、一人云、卑しき者のよまは必死したるならん、世俗忠元老年狩場に於て、此女の妾仇によつて卒すといふ、兒女子の談信するに足らず、

一沢庵和尚は 台徳廟の帰依僧也、東武の東海寺に居す、公東海寺に詣るの日、稲葉美濃守正則猿廻しの絵を出して賛を求む、沢庵書して曰、

己のミつかふと社はおもふらめ つかわれて世を渡る猿引

一穎娃主水剛悍勇猛の士なり、朝鮮国の役泗川大捷の日、慈眼廟敵五、六人と鬪戦す、主水見て救わす、心に思へらく、大將常に在て士卒の苦患を知らず、如此は 公の幸なりと、須臾にしに賊遁れ去て 公全き事を得たり、事不敬に罪せられて死を給ふ、讚良貞助云、主水勇功絶倫、誠に惜むへし、竊に国老と謀て七島へ流す、公帰朝の後数年を経て鹿兒島須崎に出つ、汐禅門川にさし入て景愛すへし、公近臣と馬に乗て渡る、中流にして策を取て四方を指して曰、朝鮮泗川城辺に彷彿たり、遂に穎娃主水か事に及ふ、公曰、彼か勇悍惜ひかな、侍臣等皆進て曰、公の此言を待つ事久し、嘗て死を賜ふの日、竊に議して七島に放つ、今尚存せり、願くは赦を得て召還すへし、公其欺罔を怒て更に死を賜ふ、群臣恐怖して忽尾上仁左衛門・田中後藤兵衛・久保七兵衛須崎より船に乗り七島に到る、三士胥議して曰、彼か勇猛不羈、恐らくは我輩に過失あらん、則腰刀を脱し入て姓名を通す、主水迎入る、侍妾二人鉢巻し長刀を把て出つ、主水制して吾か指揮を待しむ、二女内に入る、盃を出し酒を勧め、三士と訣を告ぐ、主水、田中氏と友とし善し、遺書を属して母に送る、

わさと申上得候、御かんきをかうむり、多年させんの身となり、此ころハ召なをされんとおもひの外に、切腹と仰出され、何事も前世の事とおほしめし被下候、以上、

辞世の和歌を賦して曰、

誰もかく二たひさめぬ一ねむり 一期の夢もあけほのゝ空  
硯一面尾上氏へ与へ、内へ走り入り、二女を殺し終て自殺す、或云、主水か自殺を見て二女ともに自殺す、

一 愛甲次右衛門身の長甚短し、慈眼廟の東武に朝するに從て欠く事なし、一年 公東武を發するの前、国老に令して曰、今年陪從の臣一に長ケ高きを用ゆへし、於是次右衛門供奉する事あたわす、憤怒して曰、短小の人奉仕すへからずんは生て世にあるへからず、公駕發するの前夜殿の柱に籠りて歌ふ、衆止れとも聴かず、夜更寝殿に聞ふ、公侍臣に問ふ、答るに実を以す、公曰、次右衛門供にもれたるを憤り死んとするなるへし、更に朝するの日ハ必ず供さすへし、短慮すへからず、次右衛門命を奉し落涙教行す、明日諏訪左右衛門兼利に詣り 公不諱あるの日殉死せん事を請ふ、兼利肯んせずして曰、五日工夫をこらして後我に告よ、次右衛門止む事を得ず、五日を経て告て曰、今に到て異志なし、兼利猶聞かず、次右衛門怒りて曰、我を懦にして死を恐るゝ者とするか、兼利笑て曰、我慮る処は是なり、汝我か言に憤激して一言す、因て死を共にするの志見へたり、次右衛門曰、然り、兼利曰、君に殉死を約せは常に生命を重んじ約を違へさるへし、汝か今の心あらは恥を忍ひ、辱に堪へて命を全ふする事あたわし、故に予汝か請を肯んせず、次右衛門感服して曰、殉死実難し、吾儕及ふ処にあらず、然れども 公の教誨心に銘して忘ることなかるへし、願くは我か為に君に告よ、於是兼利 慈眼廟に告す、公諾す、

一 慈眼廟薨逝の時、玉龍山前田中に仮屋作り、其中にて殉死す、次右衛門家を出て詣る、既に衆自殺し屍を桶に入れて荷ひ出す、次右衛門何某と問ふ、山田大泉院か死骸と答ふ、次右衛門扇を取り桶をたゝひて曰、大泉早く終る、やかて追付へしとて場所に入れて自殺す、遺言書、

黄門様御供申候而、人界を打破黄泉の首途を仕候、必後生ハひ

とつはちすに何事もむかし、次兵衛夫婦なりはて奉頼候、終に行く道とは兼て聞しかと 昨日今日とはおもはさりけり

二月

愛甲次右衛門

和田平右様

一 大猷廟參 内の時、御盃を頂戴し返盃を奉らんか為に、盃を持座を立ち進て 御簾に近づく、公卿等心大にはゞむといへとも、威勢に恐れ止むる事あたわす、中院通村勿を取、呵々シヤと云ひし形勢、勇猛凜然面を向ふへからず、大猷廟退去して返盃奉給わるといへり、後 歌に東都を譏るの意あり、三年江都に蟄居す、歌に、

清見瀉関守る波に道たゝて あらんかたより通ふ旅人  
是年、ことに勅使のあつまに下るを譏れるなり、三年の後東都に詠す、

入るかたに身をはさそわてよな／＼と 袖の露とふ武蔵野の月  
台聴に達し、赦を得て京に帰る、

一 大内義隆忍ひて通ふ女あり、或時消息をやりけるに、使の女あやまりて御台所に參らせけれハ、

頼むなよ行末かけてかわらしと 我にもいひし言の葉の末  
と書て女に送り、

通ふかたふたつありけの浜千鳥 ふミたかへたる跡とこそ見れ  
と書て義隆へ送り、露ほとも妬める心なかりしとそ、

一 大海惣右衛門仕を肥後国の太守細川家に求む、細川家臣等其姓名を難して曰、上ハ細川臣ハ大海、下尅上の姓名、細川家には相応せずといふへし、大海忽歌を詠て、

谷々の雫の水か取合て 上は細川下ハ大海  
相吟して出する、太守尋ぬれとも行方を知らず、

一 細川幽斎京を過ぎ、鳥屋に立寄り鶉を買んとす、鳥屋大名の求めと思ひ、其価をましければ、幽斎、

立寄て聞は鶉のねは高し、さすかよくにもふける物かな

一日新公川辺宝福寺に帰依の僧あり、試に女を遣し、一首を添らる、

山寺のひとり坊主にわかめやる、さひしき折のくし物にせよ

僧かへし、

わかめ得てふるめをよそにやるならば

ふためくるひと人やいふへき

とて女を返しければ、公甚感し給ひける、

一 太閤聚楽に在る時、細川幽斎子息越中守忠興と共に出られければ、

太閤、

細川によつとふた川出けり

幽斎とりあへず、

御所東通ひしほとは雨ふりて

太閤甚興に入りけり、

一 太閤連歌師紹巴に向て

奥山に紅葉ふみわけなくほたる

紹巴、

しかとも見へぬともし火のかけ

一 中馬休左衛門俳諧を以て我国に鳴る、雷十と称す、貴儔君海辺の

別業に宴す、盃を挙るに月桜岳絶頂より出て、波にうつれる躰類

ひなく見へければ、雷十一句と有しかハ、

月の出は波のつゝみのひやうしかな

一日新公木賊を愛し庭前に植、朝ことに是を見給ふ、中山惣右衛門

命を奉し常に木賊畠を掃除す、一朝、公の見るを知らず木賊一も

と取て帰る、公たわふれに一首を詠し、竹に挿て畠中に立つ、  
浅ましやはりとるものハ棒をとる

ひとくさとれハとくさ也けり

翌朝中山見て落涙敷衍、忽脇差を抜て腹を突く、公走て止んと

するに既に息絶たり、公悔て一期の過りとす、

一 山本春正薩州に来るの時、好事の徒是を饗応し、童二人衣服を飾

り等しく出て春正か盃を望ましむ、春正盃をひかへ、等しき所望

分けかたく思ひ煩ふといふに、満座一首を望む、於是春正、

うしつらし、車のわたちかけて思へは

一 諏訪兼利国老を辞して小野に隠居す、問ふ人甚稀也、雪のあした

野も山も埋ミはてたるに、田面一色白砂なるに、裾をかゝけ問ひ

来る者あり、戸を開て迎るに、年比かたらひなれし親しき人なり

ければ、志の切なるを感じ、

いかにせん生てはいかゝむくわまし

雪わけてこし人のこころを

或云、踏めはうしふまねはいかゝ、

一 小川半助・小川半平兄弟伊集院源次郎忠興に与して志和地城に在

り、共に武勇を以て相励む、城外に出て二人鎧を合せ、半助ハ島

津征久の臣中村九兵衛か為に討死し、半平ハ和平の後猶存命す、

百引の士平山軍助か祖小川備後と云、其弟小川半助清真か子なり、

兄ハ半助武友、弟ハ半平武重といふ、平山氏か系図に見へたり、

一加治木士竹内半右衛門も忠真に与し志和地に在り、有名の士なり、

後に中神石見とともに、惟新公に召し出さる、竹内云、城中大勢

有といへとも、有名の士廿七、八人に過す、吾も其中の一人なり、

小川兄弟も其中にて、半平鐘合の日の髻ハ我是を結たり、或日、



城外関新次郎と称し鎧を取て進ミ来る、我鉄砲を以て撃殺す、薄情の拳今猶余感ありと云、新次郎ハ関五左衛門祖父備後弟なり、一惟新公加治木に在し時、出て溝普請を見給ふ、和田仁左衛門・福永藤次郎行列の鎧を見て、亀突か見へたといふ、公怒て竹内半右衛門・宅間八兵衛・野村与兵衛に命して二人を誅戮す、

一川上四郎兵衛忠兄は參河守忠智の次男なり、幼して吉松内小野寺相模坊か養子なり、或時 兵庫頭忠平公に謁す、公曰、汝三州か子として一方の大將たるへきに、はからざりき沙門の子とならんとは、忠兄曰、我も亦常に是を思ふなりと内小野寺を辞す、於是三ツ山城代を命せらる、年纔に十三、三山城普請の命を蒙る、

公の思慮に先きたつて成就する事廿余日、公曰、速功何の故ぞ、答曰、敵迫に在し、速功なくんはあるへからず、時今夏の半にして民間の戸無用の物なり、故に悉く取り用て堀とす、公曰、予か眼目違ふ事なし、後必よき大將たるへし、深く是を称す、庄内乱の時は忠兄伏見に在り、眼を患ひ国に帰て療養す、鎌田出雲守正近 忠恒公に告て曰、忠兄武功の士なり、召して事を議し給ふへし、公諾して庄内に召すといふ、忠兄嫡子佐渡と称す、切支丹を行ふ故に火罪に行わる、然れとも忠兄忠節を以て、次男五兵衛に家を続しめ、今弥八郎に到て連綿す、

一新納武蔵守忠元勇猛絶倫兼て和歌をよくす、身の長短小にして容貌甚美なり、上ハ髭を愛して左右に茂生す、戦場に臨むことに劍槍自接し全身漆木のごとし、豊臣殿下征西の時、大口城に幸として召せとも降らず、龍伯公太平寺に參謁し和平成り、軍を班すに及んで出て天堂ケ尾曾末に謁す、面を挙て殿下を見る事なし、扇を賜ひ、長刀を賜て面を見んと欲す、只手を出して受く、盃を賜

へハ戴かすして呑む、龍伯公の賜へるには謹て戴く、酒を呑むに及んで、上髭酒にひたりてちう／＼と鳴る、幽斎或六羽、榮秀長口のあたりにすゝむしそなく、といふ、言下に面をあげ、ひけをなてゝ、

うわひけをちんちろりとひねりあげ

秀吉曰、汝今より我に背ひて乱を作すへきや、忠元曰、龍伯思ひ立に於てハ何度も敵対すへし、秀吉思へらく、短小にして其名拳高し、器量必広大なるへし、国に在しめハ恐らくハ変あらんと、龍伯公に告て曰、足下京師に朝する、必忠元を卒ひ來れ、是より秀吉武勇の人を語れば、大指を曲て先薩州の新納忠元といふ、故に世に称して大指武蔵といふ、

一山田新助有信、後に昌嚴と号す、剛強不屈新納忠元に滅せず、父藏人罪人を二、三士に命して斬しむ、有信年十三、傍に在て是を聞、路を廻りて先に出て罪人の來るを見て詞を放て斬る、罪人呵して曰、黄口の小兒何ぞ如此なると、大刀を振て斬る、有信深く傷を蒙り既に危き処に、二、三士走來て罪人を切殺す、有信数十日を経て生る事を得たり、高木虚白是を父に聞て、山田昌圓に問ふ、昌圓曰、我聞く処も然り、疵深くして藏人必死とし諸食を与んといひしと聞、

一天正十四年七月廿七日、義弘公筑前国岩屋城を攻るの時、城兵大石を抛卸す事雨のごとし、山田有信石に撃れて息絶たり、義弘公関屋清右衛門今出本上関屋清左衛門先祖かを召し有信か傷を問ひ薬を賜て曰、三尺手拭に薬を包ミ草の類也封の印をなせり、新助か胴をつよくしめ置かは一時を経て変あらん、敬て保養すへし、関屋其言のごとくす、果して一時を過る比腹中鳴りわたる事水の流るゝことし、須臾に

して息出て蘇る、清右衛門手拭を解て、公に返し奉る、公悦て曰、新助存命すへし、終に無事なる事を得たり、老後信助医師に語て妙薬なりといふ、昌圓親く聞て虚白に語る、

一木脇休作祐秀朝鮮国番船破の時、傷を蒙り海に陥り浮ミ居たるを、惟新公引上させ膝に枕させしめ葉を賜ふ、遂に生る事を得て、

感激して殉死を約す、関ヶ原の役洲俣に於て、惟新公堤に立給ふ、薩軍四方に在て、公の側人なし祐秀馬上長刀を舞わし薩摩の今弁慶と呼わり駈来る、公嘆称して曰、千騎の競なり、元和五年、公逝去の時、加治木春日の河原に於て殉死す、此時殉死十三人、悉く介錯して後岩の間に刀の柄を立て貫れて死したり、父の刑部左衛門ハ花ノ山城に（肥後）戦死す、

一伊勢貞昌江府に在るの日、麾下の士本多三弥問て曰、薩州の山田弥九郎某は平安なるや、貞昌曰、恙なく今は民部と称す、何れの時の知人なるや、三弥曰、関ヶ原合戦の時、西軍敗走するに及んで、内府公旗本の壮士手鐮ゆるされ先を争ひ西軍を追ふ、某も其中に在り、惟新老の退くに懸り、薩州殿（シヅカ）の大將と鐮を合んと呼わる、山田弥九郎と称し鐮を馬の平首にかけてかへされし勢、中々眼も見合かたく、覚へす五六間退きたり、其時の知り人なり、貞昌後に昌巖に語る、昌巖曰、此事覚なし、某か中間返し合せたる事有り、其時なるへきかと終に語らず、

一義久公豊後国大友義鎮を伐の時、昼合戦終て後、薩人肥後彦岐戦場を通りしに、戦死数を知らず、枕をならへて臥す、一人急に起て傍なる死人を引寄せ二刀さす、彦岐走寄て見るに、威毛口花なる鎧を着、青組の刀をさしたり、惣身冷て只今死したる者にあらす、豊後の人と見ゆ、さゝれたる者は鎧籠にして革柄の刀をさし、

薩人と見へたり、彦岐其雄壮を感じ、朝ことに茶を奠す、其姓名を聞かんと欲すれとも由なし、或夜夢ミらく、其人來告て曰、某朝ことに茶を賜ふといへとも姓名を承らす故に受かたし、志賀彦左衛門と称して奠り給へ、其人去て夢さめぬ、治世の後、彦岐淀の川舟に乗て伏見に到る、舟中豊後の人あり、彦岐彦左衛門を問ふ、豊人の曰、彦左衛門は騎馬なり、薩軍と戦死す、子孫（考）蒼落して足軽となれり、於是彦岐其始終を語る、豊後人の云、志賀氏は某と家隣れり、帰告くへし、後数年を経て彦岐江戸に在勤しける時、豊後国人志賀彦左衛門酒肴を齎し來て彦岐に告て曰、淀川の話説寡君に達し、某をして土たらしむ、僕は戦死彦左衛門か孫なりと、厚く礼謝して帰る、

一平田大休坊、慈眼廟に殉死する時思へらく、我は沙門の身也、刃を身に加ふへからず、生ながら火中に入て死すへし、昼鎌田弥右衛門大休坊を問ふ、僕を呼び後事を託し世務を弁し自若として常にかわる事なし、弥右衛門曰、殉死の時に臨ミ訣を告へしと即帰る、朝に到て大休大なる棚を作り其上に座、薪を山のごとくに積み火を燃さしむ、弥右衛門到る、既に炎焰々として大休か形を見す、大に呼わつて鎌田某永訣を告くといふ、大休火焰中に在て高声に三たひ声つくるひす、棚焼落て鐘の声猶聞ゆ、

一渡辺安房七十余歳にして、慈眼廟に殉死す、白髪の惣髪にて容貌雄壮なり、五尺手拭にて臍腹を引しめて切る、辞世の和歌

孫子とも君に奉公よくもせよ、我なき跡ハ（開モトラスモ）とふもかくにも、  
一簑輸入道心月其子狩野介蒲生に居す、父子所々に於て軍勞有り、父子常に勇武を争ふ、心月曰、我壮年より已來賜ふ処の感状、糊を以是を継かは八幡の坂の下に及ふへし、狩野曰、我若君か齡に

到て戰場に臨まは感状を繼て真幸に到らしむへし、狩野十六歳より廿八歳に至て太刀打十八度、朝鮮国南海に戦死す、

一 惟新公栗野に在し時、箕輪狩野介子高に命し軽野志摩助を誅せしむ、公是を見るに無難に誅し終る時に、狩野か刀折る、公刀を賜ふ、狩野曰、罪人を撃つ褒美として賜ふ、恩の厚を謝す、

公曰、罪人は誰人に命しても誅すへし、刀の折たるに由て与ふ、狩野介嘆服す、

一 樺山安芸守善久太刀絶倫、兼て和歌をよくす、常に五尺計の太刀を帶す、或時家臣の罪あるを誅す、十二、三の兒扈從太刀の柄にすかる、其佞抜き放ち、兒をさけながら罪人を切殺す、

一 黒田嘉兵衛大剛にして示現流をよくす、実ハ島津右馬頭の子也、妾孕む事有り、町人黒田六郎左衛門に賜ふ、於是男子を生む、黒田嘉兵衛と称す、免されて士となる、朝鮮国の役武功多し、命を奉て科人を斬る、賜ふ所の具足・羽織・御筆の歌あり、伝へて子孫の家に在り、

とてもまいらは清水に花の

都を見おろして面しろやいよのかた／＼

一 和田秀存坊蒲生に居す、勇武を以て名あり、壮年木脇休作と武功を争ふ、休作は質朴を尊ひ、秀存は華美を尚ふ、故に壮士等休作組・秀存組と二風有り、惟新公秀存を見て、壮年飾りたる容貌甚見にくしと宣ふ、慶長五年入峯し乱を聞て関ヶ原の陣營に到る、

公鑑を賜ふ、秀存拝謝して衆に告て曰、我形ち見にくしとて公の意に合わすといふ人あり、恩慮かくのことし、必戦死して謝し奉るへし、明日終に戦死す、秀存母あり、国に在て彼か関ヶ原に到を聞て、人に語て曰、若薩人戦死あらは我子も亦其中なるへ

し、神に詣て通夜す、山伏社頭に在るを夢む、嘆して曰、我子既に死せり、幾ならずして訃音を聞く、

一 薬丸老岐は大炊左衛門如水の祖父なり、朝鮮の役白髪の人なり、武事に馴たるを以て惟新公に供奉す、天性放蕩にして細事を謹ます、武功尤多し、或云、謹厚にして事に練達す、

一 押川郷兵衛、元龜二年辛未十二月朔日生れ、寛永六年己巳四月廿九日死す、五十五歳也、一生の内人を斬る事百三十人、切捨は数を知らず、天正九年十一歳にして兄河内守に随ひ肥後国水俣陣を見物す、敵矢文を射る、郷兵衛か髻に留る、河州其矢を取て新納忠元に告く、忠元云、若年敵近く進ミ、矢を射付られ身にあたらす、運命長久、後必武篇者たるへしと、深く称美す、

譚藪筆録卷之二

鑒察使答問抄

下上

通昭録卷之七

鑿察使答問抄 上

太守重年公、宝曆五年乙亥六月十六日、於江府御逝去、嗣君重豪公御幼年之故、依大法御目付京極兵部高主御使・青山七右衛門成親御書薩州江被差下、依之國中大小事以条書被相尋、於是吉田用右衛門御記録・迫田左次右衛門長輪御御答方被仰付、時々御答書被差出、此時、通昭国御目付方勤被仰付置、問答書不殘令熟覽記臆憶之、退出後、大略筆記之者也、

- 一 鹿兒島御城之事
- 一 一本丸二丸并御城山中間敷之事
- 一 御城間敷并堀
- 一 御城内建坪
- 一 御門敷・櫓敷之事
- 一 御城内蔵敷
- 一 御城内井戸敷
- 一 御下屋敷長屋
- 一 厩敷
- 一 御曲輪内土屋鋪之事
- 一 御下屋敷前空地之事
- 一 吉野橋・堀之事
- 一 御役所之事
- 一 升形之事
- 一 御城武器之事

- 一 御城外武器之事
- 一 御家中武具之事
- 一 御家中鉄砲・大筒之事
- 一 獵師鉄砲之事
- 一 御領國中惣鉄砲敷之事
- 一 弓場并鉄砲場之事
- 一 寺柱梶山番所之事
- 一 塩焔蔵之事
- 一 異国方御手当之事
- 一 御馬之事并御家中馬之事
- 一 騎馬高之事
- 一 津口番所、付、船付之事
- 一 口留番所之事
- 一 遠見番所并火立番所之事
- 一 関船敷・小早船・荷船・川船敷之事
- 一 廻船所持之者船敷
- 一 浦敷
- 一 鹿兒島より近国道法
- 一 湊所々船路道法
- 一 薩隅日惣廻之事
- 一 鹿兒島より四方境道法
- 一 御領国四方道程
- 一 山川より内海道程
- 一 鹿兒島より島々へ道法
- 一 島敷・付高

- 一 嶽数
  - 一 牧数・廻・馬数
  - 一 温泉
  - 一 湊数
  - 一 名所
  - 一 産物
  - 一 薬種
  - 一 錫山・明礬山・雲母山・砥石山・銀山・鉛山・銅山
  - 一 鉄山
  - 一 山林・竹木
  - 一 金山
  - 一 類族
  - 一 本村・枝村
  - 一 御家中分銀
  - 一 御領國中惣人数并宗旨
  - 一 御領内惣人数
  - 一 牛馬数
  - 一 土屋敷
  - 一 町数
  - 一 市日
  - 一 七島高并人数
  - 一 御判物高
  - 一 三年御取毛
  - 一 御浮所務
  - 一 諸物相場・両替
- 
- 一 御借金
  - 一 上方長崎御払物
  - 一 他国より買入物
  - 一 大河・橋数
  - 一 鷹ノ巢并鷹繫場
  - 一 非人・穢多
  - 一 他国者出入
  - 一 牛馬出銀
  - 一 一分銀
  - 一 他国者御国居付
  - 一 公義流人
  - 一 長崎御付人
  - 一 地方取・御蔵米取・定免之事
  - 一 宝曆五年大風洪水損高

国監察使答問抄

一 鹿兒島御城之事

文治二年、頼朝公より御元祖忠久公薩隅日御拜領、御代々御伝領、慶長七年 家久公初而当御城御取立御居住、以来御居城ニ被遊候、

一本丸・二之丸并御城山中間敷之事

当御城は山城ニ而、絵図面ニは本丸・二丸と被記置候得共、櫓・屏・堀等無之、南大手口・北岩崎口・西新照院口御門有之、土番被仰付置候、大手口より新照院口迄七町四十二間、新照院口より岩崎口迄七町三十三間有之、本丸は大手口之上、二之丸は御下屋敷上松林也、

一 御城間敷之事、付、堀之事

御城并御厩御下屋敷迄廻十七町二十九間、良方外堀長二町七間、横幅十間半、深サ二丈、東裏通一町廿七間、北方入一町廿八間、南方入一町四十七間、西方二之丸下山際一町五十六間、東裏通堀一町四十五間、横幅九間、深サ五尺、北方堀入一町二十間、横幅九間、深サ一丈二尺、南堀入一町五十七間、横幅九間、深サ五尺也、橋は櫓門前一ツニ而、北之方長屋門前は土居通ニ而橋無之、都而一重構ニ而外郭無之、

一 御城内建坪之事

建坪三千二百三十五坪、御下屋敷建坪千二百五十坪、本丸・二之丸建坪無之、

一 御城門敷之事、付、櫓之事、矢狭間・鉄砲狭間之事

東櫓門一、長 間、横三間半、窓四ヶ所、北方長屋門一、南櫓一ヶ所、長廿七間、横三間半、窓六ヶ所、御下屋敷東門、平門一、長屋門二、南長屋門一、御厩平門二、矢狭間・鉄砲狭間無之、

一 御城内藏敷之事

土藏七軒、内、一軒、長三十七間、横三間、一軒長十三間、横三間、一軒長八間、横三間、一軒長七間、横三間、一軒長二間、横二間、一軒長十一間、横二間半、一軒長七間、横三間、

一 御城内井戸敷之事

御城山内五ヶ所、出水二ヶ所、岩崎二十四ヶ所、出水二ヶ所、

一 御下屋敷長屋之事

長屋二流、内、一流長四十五間、横三間、一流長七十一間、横二間半、

一 厩敷之事

惣敷十二軒、内、一軒長十六間、横三間、一軒長七十七間、横三間半、二軒長十九間、横三間、二軒長九間、横三間、一軒長七間、横二間、二軒長五間、横二間半、一軒長六間、横二間半、一軒長十間、横三間、三軒長十間、横三間半、

一 御曲輪内土屋敷之事

大手口へ六ヶ所、岩崎へ四十一ヶ所、

一 御下屋敷前空地之事

中小路より東堅八十一間、横五十八間、同西堅百三十六間、横五十七間半、

一 吉野橋・堀之事

岩崎口より海際迄四町十六間、内、吉野橋より上二町七間、修復公義へ及御届候堀幅、吉野橋十間半、新橋十六間、海際二十六間、深六尺五寸、

一 御役所之事

御家老座・異国方・御勝手方・大御目附座・六与所・御側御用人座・御用人座・御近習役所・御納戸・御兵具所・御使番役所・御記録所・高奉行所・物奉行所・御廐・御右筆所・御目付役所・糺明奉行所・郡方・御書院方・御台所、以上御堀内、○寺社奉行所・御勘定所・町奉行所・山奉行所・宗門改方・代官所、以上御屋敷内、御普請方・御細工所、以上築地、○評定所・御春屋、中福良、○屋久島藏・御船手、以上武村之内、

一 升形之事

千石馬場行当り、前々より升形と唱来候得共、縄張等無之、

一 御城内武器之事

纏二本

馬印十七本

旗百二十八流 指物三千三百三十本

具足三千二百二十五領 鎧千六百本

長刀六十振 弓九百五十張

征矢五万九千八百筋 陣鐘三十四

陣貝七十四 楯三百一枚

鞆八百二十腰 箆八十二腰

幕百八十七頭 火繩二万四千二百九十曲

石火矢拾六挺、内、式挺 六百七十目、五丁 三百八十目、壹丁 式百拾匁、八挺式百目、

異風石火矢拾四挺、内、壹丁 壹貫九十目、一挺 式百七十目、

八挺 式百目、一丁 百六十目、一丁 百三十目、一丁 百

四拾目、一丁 百五十目

鉄砲千七百三十三丁、内、千四百三十七丁 式匁より八匁迄、

式百三挺 拾匁より拾九匁迄、九十式丁 廿目より三十目迄、

壹丁 百目、

石火矢・鉄砲玉数式十九万九千九百六十、

一 御城外武器之事

出水

鎗式拾本 弓拾五張 征矢五千百八拾筋

箆式拾腰 楯式百枚 石火矢二挺<sub>三百八十目</sub>

鉄砲三十挺 四匁・五匁

出水野間原番所

鎗五本 弓式張 征矢廿四筋

鉄砲三挺 五匁



阿久根

石火矢一挺 三百八十目 異風石火矢壹挺 四十目

長島

石火矢貳挺 貳百目

市来

鐵砲町筒三挺 三十目

串木野

石火矢壹挺 貳百目

高城

石火矢壹挺 三百八十目

京泊津口番所

鑓拾本 鐵砲五挺 五匁

高江

鐵砲町筒三挺 三十め

加世田

石火矢貳挺 貳百目

加世田片浦津口番所

鑓五本 鐵砲五挺 五匁

坊泊

石火矢貳挺 貳百目

坊津口番所

鑓拾本 鐵砲五挺 五匁

宝島

鐵砲貳挺 四匁

口之島

鐵砲貳丁 五匁

中之島

鐵砲貳丁 五匁

甌島

鑓拾五本 石火矢貳挺式百目・三百八十目

鐵砲三十挺 五匁

山川津口番所

鑓五本 鐵砲五挺 五匁

大口

鑓拾五本

大口小河内番所

鑓拾本 弓式張 征矢貳拾四筋

鐵砲三丁 五匁

佐多

鐵砲町筒三挺 三十目

内之浦

鐵砲町筒三挺 三十目

内之浦津口番所

鑓五本 鐵砲五挺 五匁

山ヶ野金山

鑓拾八本 弓拾五張

征矢百式筋 箠拾壹腰

志布志

鐵砲町筒三挺 三十目 鐵砲拾六挺 四匁より八匁迄

志布志夏井番所

鐘式本 弓式張  
征矢式拾四筋 鉄砲三挺 五匁

志布志八郎ヶ野番所  
鐘式本

志布志津口番所  
鐘五本 鉄砲五挺 五匁

高岡

鐘三拾式本 弓式拾張 征矢式百四拾筋

箆式腰 石火矢壹挺、式百拾匁

鉄砲四十五挺 内、四十三挺 三匁より拾匁迄、式挺 式拾目

高岡去川番所

鐘三本

山之口

鐘式本 弓式張 征矢式拾四筋

鉄砲三挺 五匁

加久藤榎田番所

鐘五本 弓式張 征矢廿四筋

箆二腰 鉄砲三挺、五匁

紙屋番所

鐘三本 弓式張 征矢廿四筋

鉄砲三挺 五匁

穆佐

鉄砲五挺 五匁

須木

鉄砲五丁 四匁

倉岡川口番所

鐘式本 弓式張 征矢廿四筋

鉄砲三挺 五匁

飯野

鉄砲三拾挺 四匁

勝岡

鉄砲拾挺 五匁

琉球那覇村

鐘拾本 異風石火矢拾一丁 百三十目より式百目迄

鉄砲九拾八挺、内、九拾五丁 四匁より拾九匁迄、三丁廿目より

廿二匁迄

大島

鉄砲四拾壹挺 五匁

鬼界島

鉄砲拾五挺 五匁

徳島

鉄砲三拾四挺 五匁

永良部島

鉄砲三挺 五匁

与論島

鉄砲式挺 五匁

一 御家中武具之事

纏百拾本 馬印百四拾本

指物六千五拾本 具足一万三千五拾領 鐘一万五千二百本

旗三百五拾流

長刀式百振 弓三千五百式拾張 征矢八万五千筋

陣鐘七拾 陣太鼓八十五 陣貝百四拾

楯百五拾枚 鞞二千五百腰 籬百八十腰

幕三百五拾頭 火繩一万八千五百曲

一 御家中所持之鉄砲・大筒之事

鉄砲式万七千挺 玉数式拾五万六千

内、一万九千百挺 壹匁より五匁迄

五千式百四拾挺 六匁より九匁迄

式千八拾挺 拾匁より拾九匁迄

五百八拾挺 廿目より式百匁迄

一 獵師鉄砲之事

御領内獵師とて鉄砲稼ニ而渡世之者無之、獵師筒と申伝、百姓所持鉄砲式千七百九拾八挺、

一 御領内中惣鉄砲数之事

三万式千九百三拾三挺

内、千式百九拾七挺 御城内

式百四拾三挺 御城外諸所

百九拾三挺 琉球

式万七千挺 御家中諸士

千七百式拾式挺 薩州百姓所持

内、八百五拾壹挺 八分より拾匁迄 獵師筒

七百八拾七挺 壹匁三分より拾匁迄 異国方用心

百式拾四挺 一匁八分より七匁迄 獸威用

千六百六拾六挺 隅州百姓所持

内、千五百拾挺 八分より拾三匁迄 獵師筒

五百拾六挺 一匁二分より拾八匁迄 異国方用心

八百拾式挺 日州百姓所持

内、七百九拾四挺 九分より拾二匁 獵師筒

拾八挺 一匁三分より三匁三分迄 異国方用心

一 弓場之事

堀之頭 樋之口

右両所、毎年八月下旬より諸士罷出弓仕、十一月上旬射納、与頭時々見分有之、

一 鉄砲場之事

瀧之上 中村 洲崎

右、四季共ニ稽古、与頭見分為定儀無之、

一 寺柱・梶山番所之事

日州都城寺柱番所之事

鑓五本 弓四張 征矢四拾筋

鞞四腰 鉄砲五挺 五匁

日州都城梶山番所之事

鑓式本 弓式張 征矢式拾四筋

鞞式腰 鉄砲式挺 五匁

右両所、領主島津筑後江御預ニ付、筑後より右之通武器被遣置候、

一 塩焔蔵之事

鹿兒島郡元村・田上村・犬迫村ニ有之、

一 異国方御手当之事

悪意之異国船見得來候節は、一与三百五拾人ツ、段々被差遣御手  
当有之、

一 御馬之事

百足御厩江被立置候、時々増減有之、

一 御家中馬数之事

六百五拾疋立置候、増減数不定、

一 騎馬高之事

高三百石より騎馬高候得共、其以下馬立之儀勝手次第候、

一 津口番所之事

薩州米津 出水 同脇元 出水 同京泊 水引  
同片浦 加世田 同坊津 坊泊 同山川  
隅州内浦 日州志布志 同川口 倉岡  
右、津口番所、鹿兒島より士三人宛、足輕老人相付被遣置候、

一 船付之事

薩州山川 同門之浦 知覽 同坊津  
同久志 同秋目 同片浦 加世田

同京泊 同倉津 阿久根 同脇元 出水

同米津 出水 同鱈之浦 長島 同倉戸 長島

隅州内浦 同柏原 串良 同大泊 佐多

日州志布志 同川口

一 口留番所之事

薩州野間原 肥後出口 出水 同小河内 大口 肥後出口

日州榎田 加久藤 求摩出口 同紙屋 野尻 佐土原・細島出口

同去川 高岡 佐土原・細島出口 同梶山 都城 飲肥出口

同寺柱 都城 飲肥出口 同八郎ヶ野 志布志 福島出口

同夏井 志布志 福島出口

右口留番人、其所之士両三人ツ、被仰付候、

一 遠見番所之事

薩州長島 同多田崎 出水 同阿久根

同羽島 串木野 同脇本 出水 同市来

同片浦 加世田 同春日嶽 坊 同石垣 頸娃

隅州立見崎 佐多 同火崎 内之浦

一 火立番所之事

薩州里村 上櫃島 同中櫃 上櫃島 同手下 打下櫃島

同西方 高城之内 同京泊 水引 同寄田 高江

同羽島 串木野 同唐船ヶ尾 同湯田 市来

同飯牟礼 嶽伊十院 同横井 鹿兒島 同草牟田 同

一 関船数之事

関船式拾三艘 七十六丁立より五十丁立迄、

一 小早船之事

小早船四拾艘 四十六丁立より六十丁立迄、

一 荷船数之事

荷船十三艘 三百石積より四百八十石積迄、

一 川船数之事 合千九十一艘

薩州 七百八拾艘 隅州 五拾七艘 日州 百三拾三艘

一 廻船所持之者共船数之事

薩州 荷船式百拾七艘、拾四石積より六百九拾石積迄、

隅州 荷船百拾六艘、拾五石積より六百九拾石積迄、

日州 荷船拾九艘、式拾石積より六百三拾石積迄、

(頭注)「イ 三百一艘

商売荷物運漕船

四千二百廿一艘 二枚帆・三枚帆」

一 浦数之事

薩州 荒田浜 鹿兒島

松崎町 谷山

和田浜 同

平川浦 同

喜入浦

門之浦 知覽

松ヶ浦 同

湊浦 指宿

摺之浦 同

瀬崎浦 今和泉

山川町

児ヶ水浦 山川

川尻浦 額桂

脇浦 同

石坂浦 同

枕崎浦 鹿籠

泊浦

今村 久志

博多浦 久志

秋目浦

小浦 加世田

片浦 加世田

小松原 同

塩屋 梶浦 田布施

入来浜 伊作

花熟里 浜 同

帆湊浦 日置

永吉浦

上之浜 吉利

湊町市来

江口浦 市来

島平 浜 串木野

串木野 浜

羽島浦 串木野

神川浦 伊十院

京泊浦 水引

船間崎浦 水引

阿久根町

折口 浜 阿久根

脇元 浜 出水

蕨島 同

福之江 浜 同

名護浦 同

米之津浦 同

塩追浦 長島

和仁浦 長島

御所浦 同

浜方浦 下飯

隅州 松原浦 帖佐

脇元浦 重留

加治木浦

小村浦 因分

浜市浦 同

敷根浦

福山浦

境浦 牛根

海瀉浦 垂水

終原浦 同

新城浦

大根占浦

小根占町

小根占 浜

伊佐敷浦 佐多

島泊浦 佐多

大泊浦 同

古江浦 花岡

南高須浦 鹿屋

北高洲浦 同

柏原浦 串良

内浦

波見浦 高山

日州 菱田浦 大島

志布志浦

一 鹿兒島より近国道程之事

肥後国熊元へ四拾式里半、境迄式拾六里廿三丁、

肥後国求麻へ式拾式里、境迄十八里八丁、

日向国飩肥へ式拾六里、境迄十九里廿八丁、

日向国高鍋へ三拾四里、境迄三拾里二拾六丁、

日向国延岡へ四拾五里、

日向国佐土原江三拾壹里、

高鍋領福島境迄式拾里十八丁、船路四拾五里、

飩肥外之浦へ船路五十式里、

日向国細島へ船路八十七里、

肥後国水俣へ船路六十九里半、

肥後国佐敷へ船路七十四里半、

肥前国長崎へ船路九拾三里、

一 湊所々船路道程之事

京泊水引より加世田片浦迄式拾三里、

片浦より坊津迄八里、

坊津より山川迄十三里、

山川より鹿兒島へ十三里、

大泊佐多より内之浦へ十八里、

内之浦より柏原へ五里、

柏原より志布志迄五里、

志布志より高鍋領福島迄三里、

一 薩州惣廻之事

百三拾里式拾六町拾六間三尺、

一 隅州惣廻之事

百拾五里拾壹町四拾間四尺、

一 日州惣廻之事

式百八里三拾三町、

内、九拾五里七町十間半

薩州御領、

一 御領国惣廻之事

式百式拾六里四町壹間

内、五拾三里式拾九町六間式尺、灘路之廻、

百七拾式里拾町四間四尺、陸路之廻、

一 鹿兒島より四方境道法之事

東都城日州飩肥境迄拾九里式拾八丁、

南佐多海際迄三拾四里余、

西市来海際迄六里、

北大口肥後境迄式拾里余、

一 御領国四方道程之事

出水肥後境亥より佐多御崎已迄四拾里<sup>内海上、  
十八里</sup>、

高岡県境寅より泊津申迄四拾四里<sup>内海上、  
十里</sup>、

一 山川より内海道程之事

小根占へ三里程、

鹿兒島へ十三里、

福山へ式拾一里程、

一 鹿兒島より島々へ道法之事

上甌島へ海上五十六里、

下甌島へ六十壹里、

長崎へ六十里、

硫黄島へ三十壹里、 竹島へ三十一里、

桜島へ壹里、 口之永部島へ三十八里、

屋久島へ四拾八里、 黒島へ四十一里、

種子島三十九里、 よこあてへ百式拾里、

口之島へ七十里、

中之島へ七十五里、

諏訪瀬島へ八十二里、

臥蛇島へ八十三里、

平島へ九十壹里、

悪石島へ八十九里、

宝島へ百七里、

琉球国那覇湊迄式百四十九里、

琉球国はてるま迄四百五里那覇よりはてるま、  
迄海上五十六里

一 島数之事

上甌島 高千式百拾九石余 薩州甌島郡

下甌島 高千五百七拾壹石余 右同郡

長島 高三千三百三十八石余 薩州出水郡

硫黄島 高千三百石 薩州川辺郡

桜島 高千六百九拾八石余 隅州大隅郡

屋久島 高千八拾石余廻廿三里三十町 隅州馭謨郡

種子島 高五千式百五石余 隅州熊毛郡

竹島 薩州川辺郡

黒島 廻三里十三丁 右同郡

口永良部島 廻六里十八丁 右同郡

口之島 廻二里廿五丁 右同郡

中之島 廻四里十八丁 右同郡

臥蛇島 廻一里十八丁 右同郡

諏訪瀬島 廻三里式拾丁 右同郡

平島 廻三十式丁 右同郡

悪石島 廻二里二丁 右同郡

宝島 廻三里式拾丁 右同郡

こてあて 廻一里十丁宝島ノ未申十  
三里ニアリ 右同郡

一 嶽数之事

開聞嶽 穎娃 野間嶽 加世田 金峰山 田布施

矢筈嶽 出水 上宮嶽 鶴田 冠嶽 串木野

高限嶽 高限 霧島嶽 白鳥山 飯野

法花嶽 高岡

一 牧之事

吉野鹿兒島 廻五里廿九丁廿壹間 安永七年 馬四百八十三疋

比志島野同 廻式里十五丁三十間 (宋書) 宝曆五年 二百四十五疋

(宋書) 三十九疋

笠山野栗郷 廻五里十九丁六間 (朱書) 百四十八疋  
馬百七十五疋

寄田野高江 廻六里十九丁四拾間 (朱書) 三百八十七疋  
馬三百三十六疋

穎娃野 廻貳里三拾四丁四拾四間 (朱書) 二百三十九疋  
馬貳百六十一疋

唐松野穎娃 廻三里貳拾壹間 (朱書) 百三十一疋  
馬二百四疋

野間野加世田 廻四里 (朱書) 二十八疋  
馬百六十七疋

下甑野 廻一里三拾三町 (朱書) 百二十二疋  
馬百二十一疋

市山野上櫃島 廻二里四丁四十七間 (朱書) 七十五疋  
馬八十六疋

瀬崎野出水 廻五里拾六丁五十二間 (朱書) 二百八十五疋  
馬四百廿五疋

長島野 廻七里三丁貳拾間 (朱書) 五百五十六疋  
馬七百九十二疋

市来野 廻六里廿六丁廿五間 (朱書) 二百五十六疋  
馬三百十五疋

伊作野 廻五里十八丁 (朱書) 二百四十四疋  
馬百九十二疋

青色野蒲生 廻三里一丁三十九間 (朱書) 三十九疋  
馬四十疋

春山野曾於郡 廻二里十八丁 (朱書) 二百十三疋  
馬四百五十六疋

末吉野 廻三里廿三丁十一間 (朱書) 三百八十三疋  
馬五百疋

福山野 廻十里廿四丁廿二間 (朱書) 千七百九十七疋  
馬二千二百六十三疋

(頭注「明曆三年、福山野 馬數二千六百三十八疋、内、二才駒百廿七疋、外取駒百六十一疋」)

高牧野鹿屋 廻四里五丁十間 (朱書) 三百十五疋  
馬三百八十五疋

佐多野 廻三里七丁卅六間 (朱書) 八十九疋  
馬(朱書) 八十九疋

惣合廻八十五里三十四町四間 (朱書) 宝曆五年生馬合四百九十四疋

一 温泉之事  
蘭牟田 湯田村宮城 紫尾村鶴田 湯田村市来  
湯浦村伊作 鯖淵村出水 武元村出水 添田村入来

市比野村樋脇 西方村指宿 東方村上同 十町村上同  
十二町村上同 成川村山川 栗野村栗野 内村因分

東郷村日当山 嘉例村上同 万膳村薩 三体堂村同所  
中津川村上同 巢窪田村上同 上中津川村上同 有村桜島

古里村上同 田口村 曾於郡末永村飯野 昌明寺村吉田



一 湊敷之事

山川 坊津 片浦加世田 京泊水引

倉津阿久根 脇元出水 米津出水 内之浦

大泊佐多

以上船改番所有

角之浦知覽 久志 秋目 鰯之浦長島

倉戸長島 かせとう同 せきなん浦同 火之浦同

すそ黒同 ふた浦同 大和田同 脇崎同

塩追同 から島同

以上九ヶ所大船出入無之、依日和大船掛ル、

一名所之事

隼人の瀬戸 薩州出水

沖の小島 薩州硫黄島

唐の湊 薩州坊津

奈気木の森 隅州国分

気色の森 隅州国分

一 御領国産物之事

砂糖漬鹿兒島 鯉節七島 赤貝塩辛指宿

小熬海鼠鹿島 蜜柑桜島 炙鮎綾

右、毎年御献上

野駒 茶入 茶碗皿類 硫黄

樟腦 生蠟 榿子 米

粟 黍 稗 麦

大豆 大角豆 八重成 小豆

蕎麦 胡麻 唐芋 酒

菜種 麻 芋 塩国用不足

紙セシム 桑少 漆少 茶 柿

煮取セシム 木綿国用不足 鉄 棕櫚

一 薬種之事

桂心 宿砂 海人草 揚梅枝以上七島

紅花指宿 枳殼 枳実以上長島 硫黄硫黄島

菘木坊泊 山梔子 桔梗以上平佐 天童子

葛根以上郡山 苦辛 益母草 牛膝

天門冬 車前子 草決明子 青木香

蔓荊子 爪楼仁 爪楼根 天瓜粉

芍薬 風藤 木通 茵陳

薏苡仁 薄荷 天南星 山薬

枸杞子 地骨皮(土) 藁本 菊花

黄精 香薷 牽牛子 砂参(連)

商陸 青箱子 草薺 川練子

川骨 麦門冬 苦練根皮 鬱金

五味子以上鹿屋 蜜 山柘 忍冬

五倍子 枇杷葉 蜜蠟 金銀花

陳皮 釣藤鈎以上桜島 蘇子 紫蘇

防風 白茯苓 赤茯苓 何首篤以上大始良

白篇豆 午房子 柴胡 前胡以上国分

厚朴

黄柏以上、都  
城山之口

羌活

羌活(飛)

独活

茅根

人参以上  
郡城

白述(飛)

蒼述以上  
野尻

樟腦山之口

一 錫山之事

谷山之内ニ有之、男女百十人居住、明暦元年之比より掘初、近年裏山ニ而年中出錫四千五、六百斤位有之、

一 明礬山之事

湯平山栗野

山之城山二所

内木場山踊

湯地山同

硫黄ヶ谷踊

熊柳山同

嶽山曾於郡

霧島山同

一 雲母山・砥石山・銀山・鉛山・銅山等之事

御領内ニ無之、銅山は加世田野間山・阿久根甌島ニ有之、掘候得共山不宜、被差留、

一 鉄山之事

為定場所無之、海辺へ寄来ル鉄砂を取り、土居吹水之便能キ所へ一往小屋栖居ニ而吹調、

一 山林之事

薩州四拾六ヶ所、隅州四拾三ヶ所、日州式拾壹ヶ所、

一 竹木之事

薩州五十八ヶ所、隅州四十二ヶ所、日州式拾壹ヶ所、

一 金山之事

○山ヶ野隅州桑原郡山町中人数六百二十四人、内、男女三百七十二人他国者、二百五十二人御国者、

○鹿籠薩州川辺郡山町中人数二百四人、内、三十五人他国者、二百五人御国者、

○長野町薩州伊佐郡二町、家二十六軒、人数百六人、内、男女六十一人他国者、四十五人御国者、

○山ヶ野町四町、家四十五軒、人数百四十二人、内、男女八十二人他国者、六十人御国者、

右山之盛衰次第、家・居人数増減有之、  
○鏈山中家数百三軒、人数三百七十六人、内、男女二百式拾九人他国者、百四拾七人御国者、

○山ヶ野垣廻三里、西東少し長し、長野より山ヶ野へ一里

○山中奉公人、士式拾壹人、足輕拾六人、

○神社、永野・山ヶ野、山神一社ツ、

○寺院、山ヶ野三ヶ寺、護念寺浄土宗、久昌寺禪宗、遠沾寺法華宗、長野一ヶ寺、安養院禪宗、寺領高無之、飯米被下之、

○長野金山寛永十七年三月廿二日稼御免、同廿年之春迄稼被差留、御訴訟之上、明暦二年六月廿六日国中罷在者共稼御免被仰渡、寛文二年地下人、他国者取合セ可為掘旨被仰渡、

○他国者金山へ入来候事、境目番所ニ而往来証文・寺証文見届、番人証文相添金山口屋へ差越、口屋検使見届之、金山札所へ引合、何国者何某何歳と記候手札を相渡シ、証文は取揚

置、

○山中惣切数廿七口有之、十五口は金氣少々有之、拾二口は未金氣無之、

○出金高之事、万治二年金高ニ<sup>レ</sup>十萬兩余、元禄十一年五十貫目余、宝永元年百貫目余、同七年四拾四貫目程、宝曆五年山ヶ野十四、五貫目、鹿籠七百目位出ル、

○兩替之事、吹溜候玉金京都へ差登せ、小判引替、小判を銀子ニ引替差下ス、

○金子位之事、吹金ニ而段々位を定、八当五分より以下位次第買入、於京都引替代銀八十二、三当位程相渡ル、

○部銀之事、切山ハ山師掘取候付、兩替之節二部半之納方、并口屋より持入候諸物、十部一相掛、取合一ヶ月百七、八十目御藏へ納ル、

○山より出候硯を金ニ成候事、掘出候鍾石を唐臼ニ而細碎、ゆり鉢ニ而ゆり、調川を仕懸砂を洗、砂金を取候、

○金山役目之事 横目 山先キ

山仕者之支配いたし、詮議事等之節ハ、山先所ニ而致沙汰役人へ取次候也 御扶持米廿一石余

山廻 切山之見廻、山所引渡山掘様子又は山付見分、口事等致取扱シ、御扶持米九石余

主取 一谷一人ツ、合七人、志谷之出入り、触等いたし候、無扶持 年行

長野一人、御扶持十二石余、山ヶ野一人、山先より兼役故無扶持

○酒屋之事 山中ニ一軒、年中御札銀五百目余、  
○山中博奕者之事 追放被仰付、

一類族之事

屋久島芋生村一人、永田村一人、穎娃郡村一人、

一本村・枝村之事

薩州本村二百五十八ヶ村、枝村七十六ヶ村、

隅州本村二百三十ヶ村、枝村六十八ヶ村、  
日州本村百六十四ヶ村、枝村百一ヶ村、

一御家中分限之事

○万石以上 八人、中山王 島津周防

加治木家跡 島津備中 島津因幡

島津図書 島津筑後 種子島藏人

千石以上 式拾六人、

百石以上 三百九十八人、

内、百六十五人 御役人、 百六十七人 無役、

四人 医師、 六十二人 外城士、

九拾九石以下 一万六千七百三十九人、

内、千七百三十一人 御城下士、 一万六千八十八人 外城士、

切米取五千六百六十八人、

千五百八十八人 御城下士、 内、十四人百石以上、四百七十人五千石より上、七百七十

六百五十人 外城士、式拾七俵取、

式百八十四人 座付士、

千八百四十六人 足輕、

千三百人 無苗字、

医師 八拾八人、

内、式拾五人 御側医師、

坊主 八拾四人、

外城士 式万二百九十七人、

内、一万五千七十人 地方取、

六百五十人 切米取、

四千五百七十九人 無祿、

足輕并無名字者三千百四拾六人、

都合二万七千五百五十四人 宝曆五年

内、四千百十人 御城下士、

一人 中山王、

式万二百九十七人 外城士、

三千百四拾六人 足輕以下、

一御領國中惣人数、宗旨之事

薩州

曹洞宗二十五万二千八百三十二人

内、上男二万七千六百五人

上女二萬二千三百六十五人

下男十一万二千五百七十七人

下女八万九千八百十人

出家四百七十五人

天台宗二千二百十二人

上男百三十八人

上女七十七人

下男千四百十五人

下女八百三十三人

出家一九人

臨濟宗四千四百十五人

上男八百十二人

上女六百三十四人

下男千六百十式人

下女千三百四十八人

出家九人

黄檗宗拾人

上男一人

下男一人

出家八人

真言宗三万五百九十四人

上男三千二百十七人

上女二千七百三十三人

下男一万三千五百廿七人

下女一万九百廿人

出家百九十七人

律宗廿四人

上男一人

上女二人

下男十人

下女十一人

浄土宗一万千百三十人

上男八百十二人

上女六百九拾五人

下男五千二百六十一人

下女四千三百四十五人

出家十七人

時衆宗一万二千九十一人

上男八百九十四人  
上女六百九拾八人

下男六千二十七人  
下女四千四百十九人

出家五十二人

法華宗二千六十六人

上男百八十二人

上女百六拾五人

下男千六十六人

下女六百五十四人

出家五人

修驗宗二百十五人

上男百三十七人

下男七十八人

合上男三万三千七百九十九人

合上女二万七千三百七十人

合下男十四万二千二百九十八人

合下女十一万二千三百四十人

合出家七百八十二人

薩州都合三十一万五千五百八十九人

隅州

曹洞宗十二万七千七百廿七人

上男一万六千廿五人

上女一万八千八百五十二人

下男五万六千六百廿二人

下女四万三千八十八人

出家二百二十人

真言宗三万八千八百十三人

上男四千十人

上女三千十一人

下男一万四千四百十九人

下女一万五百六十七人

出家百六人

天台宗二千七百九十六人

上男百四十七人

上女九十五人

下男千五百五十八人

下女九百八十人

出家十六人

時衆宗四千六百七十五人

上男六百廿五人

上女四百五十五人

下男二千八十人

下女千五百人

出家十五人

浄土宗七千九十八人

上男二百人

上女百八十人

下男三千七百九十三人

下女二千九百十八人

出家七人

法華宗二万二千四百九十七人

上男七十人

上女三十八人

下男一万八千八百八十人

下女一万三千七百七十三人

出家百三十六人

律宗六百七十九人

上女二人

下男四百六人

下女二百六十七人

出家四人

臨濟宗六十五人

下男四十一人

下女二十三人

出家一人

修驗宗百四十三人

上男九十一人

下男五十二人

合上男二万二千六百六十八人

合上女一万五千六百三十三人

合下男九万五千五百五十一人

合下女六万九千六百三十六人

合出家五百五人

總宗都合十九万七千四百九十三人

日州

曹洞宗五万七百三拾一人

上男八千四百三十四人

上女五千八百七十七人

下男二万二千二百二十人

下女一万五千五百五十五人

出家百三十五人

真言宗二万三千七百六十人

上男二千二百八十四人

上女千七百二十二

下男一万千七百人

下女七千九百八十四人

出家七十人

律宗七百六十七人

上男二百八十八人

上女二百三十七人

下男百廿七人

下女百二人

出家三人

法華宗四百八十二人

上男三十四人

上女廿七人

下男二百四十四人

下女百八十二人

出家五人

天台宗二千九十二人

上男五百六十九人

上女四百四人

下男六百八十六人

下女四百廿六人

出家七人

時衆宗三千七百四十六人

上男二百七十五人

上女百九十六人

下男千七百八十四人

下女千四百八十人

出家十一人

浄土宗千三百十五人

下男七百五人

下女六百八人

出家二人

修驗宗百七十二人

上男百三十六人

下男三十六人

合上男一万二千三十人

合上女八千四百六十三人

合下男三万六千四百二人

合下女二万五千九百三十七人

合出家二百三十三人

日州都合八万三千六十五人

江戸

曹洞宗七十人

上男廿八人

上女廿九人

下男九人

下女四人

法華宗七十七人

上男三十一人

上女二十四人

下男六人

下女十六人

浄土宗四十二人

上男十五人

上女廿一人

下男三人

下女三人

天台宗十人

上男三人

上女二人

下男三人

下女三人

真言宗八人

下男四人

下女四人

合上男七十七人

合上女七十六人

合下男廿五人

合下女廿九人

江戸都合二百七人

京

曹洞宗二人

上男一人

上女一人

法華宗廿四人

下男十二人

下女十二人

浄土宗四人

下男三人

合上男一人

合上女一人

合下男十五人

合下女十三人

京都合三十人

大坂

法華宗十四人

上男五人

上女二人

下男五人

下女二人

浄土宗六十六人、

上男三人

上女一人

下男三十三人

下女廿九人

曹洞宗三人

下男二人

下女一人

合上男八人

合上女三人

合下男四十五人

合下女三十五人

大坂都合九十一人

宝曆五年、薩隅日・江戸・京・大坂惣合五十九万六千四百七十五人、

一 御領内惣人数之事

上男六万七千八百八十三人 薩隅日・江戸・京・大坂

上女五万五千四百六十六人 右同断

下男六万五千五十三人 右同断

下女四万二千八十九人 右同断

百姓男十六万六千六百二十二 薩隅日

百姓女十三万六千九百五十四人 右同断

町男三万五千六百四十六人 右同断

町女二万八千九百三十四人 右同断



出家千五百二人 右同断

上男一万五千四百廿一人 琉球

上女一万六千九百三十五人 右同断

下男八千五百四十五人 右同断

下女四千九百七十四人 右同断

百姓男十一万七十七人 右同断

百姓女十一万九千五百五十九人 右同断

男出家百五十七人 右同断

都合八十七万二千八十三人、

男四十六万四千四十六人、

女四十万九百九十一人、

一牛馬数之事

馬十三万七千七百九十疋、

内、五万三千六百二十二疋 薩州

内、五万三千五百五十七疋 郷中

六十五疋 町

五万四千八百七十九疋 隅州

二万三千三百二十四疋 日州

牛一万千六百五十疋、

内、三千五百五十八疋 薩州

四千六百六十五疋 隅州

三千九百二十七疋 日州

一侍屋敷之事

二千五百五ヶ所

一町数之事

鹿兒島三町

上町六丁 家数千百二軒

地藏町 柳町 車町

和泉屋町 戎町 濱町

下町十一町 家数千五百九十一軒

六日町 中町 吳服町

大黒町 木屋町 築町

新町 今町 加治木町(消印アリ)

堀口町 船津町

西田町三町 家数百九十軒

一市日之事

御城下三町 毎月三・六・九之日

水引大小路村 十二月十三日・同月廿三日

穎娃郡村 二月十五日・九月廿八日・十一月廿五日・十二月十八日

日

川辺平山村 十二月十九日・同月廿五日

加世田川畑村 七月十二日・十二月十八日・十二月廿四日

伊十院下谷口村 二月七日・七月七日・十二月十七日

日置郡市来湊 十二月廿二日

市来長里 二月八日・十二月十八日

出水武元村 二月朔日・九月廿六日・十二月廿五日・同廿八日

出水鯖渕村 二月三日・十一月三日・十二月廿日  
出水知識村 十二月廿四日

阿久根波留村 二月七日・十月七日・十二月廿七日

隈城東手村 每月四日・十四日・廿四日

湯尾川北村 二月三日・十月朔日・十二月十九日

末吉二之方村 每月三日・十三日・廿三日

国分上小川村 十一月朔日・十二月廿七日

国分向花村 七月十二日・九月十二日・十二月廿二日

国分小村 六月十三日・九月廿九日・十二月廿六日

国分真孝村 十月朔日

垂水田神村 九月廿日・同廿一日・同廿二日

鹿屋中之名村 每月四日・八日・十四日・十八日・廿四日・廿八日

加治木段土村 每月五日・九日・十五日・十九日・廿五日・廿九日

都城宮丸村 每月七日・十七日・廿七日・廿五日・廿八日

都城下長飯村 每月朔日・四日・十日・十四日・廿日・廿四日

志布志帖村 四月八日・十一月廿五日

高岡内山村 每月三日・十三日・廿三日

高岡五町村 每月八日・十八日・廿八日

小林細野村 每月五日・十五日・廿五日

大崎仮宿村 二月七日・七月七日・十二月七日・十七日・廿七日

一七島高并人数之事

口之島 高百一十一石余、人数二百廿八人  
男百四人 女百廿四人

中之島 高八十三石余、人数百七十六人  
男八十九人 女八十七人

諏訪之瀬島 高百二十七石余、人数百七十二人  
男八十三人 女八十九人

臥蛇島 高四石余、人数八十四人  
男四十二人 女四十二人

平島 高七十五石余、人数百六人  
男五十五人 女五十一人

悪石島 高三十五石余、人数百十七人  
男十三人 女十四人

宝島 高三百九十五石余、人数二百八十六人  
男百四十五人 女百四十一人

一御判物高七十二万九千五百六十三石六斗三升壹合

内、三十一万五千五百六斗

十七万八千三百三十三石四斗五升一合

十二万二千四百五斗八升

日向之国 薩摩郡之内  
諸県郡之内、須志田村・森永村・竹田村・本庄村・塚原村御料、伊佐生村・三名村・木脇村・岩野村・嵐田村・

吉野村高鍋領、合十二ヶ村、高七千九百九十四石三斗三升

二合六勺三才、薩州領村数二百六十五、都合二百七十六

村

十二万三千七百石余

琉球国

一三年御取毛之事

高六十万五千八百六十三石六斗三升一合 薩隅日

西年米十九万九千九百四十二石七斗一升九合

高一石付、三斗三升一才二七四三三二

戊年米貳拾万九千九百三十三石五升八合

高一石付、三斗四升五合一勺一才一二五四九一

亥年米二十万九千九百四十五石五斗八升二合

高一石付、三斗四升六合四勺五才五一六一二  
三ヶ年平均高、一石付、三斗四升五勺二才六三八五六

一 浮所務之事

銀六百貳貫五百目 酉年  
銀五百五貫七百目 戌年  
銀五百五貫四百目 亥年

右薩隅日柎蠟・野駒・樟腦・材木等之所務代、

一 諸物相場之事

米一石	亥五拾四勺七分	子九拾九勺八分
大麦一石	三拾九勺	三拾六勺五分
小麦一石	六十八勺	六拾勺五分
大豆一石	五十式勺	六拾七勺五分
上木綿一反	七勺九分	九勺四分
中木綿一反	六勺七分	七勺七分
下木綿一反	五勺五分	六勺三分
上布一反	七勺五分	九勺
中布一反	六勺七分	七勺九分
下布壹反	五勺八分	六勺三分

一 御領国両替之事

銀座并兩替所無之、三町年行司所を判屋と称し、銀善悪遂吟味、  
斤目相究、銀包三年行司判印いたし国中通用、直成は時々不定、  
当分小判一兩六拾一勺九分、一部金一切拾五勺五分、錢壹貫文拾

四勺五分替也、

一 御借金之事

二万七千九百兩	江戸
六万八千五百兩	御国元
十三万六千兩	京都
十一万千百兩	大坂
一万千五百兩	長崎
合三十四万五千兩	宝永七年
三万九千九百兩余	江戸
廿五万五千七十八兩余	京
五十三万七千四百一十一兩	大坂
五万三千六百六十兩	御國中
合八十九万六千七百五十兩余	宝曆五年

一 菜種子・生蠟・樟腦

右三品上方・長崎<sup>三</sup>而御払、江戸御統御用相成、

一 呉服物 布類 木わた

藥種 織木綿 鍋釜類

銅 腕・折敷類

右之内御国調も有之候得共、国用不足故、従他国買入通用、

一 御領内大河之事

千台川 去川

一 御領内橋敷之事

薩州三十六 隅州七 日州八

一 牢屋之事

鹿兒島一ヶ所 山ヶ野金山一ヶ所 鹿籠金山一ヶ所

一 鷹之巢之事

島方間々有之、地方ニは無之、

一 鷹繫場之事

尾畔一ヶ所

一 御領内非人・穢多之事

非人は無之、穢多は有之、

一 他国者出入之事

境目番所并津口ニ而往来切手見届、宗旨等無疑者は差通ス、國中  
何方へも商売又は用事、月限・日限を定被差置候、

一 牛馬出銀之事

牛馬一疋銀四分五分口錢ニ出之、牛馬改役人御扶持方被下候、

一 人別一分銀之事

御先祖様御菩提所等は修造御藏方より有之、其外神社・仏閣・寺

院修復、御領内人別一分銀を以被仰付、

一 他国者御国居付之事

町人類之者差越、直ニ御国居付御免之者有之、

一 公義流人之事

元禄十二年より宝暦二年迄、流人十五人被相渡、金山并諸島へ差  
遣置、

一 長崎御付人之事

兩人被仰付置候、毎年四月比長崎江差越、阿蘭陀船帰帆之後、長  
崎御奉行所より御暇被下、格式は馬廻上席と相唱、上下十二人被  
差越候、尤十人賦ニ而小番ニ被入置事候、

一 地方取・御藏米取・定免之事

地方は三ツ成半物成、御藏米は式斗入ニ何表と被相定候、

一 宝暦五年大風・洪水損高之事

高十七万五千二百十石余 当損  
高三十一石余 永損

通昭録卷之八

鑿察使答問抄下

一 御領国御仕置之事

一 高札之事

一 火消之事

一 經書講釈之事

一 弓見分之事

一 運上銀・浦浜役銀

一 琉球下り船御札銀

一 運上銀方

一 浦浜人

一 薩摩国高勺才之事

一 町仕置之事、外城町之事

一 町数・家数之事

一 町人御扶持米之事、付帶刀

一 町人衣服

一 町盜賊・博奕・火付改

一 物成之事

一 役米之事

一 小役・小物成

一 麦・麻上納并楮・朽実・織木綿

一 用夫銀

一 老升米

一 地之位

一 百姓作得

一 山野開作

一 高俵盛

一 起先之事

一 定免上納難成年之事

一 百姓冬仕業、付収納時、付百姓休

一 百姓縁与

一 凶年郷普請

一 旱水病

一 百姓帶刀并御目見

一 百姓衣類

雜之部

一 御城下土苗字いろは寄

一 鹿兒島七組人数

一 外城人体惣人数

一 御領内人数 宋大中祥符中四数戸数

一 日本国高并御料高

一 江戸芝詰人数并飯料

一 江戸年中御用金高

一 太守様江戸御行列

一 島津但馬守殿江戸行列

一 江戸御登城無之日

一 太守様年中御登城・御仏詣并御支度

一 御國中御下乗所

一 京町数・人数

一 五撰家分限

一 吉宗公御判物高

一 鹿兒島村数

一 二ヶ国へ掛り候外城

一 義久公九州御領知高

一 御代々御拝領御判物

一 御切米被下面々

一 当分御扶持米被下面々

一 公義御軍役賦

一 公義御扶持賦

一 御家中御賦定

通昭録卷之

一 鑿察使答問抄下

一 御領国仕置之事

公義御条目之旨を以御仕置被仰付候、御城下之儀は、御一門・一所持・一所持格・寄合・寄合并並を一与ニして、御家老衆より与頭御兼帯、御家老与と被号、小番・大番・座付士を六与ニ被相分、銘々与頭被仰付、外城は、御城下御役人之内より地頭被仰付、出家・社人は寺社奉行支配、足輕は物頭、御中間は御馬方、座付は其座奉行、御城下町は町奉行、浦浜人ハ船奉行、百姓は郡奉行、外城浦町船奉行、野町郡奉行支配ニ被仰付、小事は支配頭取扱、大事は御家老衆被為聞御取計、或は達 貴聞御仕置被仰付、

一 高札之事

公義仰渡之高札、御城下三町并御領内町々江被相建置、

一 火消之事

南泉院并御菩提所之寺々、御一門・大身分・与頭・御番頭之内火消被仰付置候、其外与頭ハ番頭之内定火消被仰付置、与々被相分、諸士・町人被付置、火元駆付防方有之、大御目附衆被差越惣下知有之、外城は其所之役々、兼而火消被仰付置候、

一 經書講釈之事

一ヶ月十五日ツ、与頭宅三所ニ而被仰付、諸士勝手次第罷出聴聞、

一 弓見分之事

毎年御城下上下両所ニ而弓見分与頭へ被仰付、当り宜者へ与頭より褒美被為取、外城之儀も其所役々見分いたし候、

一 運上銀之事

國中商売之品運上銀無之、他国へ売出候節は手形銀上納被仰付、酒屋御城下は銀三枚、外城は銀一枚、焼酎屋銀一枚、狛船帆壺反付銀壱匁分ツ、御借り船御米積高一石付、大坂江銀三分、江戸へ四分五り、其外他国商売積高壱石付、銀三分ツ、手形銀とゞ上納被仰付、

一 浦浜役銀之事

魚獵網御札銀納有之、其外鱸過分ニ取候節、網御札銀之外、浜御札銀上納有之、

一 琉球下り船御札銀之事

諸浦関船琉球へ品物積荷之高ニ応し、船頭より手形銀上納被仰付、宝曆五年、御札銀七拾五貫三百目上納、

一 運上銀高之事

銀二百六貫百目、宝曆五年一ヶ年分、年々不同、右諸買船江戸・大坂・琉球渡海手形銀、諸札銀一年分上納銀高也、

一 浦浜人之事

平日漁獵を以渡世、御參勤并御家中江戸往来之節、大坂迄之水主相勤、大抵男女四十人間ニ耆人ツ、と被定候、浦之広狭盛衰次第増減有之、水主へは飯米相渡り、三ヶ月過候へは賃米一升ツ、飯米共ニ式升ツ、被下候、

一 薩摩国高勺才之事

郡村高辻帳ニは、三十一万五千五石六斗壹勺二才と有之、御判物ニは前々より壹勺式才無之、

一 町仕置之事

御城下町之儀は町奉行支配ニ而、年寄・年行司被仰付置、下役段々有之、小事は町奉行裁判、大事は御家老衆へ披露之上御取計有之、仰渡等は会所へ町人共召寄申渡、組分等無之、

一 外城町之事

在郷は過半耕作之産業ニ而野町と号し、郡奉行支配、海辺は過半漁獵・船方稼ニ而浦町と称し、船奉行支配也、

一 町数・家数之事

上町六町 千百二軒

下町十一町 千五百九十一軒

西田町三町 百九十軒

一 町人御扶持米・帶刀之事

勤方付御扶持米被下も有之、帶刀は御免無之、

一 町人衣類之事

年寄・年行司は日野袖御免、其外は綿服、

一 町盜賊・博奕・火付改之事

横目并足輕昼夜相廻、冬は一町ツ、不寝番相勤候、

以下御問条無之、前以被調置

年貢并百姓之事

一 物成之事

三ツ成半之定免ニ而、早損・水損之年は百姓より願出、鹿兒島より檢使差越、定免之内相下物成被仰付候、豊年之節とても増上納無之、

一定免之外役米之事

高老石付役米式升、口米七合ツ、相掛り候、役米は御蔵入は御城之外廻・圍屏・垣・道具、給地は領主屋敷之屏・垣・道具・破損之夫仕、前代より百姓奉公ニ仕来候得共、遠方より差越不勝手付断申出、役米相納、普請は雇夫を以相調候、口米は納之米高壹斗付式合ツ、ニ而候、取納米持運之節落米之足シ、又ハ年貢ニ參候百姓喰前之見合候、

一小役・小物成之事

漆・柿・茶・桑惣高二籠候納は定免も有之、其年之出来ニ応シ、見分之上ニ而大概半納程ニ仕候、棕梠皮類は惣高二不籠候得共、少々ツ、納候、

一麦・麻納之事

作之初穂を納候筋ニ而、麦地は老石之所ニ五升、三升、地面ニヨリ相納候、麻畠は老石付芋拾匁ツ、初穂を納候、

一楮納之事

年貢ニは不納候、楮出来候得は国用相弁シ、百姓勝手ニも成候付、此以前ニ中国より楮苗相求、百姓共へ被取セ候付植付、皮楮御蔵方へ御買入有之候、

一枿実納之事

年々見懸を以枿実相納、代米相渡り候、地方作得外ニ代米相渡候

故、枿実成付候節ハ百姓勝手ニ成候、枿実代米ハ三拾斤入壹俵付、米七升五合なり、

一織木綿年貢之事

百姓男十五歳より六拾歳迄年中日數六日ツ、奉公有之候付、女も拾五人間ニ織木綿壹反宛、綿を代官・手代より相渡、織調納候、

一用夫銀之事

百姓現夫老人付年中日數六日ツ、領主へ奉公仕来候処、遠方よりは勤方難成、百姓勝手を以一日一人賃銀五分ツ、六日ニ三匁納候、以前ハ六分ツ、三匁六分相納候、

一壹升米之事

五節・八朔其外節々定有之、正月門松飾之道具、上巳蓬之せん、端午菖蒲類、七夕物干竿、同台、盆いもから類、百姓より領主江納来候得共、遠方難儀又は近方ニ而も隙費故、高一石ニ付米一升ツ、右代米として相納候、

一地之位之事

地之位ハ上中下有之候得共、割交百姓一人前渡付有之故、親疎無之、

一百姓作徳之事

田方は出来米高半分之作得、畠方は出来穀物之四部一納、四分三作得ニ而候、



一山野開地之事

年貢無之地方ニ作候故、初穂を少々相納候、

一高俵盛之事

前代之御檢地以後年月を経、地位相替内檢有之候処、御朱印高引入候付、粃九斗六升を高壺石ニ仕立置れ候、

一収納起先之事

俵子を長々召置取扱、欠米相立、鼠喰も有之故、一斗之場一斗一升致上納候、是を起と名なつけ、渡候節は升目之通渡候、是を先と唱候、

一定免上納難叶事

災殃不熟之節は檢使被差廻、定免之内被相下ケ、夫食差支候節ハ、百姓家内人数に応シ貸米被仰付、翌初秋上納被仰付候、返上ニ不及旨被仰渡候も有之也、

已下御問条

一百姓冬仕業之事

田地堰溝普請用之竹木伐調、其外農業之諸品調方致し候、

一収納時之事

米出来揃之時分為見分郡奉行一人、附役四人一組ニベ八手被差廻候、収納方檢使被差越、外城役々相付、無滞様被仰付候、

一百姓休之事

正月二日鍛初、三日・七日・十四日・十五日・十六日・廿日不稼、正月中大形井堰・川除・溝普請、二月より打起、

一百姓縁与之事

女方身上不如意之者は、為仕立料茶代と名付、驛方より銀五拾目、七十目、百匁位も遣事候、

一凶年郷普請之事

百姓飯料無之年は、夫飯米被下、普請被仰付、

一旱水痛之事

御領内水深之池多故、水損多、

一百姓帶刀并御目見之事

前々より帶刀脇差御免無之、御目見被仰付者無之、

一百姓衣類之事

布木綿之外御免無之、

雜之部

御城下土苗字いろは寄

い

入来院

伊勢<sup>十七</sup>

伊集院<sup>四十三</sup>

伊東<sup>四十八</sup>

岩切十七 伊地知六十 市来二十四 猪俣五  
 家村十七 今井八 岩下六 稲津三  
 岩元十七 稻留五 池上十二 岩正二  
 伊瀬知四 藺牟田三 石神五 石塚二  
 石原十六 老岐八 井上十四 井手籠一  
 岩城五 岩崎五 飯牟礼六 井尻一  
 入部一 今藤一 池水四 和泉一  
 石井二 碓山一 入佐三 石橋一  
 今村三 印東一 犬童<sup>一</sup> 石沢一  
御納戸付士 石見一 市後崎二  
 池辺一 入江三 猪鹿倉一 伊木一  
 磯永二 稲田<sup>二</sup> 伊佐岡一 池山一  
御納戸付士 池畑三 池田十七 生駒一  
 市成二 祝井一 石黒一  
 岩山五  
 六村<sup>一</sup> 長谷場五 林七 春田一  
江戸居付 畠山二 濱田八 花田四 春成一  
 羽島三 萩原十七 速水一  
 橋口十七 橋元一 原田七 八田二  
 伴<sup>一</sup> 端山一 濱島三 原口二  
江戸居付 春山三 馬場四 原<sup>一</sup> 半田<sup>一</sup>  
御兵具所付士 羽田一 濱川一 御兵具所付士 江戸居付  
 早崎二

新納三十七 仁礼十七 二之方一 二階堂十一  
 丹生二 新原一 西俣三 西十六  
 新穂三 西田十四 新村二 西牟田一  
 入田四 西之原四 二之宮四 西川二  
 ほ 北郷六 本田三十三 堀十四 法元四  
 堀切二 星山六 堀之内一 細江二  
 本城二 堀添四 星野一 北条一  
 へ 別府十一 日置二 辺見二 別木一  
 辺牟木一  
 と 東郷三十七 富山六 戸田二 徳永六  
 友野二 鳥丸四 徳田七 徳尾二  
 時任八 床次八 土岐三 泊一  
 富田六 鳥居二 遠竹一 東條二  
 得能二 富満一 都外川<sup>一</sup> 東以木<sup>一</sup>  
御納戸付士 ち 中馬十一 知覧一 秩父一 千頭<sup>一</sup>  
江戸居付 りぬる 大野九 折田十五 上井二 大山廿五  
 を 面高四 小島二 大島三 奥山七  
 尾上九 大迫十 大久保七 大窪二  
 鬼塚四 大田五 小川四 大場三

大庭四	大河平七	岡元三	大寺五	よ	義岡一	吉田十六	四本十八
押川七	大重二	小田五	小倉十八	吉利一	吉見二	吉井十五	横山九
小野七	小濱五	小笹三	大浦二	吉川三	吉原四	吉富五	與倉六
落合二	上床六	大脇五	大原一	吉村一	吉瀨一	吉海一	寄田二
緒方六	荻野一	小山一	大牟田二	吉元一			
岡村老	大橋三	小笠原一	奥二	横内一 <small>御兵具所付士</small>			
大内田一 <small>御書院付士</small>	大内山一 <small>御殿付士</small>			た	高橋三	高崎七	谷山十七
若松五	和田十一	脇元二	早田三	種子島十一	高城七	田尻八	宅間六
脇田六	渡邊六	鷲頭二		財部三	武宮一	田中四十七	豎山三
				竹迫七	武井二	田之上	高木五
か				竹内廿五	武元六	竹下廿九	種子田七
川上三十四	樺山十五	鎌田五十二	桂五	高島四	武元六	竹畑二	竹山二
海江田六	川越四	上村十	川崎十二	武五	高野三	田畑二	竹山二
汾陽五	川南三	甲斐四	河野卅二	但馬一	谷元四	田向二	玉利二
勝部六	勝目四	川口七	蒲池三	垂野二	高山二	武松一	田代十三
加世田十一	川村十三	川田四	蒲生四	谷村四	立石二	高田二	田実一
柏原三	加藤八	梶原七	葛西二	田邊二	田原七	竹村一	高城一
加治木十	川北五	門松三	川畑六	平二	高柳一	竹原三	田村二
川俣五	川合一 <small>御納戸付士</small>	龜山五	龜沢三	田口二	高城元二		
川内二	神崎二	川邊三	川西六	れ			
掃坂一	鹿嶋一	川邊三	川原一	そ			
柿原一	川元一	神戸一	柏木一	曾木四	染郷一	藪田十九	染川七
片岡三	春日一	上田二	加納二	曾山四			
金田二	川添一	河俣四	柏一	つ	黒葛原五	津留十	辻四
片野坂一				土持四			

鶴丸 <sup>二</sup>	津曲 <sup>六</sup>	塚田 <sup>三</sup>	土橋 <sup>十一</sup>
図師 <sup>四</sup>	図師崎 <sup>一</sup>	妻屋 <sup>一</sup>	月野木 <sup>一</sup>
津々地 <sup>三</sup>	筒井 <sup>一</sup>	佃 <sup>一</sup>	堤 <sup>一</sup> <small>江戸屋付</small>
恒吉 <sup>一</sup>	角田 <sup>一</sup>		
ね			
弥寝 <sup>二</sup>	根占 <sup>四</sup>	根元 <sup>三</sup>	
な			
中西 <sup>二</sup>	中村 <sup>卅</sup>	中原 <sup>八</sup>	中江 <sup>九</sup>
名越 <sup>七</sup>	中嶋 <sup>七</sup>	中神 <sup>一</sup>	内藤 <sup>六</sup>
奈良原 <sup>五</sup>	永吉 <sup>六</sup>	永田 <sup>卅二</sup>	長崎 <sup>十一</sup>
永山 <sup>八</sup>	中山 <sup>四</sup>	南郷 <sup>四</sup>	永井 <sup>十一</sup>
永江 <sup>二</sup>	長倉 <sup>二</sup>	長野 <sup>四</sup>	中野 <sup>二</sup>
中林 <sup>一</sup>	長瀬 <sup>九</sup>	中川 <sup>一</sup>	長友 <sup>三</sup>
榎木 <sup>一</sup>	長尾 <sup>二</sup>	南雲 <sup>二</sup>	永長 <sup>一</sup>
永谷 <sup>一</sup>	長沼 <sup>一</sup>	鍋倉 <sup>二</sup>	成松 <sup>二</sup>
永岩 <sup>二</sup>	長束 <sup>一</sup>	中津 <sup>一</sup>	
む			
むら			
向井 <sup>一</sup>	村尾 <sup>二</sup>	村田 <sup>卅三</sup>	村上 <sup>一</sup>
村瀬 <sup>二</sup>	梅田 <sup>二</sup>	村野 <sup>一</sup>	村橋 <sup>一</sup>
う			
上原 <sup>九</sup>	宇都 <sup>二</sup>	浦川 <sup>一</sup>	内山 <sup>十六</sup>
上野 <sup>五</sup>	内倉 <sup>一</sup>	宇都宮 <sup>二</sup>	植村 <sup>六</sup>
上山 <sup>二</sup>	漆田 <sup>二</sup>	宇宿 <sup>二</sup>	植木 <sup>三</sup>
白井 <sup>一</sup>	鶴木 <sup>一</sup>		

の			
野村 <sup>卅二</sup>	野津 <sup>六</sup>	野元 <sup>八</sup>	野田 <sup>二</sup>
野崎 <sup>十四</sup>	能勢 <sup>九</sup>	野間 <sup>九</sup>	野添 <sup>六</sup>
野呂 <sup>二</sup>	野々山 <sup>一</sup>	野中 <sup>三</sup>	
お			
黒田 <sup>十二</sup>	久保 <sup>十九</sup>	桑波田 <sup>二</sup>	隈元 <sup>十一</sup>
倉野 <sup>一</sup>	楠元 <sup>二</sup>	久保田 <sup>五</sup>	窪田 <sup>四</sup>
隈崎 <sup>十二</sup>	黒木 <sup>七</sup>	久木田 <sup>五</sup>	救仁郷 <sup>八</sup>
桑原 <sup>一</sup>	桑山 <sup>一</sup> <small>江戸屋付</small>	黒岩 <sup>一</sup>	草道 <sup>五</sup>
草野 <sup>三</sup>	黒江 <sup>八</sup>	黒川 <sup>一</sup> <small>江戸屋付</small>	久米村 <sup>一</sup>
熊谷 <sup>一</sup>	黒松 <sup>二</sup> <small>厩付土</small>	倉橋 <sup>一</sup>	隈岡 <sup>一</sup>
や			
山田 <sup>廿七</sup>	八木 <sup>九</sup>	山崎 <sup>四</sup>	矢野 <sup>八</sup>
山口 <sup>卅三</sup>	薬丸 <sup>三</sup>	山元 <sup>廿七</sup>	柳元 <sup>一</sup> <small>江戸屋付</small>
安岡 <sup>一</sup>	山路 <sup>三</sup>	梁瀬 <sup>五</sup>	山下 <sup>十一</sup>
山内 <sup>十五</sup>	山鹿 <sup>二</sup>	山之城 <sup>一</sup>	安田 <sup>四</sup>
八代 <sup>三</sup>	柳田 <sup>二</sup>	山野田 <sup>四</sup>	山沢 <sup>一</sup>
山岡 <sup>一</sup>	山名 <sup>一</sup> <small>御納戸付土</small>		
ま			
町田 <sup>廿九</sup>	丸田 <sup>十二</sup>	前川 <sup>一</sup>	牧 <sup>八</sup>
松崎 <sup>八</sup>	益満 <sup>五</sup>	松田 <sup>十</sup>	牧野 <sup>五</sup>
間世田 <sup>二</sup>	丸尾 <sup>二</sup>	前田 <sup>十一</sup>	牧野瀬 <sup>二</sup>
益山 <sup>三</sup>	松山 <sup>十一</sup>	松方 <sup>三</sup>	松元 <sup>廿一</sup>

松永三 松沢二 丸野五 松岡六  
真方五 松井一 前谷二 松下二  
益瀨<sup>一</sup> 御納戸付士 松脇<sup>一</sup> 御兵具所付士 増田<sup>一</sup> 奥付士

け 検見崎三 槐島一

ふ 福谷一 藤崎十一 二渡二 深見四  
福嶋六 藤井九 二木三 深栖三  
福山二 藤野五 二見一 深野一  
福永三 藤田十 淵邊八 深田四  
福崎九 藤山六 淵村一 古川八  
福田二 藤浪一 否笠四 船木四

こ 五代七 児玉四十八 国分十六 是枝六  
後醍院三 郷田五 国生四 甌一  
小森二 江田<sup>ゴウ</sup>一 古後二 郡山十四  
小城一 江夏三 郷原一 近藤二  
小牟田二 木尾七 小久保一

え 小田原一 木場十二

穎娃一 穎川五 海老原五 枝次一  
江川四 江島一 江田六 榎本三

榎田<sup>一</sup> 御納戸付士

て 寺山三 弟子丸四 帖佐十二 調所五

あ 寺師十 寺尾二 寺田一

有馬四十八 浅野<sup>一</sup> 江戶居付 阿多七 赤松二  
有川三十三 芦谷五 愛甲六 赤崎二  
有田四 青山二 安藤十二 赤塚七  
有村十三 浅口二 阿蘇一 赤星一  
荒武一 天辰二 精松七 阿久根一  
荒田<sup>一</sup> 奥付士 朝隈<sup>一</sup> 御兵具所付士 安楽<sup>四</sup> 奥付士 綾部二

さ 相良廿 坂元廿四 佐多二 讚良五  
猿渡七 坂口十四 佐竹四 酒匂三  
税所廿二 坂一 佐々木六 里村三  
鯨島廿四 崎元八 佐土原六 西郷九  
桜井<sup>一</sup> 江戶居付 崎山二 佐久間四 細田四  
柳原一 迫水二 佐伯一 齊藤六  
柳三 迫田三 佐野一 境田二  
左近充九 佐藤七

喜入三 肝付十三 城井三 木脇九  
清水七 岸良四 貴島十六 木上一  
木村八 木原四 桐野六 木藤十  
北原二 清海一 糺一 幾朴一

基太村二 岸一 北川三 菊池<sup>一</sup> 江戶居付

御納戸付士

御納戸付士

御納戸付士

ゆ

湯地十二

指宿八

弓削八

湯浅一

平原三

平川一

弁官一 ビヤウカ

上別府三 ベウ

め

米良八

廻三

肥田二

肥岡十二

廣口一

樋口二

み

三原廿二

宮原六

宮里八

宮之里九

森十九

森山二

最上一

本村二

三崎二

美坂一

南一

美代四

森川一

森元三

毛利六

餅原二

三雲 江戶居付

宮内十一

蓑田四

蓑田二

森田一

森岡三

諸留一

門司二

三島十

宮下三

溝口六

満尾三

関七

関山一

瀬之口一

瀬戸口一

三木一

宮田一

水間一

満留 御納戸付士

関田一

千田七

瀬戸山五

妹尾一

右松一

宮越二

峯崎一

道島一

諏訪七

杉山一

須田一

須磨 江戸居付

し

島津廿六

渋谷十一

島木 御殿付士

志岐三

鈴木六

以上宝曆三年改 御兵具所付士

白濱六

渋江五

塩津二

志賀一

白尾三

色紙四

篠崎七

四位一

鹿兒島七組人数、但人体

白坂三

柴山三

重信四

椎原六

一御家老与九拾人

白石九

神宮司九

重田三

敷根四

内 四人

御一門

塩山一

篠原八

重久八

志和屋二

四拾人

一所持・一所持格

塩官一

柴二

下河邊一

志和地三

三拾八人

寄合

塩田二

執印二

獅子野 御殿付

真川 御納戸付

五人

寄合並

ひ

平田卅二

平瀬十

比志島五

久永一

三十一番与六百二十四人

御役付其身計

平山八

平島二

菱刈五

久留三

十八人

直触

平野四

平岡一

肥後廿七

日高十九

七十四人

小与一番

三十八人	同	二番
三十六人	同	三番
百三十九人	同	四番
七十二人	同	五番
三十五人	同	六番
六十六人	同	七番
四十七人	同	八番
二十七人	同	九番
三十二人	同	十番
四十人	同	十一番
二番与七百六拾七人		
九人	直触	
五十六人	小与一番	
四十六人	同	二番
八十七人	同	三番
六十七人	同	四番
三十五人	小与五番	
四十一人	同	六番
五十九人	同	七番
四十九人	同	八番
百九十三人	同	九番
百二十五人	同	十番
三番与六百五人		
六人	直触	
二十四人	小与一番	

九十五人	同	二番
三十二人	同	三番
三十五人	同	四番
三十四人	同	五番
二十四人	同	六番
四十五人	同	七番
五十六人	同	八番
百五十九人	同	九番
九十五人	同	十番
四番与六百人		
八人	直触	
六拾五人	小与一番	
三拾人	同	二番
四拾六人	同	三番
三拾二人	同	四番
九拾四人	同	五番
三拾七人	同	六番
四十四人	同	七番
百十三人	同	八番
六十四人	同	九番
六十七人	同	十番
五番与六百四十四人		
十七人	直触	
四十九人	小与一番	
八十二人	同	二番

四十九人	同	三番
四十九人	同	四番
四十人	同	五番
六十二人	同	六番
五十七人	同	七番
百九人	同	八番
五十六人	同	九番
七十四人	同	十拾番
六番与六百廿式人		
七人	直触	
四十六人	小与一番	
三十七人	同	二番
五十八人	同	三番
三十八人	同	四番
三十四人	同	五番
四拾人	同	六番
四拾二人	同	七番
五十七人	同	八番
百廿人	同	九番
七十九人	同	十番
六十四人	同	十一番
六与人体合三千八百六十二人		
江戸居付三十三人		
京都居付老人		
大坂居付式人		

宝曆三年改

惣合人体三千九百八十八人 七与居付

一外城士人体一万九千五百十三人

八千三百八十一人 薩州

六千七百九十七人 隅州

四千三百三十五人 日州

一外城士惣人数五万七千五百四十三人

二万四千八百七十七人 薩州

二万六百九十二人 隅州

一万二千三十四人 日州

一鹿兒島七与、江戸・京・大坂居付、外城士人体

惣合二万三千五百一人 私領廿一ヶ所除之、

宝曆三年酉

一御分国中口数

八十四万三千八百八十八人

内、二万六千七百七十三人

延享二年丑札改ニ相増

内、男二十五万四千三百三十七人

内、八千三百七十人

内、三千七百十四人

二十四万五千七百六十七人

女二十三万二千八百五十二人

内、六千七百五人

二十二万六千四百七十七人

士

鹿兒島士

右人体

外城士

士妻・娘

鹿兒島

外城



男女三十五万六千八百十九人

鹿兒島・外城・諸士之家来・寺社門前

座附・足輕・中間・町・在郷

宋晋宗大中祥符七年、戸部天下の民数を献するの時、戸九百五万

五千七百二十九、口二千一百九十七万六千九百六十五云、然は御

領国は大凡二十六分の一にあたる、

宝曆六年

一御分国中口数 琉球・道之島除之

五十九万六千四百七十五人

男三十三万六千九百四十六人

女二十五万九千五百廿九人

士人体二万四千十五人

士家内男十二万九千六百七十一人

諸座付・諸士家来込

士家内女九万三千六百四十一人

同断

男二十万七千二百七十五人

女十六万五千八百八十八人

寺社・町・浦浜・在郷

寺社・町・浜浦・在郷

一御分国中人別改 宝曆子年 公義御届

薩摩国

一人数一万二千五百三人

内、七千二十七人

五千四百七十六人

伊佐郡

男

女

一人数一万四千七百八十四人

八千二百六十人

六千五百廿四人

一人数一万七千八百八十八人

一万五百八十二人

七千三百六人

一二万九千八百八十九人

一万六千八百三十五人

一万三千五十四人

一一万二千百三十八人

六千五百三十九人

五千五百九十九人

一三万六千四百三十三人

一万九千百廿五人

一万七千三百八人

一八千四百四十人

四千三百四十六人

四千九十四人

一一万四千三百二人

七千六百三十一人

六千六百七十一人

一一万六千五百廿七人

九千五十一人

七千四百七十六人

一九千六百二人

薩摩郡

男

女

鹿兒島郡

男

女

日置郡

男

女

阿多郡

男

女

河辺郡

男

女

甌島郡

男

女

穎娃郡

男

女

指宿郡

男

女

給藜郡

五千二百十三人	男
四千三百八十九人	女
一八千九百九十四人	谿山郡
四千六百八十五人	男
三千五百九人	女
一万七千八百二人	出水郡
九千五百四十八人	男
八千二百五十四人	女
一六千八百八十三人	高城郡
三千七百八十九人	男
三千九十四人	女
合二十万五千三百八十五人	男
十一万二千六百三十一人	男
九万二千七百五十四人	女
大隅国	
一三千三百六十一人	菱刈郡
千九百三十五人	男
千四百二十六人	女
一万一千四百四十三人	桑原郡
六千六百四十人	男
四千八百三人	女
一万五千二百五人	始羅郡
八千九百六人	男
六千二百九十九人	女
一二万千八百六人	噲啖郡

一万二千八百五十三人	男
八千九百五十三人	女
一三万八千四百三人	肝属郡
二万二千二百三十九人	男
一万七千六百六十四人	女
一三万五千九百七十七人	大隅郡
一万六千七百二人	男
一万三千八百九十五人	女
一六千三百八人	熊毛郡
三千四百六十一人	男
二千八百四十七人	女
一五千六百六十四人	馭謨郡
二千九百人	男
二千七百六十四人	女
合十三万二千七百八十七人	男
七万四千六百三十六人	男
五万八千五百五十一人	女
日向国	
一四万八千八十五人	諸県郡之内
二万八千三十八人	男
二万四十七人	女
都合三十八万六千二百五十七人	男
二十一万五千三百五人	男
十七万九百五十二人	女

右、宝曆六年子二月迄生子被相改、神尾備前守様江被差出候人数

書也、

銀二、六千三十三貫目

一 日本国高

貳億百九拾九万五千三百七十四石

内、一億八百廿七万四千六百四十四石 諸大名

三百七十二万七百三十石 御領

一 太守様江戸御行列

御跡乗 二人、供十八人

御駕籠廻 十人、供廿人

内、四人 中通御目付

御先供 十三人、供十三人

御駕籠附 二人

御挟箱持 六人

御駕籠者 十四人

御堅傘持 二人

御草履取 二人

御草履持 一人

御供走番 二人

御手道具持 八人

御中間 四人

御供挟箱持 十五人

御供鑓持 三人

引馬中間 四人

御厩人足 五人、兩掛・沓籠・飼料持

御替鞆持 壹人

御桐油箱持 貳人

合羽籠持 貳十六人

御茶弁当持 二人

御書院仕坊主 一人

一 江戸芝御屋鋪詰人数

千六百九十人

年中飯米三千四十二石

一月二百五十三石五斗

一日八石四斗五升

一 江戸年中御用金高

六千兩 御守殿

五千兩 御付之面々江御合力金

千兩 御守殿女中五菜銀、毎月五貫目宛

九百兩 桜田御渡方

外米二百石 同断

千兩 三田新奥

六百兩 三田大奥

四万七千五十兩 詰中御賦、模合方、帖佐与

二万兩 不時御払金、一月百貫目廻

一万九千兩 二季残金払

合十万五百五十兩

又者押 八人  
合百八十四人

一 島津但馬守殿江戸行列

先供 九人 先供 六人  
駕籠廻 八人 駕籠廻 六人  
挾箱持 押小頭 三人  
草履取 手道具小者 七人  
供挾箱 十一 中間 二人  
合羽籠 十一 駕籠挾箱者 十二人  
合 又者人足廿人  
合五十六人

一 江戸御登城無之日

二月朔日 三月朔日

六月十五日 七月十五日

右御奉書到来無之、尤御届ニ不及、

一 御三家并国持大名へ

明何日例月之御礼無之候間、不及登城候、以上、  
月 日 御老中御名

御名

右之通御切紙前晚到来、

年中御登城・仏詣之事

一 正月二日、朝六ツ半時御登城、御装束、御本丸・西之御丸御礼相

濟、桜田御屋敷ニ而御支度替、御老中御廻、御太刀目録被進、定式外御留守居一人、御刀番二人御供、

一 御留守居御刀番 布衣、

一 中通御目付二人 素袍、

一 御駕籠廻六人 素袍、

一 御先供 麻上下、

一 中通御目付二人 熨斗目、麻上下、

一 足輕 麻上下、

一 御挾箱持・御傘持 白丁、

一 正月四日、五日比、高輪御屋敷五社御参詣、

一 正月六日、七日比、御三家へ御見廻、

一 正月上野惣御仏殿へ御仏詣、御直衣、明王院ニ而御改、御供廻布衣・素袍、日光宮様へ御見廻、

一 正月十日、常憲院様御正忌日付、上野へ御参詣、御のしめ・長御

上下、

一 正月十二、三日比、御一門様方・御心易御大名様方へ御見廻、御

のしめ・半御上下、

一 正月十四日、増上寺台徳院様・清陽院様・文昭院様・有章院様御

靈屋へ御参詣、方丈ニも御見廻、御支度・御装束、御供支度、上

野同前、

一 正月十五日、御登城、御のしめ・半御上下、

一 正月十五日より廿日迄之内、水野耆岐守様・御守殿係・若御年

様へ御見廻、

一 正月十五日より廿四、五日迄之内、御見廻之御大名衆へ御見廻、

一 正月十七日、上野東照宮江御参詣、御装束、

- 一 正月十九日、大圓寺へ、
- 一 正月廿日、上野大猷院様・有徳院様へ御参詣、御のしめ・長御上下、
- 一 正月廿四日、増上寺台徳院様へ御参詣、御直衣、
- 一 正月廿八日、御登城、御のしめ・半御上下、
- 一 正月晦日、有章院様へ、
- 一 二月朔日、日光御鏡御頂戴付、御登城無之、
- 一 二月十四日、文昭院様へ、
- 一 二月十五日、御登城、
- 一 二月十七日、上野、
- 一 二月廿八日、御登城、
- 一 二月廿九日、増上寺、
- 一 三月三日、御登城、
- 一 三月十四日、増上寺、
- 一 三月十五日、御登城、勅使御饗応、御三家御参府御礼有之は御登城無之、
- 一 三月十七日、上野、
- 一 三月晦日、増上寺、
- 一 四月朔日、御登城、
- 一 四月十四日、増上寺、長御上下、
- 一 四月十五日、御登城、
- 一 四月十七日、上野、御装束、
- 一 四月廿八日、御登城、
- 一 四月晦日、増上寺、
- 一 五月朔日、御登城、
- 一 五月四日、御内証より御老女上使三而御守殿迄御時服御拝領御礼、御用番・御老中・西丸御老中へ御見廻、
- 一 五月五日、御登城、染御帷子、長御上下、
- 一 五月八日、上野、
- 一 五月十四日、増上寺、
- 一 五月十五日、御登城、
- 一 五月十七日、上野、
- 一 五月晦日、増上寺、
- 一 六月朔日、御登城、
- 一 六月十四日、増上寺、
- 一 六月十六日、御嘉祥付六ツ半時御登城、染御帷子、長御上下、
- 一 六月十七日、上野、
- 一 暑氣中為伺御機嫌、御用番・御老中様へ御客対、
- 一 六月晦日、増上寺、
- 一 七月朔日、御登城、長御上下、
- 一 七月七日、右同、白御帷子、長御上下、
- 一 七月十四日、十五日之内、大圓寺、
- 一 七月十七日、上野、
- 一 七月、上使御鷹之雲雀三十御拝領之節ハ、為御礼御老中廻り、
- 一 七月廿八日、御登城、
- 一 七月晦日、増上寺、
- 一 八月朔日、御登城、白御帷子、長御上下、御太刀御献上、
- 一 八月十四日、増上寺、
- 一 八月十七日、上野、
- 一 八月廿五日、御登城、

- 一 八月晦日、増上寺、
- 一 九月朔日、御登城、
- 一 九月四日、重陽御祝儀、御時服女中上使御守殿迄御拝領御礼、御用番・西之丸御老中へ御見廻、
- 一 九月九日、御登城、青之物、長御上下、
- 一 九月十四日・九月晦日、増上寺、
- 一 九月十五日、御登城、
- 一 九月十七日、上野、
- 一 九月十九日、大圓寺、
- 一 十月朔日・十五日、御登城、
- 一 十月十四日・晦日、増上寺、
- 一 十月十七日、上野、
- 一 十一月朔日・十五日、御登城、
- 一 十一月十四日・晦日、増上寺、
- 一 十一月十七日、上野、
- 一 十二月朔日・十五日・廿八日、御登城、
- 一 十二月十四日・晦日、増上寺、
- 一 十二月十七日、上野、
- 一 十二月、寒中御機嫌伺、御用番・西之丸御老中へ御客対、
- 一 十二月、為歳暮御祝儀、女中上使<sup>ニ</sup>御守殿迄御時服・御肴御拝領<sup>ニ</sup>付、御用番・西之丸御老中御見廻、
- 一 十二月、御鷹之鶴御拝領候節、両御丸へ御登城、直<sup>ニ</sup>御老中廻、
- 七ツ過候得は不及御登城、

御参勤年之事

- 一 江戸御出府、翌曉七ツ半時御出、御用番・西之丸御老中様へ御客対、其外御老中様へ御見廻、
  - 一 三日中、御老中上使有之、御老中様へ御礼廻、
  - 一 四月十三日、十五日之間、御参府之御礼として御登城、西之丸とも同断、御のしめ・長御上下、御下りに桜田<sup>ニ</sup>御支度有、御老中廻、御太刀目録御馬廻にて被遣、
  - 一 四月十七日、御狩衣<sup>ニ</sup>而上野御宮へ被遊御参詣、鶴之御門より明王院へ御入、御のしめ・長御上下<sup>ニ</sup>而常憲院様・殿有院様・大猷院様御霊屋へ御仏詣、宮様へ御見廻、
  - 一 四月廿四日、増上寺御参詣、方丈へ御見廻、
  - 一 四月廿二、三日比、御三家様・御心易御大名様方へ御見廻、
- 御暇年之事
- 一 四月十三日比、御国許にて御暇上使御老中御拝領物、御老中様方へ御礼廻、
  - 一 四月十五日比、御暇之御礼、御下り以後、御老中方へ御廻勤、
  - 一 四月十七日、上野、御参勤年同断、
  - 一 四月十八日比、御三家・御一門・御心安御大名方へ御暇乞御廻、
  - 一 四月十九日比、増上寺、直<sup>ニ</sup>大圓寺、
  - 一 御発駕三日前、御用番・西之丸御老中様へ御客対、
  - 一 右同前日、御老中廻り、

御国御参詣・御見廻・御下乗之事

- 一 諏訪
- 一 祇園
- 一 稻荷
- 一 花尾権現
- 一 加志久利
- 一 小城権現

一 磯天神

右、鳥居外御下乗、

一大雄山御宮

右随神門之前

一 南泉院

右随神門前、中門外

一 福昌寺

南林寺 興国寺

妙谷寺

浄光明寺 不断光院

本立寺

隆盛院

右御門前<sup>二</sup>而御下乗、其外は公義并御先祖様方御位牌被成御座御寺<sup>三</sup>而も、門内迄御駕籠は参也、

一 御下屋敷

御玄関拾間計前、

一 御下屋敷御奥

御玄関迄、

一 磯御屋敷

御玄関十間計前、

右之通御下乗、

一 京都町千八百五十二町、男十八万六千六百二十二<sup>イ百一</sup>人、女廿二万七千五百人 右玉満隠見、

一 五撰家分限 寛保年間

一条左大臣関白従一位兼香公 氏長者、

元禄五年壬申生、五十二、

御家領二千四十四石余、

一条右大臣正二位左大将道香公、二十二

享保七年寅生

近衛大納言従二位内前卿、<sup>才</sup>

享保十三年戊申生、十六、

御家領二千八百六十石余、

鷹司大納言従二位基輝卿、

享保十二年丁未生、十七、

御家領千五百石、

二条大納言正三位宗基卿、

享保十二年丁未生、十七、

御家領千七百八十石余、

九条

御家領二千四十三石余、

一 吉宗公御判物高 享保二年御頂戴

薩摩・大隅并日向諸県郡之内百六十四ヶ村

高六十万五千石余

外、琉球国十二万三千七百石

右ニ相添御目錄ニ

高六十万五千八百六十三石六斗三升

惣計七十二万九千五百六十三石六斗三升

一 鹿兒島村数之事

東別府村

吉野村

坂本村

永吉郷之内永吉村

荒田村

塚之原村

花棚村

皆房村 花野村

永吉郷之内中村 永吉郷之内原良村

永吉郷之内西田村 永吉郷之内田上村

永吉郷之内大迫村 永吉郷之内小野村

下田村 川上村

草牟田村 武村

下伊敷村 上伊敷村

郡本村

右、公儀へ被差出候郷村帳之面、

一二ヶ国江掛り候外城

大口 曾木 重富

右、薩摩・大隅二ヶ国江掛ル、

財部 末吉 高城

右、大隅・日向二ヶ国江掛ル、

一義久九州御領知之事

天正十一年、九州之大守と奉称、

薩摩国廿八万三千四百八十八石七斗

大隅石十七万五千六十七石二斗

日向国十二万百八十七石式斗

肥後国三十四万八千二百二十石

筑後国三十二万五千六百九十五石

筑前国

豊後国四拾壹万八千三百十三石

豊前国拾四万石

肥前国三十万九千九百三十五石

右因或旧記見之、

一徳川家より御拝領御判物之事

家康公慶長十四年七月七日

琉球御賜之事

秀忠公慶長十四年七月五日

琉球御退治御感状

家光公寛永十一年八月四日、御判物 一軸

薩摩・大隅・日向之内・琉球領知之事

家綱公寛文四年四月五日、右同断 一軸

同日御領知御目録一卷添

綱吉公貞享元年九月廿一日、右同断 一軸

右同断

家宣公正徳二年四月十一日、右同断 一軸

右同断

吉宗公享保二年八月十一日、右同断 一軸

同月十八日御目録一卷添

家重公延享三年十月十一日、右同断

同日右同断

家治公宝暦十一年

先祖并其身勲功故代々御切米被下面々

一五拾俵 川上助太夫 一六十表 有馬安兵衛



一六十俵 新納四郎兵衛 一四十表 藪田清左衛門  
 一十八俵 野崎乘兵衛 一二十五表 中村與右衛門  
 一百五十俵 奥山佐平次 一四十表 河内仙兵衛  
 一五拾七俵 松元寿庵 一二百表 石原渡右衛門  
 石二ヰ 十一石四斗 一五十表 石原次郎右衛門  
 高五拾石物成 一四十表 富山伝内左衛門  
 一銀七拾モ分ノ四ノ分 粟大豆代 一廿七表 江川八兵衛  
 一十五表 宮之原郷八 一十五表 救仁郷天神坊  
 一百九十五表 伊勢十兵衛 一三十表 穆佐土 柚木崎平右衛門  
 一五十表 高岡土入田七郎右衛門 一二十五表 植木次郎太  
 一百表 伊佐岡伊右衛門

当分御扶持米被下置候面々

一百二十五表 吉利左右衛門 一百俵 秩父十郎右衛門  
 一七十五俵 山田弥右衛門 一十三表 羽田善左衛門  
 一五十俵 東郷藤右衛門 一廿五俵 二階堂出右衛門  
 一百廿五俵 龜山長太夫 一廿七表 酒匂平左衛門  
 一十表 大島十郎太夫

一徳川家御軍役賦

高千斛

二十三人

鍵 二筋

弓 一張

鉄砲 一挺

高一万石

騎馬 十騎

旗 五本

鍵 三十筋

弓 拾張

鉄砲 二十挺

高十万石

騎馬 百七十騎

旗 二十本

弓 六十張

鍵 百七十筋

鉄砲 三百五挺

右之通、慶長廿年被仰出、

一公義御扶持賦

高百石 七人扶持  
 高千百石 廿五人扶持  
 高一万石 百五十人扶持  
 高十万石 千五百人扶持

右、御上洛・日光御成等之節之御定なり、御出陣之時は、一倍之御扶持被下之、

一御賦定

一兵庫殿・周防殿・玄蕃殿

七十人 乗馬二疋

一 当分、筑後左衛門格式并兵庫殿・周防殿・玄蕃殿嫡子

六十人 乗馬二疋

一 御城代・万石以上之御家老

六十人 乗馬二疋

一 大身分嫡子

五十人 乗馬二疋

一 御家老

五十人 乗馬二疋

一 万石以上若御年寄

三十五人 乗馬一疋

一 万石以下若御年寄

三十人 乗馬一疋

一 若御年寄・大御目付、部屋栖之人相勤候節之御賦、家督之人御賦

より少々可相減候内にて、其人柄之程により可有多少、

一 御番頭 二十五人

一 御用人 十八人

一 御近習役

一 御留守居

一 御納戸奉行

一 物頭

一 御用達 十三人

一 御船奉行

一 御使番 十一人

一 御近習役并 納殿役人

御記録奉行 長嶋御付人 御普請奉行 高奉行

物奉行 御馬方

以上十人

一 御小納戸 御小納戸役并 中通御目付

御目付 御右筆 御鎖口演番

納殿役人添役 納殿 山奉行

郡奉行 金山奉行 御細工奉行

屋久島奉行 宗門改方 御茶道頭

御記録方

以上六人

一 唐船方受込 寺社方頭取 御勘定方小頭

以上五人

一 表方代官 帖佐與代官 御台所頭

御番屋役 御側御小姓 表御小姓

以上四人

一 奥御小姓 三人

通昭録卷三

# 鹿児島県史料集刊行一覽

集	史	料	名	執	筆	者	集	史	料	名	執	筆	者
1	薩藩政要録			桃園恵真・五味克夫	27	明赫記				宮下満郎			
2	丁丑日誌(上)		村野守次	28	要用集(上)					芳即正			
	丁丑日誌(下)		芳即正	29	要用集(下)					芳即正			
3	薩摩国新田神社文書		五味克夫	30	桂久武書翰					村野守次			
4	一向宗禁制関係資料		桃園恵真	31	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)					桐野利彦			
5	薩摩国山田文書		五味克夫・郡山良光	32	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)					宮下満郎			
6	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜		桃園恵真	33	江夏十郎関係文書					山田尚二			
7	薩摩国阿多郡史料・山田聖采日記		五味克夫・郡山良光	34	示現流関係史料					宮下満郎			
8	御登御道中日帳御下向・列朝制度		原口虎雄	35	樺山玄佐日記並雜書・樺山紹劍日記					晋哲哉			
9	明治元年戊辰戦役関係資料		村野守次	36	島津世禄記					山田尚二			
10	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説		増村宏	37	島津世家					島中彬			
11	管窺愚考・雲遊雜記傳		五味克夫	38	譯司冥加録・漂流民関係史料					宮下満郎			
12	川上忠塞一流家譜		五味克夫・桑波田興	39	薩摩藩天保改革関係史料一					尾口義男			
13	本藩人物誌		桃園恵真	40	薩藩学事一・鹿児島師範学校史料					宮下満郎			
14	薩陽過去帳		宮下満郎	41	薩藩学事二・薩藩学事三					島中彬			
15	備忘抄・家久公御養子御願一見		五味克夫	42	薩藩名勝志(その一)					吉元正幸			
16	鹿児島縣地誌(上)		桐野利彦	43	薩藩名勝志(その二)					吉元正幸			
17	鹿児島縣地誌(下)		桐野利彦	44	薩藩名勝志(その三)					吉元正幸・塩満郁夫			
18	薩藩舊土文章		五味克夫・桑波田興	45	鹿児島県布達(上)					宮下満郎			
19	薩藩先公貴翰(乾)		五味克夫・桑波田興	46	鹿児島県布達(下)					宮下満郎			
20	薩藩先公貴翰(坤)		五味克夫・桑波田興	47	伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄					堂満幸子・林匡			
21	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事		芳即正	48	勿治木古物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚日記集上下					安藤保・徳永和喜			
22	小松帯刀日記		芳即正	49	西藩烈士干城録(一)					徳永和喜			
23	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)		原口虎雄	50	西藩烈士干城録(二)					徳永和喜			
24	新修舊鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)		原口虎雄	51	西藩烈士干城録(三)					徳永和喜			
25	三州御治世要覽		宮下満郎・桑波田興	52	通昭録(一)					安藤保・清水勝			
26	桂久武日記		村野守次										

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義男 始良市歴史民俗資料館長

五味 克夫 鹿児島大学名誉教授

塩満 郁夫 鹿児島県歴史資料センター黎明館  
史料編纂委員

清水 勝 志学館大学名誉教授

晋 哲哉 元蒲生町長

堂満 幸子 鹿児島県歴史資料センター黎明館  
史料編纂委員

徳永 和喜 前鹿児島県歴史資料センター黎明館  
学芸課長

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙治 鹿児島大学教授

日隈 正守 鹿児島大学教授

三木 靖 鹿児島国際大学短期大学部名誉教授

宮下 満郎 鹿児島県歴史資料センター黎明館  
史料編纂委員

「通昭録」(一)

(鹿児島県史料集 第五十二集)

平成二十五年三月

発行

鹿児島市城山町七一  
鹿児島県立図書館  
電話 ○九九―三二四―九五一一  
FAX ○九九―三二四―五八二四

印刷

鹿児島市中央町二七一―一六  
かわち印刷有限公司  
電話 ○九九―二五四―五〇五四